

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p style="text-align: center;">I-2-①-3</p> <p>第I編 総則 第2章 工事費の積算 ①直接工事費 1 材料費</p>	<p>(ハ) (イ), (ロ)により定めることができない場合</p> <p>① (イ), (ロ)により定めることができない場合は、特別資材調査により単価決定する。 ただし、1工事において、調達価格（材料単価×使用数量、なお同一工事の1資材に複数の規格がある場合はその合計額とする）が100万円未満の場合、かつ材料単価が10万円未満の場合は見積によって決定することができる。 調達価格が100万円未満であるか、材料単価が10万円未満であるかの判断は、見積によって行う。 なお、他工事の実績や物価資料の類似品目の材料単価から類推可能な場合は、見積を省略することができる。</p> <p>② ①にかかわらず、次の資材については、特別資材調査によることとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 超大口取引量以上に使用する材料（超大口の定義は、物価資料の取引量欄を参照）</p> <p style="margin-left: 20px;">b. ゴム製の支承</p> <p style="margin-left: 20px;">c. PC桁</p> <p>③ ①の見積は、次の方法による。</p> <p style="margin-left: 20px;">(ア) 見積は、事務所長名で文書により依頼し、見積有効期限、形状寸法、品質、規格、数量、納入時期、消費税分が含まれるか否か、実勢取引価格による報告及び荷渡し場所・条件（例：現場持ち込み価格、工場渡し価格等）等の具体的条件を明示するものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">(イ) 原則として、見積りは3社以上から徴収し単価の決定は異常値（徴収した見積り全ての平均値の±30%を超えるもの）を除いた平均値とする。また、単価の有効桁は3桁（4桁以降切り捨て）とする。ただし、単価は1円までとし、1円未満は切り捨てる。</p> <p style="margin-left: 20px;">(ウ) 加工を要する材料の場合は、原則として加工を含んだ単価とする。</p> <p>(二) 変更設計のため、新たな材料単価が必要となった場合は、変更指示時点単価により積算するものとする。 変更指示時点単価とは、変更指示をした時点における最新の「建設工事積算基準第15編（単価）」及び物価資料の各月号の単価を指す。なお、物価資料は毎月20日頃に翌月号が発刊されるが、物価資料の単価を採用する場合は、変更指示をした時点の月と同月号の単価を採用する。 （例：10月25日変更指示 → 物価資料10月号の単価を採用）</p>	<p>(ハ) (イ), (ロ)により定めることができない場合</p> <p>① (イ), (ロ)により定めることができない場合は、特別資材調査により単価決定する。 ただし、1工事において、調達価格（材料単価×使用数量、なお同一工事の1資材に複数の規格がある場合はその合計額とする）が500万円未満の場合、かつ材料単価が100万円未満の場合は見積によって決定することができる。 調達価格が500万円未満であるか、材料単価が100万円未満であるかの判断は、見積によって行う。 なお、他工事の実績や物価資料の類似品目の材料単価から類推可能な場合は、見積を省略することができる。</p> <p>② ①にかかわらず、次の資材については、特別資材調査によることとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 超大口取引量以上に使用する材料（超大口の定義は、物価資料の取引量欄を参照）</p> <p style="margin-left: 20px;">b. ゴム製の支承</p> <p style="margin-left: 20px;">c. PC桁</p> <p>③ ①の見積は、次の方法による。</p> <p style="margin-left: 20px;">(ア) 見積は、事務所長名で文書により依頼し、見積有効期限、形状寸法、品質、規格、数量、納入時期、消費税分が含まれるか否か、実勢取引価格による報告及び荷渡し場所・条件（例：現場持ち込み価格、工場渡し価格等）等の具体的条件を明示するものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">(イ) 原則として、見積りは3社以上から徴収し単価の決定は異常値（徴収した見積り全ての平均値の±30%を超えるもの）を除いた平均値とする。また、単価の有効桁は3桁（4桁以降切り捨て）とする。ただし、単価は1円までとし、1円未満は切り捨てる。</p> <p style="margin-left: 20px;">(ウ) 加工を要する材料の場合は、原則として加工を含んだ単価とする。</p> <p>(二) 変更設計のため、新たな材料単価が必要となった場合は、変更指示時点単価により積算するものとする。 変更指示時点単価とは、変更指示をした時点における最新の「建設工事積算基準第15編（単価）」及び物価資料の各月号の単価を指す。なお、物価資料は毎月20日頃に翌月号が発刊されるが、物価資料の単価を採用する場合は、変更指示をした時点の月と同月号の単価を採用する。 （例：10月25日変更指示 → 物価資料10月号の単価を採用）</p>

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																								
<p style="text-align: center;">I-2-②-3</p> <p>第I編 総則</p> <p>第2章 工事費の積算</p> <p>②間接工事費</p> <p>2. 共通仮設費</p>	<p>(注) (イ) 共通仮設費対象額とは、直接工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費である。</p> <p>(ロ) 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費をいう。</p> <p>(ハ) 無償貸付機械等評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。</p> <p>(ニ) 別途製作する標識柱〔オーバーハング式（F型、T型、逆L型、WF型）、オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工場製作品単価の場合の扱いは、鋼橋・門扉等工場原価の取扱いに準ずるものとする。（t 当り製作単価として取扱う場合）</p> <p>(ホ) 現場発生産品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。</p> <p>(ヘ) 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生産品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費（材料費含む）と同じ扱いとする。</p> <p>(ト) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、次表のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 処分費（再資源化施設の入入費を含む） 2) 上下水道料金 3) 有料道路利用料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千円以下の場合</th> <th style="width: 50%;">処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">共 通 仮 設 費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現 場 管 理 費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一 般 管 理 費 等</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。 2. 処分費を計上する場合は、「第I編第2章②間接工事費 2. 共通仮設費 2-3 準備費」による。 3. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。</p>	区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千円を超える場合	共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。	現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。	一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。	<p style="text-align: center;">削除</p> <p>(注) (イ) 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費をいう。</p> <p>(ロ) 無償貸付機械等評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。</p> <p>(ハ) 別途製作する標識柱〔オーバーハング式（F型、T型、逆L型、WF型）、オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工場製作品単価の場合の扱いは、鋼橋・門扉等工場原価の取扱いに準ずるものとする。（t 当り製作単価として取扱う場合）</p> <p>(ニ) 現場発生産品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。</p> <p>(ホ) 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生産品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費（材料費含む）と同じ扱いとする。</p> <p>(ト) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、次表のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 処分費（再資源化施設の入入費を含む） 2) 上下水道料金 3) 有料道路利用料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千円以下の場合</th> <th style="width: 50%;">処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">共 通 仮 設 費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現 場 管 理 費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一 般 管 理 費 等</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。 2. 処分費を計上する場合は、「第I編第2章②間接工事費 2. 共通仮設費 2-3 準備費」による。 3. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。</p>	区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千円を超える場合	共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。	現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。	一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。
区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千円を超える場合																								
共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。																								
現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。																								
一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。																								
区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千円を超える場合																								
共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。																								
現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。																								
一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。																								

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																				
<p>I-2-②-4 第I編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 2. 共通仮設費</p>	<p>別表 本建設工事積算基準に記載のある工場製作関係工種のうち、材料費（製作費含む）として積算する項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">工場製作関係工種</th> <th style="width: 70%;">項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路標識設置工</td> <td>大型標識柱製作〔オーバーハング式(F型, T型, 逆L型, WF型)オーバーヘッド式〕</td> </tr> <tr> <td><u>オープンケーソン工</u></td> <td><u>刃口金物製作</u></td> </tr> <tr> <td>ニューマチックケーソン工</td> <td>刃口金物製作</td> </tr> <tr> <td>床版補強工（鋼板接着工法）</td> <td>鋼板製作</td> </tr> <tr> <td>床版補強工（増桁架設工法）</td> <td>桁製作</td> </tr> <tr> <td>遮音壁設置工</td> <td>支柱製作</td> </tr> <tr> <td>P C橋片持架設工</td> <td>鋼製型枠製作</td> </tr> <tr> <td><u>鋼スノーシェッド工</u></td> <td><u>スノーシェッド製作</u></td> </tr> <tr> <td>鋼管矢板基礎工</td> <td>コネクター、導棒製作</td> </tr> <tr> <td>鋼板巻立工（エポキシ樹脂構造）</td> <td>鋼板製作</td> </tr> <tr> <td>鋼板巻立工（無収縮モルタル構造）</td> <td>鋼板製作</td> </tr> <tr> <td>鋼橋製作工</td> <td>支承、排水装置製作</td> </tr> <tr> <td><u>桁連結工</u></td> <td><u>桁連結装置製作</u></td> </tr> <tr> <td>鋼製砂防工</td> <td>別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材製作</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">(注) 1. 上記項目の費用は、共通仮設費及び現場管理費の率計算の対象額に含めない。 2. 上記以外の工場製作関係工種の項目について、共通仮設費及び現場管理費の率計算の対象額に含めるか否かについては、見積や特別資材調査の結果を参考に判断すること。 3. 落橋防止装置工の項目（鋼製ブラケット製作等）については「平成29年8月28日付技第311号落橋防止装置工の積算について」によること。</p>	工場製作関係工種	項目	道路標識設置工	大型標識柱製作〔オーバーハング式(F型, T型, 逆L型, WF型)オーバーヘッド式〕	<u>オープンケーソン工</u>	<u>刃口金物製作</u>	ニューマチックケーソン工	刃口金物製作	床版補強工（鋼板接着工法）	鋼板製作	床版補強工（増桁架設工法）	桁製作	遮音壁設置工	支柱製作	P C橋片持架設工	鋼製型枠製作	<u>鋼スノーシェッド工</u>	<u>スノーシェッド製作</u>	鋼管矢板基礎工	コネクター、導棒製作	鋼板巻立工（エポキシ樹脂構造）	鋼板製作	鋼板巻立工（無収縮モルタル構造）	鋼板製作	鋼橋製作工	支承、排水装置製作	<u>桁連結工</u>	<u>桁連結装置製作</u>	鋼製砂防工	別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材製作	<p>別表 本建設工事積算基準に記載のある工場製作関係工種のうち、材料費（製作費含む）として積算する項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">工場製作関係工種</th> <th style="width: 70%;">項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路標識設置工</td> <td>大型標識柱製作〔オーバーハング式(F型, T型, 逆L型, WF型)オーバーヘッド式〕</td> </tr> <tr> <td>ニューマチックケーソン工</td> <td>刃口金物製作</td> </tr> <tr> <td>床版補強工（鋼板接着工法）</td> <td>鋼板製作</td> </tr> <tr> <td>床版補強工（増桁架設工法）</td> <td>桁製作</td> </tr> <tr> <td>遮音壁設置工</td> <td>支柱製作</td> </tr> <tr> <td>P C橋片持架設工</td> <td>鋼製型枠製作</td> </tr> <tr> <td>鋼管矢板基礎工</td> <td>コネクター、導棒製作</td> </tr> <tr> <td>鋼板巻立工</td> <td>鋼板製作</td> </tr> <tr> <td>鋼橋製作工</td> <td>支承、排水装置製作</td> </tr> <tr> <td>鋼製砂防工</td> <td>別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材製作</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">(注) 1. 上記項目の費用は、共通仮設費及び現場管理費の率計算の対象額に含めない。 2. 上記以外の工場製作関係工種の項目について、共通仮設費及び現場管理費の率計算の対象額に含めるか否かについては、見積や特別資材調査の結果を参考に判断すること。 3. 落橋防止装置工の項目（鋼製ブラケット製作等）については「平成29年8月28日付技第311号落橋防止装置工の積算について」によること。</p>	工場製作関係工種	項目	道路標識設置工	大型標識柱製作〔オーバーハング式(F型, T型, 逆L型, WF型)オーバーヘッド式〕	ニューマチックケーソン工	刃口金物製作	床版補強工（鋼板接着工法）	鋼板製作	床版補強工（増桁架設工法）	桁製作	遮音壁設置工	支柱製作	P C橋片持架設工	鋼製型枠製作	鋼管矢板基礎工	コネクター、導棒製作	鋼板巻立工	鋼板製作	鋼橋製作工	支承、排水装置製作	鋼製砂防工	別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材製作
工場製作関係工種	項目																																																					
道路標識設置工	大型標識柱製作〔オーバーハング式(F型, T型, 逆L型, WF型)オーバーヘッド式〕																																																					
<u>オープンケーソン工</u>	<u>刃口金物製作</u>																																																					
ニューマチックケーソン工	刃口金物製作																																																					
床版補強工（鋼板接着工法）	鋼板製作																																																					
床版補強工（増桁架設工法）	桁製作																																																					
遮音壁設置工	支柱製作																																																					
P C橋片持架設工	鋼製型枠製作																																																					
<u>鋼スノーシェッド工</u>	<u>スノーシェッド製作</u>																																																					
鋼管矢板基礎工	コネクター、導棒製作																																																					
鋼板巻立工（エポキシ樹脂構造）	鋼板製作																																																					
鋼板巻立工（無収縮モルタル構造）	鋼板製作																																																					
鋼橋製作工	支承、排水装置製作																																																					
<u>桁連結工</u>	<u>桁連結装置製作</u>																																																					
鋼製砂防工	別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材製作																																																					
工場製作関係工種	項目																																																					
道路標識設置工	大型標識柱製作〔オーバーハング式(F型, T型, 逆L型, WF型)オーバーヘッド式〕																																																					
ニューマチックケーソン工	刃口金物製作																																																					
床版補強工（鋼板接着工法）	鋼板製作																																																					
床版補強工（増桁架設工法）	桁製作																																																					
遮音壁設置工	支柱製作																																																					
P C橋片持架設工	鋼製型枠製作																																																					
鋼管矢板基礎工	コネクター、導棒製作																																																					
鋼板巻立工	鋼板製作																																																					
鋼橋製作工	支承、排水装置製作																																																					
鋼製砂防工	別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部材製作																																																					

改定
(一部削除)

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																																																																																				
<p>I-2-②-14 第I編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 2-2運搬費</p>	<p style="text-align: center;">表3.1 基本運賃表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>貨物自動車規格</th> <th>機械名</th> <th>規格</th> <th>20kmまで (円)</th> <th>50kmまで (円)</th> <th>100kmまで (円)</th> <th>150kmまで (円)</th> <th>200kmまで (円)</th> <th>200kmを超え20kmまでを増す毎に (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center;">20 t 車以上 30t 車まで</td> <td>路面切削機</td> <td>2.0m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ</td> <td>深0.6m幅 2.0m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ</td> <td>深1.2m幅 2.0m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自走式破碎機</td> <td>クラッシャー 一寸法 開450 mm 幅925 mm</td> <td style="text-align: center;"><u>62,500</u></td> <td style="text-align: center;"><u>76,000</u></td> <td style="text-align: center;"><u>98,000</u></td> <td style="text-align: center;"><u>120,500</u></td> <td style="text-align: center;"><u>142,500</u></td> <td style="text-align: center;"><u>8,900</u></td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機</td> <td>鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>バックホウ(超ロングアーム型)</td> <td>山積0.4m3 ／平積0.3m3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 450km を超える場合は別途考慮する。 2. 誘導車、誘導員の費用は含んでいる。</p>	貨物自動車規格	機械名	規格	20kmまで (円)	50kmまで (円)	100kmまで (円)	150kmまで (円)	200kmまで (円)	200kmを超え20kmまでを増す毎に (円)	20 t 車以上 30t 車まで	路面切削機	2.0m							スタビライザ	深0.6m幅 2.0m							スタビライザ	深1.2m幅 2.0m							自走式破碎機	クラッシャー 一寸法 開450 mm 幅925 mm	<u>62,500</u>	<u>76,000</u>	<u>98,000</u>	<u>120,500</u>	<u>142,500</u>	<u>8,900</u>	油圧式杭圧入引抜機	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用							バックホウ(超ロングアーム型)	山積0.4m3 ／平積0.3m3							各種	—							<p style="text-align: center;">表3.1 基本運賃表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>貨物自動車規格</th> <th>機械名</th> <th>規格</th> <th>20kmまで (円)</th> <th>50kmまで (円)</th> <th>100kmまで (円)</th> <th>150kmまで (円)</th> <th>200kmまで (円)</th> <th>200kmを超え20kmまでを増す毎に (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center;">20 t 車以上 30t 車まで</td> <td>路面切削機</td> <td>2.0m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ</td> <td>深0.6m幅 2.0m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ</td> <td>深1.2m幅 2.0m</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自走式破碎機</td> <td>クラッシャー 一寸法 開450 mm 幅925 mm</td> <td style="text-align: center;"><u>71,000</u></td> <td style="text-align: center;"><u>87,000</u></td> <td style="text-align: center;"><u>112,000</u></td> <td style="text-align: center;"><u>137,000</u></td> <td style="text-align: center;"><u>163,000</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,200</u></td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機</td> <td>鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>バックホウ(超ロングアーム型)</td> <td>山積0.4m3 ／平積0.3m3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 450km を超える場合は別途考慮する。 2. 誘導車、誘導員の費用は含んでいる。</p>	貨物自動車規格	機械名	規格	20kmまで (円)	50kmまで (円)	100kmまで (円)	150kmまで (円)	200kmまで (円)	200kmを超え20kmまでを増す毎に (円)	20 t 車以上 30t 車まで	路面切削機	2.0m							スタビライザ	深0.6m幅 2.0m							スタビライザ	深1.2m幅 2.0m							自走式破碎機	クラッシャー 一寸法 開450 mm 幅925 mm	<u>71,000</u>	<u>87,000</u>	<u>112,000</u>	<u>137,000</u>	<u>163,000</u>	<u>10,200</u>	油圧式杭圧入引抜機	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用							バックホウ(超ロングアーム型)	山積0.4m3 ／平積0.3m3							各種	—						
貨物自動車規格	機械名	規格	20kmまで (円)	50kmまで (円)	100kmまで (円)	150kmまで (円)	200kmまで (円)	200kmを超え20kmまでを増す毎に (円)																																																																																																																														
20 t 車以上 30t 車まで	路面切削機	2.0m																																																																																																																																				
	スタビライザ	深0.6m幅 2.0m																																																																																																																																				
	スタビライザ	深1.2m幅 2.0m																																																																																																																																				
	自走式破碎機	クラッシャー 一寸法 開450 mm 幅925 mm	<u>62,500</u>	<u>76,000</u>	<u>98,000</u>	<u>120,500</u>	<u>142,500</u>	<u>8,900</u>																																																																																																																														
	油圧式杭圧入引抜機	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用																																																																																																																																				
	バックホウ(超ロングアーム型)	山積0.4m3 ／平積0.3m3																																																																																																																																				
	各種	—																																																																																																																																				
貨物自動車規格	機械名	規格	20kmまで (円)	50kmまで (円)	100kmまで (円)	150kmまで (円)	200kmまで (円)	200kmを超え20kmまでを増す毎に (円)																																																																																																																														
20 t 車以上 30t 車まで	路面切削機	2.0m																																																																																																																																				
	スタビライザ	深0.6m幅 2.0m																																																																																																																																				
	スタビライザ	深1.2m幅 2.0m																																																																																																																																				
	自走式破碎機	クラッシャー 一寸法 開450 mm 幅925 mm	<u>71,000</u>	<u>87,000</u>	<u>112,000</u>	<u>137,000</u>	<u>163,000</u>	<u>10,200</u>																																																																																																																														
	油圧式杭圧入引抜機	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用																																																																																																																																				
	バックホウ(超ロングアーム型)	山積0.4m3 ／平積0.3m3																																																																																																																																				
	各種	—																																																																																																																																				

→ 改定

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																																																																																								
<p>I-2-②-19 第I編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 2-2運搬費</p>	<p>2) 施工歩掛 (イ) 使用機械の規格選定 分解・組立に使用するクレーンは、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表5.2 クレーンの規格選定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機械区分</th> <th rowspan="2">規格</th> <th colspan="2">分解組立用クレーン</th> </tr> <tr> <th>機械名</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械</td> <td>表5.1参照</td> <td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕</td> <td>25t吊</td> </tr> <tr> <td>21t級以下</td> <td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕</td> <td>25t吊</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ブルドーザ</td> <td>44t級以下</td> <td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕</td> <td>25t吊</td> </tr> <tr> <td>質量60t以下</td> <td rowspan="4">ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕</td> <td>25t吊</td> </tr> <tr> <td>質量120t以下</td> <td rowspan="3">60t吊</td> </tr> <tr> <td>質量60t以下</td> </tr> <tr> <td>質量120t以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地盤改良機 サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 プレファブリケートッドパー チカルドレージ打機</td> <td>質量180t以下</td> <td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕</td> <td>60t吊</td> </tr> <tr> <td>35t吊以下 (クラムシエル平積0.6㎡含む)</td> <td rowspan="3">ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕</td> <td>25t吊</td> </tr> <tr> <td>80t吊以下 (クラムシエル平積2.0㎡以下含む)</td> <td rowspan="2">60t吊</td> </tr> <tr> <td>150t吊以下 (クラムシエル平積3.0㎡以下含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">クローラクレーン系</td> <td>300t吊以下</td> <td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕</td> <td>60t吊</td> </tr> <tr> <td>表5.1参照</td> <td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕</td> <td>70t吊</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トラッククレーン系</td> <td>200t吊以上 360t吊以下</td> <td>リフター〔せり上げ能力〕</td> <td>50t</td> </tr> <tr> <td>550t吊以下</td> <td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕</td> <td>60t吊</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">クローラ式杭打機</td> <td>質量60t以下</td> <td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕</td> <td>60t吊</td> </tr> <tr> <td>質量100t以下</td> <td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕</td> <td>60t吊</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕</td> <td>質量150t以下</td> <td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕</td> <td>60t吊</td> </tr> <tr> <td>表5.1参照</td> <td>クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第1次基準値)〕</td> <td>60～65t吊</td> </tr> <tr> <td>表5.1参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型排出ガス対策型(第3次基準値)〕 70t吊を使用する場合〕</td> <td>クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)〕</td> <td>70t吊</td> </tr> <tr> <td>表5.1参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型排出ガス対策型(第3次基準値)〕 100t吊を使用する場合〕</td> <td>クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)〕</td> <td>100t吊</td> </tr> </tbody> </table>	機械区分	規格	分解組立用クレーン		機械名	規格	バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械	表5.1参照	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25t吊	21t級以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25t吊	ブルドーザ	44t級以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25t吊	質量60t以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25t吊	質量120t以下	60t吊	質量60t以下	質量120t以下	地盤改良機 サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 プレファブリケートッドパー チカルドレージ打機	質量180t以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	60t吊	35t吊以下 (クラムシエル平積0.6㎡含む)	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25t吊	80t吊以下 (クラムシエル平積2.0㎡以下含む)	60t吊	150t吊以下 (クラムシエル平積3.0㎡以下含む)	クローラクレーン系	300t吊以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	60t吊	表5.1参照	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	70t吊	トラッククレーン系	200t吊以上 360t吊以下	リフター〔せり上げ能力〕	50t	550t吊以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	60t吊	クローラ式杭打機	質量60t以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	60t吊	質量100t以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	60t吊	オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	質量150t以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	60t吊	表5.1参照	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第1次基準値)〕	60～65t吊	表5.1参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型排出ガス対策型(第3次基準値)〕 70t吊を使用する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)〕	70t吊	表5.1参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型排出ガス対策型(第3次基準値)〕 100t吊を使用する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)〕	100t吊	<p>2) 施工歩掛 (イ) 使用機械の規格選定 分解・組立に使用するクレーンは、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表5.2 クレーンの規格選定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機械区分</th> <th rowspan="2">規格</th> <th colspan="2">分解組立用クレーン</th> </tr> <tr> <th>機械名</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械</td> <td>表5.1参照</td> <td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕</td> <td>25t吊</td> </tr> <tr> <td>21t級以下</td> <td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕</td> <td>25t吊</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ブルドーザ</td> <td>44t級以下</td> <td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕</td> <td>25t吊</td> </tr> <tr> <td>質量60t以下</td> <td rowspan="4">ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕</td> <td>25t吊</td> </tr> <tr> <td>質量120t以下</td> <td rowspan="3">60t吊</td> </tr> <tr> <td>質量60t以下</td> </tr> <tr> <td>質量120t以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地盤改良機 サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 プレファブリケートッドパー チカルドレージ打機</td> <td>質量180t以下</td> <td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕</td> <td>60t吊</td> </tr> <tr> <td>35t吊以下 (クラムシエル平積0.6㎡含む)</td> <td rowspan="3">ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕</td> <td>25t吊</td> </tr> <tr> <td>80t吊以下 (クラムシエル平積2.0㎡以下含む)</td> <td rowspan="2">60t吊</td> </tr> <tr> <td>150t吊以下 (クラムシエル平積3.0㎡以下含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">クローラクレーン系</td> <td>300t吊以下</td> <td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕</td> <td>60t吊</td> </tr> <tr> <td>表5.1参照</td> <td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕</td> <td>70t吊</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">トラッククレーン系</td> <td>200t吊以上 360t吊以下</td> <td>リフター〔せり上げ能力〕</td> <td>50t</td> </tr> <tr> <td>550t吊以下</td> <td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕</td> <td>60t吊</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">クローラ式杭打機</td> <td>質量60t以下</td> <td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕</td> <td>60t吊</td> </tr> <tr> <td>質量100t以下</td> <td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕</td> <td>60t吊</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕</td> <td>質量150t以下</td> <td>ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕</td> <td>60t吊</td> </tr> <tr> <td>表5.1参照</td> <td>クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)〕</td> <td>70t吊</td> </tr> <tr> <td>表5.1参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型排出ガス対策型(第3次基準値)〕 70t吊を使用する場合〕</td> <td>クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)〕</td> <td>70t吊</td> </tr> <tr> <td>表5.1参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型排出ガス対策型(2011年規制)〕 100t吊を使用する場合〕</td> <td>クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 (2011年規制)〕</td> <td>100t吊</td> </tr> </tbody> </table>	機械区分	規格	分解組立用クレーン		機械名	規格	バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械	表5.1参照	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25t吊	21t級以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25t吊	ブルドーザ	44t級以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25t吊	質量60t以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25t吊	質量120t以下	60t吊	質量60t以下	質量120t以下	地盤改良機 サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 プレファブリケートッドパー チカルドレージ打機	質量180t以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	60t吊	35t吊以下 (クラムシエル平積0.6㎡含む)	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25t吊	80t吊以下 (クラムシエル平積2.0㎡以下含む)	60t吊	150t吊以下 (クラムシエル平積3.0㎡以下含む)	クローラクレーン系	300t吊以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	60t吊	表5.1参照	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	70t吊	トラッククレーン系	200t吊以上 360t吊以下	リフター〔せり上げ能力〕	50t	550t吊以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	60t吊	クローラ式杭打機	質量60t以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	60t吊	質量100t以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	60t吊	オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	質量150t以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	60t吊	表5.1参照	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)〕	70t吊	表5.1参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型排出ガス対策型(第3次基準値)〕 70t吊を使用する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)〕	70t吊	表5.1参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型排出ガス対策型(2011年規制)〕 100t吊を使用する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 (2011年規制)〕	100t吊
機械区分	規格			分解組立用クレーン																																																																																																																																						
		機械名	規格																																																																																																																																							
バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械	表5.1参照	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25t吊																																																																																																																																							
	21t級以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25t吊																																																																																																																																							
ブルドーザ	44t級以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25t吊																																																																																																																																							
	質量60t以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25t吊																																																																																																																																							
質量120t以下	60t吊																																																																																																																																									
質量60t以下																																																																																																																																										
質量120t以下																																																																																																																																										
地盤改良機 サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 プレファブリケートッドパー チカルドレージ打機	質量180t以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	60t吊																																																																																																																																							
	35t吊以下 (クラムシエル平積0.6㎡含む)	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25t吊																																																																																																																																							
80t吊以下 (クラムシエル平積2.0㎡以下含む)	60t吊																																																																																																																																									
150t吊以下 (クラムシエル平積3.0㎡以下含む)																																																																																																																																										
クローラクレーン系	300t吊以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	60t吊																																																																																																																																							
	表5.1参照	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	70t吊																																																																																																																																							
トラッククレーン系	200t吊以上 360t吊以下	リフター〔せり上げ能力〕	50t																																																																																																																																							
	550t吊以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	60t吊																																																																																																																																							
クローラ式杭打機	質量60t以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	60t吊																																																																																																																																							
	質量100t以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	60t吊																																																																																																																																							
オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	質量150t以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	60t吊																																																																																																																																							
	表5.1参照	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第1次基準値)〕	60～65t吊																																																																																																																																							
	表5.1参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型排出ガス対策型(第3次基準値)〕 70t吊を使用する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)〕	70t吊																																																																																																																																							
	表5.1参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型排出ガス対策型(第3次基準値)〕 100t吊を使用する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)〕	100t吊																																																																																																																																							
機械区分	規格	分解組立用クレーン																																																																																																																																								
		機械名	規格																																																																																																																																							
バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械	表5.1参照	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25t吊																																																																																																																																							
	21t級以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25t吊																																																																																																																																							
ブルドーザ	44t級以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25t吊																																																																																																																																							
	質量60t以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25t吊																																																																																																																																							
質量120t以下	60t吊																																																																																																																																									
質量60t以下																																																																																																																																										
質量120t以下																																																																																																																																										
地盤改良機 サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機 深層混合処理機 プレファブリケートッドパー チカルドレージ打機	質量180t以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	60t吊																																																																																																																																							
	35t吊以下 (クラムシエル平積0.6㎡含む)	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	25t吊																																																																																																																																							
80t吊以下 (クラムシエル平積2.0㎡以下含む)	60t吊																																																																																																																																									
150t吊以下 (クラムシエル平積3.0㎡以下含む)																																																																																																																																										
クローラクレーン系	300t吊以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	60t吊																																																																																																																																							
	表5.1参照	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	70t吊																																																																																																																																							
トラッククレーン系	200t吊以上 360t吊以下	リフター〔せり上げ能力〕	50t																																																																																																																																							
	550t吊以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	60t吊																																																																																																																																							
クローラ式杭打機	質量60t以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	60t吊																																																																																																																																							
	質量100t以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	60t吊																																																																																																																																							
オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	質量150t以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第2次基準値)〕	60t吊																																																																																																																																							
	表5.1参照	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)〕	70t吊																																																																																																																																							
	表5.1参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型排出ガス対策型(第3次基準値)〕 70t吊を使用する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準値)〕	70t吊																																																																																																																																							
	表5.1参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型排出ガス対策型(2011年規制)〕 100t吊を使用する場合〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 (2011年規制)〕	100t吊																																																																																																																																							



削除

次ページ表より結合

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																																																																																																																
<p>I-2-②-20 第I編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 2-2運搬費</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">表5.2 クレーンの規格選定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 械 区 分</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th colspan="2">分解組立用クレーン</th> </tr> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕</td> <td>表5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型排出ガス対策型（2011年規制） 100t吊を使用する場合〕〕</td> <td>クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 （2011年規制）〕</td> <td>100t吊</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(注) 1. ラフテレーンクレーン、リフターは、賃料とし、クローラクレーンは損料とする。 なお、リフター（せり上げ能力50t）の供用1日あたり賃料は224,000円を標準とする。（オペレータ ー、燃料油脂費を含み、回送、運搬費は含まない。） 2. 現道および高架下等のラフテレーンクレーンによる分解組立作業が困難な場合は、リフターを使用 することができる。 3. 現場条件により上表により難い場合は、別途考慮する。</p> <p>(ロ) 歩掛 分解・組立1台1回当り歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表5.3 分解・組立1台1回当り歩掛</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 械 区 分</th> <th>規 格</th> <th>労 務 歩 掛 特殊作業員 (人) 〔分解+組立〕</th> <th>クレーン 運転歩掛 (日) 〔分解+組立〕</th> <th>運 搬 費 等 率 (%)</th> <th>諸 雑 費 率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ブルドーザ</td> <td>21t級以下</td> <td>2.8</td> <td>2.1</td> <td>155</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>44t級以下</td> <td>4.6</td> <td>3.4</td> <td>153</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バックホウ系</td> <td>山積1.4m以下 〔油圧クラムシエル ・テレスコピック 0.4m以上 0.6m以下含む〕</td> <td>2.7</td> <td>1.4</td> <td>250</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>山積2.1m以下</td> <td>4.5</td> <td>2.3</td> <td>256</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">クローラクレーン系</td> <td>35t吊以下 〔クラムシエル 平積0.6m含む〕</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>444</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>80t吊以下 〔クラムシエル 平積2.0m以下含む〕</td> <td>5.5</td> <td>1.5</td> <td>434</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>150t吊以下 〔クラムシエル 平積3.0m以下含む〕</td> <td>11.3</td> <td>3.1</td> <td>315</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>300t吊以下</td> <td>20.5</td> <td>5.7</td> <td>313</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">トラッククレーン系</td> <td>120t吊以下</td> <td>4.3</td> <td>1.5</td> <td>394</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>160t吊以下</td> <td>5.7</td> <td>1.9</td> <td>409</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>360t吊以下</td> <td>11.7</td> <td>4.0</td> <td>399</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>550t吊以下</td> <td>20.9</td> <td>7.1</td> <td>401</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>200t吊以上 360t吊以下 (リフターを使 用する場合)</td> <td>11.0</td> <td>2.7</td> <td>392</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table>	機 械 区 分	規 格	分解組立用クレーン		機 械 名	規 格	オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	表5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型排出ガス対策型（2011年規制） 100t吊を使用する場合〕〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 （2011年規制）〕	100t吊	機 械 区 分	規 格	労 務 歩 掛 特殊作業員 (人) 〔分解+組立〕	クレーン 運転歩掛 (日) 〔分解+組立〕	運 搬 費 等 率 (%)	諸 雑 費 率 (%)	ブルドーザ	21t級以下	2.8	2.1	155	21	44t級以下	4.6	3.4	153	21	バックホウ系	山積1.4m以下 〔油圧クラムシエル ・テレスコピック 0.4m以上 0.6m以下含む〕	2.7	1.4	250	24	山積2.1m以下	4.5	2.3	256	25	クローラクレーン系	35t吊以下 〔クラムシエル 平積0.6m含む〕	3.0	0.8	444	22	80t吊以下 〔クラムシエル 平積2.0m以下含む〕	5.5	1.5	434	21	150t吊以下 〔クラムシエル 平積3.0m以下含む〕	11.3	3.1	315	15	300t吊以下	20.5	5.7	313	15	トラッククレーン系	120t吊以下	4.3	1.5	394	75	160t吊以下	5.7	1.9	409	78	360t吊以下	11.7	4.0	399	75	550t吊以下	20.9	7.1	401	76	200t吊以上 360t吊以下 (リフターを使 用する場合)	11.0	2.7	392	83	<p style="text-align: center;">前ページ表に結合</p> <p>(注) 1. ラフテレーンクレーン、リフターは、賃料とし、クローラクレーンは損料とする。 なお、リフター（せり上げ能力50t）の供用1日あたり賃料は224,000円を標準とする。（オペレータ ー、燃料油脂費を含み、回送、運搬費は含まない。） 2. 現道および高架下等のラフテレーンクレーンによる分解組立作業が困難な場合は、リフターを使用 することができる。 3. 現場条件により上表により難い場合は、別途考慮する。</p> <p>(ロ) 歩掛 分解・組立1台1回当り歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表5.3 分解・組立1台1回当り歩掛</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 械 区 分</th> <th>規 格</th> <th>労 務 歩 掛 特殊作業員 (人) 〔分解+組立〕</th> <th>クレーン 運転歩掛 (日) 〔分解+組立〕</th> <th>運 搬 費 等 率 (%)</th> <th>諸 雑 費 率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ブルドーザ</td> <td>21t級以下</td> <td>2.8</td> <td>2.1</td> <td>155</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>44t級以下</td> <td>4.6</td> <td>3.4</td> <td>153</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バックホウ系</td> <td>山積1.4m以下 〔油圧クラムシエル ・テレスコピック 0.4m以上 0.6m以下含む〕</td> <td>2.7</td> <td>1.4</td> <td>250</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>山積2.1m以下</td> <td>4.5</td> <td>2.3</td> <td>256</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">クローラクレーン系</td> <td>35t吊以下 〔クラムシエル 平積0.6m含む〕</td> <td>3.0</td> <td>0.8</td> <td>444</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>80t吊以下 〔クラムシエル 平積2.0m以下含む〕</td> <td>5.5</td> <td>1.5</td> <td>434</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>150t吊以下 〔クラムシエル 平積3.0m以下含む〕</td> <td>11.3</td> <td>3.1</td> <td>315</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>300t吊以下</td> <td>20.5</td> <td>5.7</td> <td>313</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">トラッククレーン系</td> <td>120t吊以下</td> <td>4.3</td> <td>1.5</td> <td>394</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>160t吊以下</td> <td>5.7</td> <td>1.9</td> <td>409</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>360t吊以下</td> <td>11.7</td> <td>4.0</td> <td>399</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>550t吊以下</td> <td>20.9</td> <td>7.1</td> <td>401</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>200t吊以上 360t吊以下 (リフターを使 用する場合)</td> <td>11.0</td> <td>2.7</td> <td>392</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table>	機 械 区 分	規 格	労 務 歩 掛 特殊作業員 (人) 〔分解+組立〕	クレーン 運転歩掛 (日) 〔分解+組立〕	運 搬 費 等 率 (%)	諸 雑 費 率 (%)	ブルドーザ	21t級以下	2.8	2.1	155	21	44t級以下	4.6	3.4	153	21	バックホウ系	山積1.4m以下 〔油圧クラムシエル ・テレスコピック 0.4m以上 0.6m以下含む〕	2.7	1.4	250	24	山積2.1m以下	4.5	2.3	256	25	クローラクレーン系	35t吊以下 〔クラムシエル 平積0.6m含む〕	3.0	0.8	444	22	80t吊以下 〔クラムシエル 平積2.0m以下含む〕	5.5	1.5	434	21	150t吊以下 〔クラムシエル 平積3.0m以下含む〕	11.3	3.1	315	15	300t吊以下	20.5	5.7	313	15	トラッククレーン系	120t吊以下	4.3	1.5	394	75	160t吊以下	5.7	1.9	409	78	360t吊以下	11.7	4.0	399	75	550t吊以下	20.9	7.1	401	76	200t吊以上 360t吊以下 (リフターを使 用する場合)	11.0	2.7	392	83
機 械 区 分	規 格			分解組立用クレーン																																																																																																																																																														
		機 械 名	規 格																																																																																																																																																															
オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	表5.1 参照 〔本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ 型排出ガス対策型（2011年規制） 100t吊を使用する場合〕〕	クローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ ラチスジブ型 排出ガス対策型 （2011年規制）〕	100t吊																																																																																																																																																															
機 械 区 分	規 格	労 務 歩 掛 特殊作業員 (人) 〔分解+組立〕	クレーン 運転歩掛 (日) 〔分解+組立〕	運 搬 費 等 率 (%)	諸 雑 費 率 (%)																																																																																																																																																													
ブルドーザ	21t級以下	2.8	2.1	155	21																																																																																																																																																													
	44t級以下	4.6	3.4	153	21																																																																																																																																																													
バックホウ系	山積1.4m以下 〔油圧クラムシエル ・テレスコピック 0.4m以上 0.6m以下含む〕	2.7	1.4	250	24																																																																																																																																																													
	山積2.1m以下	4.5	2.3	256	25																																																																																																																																																													
クローラクレーン系	35t吊以下 〔クラムシエル 平積0.6m含む〕	3.0	0.8	444	22																																																																																																																																																													
	80t吊以下 〔クラムシエル 平積2.0m以下含む〕	5.5	1.5	434	21																																																																																																																																																													
	150t吊以下 〔クラムシエル 平積3.0m以下含む〕	11.3	3.1	315	15																																																																																																																																																													
	300t吊以下	20.5	5.7	313	15																																																																																																																																																													
トラッククレーン系	120t吊以下	4.3	1.5	394	75																																																																																																																																																													
	160t吊以下	5.7	1.9	409	78																																																																																																																																																													
	360t吊以下	11.7	4.0	399	75																																																																																																																																																													
	550t吊以下	20.9	7.1	401	76																																																																																																																																																													
	200t吊以上 360t吊以下 (リフターを使 用する場合)	11.0	2.7	392	83																																																																																																																																																													
機 械 区 分	規 格	労 務 歩 掛 特殊作業員 (人) 〔分解+組立〕	クレーン 運転歩掛 (日) 〔分解+組立〕	運 搬 費 等 率 (%)	諸 雑 費 率 (%)																																																																																																																																																													
ブルドーザ	21t級以下	2.8	2.1	155	21																																																																																																																																																													
	44t級以下	4.6	3.4	153	21																																																																																																																																																													
バックホウ系	山積1.4m以下 〔油圧クラムシエル ・テレスコピック 0.4m以上 0.6m以下含む〕	2.7	1.4	250	24																																																																																																																																																													
	山積2.1m以下	4.5	2.3	256	25																																																																																																																																																													
クローラクレーン系	35t吊以下 〔クラムシエル 平積0.6m含む〕	3.0	0.8	444	22																																																																																																																																																													
	80t吊以下 〔クラムシエル 平積2.0m以下含む〕	5.5	1.5	434	21																																																																																																																																																													
	150t吊以下 〔クラムシエル 平積3.0m以下含む〕	11.3	3.1	315	15																																																																																																																																																													
	300t吊以下	20.5	5.7	313	15																																																																																																																																																													
トラッククレーン系	120t吊以下	4.3	1.5	394	75																																																																																																																																																													
	160t吊以下	5.7	1.9	409	78																																																																																																																																																													
	360t吊以下	11.7	4.0	399	75																																																																																																																																																													
	550t吊以下	20.9	7.1	401	76																																																																																																																																																													
	200t吊以上 360t吊以下 (リフターを使 用する場合)	11.0	2.7	392	83																																																																																																																																																													

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																																																																																																																										
<p>I-2-2-23 第I編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 2-2運搬費</p>	<p style="text-align: center;">表5.3 分解・組立1台1回当り歩掛</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 械 区 分</th> <th>規 格</th> <th>労務歩掛 特殊作業員 (人) [分解+組立]</th> <th>クレーン 運転歩掛 (日) [分解+組立]</th> <th>運搬費 等 率 (%)</th> <th>諸 雑 費 率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トラッククレーン系</td> <td>550t以下 (リフターを使用する場合)</td> <td>19.4</td> <td>4.9</td> <td>390</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">クローラ式杭打機</td> <td>60t以下</td> <td>8.6</td> <td>2.1</td> <td>163</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>100t以下</td> <td>15.5</td> <td>3.7</td> <td>164</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>150t以下</td> <td>23.5</td> <td>5.6</td> <td>163</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕</td> <td>—</td> <td>3.9</td> <td>3.4</td> <td>595</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕</td> <td>—</td> <td>4.9</td> <td>11.9(h)</td> <td>558</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（第3次基準値）〕70t吊を使用する場合</td> <td>4.9</td> <td>11.9(h)</td> <td>490</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（第3次基準値）〕100t吊を使用する場合</td> <td>4.9</td> <td>11.9(h)</td> <td>370</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">地盤改良機械</td> <td rowspan="2">中層混合処理機</td> <td>60t以下</td> <td>16.0</td> <td>2.4</td> <td>265</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>120t以下</td> <td>41.2</td> <td>6.3</td> <td>211</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機</td> <td>60t以下</td> <td>16.0</td> <td>2.4</td> <td>213</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>120t以下</td> <td>41.2</td> <td>6.3</td> <td>211</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>プレファブリケートッド バーチカルドレーン打機</td> <td>180t以下</td> <td>64.6</td> <td>9.9</td> <td>210</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>トンネル用機械</td> <td>—</td> <td>5.4</td> <td>2.0</td> <td>582</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>	機 械 区 分	規 格	労務歩掛 特殊作業員 (人) [分解+組立]	クレーン 運転歩掛 (日) [分解+組立]	運搬費 等 率 (%)	諸 雑 費 率 (%)	トラッククレーン系	550t以下 (リフターを使用する場合)	19.4	4.9	390	83	クローラ式杭打機	60t以下	8.6	2.1	163	2	100t以下	15.5	3.7	164	2	150t以下	23.5	5.6	163	2	オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕	—	3.9	3.4	595	5	オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	—	4.9	11.9(h)	558	4	本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（第3次基準値）〕70t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	490	4	本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（第3次基準値）〕100t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	370	3	地盤改良機械	中層混合処理機	60t以下	16.0	2.4	265	4	120t以下	41.2	6.3	211	3	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機	60t以下	16.0	2.4	213	3	120t以下	41.2	6.3	211	3	プレファブリケートッド バーチカルドレーン打機	180t以下	64.6	9.9	210	3	トンネル用機械	—	5.4	2.0	582	8	<p style="text-align: center;">表5.3 分解・組立1台1回当り歩掛</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機 械 区 分</th> <th>規 格</th> <th>労務歩掛 特殊作業員 (人) [分解+組立]</th> <th>クレーン 運転歩掛 (日) [分解+組立]</th> <th>運搬費 等 率 (%)</th> <th>諸 雑 費 率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トラッククレーン系</td> <td>550t以下 (リフターを使用する場合)</td> <td>19.4</td> <td>4.9</td> <td>390</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">クローラ式杭打機</td> <td>60t以下</td> <td>8.6</td> <td>2.1</td> <td>163</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>100t以下</td> <td>15.5</td> <td>3.7</td> <td>164</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>150t以下</td> <td>23.5</td> <td>5.6</td> <td>163</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕</td> <td>—</td> <td>3.9</td> <td>3.4</td> <td>595</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕</td> <td>本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（第3次基準値）〕70t吊を使用する場合</td> <td>4.9</td> <td>11.9(h)</td> <td>490</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（第3次基準値）〕100t吊を使用する場合</td> <td>4.9</td> <td>11.9(h)</td> <td>370</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（2011年規制）〕100t吊を使用する場合</td> <td>4.9</td> <td>11.9(h)</td> <td>361</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">地盤改良機械</td> <td rowspan="2">中層混合処理機</td> <td>60t以下</td> <td>16.0</td> <td>2.4</td> <td>265</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>120t以下</td> <td>41.2</td> <td>6.3</td> <td>211</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機</td> <td>60t以下</td> <td>16.0</td> <td>2.4</td> <td>213</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>120t以下</td> <td>41.2</td> <td>6.3</td> <td>211</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>プレファブリケートッド バーチカルドレーン打機</td> <td>180t以下</td> <td>64.6</td> <td>9.9</td> <td>210</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>トンネル用機械</td> <td>—</td> <td>5.4</td> <td>2.0</td> <td>582</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>	機 械 区 分	規 格	労務歩掛 特殊作業員 (人) [分解+組立]	クレーン 運転歩掛 (日) [分解+組立]	運搬費 等 率 (%)	諸 雑 費 率 (%)	トラッククレーン系	550t以下 (リフターを使用する場合)	19.4	4.9	390	83	クローラ式杭打機	60t以下	8.6	2.1	163	2	100t以下	15.5	3.7	164	2	150t以下	23.5	5.6	163	2	オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕	—	3.9	3.4	595	5	オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（第3次基準値）〕70t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	490	4	本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（第3次基準値）〕100t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	370	3	本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（2011年規制）〕100t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	361	3	地盤改良機械	中層混合処理機	60t以下	16.0	2.4	265	4	120t以下	41.2	6.3	211	3	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機	60t以下	16.0	2.4	213	3	120t以下	41.2	6.3	211	3	プレファブリケートッド バーチカルドレーン打機	180t以下	64.6	9.9	210	3	トンネル用機械	—	5.4	2.0	582	8
機 械 区 分	規 格	労務歩掛 特殊作業員 (人) [分解+組立]	クレーン 運転歩掛 (日) [分解+組立]	運搬費 等 率 (%)	諸 雑 費 率 (%)																																																																																																																																																																							
トラッククレーン系	550t以下 (リフターを使用する場合)	19.4	4.9	390	83																																																																																																																																																																							
クローラ式杭打機	60t以下	8.6	2.1	163	2																																																																																																																																																																							
	100t以下	15.5	3.7	164	2																																																																																																																																																																							
	150t以下	23.5	5.6	163	2																																																																																																																																																																							
オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕	—	3.9	3.4	595	5																																																																																																																																																																							
オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	—	4.9	11.9(h)	558	4																																																																																																																																																																							
	本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（第3次基準値）〕70t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	490	4																																																																																																																																																																							
	本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（第3次基準値）〕100t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	370	3																																																																																																																																																																							
地盤改良機械	中層混合処理機	60t以下	16.0	2.4	265	4																																																																																																																																																																						
		120t以下	41.2	6.3	211	3																																																																																																																																																																						
	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機	60t以下	16.0	2.4	213	3																																																																																																																																																																						
		120t以下	41.2	6.3	211	3																																																																																																																																																																						
	プレファブリケートッド バーチカルドレーン打機	180t以下	64.6	9.9	210	3																																																																																																																																																																						
トンネル用機械	—	5.4	2.0	582	8																																																																																																																																																																							
機 械 区 分	規 格	労務歩掛 特殊作業員 (人) [分解+組立]	クレーン 運転歩掛 (日) [分解+組立]	運搬費 等 率 (%)	諸 雑 費 率 (%)																																																																																																																																																																							
トラッククレーン系	550t以下 (リフターを使用する場合)	19.4	4.9	390	83																																																																																																																																																																							
クローラ式杭打機	60t以下	8.6	2.1	163	2																																																																																																																																																																							
	100t以下	15.5	3.7	164	2																																																																																																																																																																							
	150t以下	23.5	5.6	163	2																																																																																																																																																																							
オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕	—	3.9	3.4	595	5																																																																																																																																																																							
オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（第3次基準値）〕70t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	490	4																																																																																																																																																																							
	本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（第3次基準値）〕100t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	370	3																																																																																																																																																																							
	本体工事でクローラクレーン 〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型排出ガス対策型（2011年規制）〕100t吊を使用する場合	4.9	11.9(h)	361	3																																																																																																																																																																							
地盤改良機械	中層混合処理機	60t以下	16.0	2.4	265	4																																																																																																																																																																						
		120t以下	41.2	6.3	211	3																																																																																																																																																																						
	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機	60t以下	16.0	2.4	213	3																																																																																																																																																																						
		120t以下	41.2	6.3	211	3																																																																																																																																																																						
	プレファブリケートッド バーチカルドレーン打機	180t以下	64.6	9.9	210	3																																																																																																																																																																						
トンネル用機械	—	5.4	2.0	582	8																																																																																																																																																																							
	削除																																																																																																																																																																											
		前ページから移行																																																																																																																																																																										

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p style="text-align: center;">I-2-②-23</p> <p>第I編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 2-2運搬費</p>	<p>(6) 輸送に要する費用</p> <p>1) 質量20t未満の建設機械以外（PC検査路等）の運搬に要する費用のうち、貨物自動車等による運搬費については、各運輸局が公示した改正貨物自動車運送事業法に基づく「標準的な運賃」（別紙）の距離制運賃による。なお、運搬距離は製作工場等から現場までの最短経路を用いて計算する。 PC検査路等工場製作品の運搬として計上する場合は、直接工事費に計上する。</p> <p>2) 建設機械運搬にあたって、分解・組立の必要があるものについては、その費用を計上するものとする。</p> <p>3) 海上輸送の必要があるものについては、海上輸送費を計上するものとする。</p> <p>(7) 重建設機械分解・組立</p> <p>1) 表5. 3の歩掛には、分解組立費用の外に、トラック及びビトレーラによる運搬費（往復）、賃料・損料費（自走による本体の賃料・損料、賃料適用機械の運搬中本体賃料、賃料適用機械の分解・組立時本体賃料）の全てを含んでいるので、運搬基地から現場までの輸送費を別途計上する必要はない。</p> <p>2) 歩掛の規格を外れる機械の分解・組立及び輸送費は、別途見積により対応すること。</p> <p>(8) 建設機械の運搬基地</p> <p>1) 輸送距離の算出を要する建設機械の運搬基地は、その建設機械の所在場所等を勘案の上、決定するものとする。</p> <p>2) 本土から隠岐地区に建設機械を輸送する場合は、片道当たりで重建設機械の海上輸送費、運搬車両の自動車航送船利用料（必要台数×片道料金×往復）を適正に積み上げること。 ただし、本土からの海上輸送の起点港は七類港とし、輸送方法に特別の事情がある場合には、別途考慮すること。 運搬費（片道）＝重建設機械の片道運搬費（陸上＋海上） ＋運搬車両の自動車航送船利用料（台数×片道料金×往復または台数×往復料金）</p> <p>(9) 杭打機械等の積算</p> <p>同一現場内で径の異なる2種類以上の杭を打設する場合の杭打機械の輸送費は、いずれか大きい方の1機械のみ計上する。 ただし、直接工事費の積算にあたっては、それぞれの径にあった歩掛により積上げ計上することとする。 なお、鋼管杭等の杭打機及び軟弱地盤処理の攪拌機の運搬において、試験杭（施工）を実施する場合は、工程・作業手順を考慮の上、試験杭打（施工）時と本施工時の2回計上することができる。</p> <p>(10) 仮設材の運搬基地</p> <p>1) 鋼矢板、軽量鋼矢板、H形鋼、覆工板、鋼製山留材及び敷鉄板については、リース業者等基地（別表）から工事現場までの距離により積算する。この場合、基地から現場までの距離が短い方を採用する。 なお、鋼製マットについては、実態を調査の上、運搬基地を決定すること。</p> <p>2) 副部材Aの運搬基地は主部材に合わせるものとする。 なお、副部材Bについての運搬費は計上しないものとする。</p> <p>3) 仮設材の隠岐地区への海上輸送の起点港は松江港とする。</p>	<p>(6) 輸送に要する費用</p> <p>1) 質量20t未満の建設機械以外（PC検査路等）の運搬に要する費用のうち、貨物自動車等による運搬費については、国土交通省が告示した貨物自動車運送事業法に基づく「標準的な運賃」（別紙）の距離制運賃による。なお、運搬距離は製作工場等から現場までの最短経路を用いて計算する。 PC検査路等工場製作品の運搬として計上する場合は、直接工事費に計上する。</p> <p>2) 建設機械運搬にあたって、分解・組立の必要があるものについては、その費用を計上するものとする。</p> <p>3) 海上輸送の必要があるものについては、海上輸送費を計上するものとする。</p> <p>(7) 重建設機械分解・組立</p> <p>1) 表5. 3の歩掛には、分解組立費用の外に、トラック及びビトレーラによる運搬費（往復）、賃料・損料費（自走による本体の賃料・損料、賃料適用機械の運搬中本体賃料、賃料適用機械の分解・組立時本体賃料）の全てを含んでいるので、運搬基地から現場までの輸送費を別途計上する必要はない。</p> <p>2) 歩掛の規格を外れる機械の分解・組立及び輸送費は、別途見積により対応すること。</p> <p>(8) 建設機械の運搬基地</p> <p>1) 輸送距離の算出を要する建設機械の運搬基地は、その建設機械の所在場所等を勘案の上、決定するものとする。</p> <p>2) 本土から隠岐地区に建設機械を輸送する場合は、片道当たりで重建設機械の海上輸送費、運搬車両の自動車航送船利用料（必要台数×片道料金×往復）を適正に積み上げること。 ただし、本土からの海上輸送の起点港は七類港とし、輸送方法に特別の事情がある場合には、別途考慮すること。 運搬費（片道）＝重建設機械の片道運搬費（陸上＋海上） ＋運搬車両の自動車航送船利用料（台数×片道料金×往復または台数×往復料金）</p> <p>(9) 杭打機械等の積算</p> <p>同一現場内で径の異なる2種類以上の杭を打設する場合の杭打機械の輸送費は、いずれか大きい方の1機械のみ計上する。 ただし、直接工事費の積算にあたっては、それぞれの径にあった歩掛により積上げ計上することとする。 なお、鋼管杭等の杭打機及び軟弱地盤処理の攪拌機の運搬において、試験杭（施工）を実施する場合は、工程・作業手順を考慮の上、試験杭打（施工）時と本施工時の2回計上することができる。</p> <p>(10) 仮設材の運搬基地</p> <p>1) 鋼矢板、軽量鋼矢板、H形鋼、覆工板、鋼製山留材及び敷鉄板については、リース業者等基地（別表）から工事現場までの距離により積算する。この場合、基地から現場までの距離が短い方を採用する。 なお、鋼製マットについては、実態を調査の上、運搬基地を決定すること。</p> <p>2) 副部材Aの運搬基地は主部材に合わせるものとする。 なお、副部材Bについての運搬費は計上しないものとする。</p> <p>3) 仮設材の隠岐地区への海上輸送の起点港は松江港とする。</p>

→ 改定

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																																						
<p>I-2-②-24 第I編 総則 第2章 工事費の積算 ② 間接工事費 2-2 運搬費</p>	<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>I 距離制運賃表</p> <p style="text-align: center;">中国運輸局</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">車種別 キロ程</th> <th style="text-align: center;">小型車 (2トンクラス)</th> <th style="text-align: center;">中型車 (4トンクラス)</th> <th style="text-align: center;">大型車 (10トンクラス)</th> <th style="text-align: center;">トレーラー (20トンクラス)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10km</td><td>13,000</td><td>15,060</td><td>19,220</td><td>23,980</td></tr> <tr><td>20km</td><td>14,580</td><td>16,920</td><td>21,730</td><td>27,260</td></tr> <tr><td>30km</td><td>16,160</td><td>18,770</td><td>24,240</td><td>30,530</td></tr> <tr><td>40km</td><td>17,740</td><td>20,620</td><td>26,750</td><td>33,800</td></tr> <tr><td>50km</td><td>19,310</td><td>22,480</td><td>29,270</td><td>37,070</td></tr> <tr><td>60km</td><td>20,890</td><td>24,330</td><td>31,780</td><td>40,340</td></tr> <tr><td>70km</td><td>22,470</td><td>26,180</td><td>34,290</td><td>43,610</td></tr> <tr><td>80km</td><td>24,050</td><td>28,040</td><td>36,800</td><td>46,880</td></tr> <tr><td>90km</td><td>25,620</td><td>29,890</td><td>39,320</td><td>50,150</td></tr> <tr><td>100km</td><td>27,200</td><td>31,740</td><td>41,830</td><td>53,420</td></tr> <tr><td>110km</td><td>28,770</td><td>33,570</td><td>44,260</td><td>56,580</td></tr> <tr><td>120km</td><td>30,350</td><td>35,400</td><td>46,700</td><td>59,740</td></tr> <tr><td>130km</td><td>31,930</td><td>37,230</td><td>49,130</td><td>62,910</td></tr> <tr><td>140km</td><td>33,500</td><td>39,050</td><td>51,570</td><td>66,070</td></tr> <tr><td>150km</td><td>35,080</td><td>40,880</td><td>54,000</td><td>69,230</td></tr> <tr><td>160km</td><td>36,650</td><td>42,710</td><td>56,440</td><td>72,390</td></tr> <tr><td>170km</td><td>38,230</td><td>44,540</td><td>58,870</td><td>75,550</td></tr> <tr><td>180km</td><td>39,800</td><td>46,360</td><td>61,310</td><td>78,710</td></tr> <tr><td>190km</td><td>41,380</td><td>48,190</td><td>63,740</td><td>81,870</td></tr> <tr><td>200km</td><td>42,950</td><td>50,020</td><td>66,180</td><td>85,030</td></tr> <tr> <td>200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額</td> <td>3,140</td> <td>3,620</td> <td>4,800</td> <td>6,220</td> </tr> <tr> <td>500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額</td> <td>7,850</td> <td>9,060</td> <td>11,990</td> <td>15,560</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">出典：改正貨物自動車運送事業法に基づく標準的な運賃について（令和2年4月24日告示）</p>	車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)	10km	13,000	15,060	19,220	23,980	20km	14,580	16,920	21,730	27,260	30km	16,160	18,770	24,240	30,530	40km	17,740	20,620	26,750	33,800	50km	19,310	22,480	29,270	37,070	60km	20,890	24,330	31,780	40,340	70km	22,470	26,180	34,290	43,610	80km	24,050	28,040	36,800	46,880	90km	25,620	29,890	39,320	50,150	100km	27,200	31,740	41,830	53,420	110km	28,770	33,570	44,260	56,580	120km	30,350	35,400	46,700	59,740	130km	31,930	37,230	49,130	62,910	140km	33,500	39,050	51,570	66,070	150km	35,080	40,880	54,000	69,230	160km	36,650	42,710	56,440	72,390	170km	38,230	44,540	58,870	75,550	180km	39,800	46,360	61,310	78,710	190km	41,380	48,190	63,740	81,870	200km	42,950	50,020	66,180	85,030	200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,140	3,620	4,800	6,220	500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,850	9,060	11,990	15,560	<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p>I 距離制運賃表</p> <p style="text-align: center;">中国運輸局</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">車種別 キロ程</th> <th style="text-align: center;">小型車 (2 tクラス)</th> <th style="text-align: center;">中型車 (4 tクラス)</th> <th style="text-align: center;">大型車 (10 tクラス)</th> <th style="text-align: center;">トレーラー (20 tクラス)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10km</td><td>13,850</td><td>16,160</td><td>21,030</td><td>26,410</td></tr> <tr><td>20km</td><td>15,610</td><td>18,220</td><td>23,900</td><td>30,260</td></tr> <tr><td>30km</td><td>17,360</td><td>20,280</td><td>26,770</td><td>34,110</td></tr> <tr><td>40km</td><td>19,120</td><td>22,330</td><td>29,640</td><td>37,950</td></tr> <tr><td>50km</td><td>20,870</td><td>24,390</td><td>32,510</td><td>41,800</td></tr> <tr><td>60km</td><td>22,630</td><td>26,450</td><td>35,380</td><td>45,650</td></tr> <tr><td>70km</td><td>24,380</td><td>28,510</td><td>38,250</td><td>49,500</td></tr> <tr><td>80km</td><td>26,140</td><td>30,570</td><td>41,120</td><td>53,340</td></tr> <tr><td>90km</td><td>27,900</td><td>32,630</td><td>43,990</td><td>57,190</td></tr> <tr><td>100km</td><td>29,650</td><td>34,690</td><td>46,860</td><td>61,040</td></tr> <tr><td>110km</td><td>31,400</td><td>36,710</td><td>49,630</td><td>64,740</td></tr> <tr><td>120km</td><td>33,140</td><td>38,730</td><td>52,390</td><td>68,450</td></tr> <tr><td>130km</td><td>34,880</td><td>40,750</td><td>55,160</td><td>72,160</td></tr> <tr><td>140km</td><td>36,630</td><td>42,770</td><td>57,930</td><td>75,860</td></tr> <tr><td>150km</td><td>38,370</td><td>44,790</td><td>60,700</td><td>79,570</td></tr> <tr><td>160km</td><td>40,110</td><td>46,810</td><td>63,470</td><td>83,270</td></tr> <tr><td>170km</td><td>41,860</td><td>48,830</td><td>66,240</td><td>86,980</td></tr> <tr><td>180km</td><td>43,600</td><td>50,850</td><td>69,010</td><td>90,690</td></tr> <tr><td>190km</td><td>45,340</td><td>52,870</td><td>71,780</td><td>94,390</td></tr> <tr><td>200km</td><td>47,090</td><td>54,890</td><td>74,550</td><td>98,100</td></tr> <tr> <td>200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額</td> <td>3,470</td> <td>4,000</td> <td>5,450</td> <td>7,290</td> </tr> <tr> <td>500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額</td> <td>8,670</td> <td>9,990</td> <td>13,620</td> <td>18,220</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">出典：国土交通省告示第209号（令和6年3月22日）貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業に 係る標準的な運賃 ※割増運賃等については、上記告示に基づき適切に計上すること。</p>	車種別 キロ程	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10 tクラス)	トレーラー (20 tクラス)	10km	13,850	16,160	21,030	26,410	20km	15,610	18,220	23,900	30,260	30km	17,360	20,280	26,770	34,110	40km	19,120	22,330	29,640	37,950	50km	20,870	24,390	32,510	41,800	60km	22,630	26,450	35,380	45,650	70km	24,380	28,510	38,250	49,500	80km	26,140	30,570	41,120	53,340	90km	27,900	32,630	43,990	57,190	100km	29,650	34,690	46,860	61,040	110km	31,400	36,710	49,630	64,740	120km	33,140	38,730	52,390	68,450	130km	34,880	40,750	55,160	72,160	140km	36,630	42,770	57,930	75,860	150km	38,370	44,790	60,700	79,570	160km	40,110	46,810	63,470	83,270	170km	41,860	48,830	66,240	86,980	180km	43,600	50,850	69,010	90,690	190km	45,340	52,870	71,780	94,390	200km	47,090	54,890	74,550	98,100	200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,470	4,000	5,450	7,290	500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	8,670	9,990	13,620	18,220
車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)																																																																																																																																																																																																																																				
10km	13,000	15,060	19,220	23,980																																																																																																																																																																																																																																				
20km	14,580	16,920	21,730	27,260																																																																																																																																																																																																																																				
30km	16,160	18,770	24,240	30,530																																																																																																																																																																																																																																				
40km	17,740	20,620	26,750	33,800																																																																																																																																																																																																																																				
50km	19,310	22,480	29,270	37,070																																																																																																																																																																																																																																				
60km	20,890	24,330	31,780	40,340																																																																																																																																																																																																																																				
70km	22,470	26,180	34,290	43,610																																																																																																																																																																																																																																				
80km	24,050	28,040	36,800	46,880																																																																																																																																																																																																																																				
90km	25,620	29,890	39,320	50,150																																																																																																																																																																																																																																				
100km	27,200	31,740	41,830	53,420																																																																																																																																																																																																																																				
110km	28,770	33,570	44,260	56,580																																																																																																																																																																																																																																				
120km	30,350	35,400	46,700	59,740																																																																																																																																																																																																																																				
130km	31,930	37,230	49,130	62,910																																																																																																																																																																																																																																				
140km	33,500	39,050	51,570	66,070																																																																																																																																																																																																																																				
150km	35,080	40,880	54,000	69,230																																																																																																																																																																																																																																				
160km	36,650	42,710	56,440	72,390																																																																																																																																																																																																																																				
170km	38,230	44,540	58,870	75,550																																																																																																																																																																																																																																				
180km	39,800	46,360	61,310	78,710																																																																																																																																																																																																																																				
190km	41,380	48,190	63,740	81,870																																																																																																																																																																																																																																				
200km	42,950	50,020	66,180	85,030																																																																																																																																																																																																																																				
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,140	3,620	4,800	6,220																																																																																																																																																																																																																																				
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	7,850	9,060	11,990	15,560																																																																																																																																																																																																																																				
車種別 キロ程	小型車 (2 tクラス)	中型車 (4 tクラス)	大型車 (10 tクラス)	トレーラー (20 tクラス)																																																																																																																																																																																																																																				
10km	13,850	16,160	21,030	26,410																																																																																																																																																																																																																																				
20km	15,610	18,220	23,900	30,260																																																																																																																																																																																																																																				
30km	17,360	20,280	26,770	34,110																																																																																																																																																																																																																																				
40km	19,120	22,330	29,640	37,950																																																																																																																																																																																																																																				
50km	20,870	24,390	32,510	41,800																																																																																																																																																																																																																																				
60km	22,630	26,450	35,380	45,650																																																																																																																																																																																																																																				
70km	24,380	28,510	38,250	49,500																																																																																																																																																																																																																																				
80km	26,140	30,570	41,120	53,340																																																																																																																																																																																																																																				
90km	27,900	32,630	43,990	57,190																																																																																																																																																																																																																																				
100km	29,650	34,690	46,860	61,040																																																																																																																																																																																																																																				
110km	31,400	36,710	49,630	64,740																																																																																																																																																																																																																																				
120km	33,140	38,730	52,390	68,450																																																																																																																																																																																																																																				
130km	34,880	40,750	55,160	72,160																																																																																																																																																																																																																																				
140km	36,630	42,770	57,930	75,860																																																																																																																																																																																																																																				
150km	38,370	44,790	60,700	79,570																																																																																																																																																																																																																																				
160km	40,110	46,810	63,470	83,270																																																																																																																																																																																																																																				
170km	41,860	48,830	66,240	86,980																																																																																																																																																																																																																																				
180km	43,600	50,850	69,010	90,690																																																																																																																																																																																																																																				
190km	45,340	52,870	71,780	94,390																																																																																																																																																																																																																																				
200km	47,090	54,890	74,550	98,100																																																																																																																																																																																																																																				
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,470	4,000	5,450	7,290																																																																																																																																																																																																																																				
500kmを超えて50km を増すごとに加算す る金額	8,670	9,990	13,620	18,220																																																																																																																																																																																																																																				

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																								
第I編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 2-2運搬費	<div style="text-align: right; font-size: small;">(別紙)</div> <p>III 運賃割増率</p> <p>【特殊車両割増】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">冷蔵車・冷凍車</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">2割</td> </tr> </table> <p>【休日割増】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">日曜祝祭日に運送した距離に限る</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">2割</td> </tr> </table> <p>【深夜・早朝割増】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">午後10時から午前5時までに運送した距離</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">2割</td> </tr> </table> <p>IV 待機時間料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">車種別</th> <th style="width: 15%;">小型車 (2トンクラス)</th> <th style="width: 15%;">中型車 (4トンクラス)</th> <th style="width: 15%;">大型車 (10トンクラス)</th> <th style="width: 15%;">トレーラー (20トンクラス)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">時間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">30分を超える場合において30分までごとに発生する金額</td> <td></td> <td>1,670 円</td> <td>1,750 円</td> <td>1,870 円</td> <td>2,220 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>V 積込料、取卸料、附帯業務料 積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として收受</p> <p>VI 実費 有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として收受</p> <p>VII 燃料サーチャージ 別に定めるところにより收受</p> <p>VIII その他 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p style="font-size: small;">出典：改正貨物自動車運送事業法に基づく標準的な運賃について（令和2年4月24日告示）</p>	冷蔵車・冷凍車	2割	日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割	午後10時から午前5時までに運送した距離	2割		車種別	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)	時間						30分を超える場合において30分までごとに発生する金額		1,670 円	1,750 円	1,870 円	2,220 円	<div style="color: red; font-size: 2em;">→ 削除</div>
冷蔵車・冷凍車	2割																									
日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割																									
午後10時から午前5時までに運送した距離	2割																									
	車種別	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)																					
時間																										
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額		1,670 円	1,750 円	1,870 円	2,220 円																					

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>I-2-2-24 第I編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 2-6 役務費</p>	<p>2-6 役務費 (1) 積算方法 役務費として積算する内容は次のとおりとする。 1) 土地の借上げ等に要する費用 2) 電力、用水等の基本料 3) 電力設備用工事負担金 (2) 役務費の積算 役務費の積算は、現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積上げるものとする。 1) 借地料 土地の借上げを必要とする場合に計上するものとし、借地単価は、「島根県農林水産部及び土木部の公共事業の施行に伴う損失補償基準第24条及び同運用方針第11」に基づき積算する。 なお、計上方法については令和4年11月22日付事務連絡「共通仮設費の役務費に借地料を計上する場合の取扱いについて」によること。 (イ) 宅地・宅地見込地及び農地 地価の6%（1年間当たり） (ロ) 林地及びその他の土地 地価の5%（1年間当たり） 2) 電力基本料金 (イ) 工事用電力の電力基本料金は、中国電力株式会社の「電気供給約款」により積算するものとする。（電力料金は直接工事費に計上する。） (ロ) 電力基本料金の算定 電力基本料金＝基本料金（円/kW/月）×契約最大電力（kW）×使用月数 （注）使用月数は少数点以下第2位を四捨五入し、少数点以下第1位まで計上する。 3) 電力設備用工事負担金 電力設備用工事負担金とは、臨時電力（1年未満の契約の契約期間の場合に適用）の臨時工事費及び高圧電力A等（1年以上の契約期間で1年間までは負荷を増減しない場合に適用）の、工事費負担金を総称するものである。 工事費負担金は、使用する設備容量、電気供給契約種別、電力会社が施設する配電線の延長等によって異なるので設備容量、使用期間、使用場所等を定めて負担金を計上する。</p>	<p>2-6 役務費 (1) 積算方法 役務費として積算する内容は次のとおりとする。 1) 土地の借上げ等に要する費用 2) 電力、用水等の基本料 3) 電力設備用工事負担金 (2) 役務費の積算 役務費の積算は、現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積上げるものとする。 1) 借地料 土地の借上げを必要とする場合に計上するものとし、借地単価は、「島根県農林水産部及び土木部の公共事業の施行に伴う損失補償基準第24条及び同運用方針第11」に基づき積算する。 なお、消費税の対象とならない場合は、消費税課税分を割り戻した金額（借地料÷（1+消費税率））を計上する。（課税対象となる借地料については、消費税法や国税局HPを参照すること） <u>※見積参考資料の記載内容については、令和4年11月22日付事務連絡「共通仮設費の役務費に借地料を計上する場合の取扱いについて」によること。</u> (イ) 宅地・宅地見込地及び農地 地価の6%（1年間当たり） (ロ) 林地及びその他の土地 地価の5%（1年間当たり） 2) 電力基本料金 (イ) 工事用電力の電力基本料金は、中国電力株式会社の「電気供給約款」により積算するものとする。（電力料金は直接工事費に計上する。） (ロ) 電力基本料金の算定 電力基本料金＝基本料金（円/kW/月）×契約最大電力（kW）×使用月数 （注）使用月数は少数点以下第2位を四捨五入し、少数点以下第1位まで計上する。 3) 電力設備用工事負担金 電力設備用工事負担金とは、臨時電力（1年未満の契約の契約期間の場合に適用）の臨時工事費及び高圧電力A等（1年以上の契約期間で1年間までは負荷を増減しない場合に適用）の、工事費負担金を総称するものである。 工事費負担金は、使用する設備容量、電気供給契約種別、電力会社が施設する配電線の延長等によって異なるので設備容量、使用期間、使用場所等を定めて負担金を計上する。</p>

→ 改定

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																																																												
第I編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 3. 現場管理費	<p style="text-align: center; margin: 0;">別表第2 現場管理費率(令和6年4月30日まで適用)</p> <p style="margin: 0;">第1表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 15%;">対象額 適用区分 工種区分</th> <th style="width: 15%;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 30%;">700万円を超え10億円以下</th> <th style="width: 15%;">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td style="text-align: center;">43.43</td><td style="text-align: center;">1,276.7</td><td style="text-align: center;">-0.2145</td><td style="text-align: center;">14.98</td></tr> <tr><td>河川・道路橋造物工事</td><td style="text-align: center;">42.54</td><td style="text-align: center;">458.2</td><td style="text-align: center;">-0.1508</td><td style="text-align: center;">20.13</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td style="text-align: center;">27.79</td><td style="text-align: center;">113.9</td><td style="text-align: center;">-0.0895</td><td style="text-align: center;">17.82</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td style="text-align: center;">33.69</td><td style="text-align: center;">87.0</td><td style="text-align: center;">-0.0602</td><td style="text-align: center;">24.99</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td style="text-align: center;">48.24</td><td style="text-align: center;">303.1</td><td style="text-align: center;">-0.1166</td><td style="text-align: center;">27.05</td></tr> <tr><td>P C橋工事</td><td style="text-align: center;">30.78</td><td style="text-align: center;">120.9</td><td style="text-align: center;">-0.0868</td><td style="text-align: center;">20.01</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td style="text-align: center;">40.38</td><td style="text-align: center;">668.7</td><td style="text-align: center;">-0.1781</td><td style="text-align: center;">16.69</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td style="text-align: center;">45.75</td><td style="text-align: center;">1,370.6</td><td style="text-align: center;">-0.2157</td><td style="text-align: center;">15.69</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td style="text-align: center;">42.63</td><td style="text-align: center;">387.3</td><td style="text-align: center;">-0.1400</td><td style="text-align: center;">21.28</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td style="text-align: center;">60.36</td><td style="text-align: center;">2,408.8</td><td style="text-align: center;">-0.2339</td><td style="text-align: center;">18.91</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td style="text-align: center;">54.04</td><td style="text-align: center;">1,692.0</td><td style="text-align: center;">-0.2185</td><td style="text-align: center;">18.28</td></tr> <tr><td>下水道(4)工事</td><td style="text-align: center;">35.05</td><td style="text-align: center;">204.8</td><td style="text-align: center;">-0.1120</td><td style="text-align: center;">20.11</td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin: 0;">(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。</p> <p style="margin: 0;">第2表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 15%;">対象額 適用区分 工種区分</th> <th style="width: 15%;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 30%;">700万円を超え3億円以下</th> <th style="width: 15%;">3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td style="text-align: center;">64.97</td> <td style="text-align: center;">1,623.7</td> <td style="text-align: center;">-0.2042</td> <td style="text-align: center;">30.16</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin: 0;">第3表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 15%;">対象額 適用区分 工種区分</th> <th style="width: 15%;">200万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 30%;">200万円を超え1億円以下</th> <th style="width: 15%;">1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: center;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路維持工事</td> <td style="text-align: center;">60.00</td> <td style="text-align: center;">631.2</td> <td style="text-align: center;">-0.1622</td> <td style="text-align: center;">31.81</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td style="text-align: center;">42.12</td> <td style="text-align: center;">172.3</td> <td style="text-align: center;">-0.0971</td> <td style="text-align: center;">28.81</td> </tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	河川工事	43.43	1,276.7	-0.2145	14.98	河川・道路橋造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13	海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82	道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99	鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05	P C橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01	舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69	砂防・地すべり等工事	45.75	1,370.6	-0.2157	15.69	公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28	電線共同溝工事	60.36	2,408.8	-0.2339	18.91	情報ボックス工事	54.04	1,692.0	-0.2185	18.28	下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	橋梁保全工事	64.97	1,623.7	-0.2042	30.16	対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81	河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81	<p style="color: red; font-size: 2em;">→ 削除</p>
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下		700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																									
	下記の率とする		2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																									
		A	b																																																																																																											
河川工事	43.43	1,276.7	-0.2145	14.98																																																																																																										
河川・道路橋造物工事	42.54	458.2	-0.1508	20.13																																																																																																										
海岸工事	27.79	113.9	-0.0895	17.82																																																																																																										
道路改良工事	33.69	87.0	-0.0602	24.99																																																																																																										
鋼橋架設工事	48.24	303.1	-0.1166	27.05																																																																																																										
P C橋工事	30.78	120.9	-0.0868	20.01																																																																																																										
舗装工事	40.38	668.7	-0.1781	16.69																																																																																																										
砂防・地すべり等工事	45.75	1,370.6	-0.2157	15.69																																																																																																										
公園工事	42.63	387.3	-0.1400	21.28																																																																																																										
電線共同溝工事	60.36	2,408.8	-0.2339	18.91																																																																																																										
情報ボックス工事	54.04	1,692.0	-0.2185	18.28																																																																																																										
下水道(4)工事	35.05	204.8	-0.1120	20.11																																																																																																										
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																										
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																										
		A	b																																																																																																											
橋梁保全工事	64.97	1,623.7	-0.2042	30.16																																																																																																										
対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																										
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																										
		A	b																																																																																																											
道路維持工事	60.00	631.2	-0.1622	31.81																																																																																																										
河川維持工事	42.12	172.3	-0.0971	28.81																																																																																																										

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																							
第I編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 3. 現場管理費	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>第4表</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">対象額 適用区分 工種区分</th> <th style="width: 10%;">1,000万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">1,000万円を超え20億円以下</th> <th style="width: 10%;">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th style="width: 5%;">A</th> <th style="width: 5%;">b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共同溝等工事</td> <td>(1)</td> <td>50.01</td> <td>397.4</td> <td>-0.1286</td> <td>25.30</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>38.33</td> <td>119.6</td> <td>-0.0706</td> <td>26.37</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td></td> <td>44.97</td> <td>220.0</td> <td>-0.0985</td> <td>26.69</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">下水道工事</td> <td>(1)</td> <td>34.56</td> <td>56.6</td> <td>-0.0306</td> <td>29.39</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>37.79</td> <td>229.8</td> <td>-0.1120</td> <td>20.88</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>32.44</td> <td>52.7</td> <td>-0.0301</td> <td>27.66</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>第5表</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">対象額 適用区分 工種区分</th> <th style="width: 10%;">3億円以下</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">3億円を超え50億円以下</th> <th style="width: 10%;">50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th style="width: 5%;">A</th> <th style="width: 5%;">b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートダム</td> <td>30.41</td> <td>41.0</td> <td>-0.0153</td> <td>29.13</td> </tr> <tr> <td>フィルダム</td> <td>33.56</td> <td>184.8</td> <td>-0.0874</td> <td>26.24</td> </tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37	トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69	下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66	対象額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		コンクリートダム	30.41	41.0	-0.0153	29.13	フィルダム	33.56	184.8	-0.0874	26.24	<div style="color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">削除</div>
対象額 適用区分 工種区分	1,000万円以下		1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																				
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																					
		A	b																																																																						
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30																																																																				
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37																																																																				
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69																																																																				
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39																																																																				
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88																																																																				
	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66																																																																				
対象額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																																					
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																					
		A	b																																																																						
コンクリートダム	30.41	41.0	-0.0153	29.13																																																																					
フィルダム	33.56	184.8	-0.0874	26.24																																																																					

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																								
<p>I-2-2-39 第I編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 3. 現場管理費</p>	<p style="text-align: center;">別表第2 第1表 現場管理費率(令和6年5月1日以降適用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>44.05</td><td>1,118.2</td><td>-0.2052</td><td>15.91</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>43.11</td><td>402.3</td><td>-0.1417</td><td>21.34</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>28.11</td><td>100.3</td><td>-0.0807</td><td>18.84</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>34.09</td><td>76.4</td><td>-0.0512</td><td>26.44</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.86</td><td>265.1</td><td>-0.1073</td><td>28.69</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>31.06</td><td>111.0</td><td>-0.0808</td><td>20.80</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.83</td><td>598.0</td><td>-0.1703</td><td>17.54</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>46.27</td><td>1,229.5</td><td>-0.2081</td><td>16.48</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>43.09</td><td>347.3</td><td>-0.1324</td><td>22.34</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>61.19</td><td>2,132.5</td><td>-0.2253</td><td>20.01</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>54.60</td><td>1,528.4</td><td>-0.2114</td><td>19.13</td></tr> <tr><td>下水道(4)工事</td><td>35.56</td><td>178.6</td><td>-0.1024</td><td>21.39</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。</p> <p style="text-align: center;">別表第2 第2表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>65.88</td> <td>1,465.2</td> <td>-0.1968</td> <td>31.45</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">別表第2 第3表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td>60.33</td><td>613</td><td>-0.1598</td><td>32.29</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>42.35</td><td>167.1</td><td>-0.0946</td><td>29.25</td></tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	河川工事	44.05	1,118.2	-0.2052	15.91	河川・道路構造物工事	43.11	402.3	-0.1417	21.34	海岸工事	28.11	100.3	-0.0807	18.84	道路改良工事	34.09	76.4	-0.0512	26.44	鋼橋架設工事	48.86	265.1	-0.1073	28.69	PC橋工事	31.06	111.0	-0.0808	20.80	舗装工事	40.83	598.0	-0.1703	17.54	砂防・地すべり等工事	46.27	1,229.5	-0.2081	16.48	公園工事	43.09	347.3	-0.1324	22.34	電線共同溝工事	61.19	2,132.5	-0.2253	20.01	情報ボックス工事	54.60	1,528.4	-0.2114	19.13	下水道(4)工事	35.56	178.6	-0.1024	21.39	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	橋梁保全工事	65.88	1,465.2	-0.1968	31.45	対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	道路維持工事	60.33	613	-0.1598	32.29	河川維持工事	42.35	167.1	-0.0946	29.25	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">別表第2 第1表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>44.05</td><td>1,118.2</td><td>-0.2052</td><td>15.91</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>43.11</td><td>402.3</td><td>-0.1417</td><td>21.34</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>28.11</td><td>100.3</td><td>-0.0807</td><td>18.84</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>34.09</td><td>76.4</td><td>-0.0512</td><td>26.44</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.86</td><td>265.1</td><td>-0.1073</td><td>28.69</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>31.06</td><td>111.0</td><td>-0.0808</td><td>20.80</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.83</td><td>598.0</td><td>-0.1703</td><td>17.54</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>46.27</td><td>1,229.5</td><td>-0.2081</td><td>16.48</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>43.09</td><td>347.3</td><td>-0.1324</td><td>22.34</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>61.19</td><td>2,132.5</td><td>-0.2253</td><td>20.01</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>54.60</td><td>1,528.4</td><td>-0.2114</td><td>19.13</td></tr> <tr><td>下水道(4)工事</td><td>35.56</td><td>178.6</td><td>-0.1024</td><td>21.39</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。</p> <p style="text-align: center;">別表第2 第2表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>65.88</td> <td>1,465.2</td> <td>-0.1968</td> <td>31.45</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">別表第2 第3表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td>60.33</td><td>613</td><td>-0.1598</td><td>32.29</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>42.35</td><td>167.1</td><td>-0.0946</td><td>29.25</td></tr> </tbody> </table> </div>	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	河川工事	44.05	1,118.2	-0.2052	15.91	河川・道路構造物工事	43.11	402.3	-0.1417	21.34	海岸工事	28.11	100.3	-0.0807	18.84	道路改良工事	34.09	76.4	-0.0512	26.44	鋼橋架設工事	48.86	265.1	-0.1073	28.69	PC橋工事	31.06	111.0	-0.0808	20.80	舗装工事	40.83	598.0	-0.1703	17.54	砂防・地すべり等工事	46.27	1,229.5	-0.2081	16.48	公園工事	43.09	347.3	-0.1324	22.34	電線共同溝工事	61.19	2,132.5	-0.2253	20.01	情報ボックス工事	54.60	1,528.4	-0.2114	19.13	下水道(4)工事	35.56	178.6	-0.1024	21.39	対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	橋梁保全工事	65.88	1,465.2	-0.1968	31.45	対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	道路維持工事	60.33	613	-0.1598	32.29	河川維持工事	42.35	167.1	-0.0946	29.25
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下		700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																					
	下記の率とする		2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																					
		A	b																																																																																																																																																																																																																							
河川工事	44.05	1,118.2	-0.2052	15.91																																																																																																																																																																																																																						
河川・道路構造物工事	43.11	402.3	-0.1417	21.34																																																																																																																																																																																																																						
海岸工事	28.11	100.3	-0.0807	18.84																																																																																																																																																																																																																						
道路改良工事	34.09	76.4	-0.0512	26.44																																																																																																																																																																																																																						
鋼橋架設工事	48.86	265.1	-0.1073	28.69																																																																																																																																																																																																																						
PC橋工事	31.06	111.0	-0.0808	20.80																																																																																																																																																																																																																						
舗装工事	40.83	598.0	-0.1703	17.54																																																																																																																																																																																																																						
砂防・地すべり等工事	46.27	1,229.5	-0.2081	16.48																																																																																																																																																																																																																						
公園工事	43.09	347.3	-0.1324	22.34																																																																																																																																																																																																																						
電線共同溝工事	61.19	2,132.5	-0.2253	20.01																																																																																																																																																																																																																						
情報ボックス工事	54.60	1,528.4	-0.2114	19.13																																																																																																																																																																																																																						
下水道(4)工事	35.56	178.6	-0.1024	21.39																																																																																																																																																																																																																						
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																						
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																						
		A	b																																																																																																																																																																																																																							
橋梁保全工事	65.88	1,465.2	-0.1968	31.45																																																																																																																																																																																																																						
対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																						
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																						
		A	b																																																																																																																																																																																																																							
道路維持工事	60.33	613	-0.1598	32.29																																																																																																																																																																																																																						
河川維持工事	42.35	167.1	-0.0946	29.25																																																																																																																																																																																																																						
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																						
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																						
		A	b																																																																																																																																																																																																																							
河川工事	44.05	1,118.2	-0.2052	15.91																																																																																																																																																																																																																						
河川・道路構造物工事	43.11	402.3	-0.1417	21.34																																																																																																																																																																																																																						
海岸工事	28.11	100.3	-0.0807	18.84																																																																																																																																																																																																																						
道路改良工事	34.09	76.4	-0.0512	26.44																																																																																																																																																																																																																						
鋼橋架設工事	48.86	265.1	-0.1073	28.69																																																																																																																																																																																																																						
PC橋工事	31.06	111.0	-0.0808	20.80																																																																																																																																																																																																																						
舗装工事	40.83	598.0	-0.1703	17.54																																																																																																																																																																																																																						
砂防・地すべり等工事	46.27	1,229.5	-0.2081	16.48																																																																																																																																																																																																																						
公園工事	43.09	347.3	-0.1324	22.34																																																																																																																																																																																																																						
電線共同溝工事	61.19	2,132.5	-0.2253	20.01																																																																																																																																																																																																																						
情報ボックス工事	54.60	1,528.4	-0.2114	19.13																																																																																																																																																																																																																						
下水道(4)工事	35.56	178.6	-0.1024	21.39																																																																																																																																																																																																																						
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																						
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																						
		A	b																																																																																																																																																																																																																							
橋梁保全工事	65.88	1,465.2	-0.1968	31.45																																																																																																																																																																																																																						
対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																																																																																																																																						
	下記の率とする	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																																																																																																																																						
		A	b																																																																																																																																																																																																																							
道路維持工事	60.33	613	-0.1598	32.29																																																																																																																																																																																																																						
河川維持工事	42.35	167.1	-0.0946	29.25																																																																																																																																																																																																																						

→
削除

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p style="text-align: center;">I-10-①-1</p> <p>第I編 総則</p> <p>第10章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</p> <p>①工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</p>	<p style="text-align: center;">第10章 工事の一時中止等に伴う増加費用の積算</p> <p>① 工事の一時中止等に伴う増加費用の積算について</p> <p>受注者の責めに帰することができないものにより設計図書の変更等に伴う一時中止や工期を延長（以下「<u>中止等</u>」という。）した場合の増加費用等の負担については、下記により積算するものとする。</p> <p>1. 増加費用等の考え方</p> <p>(1) 本工事施工中に一時中止等した場合の費用 増加費用の適用は、発注者が工事の<u>中止等</u>（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止等により<u>工期延期</u>となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。</p> <p>1) 工事現場の維持に要する費用 工事現場の維持に要する費用とは、中止等の期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。</p> <p>2) 工事体制の縮小に要する費用 工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。</p> <p>3) 工事の再開準備に要する費用 工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。</p> <p>4) <u>中止等により工期延期</u>となる場合の費用 <u>中止等により工期延期</u>となる場合の費用とは、<u>工期延期</u>となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。</p> <p>5) 工期短縮を行った場合の費用 工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。</p> <p>(2) 契約後準備工着手前に中止した場合の費用</p> <p>1) 契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。</p> <p>2) 発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の中止を受注者に通知する。</p> <p>3) 一時中止に伴う増加費用は計上しない。</p> <p>4) 受注者から、工期短縮を行った場合の費用の請求があったときは、これを増加費用として積算する範囲とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。</p> <p>(3) 準備工期間に中止した場合の費用</p> <p>1) 準備工期間とは、契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。</p> <p>2) 発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の中止を受注者に通知する。</p> <p>3) 増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定されるので、受注者が中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受注者が協議して決定する。</p> <p>4) 受注者から、工期短縮を行った場合の費用の請求があったときは、これを増加費用として積算する範囲とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第10章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</p> <p>① 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算について</p> <p>受注者の責めに帰することができないものにより設計図書の変更等に伴う一時中止や工期を延長（以下「<u>工期延長等</u>」という。）した場合の増加費用等の負担については、下記により積算するものとする。</p> <p>1. 増加費用等の考え方</p> <p>(1) 本工事施工中に<u>工期延期</u>等した場合の費用 増加費用の適用は、<u>工期延長等</u>に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、<u>工期延長等</u>となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。</p> <p>1) 工事現場の維持に要する費用 工事現場の維持に要する費用とは、中止等の期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。</p> <p>2) 工事体制の縮小に要する費用 工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。</p> <p>3) 工事の再開準備に要する費用 工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。</p> <p>4) <u>工期延長等</u>となる場合の費用 <u>工期延長等</u>となる場合の費用とは、<u>工期延長等</u>となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。</p> <p>5) 工期短縮を行った場合の費用 工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。</p> <p>(2) 契約後準備工着手前に中止した場合の費用</p> <p>1) 契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。</p> <p>2) 発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の中止を受注者に通知する。</p> <p>3) 一時中止に伴う増加費用は計上しない。</p> <p>4) 受注者から、工期短縮を行った場合の費用の請求があったときは、これを増加費用として積算する範囲とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。</p> <p>(3) 準備工期間に中止した場合の費用</p> <p>1) 準備工期間とは、契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。</p> <p>2) 発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の中止を受注者に通知する。</p> <p>3) 増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定されるので、受注者が中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受注者が協議して決定する。</p> <p>4) 受注者から、工期短縮を行った場合の費用の請求があったときは、これを増加費用として積算する範囲とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。</p>

→ 改定

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p style="text-align: center;">I-10-①-2</p> <p>第I編 総則</p> <p>第10章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</p> <p>①工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</p>	<p>2. 増加費用等の算定</p> <p>2-1 増加費用等の構成</p> <p>中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">*中止等に伴う本支店における増加費用を含む</p> <p>(注) 中止等に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。</p> <p>増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着工後を対象に算定することとし、<u>算定方法は以下のとおりとする。ただし、中止期間3ヶ月以内は標準積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。</u></p> <p>2-2 中止等に伴う現場維持等に要する費用</p> <p>(1) 標準積算により算定する場合、中止等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">※積上げ項目</p>	<p>2. 増加費用等の算定</p> <p>2-1 増加費用等の構成</p> <p>工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">*工期延長等に伴う本支店における増加費用を含む</p> <p>(注) <u>工期延長等</u>に伴い発注者が新たに受取り対象とした材料、直接労務及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。</p> <p>増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着工後を対象に算定することとし、<u>工期延長等の期間3ヶ月以内の算定方法は以下のとおりとする。ただし、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。</u></p> <p>2-2 <u>工期延長等</u>に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）</p> <p>(1) 標準積算により算定する場合、中止等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">※積上げ項目</p>

→ 改定

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p style="text-align: center;">I-10-①-3</p> <p>第I編 総則</p> <p>第10章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</p> <p>①工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</p>	<p>1) 積上げ項目</p> <p>積上げ計上する項目は、直接工事費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用であり、下記の内容とする。</p> <p>イ. 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止等期間中に係る損料額及び補修費用</p> <p>ロ. 直接工事費及び事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用</p> <p>ハ. 現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、<u>中止等期間中</u>に係る費用</p> <p>2) 率で計上する項目</p> <p><u>中止等</u>に伴い増加する費用の内、現場経費で算定する内容は下記のとおりとする。</p> <p>イ. 運搬費の増加費用</p> <p>現場搬入済みの建設機械（質量20t以上の建設機械含む）の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用及び大型機械類等の現場内小運搬。</p> <p>ロ. 安全費の増加費用</p> <p>工事現場の維持に要する費用 （保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用）</p> <p>ハ. 役務費の増加費用</p> <p>仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金</p> <p>ニ. 営繕費の増加費用</p> <p>現場事務所、労働者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用</p> <p>ホ. 現場管理費の増加費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用 ・工事体制縮小のための労働者又は技術職員の配置転換に要する費用 ・工事再開のための労働者又は技術職員の転入に要する費用 ・工期延期となることにより追加で生じる社員等従業員給料手当 <p>(2) 算定方法</p> <p><u>中止等</u>に伴う現場維持等に要する費用の算定は、下記の式により算出する。(SSMN8601)</p> $G = dg \times J + \alpha$ <p>ただし、</p> <p>G : <u>中止等</u>に伴う現場維持等の費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て）</p> <p>dg : <u>中止等</u>に係る現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め） （前記2-2（1）2）に示す率項目）</p> <p>J : 対象額（中止等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 円 1,000 円未満切り捨て）</p> <p>α : 積上げ費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て） （前記2-2（1）1）に示す積上げ項目）</p> <p>1) <u>中止等</u>に伴い増加する現場経費率</p> $dg = \left[A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^{b+N}} \right)^b - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^b \right\} \right] + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$ <p>ただし、</p> <p>dg : <u>中止等</u>に伴い増加する現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め） （前記2-2（1）2）に示す率項目）</p> <p>J : 対象額（<u>中止等</u>時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 円 1,000 円未満切り捨て）</p> <p>N : <u>中止等</u>日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（日）</p> <p>ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う<u>工期延期日数</u>。</p> <p>R : 公共工事設計労務単価（土木一般世役）</p> <p>A, B, a, b : 各工種毎に決まる係数（別表-1～4）</p>	<p>1) 積上げ項目</p> <p>積上げ計上する項目は、直接工事費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用であり、下記の内容とする。</p> <p>イ. 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止等期間中に係る損料額及び補修費用</p> <p>ロ. 直接工事費及び事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用</p> <p>ハ. 現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、<u>工期延長</u>等期間中に係る費用</p> <p>2) 率で計上する項目</p> <p><u>工期延長</u>等に伴い増加する費用の内、現場経費で算定する内容は下記のとおりとする。</p> <p>イ. 運搬費の増加費用</p> <p>現場搬入済みの建設機械（質量20t以上の建設機械含む）の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用及び大型機械類等の現場内小運搬。</p> <p>ロ. 安全費の増加費用</p> <p>工事現場の維持に要する費用 （保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用）</p> <p>ハ. 役務費の増加費用</p> <p>仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金</p> <p>ニ. 営繕費の増加費用</p> <p>現場事務所、労働者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用</p> <p>ホ. 現場管理費の増加費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用 ・工事体制縮小のための労働者又は技術職員の配置転換に要する費用 ・工事再開のための労働者又は技術職員の転入に要する費用 ・工期延期となることにより追加で生じる社員等従業員給料手当 <p>(2) 算定方法</p> <p><u>工期延長</u>等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、下記の式により算出する。(SSMN8601)</p> $G = dg \times J + \alpha$ <p>ただし、</p> <p>G : <u>工期延長</u>等に伴う現場維持等の費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て）</p> <p>dg : <u>工期延長</u>等に係る現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め） （前記2-2（1）2）に示す率項目）</p> <p>J : 対象額（<u>工期延長</u>等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 円 1,000 円未満切り捨て）</p> <p>α : 積上げ費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て） （前記2-2（1）1）に示す積上げ項目）</p> <p>1) <u>工期延長</u>等に伴い増加する現場経費率</p> $dg = \left[A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^{b+N}} \right)^b - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^b \right\} \right] + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$ <p>ただし、</p> <p>dg : <u>工期延長</u>等に伴い増加する現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め） （前記2-2（1）2）に示す率項目）</p> <p>J : 対象額（<u>工期延長</u>等時点の契約上の現場管理費対象純工事費）（単位 円 1,000 円未満切り捨て）</p> <p>N : <u>工期延長</u>等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（日）</p> <p>ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う<u>工期延長等</u>日数。</p> <p>R : 公共工事設計労務単価（土木一般世役）</p> <p>A, B, a, b : 工種毎に決まる係数（別表-1～4）</p>

→ 改定

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>I-10-①-6 第I編 総則 第10章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算 ①工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</p>	<p>3. 増加費用の構成費目 増加費用の構成費目は、次のとおりとする。 <u>中止等指示時点</u>における当該工事の設計書について、以下「元設計」という。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>増加費用</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場における増加費用 本支店における増加費用 消費税等相当額 </div> <div style="text-align: center;"> <p>材料費</p> <ul style="list-style-type: none"> 労務費 水道光熱電力等料金 機械経費 仮設費 運搬費 準備費 事業損失防止施設費 安全費 役務費 技術管理費 當舖費 労働者輸送費 社員等従業員給料手当 労務管理費 地代 福利厚生費等 </div> <div style="text-align: center;"> <p>(元設計における直接工事費目)</p> <p>(元設計における間接工事費目)</p> </div> </div> <p>4. 増加費用の費用と内容 増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。 (1) 現場における増加費用 イ 材料費 ① 材料の保管費用 工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び出入庫手数料 ② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費 工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費 ③ 直接工事費に計上された材料の損料等 元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用 ロ 労務費 ① 工事現場の維持等に必要な労務費 <u>中止後の</u>労務費は、原則として計上しない。 ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別な事情があるため、受発注者協議により工事現場に労働者を常駐させた場合にはその費用 ② 他職種に転用した場合の労務費差額 工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用 ハ 水道光熱電力等料金 工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により中止期間中稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用 ニ 機械経費 ① 工事現場に存置する機械の費用 現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用 ② 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、管理費を含む。） ③ 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用 ホ 仮設費</p>	<p>3. 増加費用の構成費目 増加費用の構成費目は、次のとおりとする。 <u>工期延長等の要因発生時点</u>における当該工事の設計書について、以下「元設計」という。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>増加費用</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場における増加費用 本支店における増加費用 消費税等相当額 </div> <div style="text-align: center;"> <p>材料費</p> <ul style="list-style-type: none"> 労務費 水道光熱電力等料金 機械経費 仮設費 運搬費 準備費 事業損失防止施設費 安全費 役務費 技術管理費 當舖費 労働者輸送費 社員等従業員給料手当 労務管理費 地代 福利厚生費等 </div> <div style="text-align: center;"> <p>(元設計における直接工事費目)</p> <p>(元設計における間接工事費目)</p> </div> </div> <p>4. 増加費用の費用と内容 増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。 (1) 現場における増加費用 イ 材料費 ① 材料の保管費用 工事を<u>工期延長等</u>したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び出入庫手数料 ② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費 工事を<u>工期延長等</u>したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費 ③ 直接工事費に計上された材料の損料等 元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用 ロ 労務費 ① 工事現場の維持等に必要な労務費 <u>作業を伴わない作業員の</u>労務費は、原則として計上しない。 ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別な事情があり、受発注者協議により工事現場に労働者を常駐させた場合にはその費用 ② 他職種に転用した場合の労務費差額 工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用 ハ 水道光熱電力等料金 工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により<u>工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼働（維持）</u>させるために要する水道光熱電力等に要する費用 ニ 機械経費 ① 工事現場に存置する機械の費用 現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用 ② 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、管理費を含む。） ③ 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用</p>

→
改定

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p style="text-align: center;">I-10-①-7</p> <p>第I編 総則</p> <p>第10章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</p> <p>①工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</p>	<p>① 仮設諸機材の損料 現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用</p> <p>② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用 元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）</p> <p>③ 工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用</p> <p>へ 運搬費</p> <p>① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 中止時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認められたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用</p> <p>② 大型機械類等の現場内運搬 元設計に計上した機械類、資材等のうち、<u>工事が中止されたために</u>、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用</p> <p>ト 準備費</p> <p>別費目で積算している現場常駐の従業員又は労働者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の動かたづけ、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認められたものに係る準備費用</p> <p>チ 事業損失防止施設費 仮設費に準じて積算した費用</p> <p>リ 安全費</p> <p>① 既存の安全設備に係る費用 中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用</p> <p>② 新たな工事現場の維持等に要する安全費 元設計には計上されていないが、<u>中止に伴い</u>、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）</p> <p>ヌ 役務費</p> <p>① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料 元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用</p> <p>② 電力水道等の基本料 元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料</p> <p>ル 技術管理費 原則として増加費用は計上しないものとする。 ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用</p> <p>ヲ 営繕費 <u>中止以前に</u>工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労働者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割増率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労働者輸送に要する費用</p> <p>ワ 労働者輸送費 元設計が、営繕費、労働者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労働者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労働者を一括通勤させる場合の通勤費用</p> <p>カ 社員等従業員給料手当 中止期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用</p> <p>① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用</p> <p>② 中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>④ 工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>ヨ 労務管理費</p> <p>① 他の工事現場へ転出入する労働者の転出入に要する費用 中止によって遊休となった労働者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労働者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的</p>	<p>ホ 仮設費</p> <p>① 仮設諸機材の損料 現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用</p> <p>② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用 元設計には計上されていないが、<u>工期延長等</u>に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）</p> <p>③ 工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用</p> <p>へ 運搬費</p> <p>① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 <u>工期延長等の要因発生</u>時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認められたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用</p> <p>② 大型機械類等の現場内運搬 元設計に計上した機械類、資材等のうち、<u>工期延長等</u>されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用</p> <p>ト 準備費</p> <p>別費目で積算している現場常駐の従業員又は労働者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の<u>後止</u>たづけ、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認められたものに係る準備費用</p> <p>チ 事業損失防止施設費 仮設費に準じて積算した費用</p> <p>リ 安全費</p> <p>① 既存の安全設備に係る費用 <u>工期延長等の要因発生</u>以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用</p> <p>② 新たな工事現場の維持等に要する安全費 元設計には計上されていないが、<u>工期延長等</u>に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）</p> <p>ヌ 役務費</p> <p>① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料 元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の<u>工期延長等</u>期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用</p> <p>② 電力水道等の基本料 元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料</p> <p>ル 技術管理費 原則として増加費用は計上しないものとする。 ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用</p> <p>ヲ 営繕費 <u>工期延長等の要因発生</u>以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の<u>工期延長等</u>期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労働者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割増率で計上している工事における<u>工期延長等</u>期間中の維持費、補修費、損料額及び労働者輸送に要する費用</p> <p>ワ 労働者輸送費 元設計が、営繕費、労働者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労働者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労働者を一括通勤させる場合の通勤費用</p> <p>カ 社員等従業員給料手当 <u>工期延長等</u>期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用</p> <p>① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用</p> <p>② <u>工期延長等の要因発生</u>時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>④ 工期延長等となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>ヨ 労務管理費</p> <p>① 他の工事現場へ転出入する労働者の転出入に要する費用 <u>工期延長等</u>によって遊休となった労働者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労働者（通勤者も含む。）</p>

→
改定

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>I-10-①-8 第I編 総則 第10章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算 ①工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</p>	<p>に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労働者」という。）（通勤者も含む。）とする。</p> <p>② 解雇・休業手当を払う場合の費用 受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労働者を解雇・休業するために必要な費用</p> <p>タ 地代 現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間の費用</p> <p>レ 福利厚生費等 現場管理費の内、現場従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用</p> <p>(2) 本支店における増加費用 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用</p> <p>(3) 消費税相当額 現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用</p>	<p>を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労働者」という。）（通勤者も含む。）とする。</p> <p>② 解雇・休業手当を払う場合の費用 受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労働者を解雇・休業するために必要な費用</p> <p>タ 地代 現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用</p> <p>レ 福利厚生費等 現場管理費のうち、現場従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用</p> <p>(2) 本支店における増加費用 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用</p> <p>(3) 消費税相当額 現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用</p>

→ 改定

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																																																																																																															
<p style="text-align: center;">I-11-①-1</p> <p>第I編 総則</p> <p>第11章 施工箇所が点在する工事の積算</p> <p>①施工箇所が点在する工事の積算について</p>	<p style="text-align: center;">第11章 施工箇所が点在する工事の積算</p> <p>① 施工箇所が点在する工事の積算について</p> <p>施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際かかる費用に乖離があるため、共通仮設費、現場管理費を箇所ごとに算出する積算とする。</p> <p>1. 対象工事</p> <p>施工箇所が複数あり、施工箇所が1km程度を超えて点在する工事を対象とする。 なお、道路付属物（防護柵、道路標識、視線誘導標、区画線、道路照明施設等）の維持管理工事は除く。 ただし、これにより難い場合は個別に考慮できる。</p> <p>2. 工事箇所の設定方法及び積算方法</p> <p>(1) 主たる工種区分は、工事全体で判断する（地区毎に主たる工種区分を設定しない）。 (2) 直接工事費の施工規模等の入力条件は、施工箇所毎の数量から選択する。 (3) 材料費等単価の地区設定は、地区毎に設定する。 (4) 共通仮設費及び現場管理費については、地区毎に算出した合計額とする。 (5) 共通仮設費率及び現場環境改善費率、現場管理費率の補正については、地区毎に設定する。積上げ項目のうち、地区毎に分割できない場合は、直接工事費の最も大きい地区に計上する。 (6) 一般管理費等については、地区毎に分けない積算と同様とする。</p> <p>なお、一般管理費算出時の、共通仮設費率及び現場管理費率にかかる、施工地域を考慮した補正は、施工規模の大きい地区の設計書で設定した係数によるものとする。</p> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;"><地区毎に分けない積算></td> <td style="width: 30%; text-align: center;"><地区毎の積算></td> <td style="width: 30%; text-align: center;"><施工箇所在用積算></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">①A ②A+③A+④A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">②A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">③A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤B</td> <td style="text-align: center;">⑥B</td> <td style="text-align: center;">⑦B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑧C</td> <td style="text-align: center;">⑨C</td> <td style="text-align: center;">⑩C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑪D</td> <td style="text-align: center;">⑫D</td> <td style="text-align: center;">⑬D</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 30%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">②A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">③A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">④A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥B</td> <td style="text-align: center;">⑦B</td> <td style="text-align: center;">⑧B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑨C</td> <td style="text-align: center;">⑩C</td> <td style="text-align: center;">⑪C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑫D</td> <td style="text-align: center;">⑬D</td> <td style="text-align: center;">⑭D</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 30%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">②A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">③A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">④A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥B</td> <td style="text-align: center;">⑦B</td> <td style="text-align: center;">⑧B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑨C</td> <td style="text-align: center;">⑩C</td> <td style="text-align: center;">⑪C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑫D</td> <td style="text-align: center;">⑬D</td> <td style="text-align: center;">⑭D</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> <td style="width: 30%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">②B : ①Aを対象額で算出</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">②B : ②Aを対象額で算出 ⑦B : ③Aを対象額で算出 ⑧B : ④Aを対象額で算出</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">②B+⑦B+⑧Bとする</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">⑨C : ①A+②Bを対象額で算出</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">⑨C : ②A+③Bを対象額で算出 ⑩C : ③A+④Bを対象額で算出 ⑪C : ④A+⑤Bを対象額で算出</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">⑨C+⑩C+⑪Cとする</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">⑫D : ①A+②B+③Cを対象額で算出</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">⑫D : ②A+③B+④Cを対象額に算出 ⑬D : ③A+④B+⑤Cを対象額に算出 ⑭D : ④A+⑤B+⑥Cを対象額に算出</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">⑫D : ①A+②B+③Cを対象額で算出</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">図2-1 施工箇所が点在する場合の積算イメージ</p> </div>	<地区毎に分けない積算>	<地区毎の積算>	<施工箇所在用積算>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">①A ②A+③A+④A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">②A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">③A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤B</td> <td style="text-align: center;">⑥B</td> <td style="text-align: center;">⑦B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑧C</td> <td style="text-align: center;">⑨C</td> <td style="text-align: center;">⑩C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑪D</td> <td style="text-align: center;">⑫D</td> <td style="text-align: center;">⑬D</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 30%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">②A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">③A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">④A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥B</td> <td style="text-align: center;">⑦B</td> <td style="text-align: center;">⑧B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑨C</td> <td style="text-align: center;">⑩C</td> <td style="text-align: center;">⑪C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑫D</td> <td style="text-align: center;">⑬D</td> <td style="text-align: center;">⑭D</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 30%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">②A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">③A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">④A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥B</td> <td style="text-align: center;">⑦B</td> <td style="text-align: center;">⑧B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑨C</td> <td style="text-align: center;">⑩C</td> <td style="text-align: center;">⑪C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑫D</td> <td style="text-align: center;">⑬D</td> <td style="text-align: center;">⑭D</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">①A ②A+③A+④A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">②A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">③A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤B</td> <td style="text-align: center;">⑥B</td> <td style="text-align: center;">⑦B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑧C</td> <td style="text-align: center;">⑨C</td> <td style="text-align: center;">⑩C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑪D</td> <td style="text-align: center;">⑫D</td> <td style="text-align: center;">⑬D</td> </tr> </table>	①A ②A+③A+④A	②A	③A	+	+	+	⑤B	⑥B	⑦B	+	+	+	⑧C	⑨C	⑩C	+	+	+	⑪D	⑫D	⑬D	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">②A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">③A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">④A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥B</td> <td style="text-align: center;">⑦B</td> <td style="text-align: center;">⑧B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑨C</td> <td style="text-align: center;">⑩C</td> <td style="text-align: center;">⑪C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑫D</td> <td style="text-align: center;">⑬D</td> <td style="text-align: center;">⑭D</td> </tr> </table>	②A	③A	④A	+	+	+	⑥B	⑦B	⑧B	+	+	+	⑨C	⑩C	⑪C	+	+	+	⑫D	⑬D	⑭D	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">②A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">③A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">④A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥B</td> <td style="text-align: center;">⑦B</td> <td style="text-align: center;">⑧B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑨C</td> <td style="text-align: center;">⑩C</td> <td style="text-align: center;">⑪C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑫D</td> <td style="text-align: center;">⑬D</td> <td style="text-align: center;">⑭D</td> </tr> </table>	②A	③A	④A	+	+	+	⑥B	⑦B	⑧B	+	+	+	⑨C	⑩C	⑪C	+	+	+	⑫D	⑬D	⑭D	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">②B : ①Aを対象額で算出</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">②B : ②Aを対象額で算出 ⑦B : ③Aを対象額で算出 ⑧B : ④Aを対象額で算出</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">②B+⑦B+⑧Bとする</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">⑨C : ①A+②Bを対象額で算出</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">⑨C : ②A+③Bを対象額で算出 ⑩C : ③A+④Bを対象額で算出 ⑪C : ④A+⑤Bを対象額で算出</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">⑨C+⑩C+⑪Cとする</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">⑫D : ①A+②B+③Cを対象額で算出</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">⑫D : ②A+③B+④Cを対象額に算出 ⑬D : ③A+④B+⑤Cを対象額に算出 ⑭D : ④A+⑤B+⑥Cを対象額に算出</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">⑫D : ①A+②B+③Cを対象額で算出</td> </tr> </table>	②B : ①Aを対象額で算出	②B : ②Aを対象額で算出 ⑦B : ③Aを対象額で算出 ⑧B : ④Aを対象額で算出	②B+⑦B+⑧Bとする	⑨C : ①A+②Bを対象額で算出	⑨C : ②A+③Bを対象額で算出 ⑩C : ③A+④Bを対象額で算出 ⑪C : ④A+⑤Bを対象額で算出	⑨C+⑩C+⑪Cとする	⑫D : ①A+②B+③Cを対象額で算出	⑫D : ②A+③B+④Cを対象額に算出 ⑬D : ③A+④B+⑤Cを対象額に算出 ⑭D : ④A+⑤B+⑥Cを対象額に算出	⑫D : ①A+②B+③Cを対象額で算出	<p style="text-align: center;">第11章 施工箇所が点在する工事の積算</p> <p>① 施工箇所が点在する工事の積算について</p> <p>施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際かかる費用に乖離があるため、共通仮設費、現場管理費を箇所ごとに算出する積算とする。</p> <p>1. 対象工事</p> <p>施工箇所が複数あり、施工箇所が1km程度を超えて点在する工事を対象とする。 なお、道路付属物（防護柵、道路標識、視線誘導標、区画線、道路照明施設等）の維持管理工事は除く。 ただし、これにより難い場合は個別に考慮できる。</p> <p>2. 工事箇所の設定方法及び積算方法</p> <p>(1) 主たる工種区分は、工事全体で判断する（地区毎に主たる工種区分を設定しない）。 (2) 直接工事費の施工規模等の入力条件は、施工箇所毎の数量から選択する。 (3) 材料費等単価の地区設定は、地区毎に設定する。 (4) 共通仮設費及び現場管理費については、地区毎に算出した合計額とする。 (5) 共通仮設費率及び現場環境改善費率、現場管理費率の補正については、地区毎に設定する。積上げ項目のうち、地区毎に分割できない場合は、直接工事費の最も大きい地区に計上する。 (6) 一般管理費等については、地区毎に分けない積算と同様とする。</p> <p>なお、一般管理費算出時の、共通仮設費率及び現場管理費率にかかる、施工地域を考慮した補正は、施工規模の大きい地区の設計書で設定した係数によるものとする。</p> <div style="text-align: center;"> <p style="color: red; font-weight: bold;">追記</p> <p style="color: red; font-weight: bold;"><当初積算イメージ></p> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;"><地区毎に分けない積算></td> <td style="width: 30%; text-align: center;"><地区毎の積算></td> <td style="width: 30%; text-align: center;"><施工箇所在用積算></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">①A ②A+③A+④A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">②A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">③A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤B</td> <td style="text-align: center;">⑥B</td> <td style="text-align: center;">⑦B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑧C</td> <td style="text-align: center;">⑨C</td> <td style="text-align: center;">⑩C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑪D</td> <td style="text-align: center;">⑫D</td> <td style="text-align: center;">⑬D</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 30%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">②A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">③A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">④A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥B</td> <td style="text-align: center;">⑦B</td> <td style="text-align: center;">⑧B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑨C</td> <td style="text-align: center;">⑩C</td> <td style="text-align: center;">⑪C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑫D</td> <td style="text-align: center;">⑬D</td> <td style="text-align: center;">⑭D</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 30%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">②A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">③A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">④A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥B</td> <td style="text-align: center;">⑦B</td> <td style="text-align: center;">⑧B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑨C</td> <td style="text-align: center;">⑩C</td> <td style="text-align: center;">⑪C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑫D</td> <td style="text-align: center;">⑬D</td> <td style="text-align: center;">⑭D</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </div>	<地区毎に分けない積算>	<地区毎の積算>	<施工箇所在用積算>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">①A ②A+③A+④A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">②A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">③A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤B</td> <td style="text-align: center;">⑥B</td> <td style="text-align: center;">⑦B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑧C</td> <td style="text-align: center;">⑨C</td> <td style="text-align: center;">⑩C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑪D</td> <td style="text-align: center;">⑫D</td> <td style="text-align: center;">⑬D</td> </tr> </table>	①A ②A+③A+④A	②A	③A	+	+	+	⑤B	⑥B	⑦B	+	+	+	⑧C	⑨C	⑩C	+	+	+	⑪D	⑫D	⑬D	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">②A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">③A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">④A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥B</td> <td style="text-align: center;">⑦B</td> <td style="text-align: center;">⑧B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑨C</td> <td style="text-align: center;">⑩C</td> <td style="text-align: center;">⑪C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑫D</td> <td style="text-align: center;">⑬D</td> <td style="text-align: center;">⑭D</td> </tr> </table>	②A	③A	④A	+	+	+	⑥B	⑦B	⑧B	+	+	+	⑨C	⑩C	⑪C	+	+	+	⑫D	⑬D	⑭D	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">②A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">③A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">④A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥B</td> <td style="text-align: center;">⑦B</td> <td style="text-align: center;">⑧B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑨C</td> <td style="text-align: center;">⑩C</td> <td style="text-align: center;">⑪C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑫D</td> <td style="text-align: center;">⑬D</td> <td style="text-align: center;">⑭D</td> </tr> </table>	②A	③A	④A	+	+	+	⑥B	⑦B	⑧B	+	+	+	⑨C	⑩C	⑪C	+	+	+	⑫D	⑬D	⑭D	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">②B : ①Aを対象額で算出</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">②B : ②Aを対象額で算出 ⑦B : ③Aを対象額で算出 ⑧B : ④Aを対象額で算出</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">②B+⑦B+⑧Bとする</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">⑨C : ①A+②Bを対象額で算出</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">⑨C : ②A+③Bを対象額で算出 ⑩C : ③A+④Bを対象額で算出 ⑪C : ④A+⑤Bを対象額で算出</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">⑨C+⑩C+⑪Cとする</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">⑫D : ①A+②B+③Cを対象額で算出</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">⑫D : ②A+③B+④Cを対象額に算出 ⑬D : ③A+④B+⑤Cを対象額に算出 ⑭D : ④A+⑤B+⑥Cを対象額に算出</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">⑫D : ①A+②B+③Cを対象額で算出</td> </tr> </table>	②B : ①Aを対象額で算出	②B : ②Aを対象額で算出 ⑦B : ③Aを対象額で算出 ⑧B : ④Aを対象額で算出	②B+⑦B+⑧Bとする	⑨C : ①A+②Bを対象額で算出	⑨C : ②A+③Bを対象額で算出 ⑩C : ③A+④Bを対象額で算出 ⑪C : ④A+⑤Bを対象額で算出	⑨C+⑩C+⑪Cとする	⑫D : ①A+②B+③Cを対象額で算出	⑫D : ②A+③B+④Cを対象額に算出 ⑬D : ③A+④B+⑤Cを対象額に算出 ⑭D : ④A+⑤B+⑥Cを対象額に算出	⑫D : ①A+②B+③Cを対象額で算出
<地区毎に分けない積算>	<地区毎の積算>	<施工箇所在用積算>																																																																																																																																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">①A ②A+③A+④A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">②A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">③A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤B</td> <td style="text-align: center;">⑥B</td> <td style="text-align: center;">⑦B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑧C</td> <td style="text-align: center;">⑨C</td> <td style="text-align: center;">⑩C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑪D</td> <td style="text-align: center;">⑫D</td> <td style="text-align: center;">⑬D</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 30%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">②A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">③A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">④A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥B</td> <td style="text-align: center;">⑦B</td> <td style="text-align: center;">⑧B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑨C</td> <td style="text-align: center;">⑩C</td> <td style="text-align: center;">⑪C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑫D</td> <td style="text-align: center;">⑬D</td> <td style="text-align: center;">⑭D</td> </tr> </table> </td> <td style="width: 30%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">②A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">③A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">④A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥B</td> <td style="text-align: center;">⑦B</td> <td style="text-align: center;">⑧B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑨C</td> <td style="text-align: center;">⑩C</td> <td style="text-align: center;">⑪C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑫D</td> <td style="text-align: center;">⑬D</td> <td style="text-align: center;">⑭D</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">①A ②A+③A+④A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">②A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">③A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤B</td> <td style="text-align: center;">⑥B</td> <td style="text-align: center;">⑦B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑧C</td> <td style="text-align: center;">⑨C</td> <td style="text-align: center;">⑩C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑪D</td> <td style="text-align: center;">⑫D</td> <td style="text-align: center;">⑬D</td> </tr> </table>	①A ②A+③A+④A	②A	③A	+	+	+	⑤B	⑥B	⑦B	+	+	+	⑧C	⑨C	⑩C	+	+	+	⑪D	⑫D	⑬D	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">②A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">③A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">④A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥B</td> <td style="text-align: center;">⑦B</td> <td style="text-align: center;">⑧B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑨C</td> <td style="text-align: center;">⑩C</td> <td style="text-align: center;">⑪C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑫D</td> <td style="text-align: center;">⑬D</td> <td style="text-align: center;">⑭D</td> </tr> </table>	②A	③A	④A	+	+	+	⑥B	⑦B	⑧B	+	+	+	⑨C	⑩C	⑪C	+	+	+	⑫D	⑬D	⑭D	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">②A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">③A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">④A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥B</td> <td style="text-align: center;">⑦B</td> <td style="text-align: center;">⑧B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑨C</td> <td style="text-align: center;">⑩C</td> <td style="text-align: center;">⑪C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑫D</td> <td style="text-align: center;">⑬D</td> <td style="text-align: center;">⑭D</td> </tr> </table>	②A	③A	④A	+	+	+	⑥B	⑦B	⑧B	+	+	+	⑨C	⑩C	⑪C	+	+	+	⑫D	⑬D	⑭D	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">②B : ①Aを対象額で算出</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">②B : ②Aを対象額で算出 ⑦B : ③Aを対象額で算出 ⑧B : ④Aを対象額で算出</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">②B+⑦B+⑧Bとする</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">⑨C : ①A+②Bを対象額で算出</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">⑨C : ②A+③Bを対象額で算出 ⑩C : ③A+④Bを対象額で算出 ⑪C : ④A+⑤Bを対象額で算出</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">⑨C+⑩C+⑪Cとする</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">⑫D : ①A+②B+③Cを対象額で算出</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">⑫D : ②A+③B+④Cを対象額に算出 ⑬D : ③A+④B+⑤Cを対象額に算出 ⑭D : ④A+⑤B+⑥Cを対象額に算出</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">⑫D : ①A+②B+③Cを対象額で算出</td> </tr> </table>	②B : ①Aを対象額で算出	②B : ②Aを対象額で算出 ⑦B : ③Aを対象額で算出 ⑧B : ④Aを対象額で算出	②B+⑦B+⑧Bとする	⑨C : ①A+②Bを対象額で算出	⑨C : ②A+③Bを対象額で算出 ⑩C : ③A+④Bを対象額で算出 ⑪C : ④A+⑤Bを対象額で算出	⑨C+⑩C+⑪Cとする	⑫D : ①A+②B+③Cを対象額で算出	⑫D : ②A+③B+④Cを対象額に算出 ⑬D : ③A+④B+⑤Cを対象額に算出 ⑭D : ④A+⑤B+⑥Cを対象額に算出	⑫D : ①A+②B+③Cを対象額で算出																																																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">①A ②A+③A+④A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">②A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">③A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤B</td> <td style="text-align: center;">⑥B</td> <td style="text-align: center;">⑦B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑧C</td> <td style="text-align: center;">⑨C</td> <td style="text-align: center;">⑩C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑪D</td> <td style="text-align: center;">⑫D</td> <td style="text-align: center;">⑬D</td> </tr> </table>	①A ②A+③A+④A	②A	③A	+	+	+	⑤B	⑥B	⑦B	+	+	+	⑧C	⑨C	⑩C	+	+	+	⑪D	⑫D	⑬D	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">②A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">③A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">④A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥B</td> <td style="text-align: center;">⑦B</td> <td style="text-align: center;">⑧B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑨C</td> <td style="text-align: center;">⑩C</td> <td style="text-align: center;">⑪C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑫D</td> <td style="text-align: center;">⑬D</td> <td style="text-align: center;">⑭D</td> </tr> </table>	②A	③A	④A	+	+	+	⑥B	⑦B	⑧B	+	+	+	⑨C	⑩C	⑪C	+	+	+	⑫D	⑬D	⑭D	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">②A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">③A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">④A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥B</td> <td style="text-align: center;">⑦B</td> <td style="text-align: center;">⑧B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑨C</td> <td style="text-align: center;">⑩C</td> <td style="text-align: center;">⑪C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑫D</td> <td style="text-align: center;">⑬D</td> <td style="text-align: center;">⑭D</td> </tr> </table>	②A	③A	④A	+	+	+	⑥B	⑦B	⑧B	+	+	+	⑨C	⑩C	⑪C	+	+	+	⑫D	⑬D	⑭D																																																																																																
①A ②A+③A+④A	②A	③A																																																																																																																																																															
+	+	+																																																																																																																																																															
⑤B	⑥B	⑦B																																																																																																																																																															
+	+	+																																																																																																																																																															
⑧C	⑨C	⑩C																																																																																																																																																															
+	+	+																																																																																																																																																															
⑪D	⑫D	⑬D																																																																																																																																																															
②A	③A	④A																																																																																																																																																															
+	+	+																																																																																																																																																															
⑥B	⑦B	⑧B																																																																																																																																																															
+	+	+																																																																																																																																																															
⑨C	⑩C	⑪C																																																																																																																																																															
+	+	+																																																																																																																																																															
⑫D	⑬D	⑭D																																																																																																																																																															
②A	③A	④A																																																																																																																																																															
+	+	+																																																																																																																																																															
⑥B	⑦B	⑧B																																																																																																																																																															
+	+	+																																																																																																																																																															
⑨C	⑩C	⑪C																																																																																																																																																															
+	+	+																																																																																																																																																															
⑫D	⑬D	⑭D																																																																																																																																																															
②B : ①Aを対象額で算出	②B : ②Aを対象額で算出 ⑦B : ③Aを対象額で算出 ⑧B : ④Aを対象額で算出	②B+⑦B+⑧Bとする																																																																																																																																																															
⑨C : ①A+②Bを対象額で算出	⑨C : ②A+③Bを対象額で算出 ⑩C : ③A+④Bを対象額で算出 ⑪C : ④A+⑤Bを対象額で算出	⑨C+⑩C+⑪Cとする																																																																																																																																																															
⑫D : ①A+②B+③Cを対象額で算出	⑫D : ②A+③B+④Cを対象額に算出 ⑬D : ③A+④B+⑤Cを対象額に算出 ⑭D : ④A+⑤B+⑥Cを対象額に算出	⑫D : ①A+②B+③Cを対象額で算出																																																																																																																																																															
<地区毎に分けない積算>	<地区毎の積算>	<施工箇所在用積算>																																																																																																																																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">①A ②A+③A+④A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">②A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">③A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤B</td> <td style="text-align: center;">⑥B</td> <td style="text-align: center;">⑦B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑧C</td> <td style="text-align: center;">⑨C</td> <td style="text-align: center;">⑩C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑪D</td> <td style="text-align: center;">⑫D</td> <td style="text-align: center;">⑬D</td> </tr> </table>	①A ②A+③A+④A	②A	③A	+	+	+	⑤B	⑥B	⑦B	+	+	+	⑧C	⑨C	⑩C	+	+	+	⑪D	⑫D	⑬D	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">②A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">③A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">④A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥B</td> <td style="text-align: center;">⑦B</td> <td style="text-align: center;">⑧B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑨C</td> <td style="text-align: center;">⑩C</td> <td style="text-align: center;">⑪C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑫D</td> <td style="text-align: center;">⑬D</td> <td style="text-align: center;">⑭D</td> </tr> </table>	②A	③A	④A	+	+	+	⑥B	⑦B	⑧B	+	+	+	⑨C	⑩C	⑪C	+	+	+	⑫D	⑬D	⑭D	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">②A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">③A</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">④A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥B</td> <td style="text-align: center;">⑦B</td> <td style="text-align: center;">⑧B</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑨C</td> <td style="text-align: center;">⑩C</td> <td style="text-align: center;">⑪C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> <td style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑫D</td> <td style="text-align: center;">⑬D</td> <td style="text-align: center;">⑭D</td> </tr> </table>	②A	③A	④A	+	+	+	⑥B	⑦B	⑧B	+	+	+	⑨C	⑩C	⑪C	+	+	+	⑫D	⑬D	⑭D																																																																																																
①A ②A+③A+④A	②A	③A																																																																																																																																																															
+	+	+																																																																																																																																																															
⑤B	⑥B	⑦B																																																																																																																																																															
+	+	+																																																																																																																																																															
⑧C	⑨C	⑩C																																																																																																																																																															
+	+	+																																																																																																																																																															
⑪D	⑫D	⑬D																																																																																																																																																															
②A	③A	④A																																																																																																																																																															
+	+	+																																																																																																																																																															
⑥B	⑦B	⑧B																																																																																																																																																															
+	+	+																																																																																																																																																															
⑨C	⑩C	⑪C																																																																																																																																																															
+	+	+																																																																																																																																																															
⑫D	⑬D	⑭D																																																																																																																																																															
②A	③A	④A																																																																																																																																																															
+	+	+																																																																																																																																																															
⑥B	⑦B	⑧B																																																																																																																																																															
+	+	+																																																																																																																																																															
⑨C	⑩C	⑪C																																																																																																																																																															
+	+	+																																																																																																																																																															
⑫D	⑬D	⑭D																																																																																																																																																															
②B : ①Aを対象額で算出	②B : ②Aを対象額で算出 ⑦B : ③Aを対象額で算出 ⑧B : ④Aを対象額で算出	②B+⑦B+⑧Bとする																																																																																																																																																															
⑨C : ①A+②Bを対象額で算出	⑨C : ②A+③Bを対象額で算出 ⑩C : ③A+④Bを対象額で算出 ⑪C : ④A+⑤Bを対象額で算出	⑨C+⑩C+⑪Cとする																																																																																																																																																															
⑫D : ①A+②B+③Cを対象額で算出	⑫D : ②A+③B+④Cを対象額に算出 ⑬D : ③A+④B+⑤Cを対象額に算出 ⑭D : ④A+⑤B+⑥Cを対象額に算出	⑫D : ①A+②B+③Cを対象額で算出																																																																																																																																																															

図2-1 施工箇所が点在する場合の積算イメージ

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																
<p>I-11-①-2 第I編 総則 第11章 施工箇所が点在する 工事の積算 ①施工箇所が点在する工事 の積算について</p>	<p>＜通常の変更積算＞ 新規箇所（A）が追加となった場合</p> <p>＜施工箇所在用変更積算＞ 新規箇所（A：地区4）が追加になった場合 地区1 地区2 地区3 地区4</p> <table border="1"> <tr> <td>直接工事費</td> <td>①A' (②A'+③A'+④A')+A</td> <td>②A'</td> <td>③A'</td> <td>④A'</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>⑤B'</td> <td>⑥B'</td> <td>⑦B'</td> <td>⑧B'</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>⑨C'</td> <td>⑩C'</td> <td>⑪C'</td> <td>⑫C'</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等</td> <td>⑬D'</td> <td colspan="4">⑭D'</td> </tr> </table> <p>共通仮設費の算定 ⑤B'：①A'を対象額で算出 ⑥B'：②A'を対象額で算出 ⑦B'：③A'を対象額で算出 ⑧B'：④A'を対象額で算出 B：Aを対象額で算出 ⑥B'+⑦B'+⑧B'+Bとする</p> <p>現場管理費の算定 ⑨C'：(①A'+⑤B')を対象額で算出 ⑩C'：(②A'+⑥B')を対象額で算出 ⑪C'：(③A'+⑦B')を対象額で算出 ⑫C'：(④A'+⑧B')を対象額で算出 C：(A+B)を対象額で算出 ⑩C'+⑪C'+⑫C'+Cとする</p> <p>一般管理費等の算定 ⑬D'：(①A'+⑤B'+⑨C')を対象額で算出 ⑭D'：(①A'+⑤B'+⑨C')を対象額で算出</p> <p>図2.2 施工箇所が点在する場合の変更積算イメージ</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>※積算のイメージ (A地区直接工事費×間接費率) + (B地区直接工事費×間接費率) + (C地区直接工事費×間接費率) ※一般管理費等は通常どおり</p> </div>	直接工事費	①A' (②A'+③A'+④A')+A	②A'	③A'	④A'	A	共通仮設費	⑤B'	⑥B'	⑦B'	⑧B'	B	現場管理費	⑨C'	⑩C'	⑪C'	⑫C'	C	一般管理費等	⑬D'	⑭D'				<p>移動・改定</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>※積算のイメージ (地区1直接工事費×間接費率) + (地区2直接工事費×間接費率) + (地区3直接工事費×間接費率) ※一般管理費等は通常どおり</p> </div> <p>追記</p> <p>＜通常の変更積算＞ 新規箇所（A）が追加となった場合</p> <p>＜施工箇所在用変更積算＞ 新規箇所（A：地区4）が追加になった場合 地区1 地区2 地区3 地区4</p> <table border="1"> <tr> <td>直接工事費</td> <td>①A' (②A'+③A'+④A')+A</td> <td>②A'</td> <td>③A'</td> <td>④A'</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>⑤B'</td> <td>⑥B'</td> <td>⑦B'</td> <td>⑧B'</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>⑨C'</td> <td>⑩C'</td> <td>⑪C'</td> <td>⑫C'</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等</td> <td>⑬D'</td> <td colspan="4">⑭D'</td> </tr> </table> <p>共通仮設費の算定 ⑤B'：①A'を対象額で算出 ⑥B'：②A'を対象額で算出 ⑦B'：③A'を対象額で算出 ⑧B'：④A'を対象額で算出 B：Aを対象額で算出 ⑥B'+⑦B'+⑧B'+Bとする</p> <p>現場管理費の算定 ⑨C'：(①A'+⑤B')を対象額で算出 ⑩C'：(②A'+⑥B')を対象額で算出 ⑪C'：(③A'+⑦B')を対象額で算出 ⑫C'：(④A'+⑧B')を対象額で算出 C：(A+B)を対象額で算出 ⑩C'+⑪C'+⑫C'+Cとする</p> <p>一般管理費等の算定 ⑬D'：(①A'+⑤B'+⑨C')を対象額で算出 ⑭D'：(①A'+⑤B'+⑨C')を対象額で算出</p> <p>図2.2 施工箇所が点在する場合の変更積算イメージ</p>	直接工事費	①A' (②A'+③A'+④A')+A	②A'	③A'	④A'	A	共通仮設費	⑤B'	⑥B'	⑦B'	⑧B'	B	現場管理費	⑨C'	⑩C'	⑪C'	⑫C'	C	一般管理費等	⑬D'	⑭D'			
直接工事費	①A' (②A'+③A'+④A')+A	②A'	③A'	④A'	A																																													
共通仮設費	⑤B'	⑥B'	⑦B'	⑧B'	B																																													
現場管理費	⑨C'	⑩C'	⑪C'	⑫C'	C																																													
一般管理費等	⑬D'	⑭D'																																																
直接工事費	①A' (②A'+③A'+④A')+A	②A'	③A'	④A'	A																																													
共通仮設費	⑤B'	⑥B'	⑦B'	⑧B'	B																																													
現場管理費	⑨C'	⑩C'	⑪C'	⑫C'	C																																													
一般管理費等	⑬D'	⑭D'																																																

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																																																																															
<p style="text-align: center;">I-12-①-1</p> <p>第I編 総則 第12章 1日未満で完了する作業の積算 ①施工箇所が点在する工事の積算について</p>	<p style="text-align: center;">第12章 1日未満で完了する作業の積算</p> <p>① 1日未満で完了する作業の積算</p> <p>1. 適用条件 本基準は、変更積算にのみ適用する。 施工実施にあたり、1日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離が認められる場合に本基準を用いて積算するものとする。 本基準の採用にあたっては、契約期間内に受注者から当該積算の適用についての請求があった場合に、受発注者間の協議において、作業内容が当該積算基準に該当すると認められる場合に適用する。 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、当該積算は適用しない。</p> <p>2. 適用範囲 1日未満で完了する作業の積算は、表に記載の施工パッケージを使用して積算する工事に限って適用するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>編・章</th> <th>工種</th> <th>施工パッケージ</th> <th>単位</th> <th>作業日当り標準作業量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第II編 共通工 第1章 土工</td> <td rowspan="2">床掘り</td> <td>床掘り</td> <td>m3</td> <td>32</td> <td>・床掘りは、条件区分で、施工方法が「上記以外（小規模）」の場合に限って適用する。</td> </tr> <tr> <td>舗装版破砕積込（小規模土工）</td> <td>m2</td> <td>23</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">埋戻し</td> <td>埋戻し</td> <td>m3</td> <td>40</td> <td rowspan="2">・埋戻しは、条件区分で、施工方法が「上記以外（小規模）」の場合に限って適用する。 ・埋戻し、タンバ締固めに係る作業を一連の作業として判定する。</td> </tr> <tr> <td>タンバ締固め</td> <td>m3</td> <td style="text-decoration: underline;">36</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2章 共通工</td> <td>法面整形工</td> <td>法面整形</td> <td>m2</td> <td>I-14-①による</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">基礎・裏込 砕石工</td> <td>基礎砕石</td> <td>m2</td> <td>155</td> <td rowspan="2">・基礎砕石、裏込砕石に係る作業を一連の作業として判定する。</td> </tr> <tr> <td>裏込砕石</td> <td>m3</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">排水構造物 工</td> <td>ヒューム管（B形管）</td> <td>m</td> <td>I-14-①による</td> <td rowspan="7">・ヒューム管（B型管）、ボックスカルバート、暗渠排水管、フィルター材、管（函）渠型側溝、プレキャスト集水枡、鉄筋コンクリート台付管、プレキャストL形側溝（製品長 0.6m/個）、プレキャストマンホール、PC管、コルゲートパイプ、コルゲートフリュームに係る作業を一連の作業として判定する。</td> </tr> <tr> <td>ボックスカルバート</td> <td>m</td> <td>I-14-①による</td> </tr> <tr> <td>暗渠排水管</td> <td>m</td> <td>I-14-①による</td> </tr> <tr> <td>フィルター材</td> <td>m3</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>管（函）渠型側溝</td> <td>m</td> <td>I-14-①による</td> </tr> <tr> <td>プレキャスト集水枡</td> <td>基</td> <td>I-14-①による</td> </tr> <tr> <td>プレキャスト集水枡（材料費）</td> <td>基</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート台付管</td> <td>m</td> <td>I-14-①による</td> </tr> </tbody> </table>	編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り標準作業量	摘要	第II編 共通工 第1章 土工	床掘り	床掘り	m3	32	・床掘りは、条件区分で、施工方法が「上記以外（小規模）」の場合に限って適用する。	舗装版破砕積込（小規模土工）	m2	23		埋戻し	埋戻し	m3	40	・埋戻しは、条件区分で、施工方法が「上記以外（小規模）」の場合に限って適用する。 ・埋戻し、タンバ締固めに係る作業を一連の作業として判定する。	タンバ締固め	m3	36	第2章 共通工	法面整形工	法面整形	m2	I-14-①による		基礎・裏込 砕石工	基礎砕石	m2	155	・基礎砕石、裏込砕石に係る作業を一連の作業として判定する。	裏込砕石	m3	38	排水構造物 工	ヒューム管（B形管）	m	I-14-①による	・ヒューム管（B型管）、ボックスカルバート、暗渠排水管、フィルター材、管（函）渠型側溝、プレキャスト集水枡、鉄筋コンクリート台付管、プレキャストL形側溝（製品長 0.6m/個）、プレキャストマンホール、PC管、コルゲートパイプ、コルゲートフリュームに係る作業を一連の作業として判定する。	ボックスカルバート	m	I-14-①による	暗渠排水管	m	I-14-①による	フィルター材	m3	36	管（函）渠型側溝	m	I-14-①による	プレキャスト集水枡	基	I-14-①による	プレキャスト集水枡（材料費）	基	-	鉄筋コンクリート台付管	m	I-14-①による	<p style="text-align: center;">第12章 1日未満で完了する作業の積算</p> <p>① 1日未満で完了する作業の積算</p> <p>1. 適用条件 本基準は、変更積算にのみ適用する。 施工実施にあたり、1日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離が認められる場合に本基準を用いて積算するものとする。 本基準の採用にあたっては、契約期間内に受注者から当該積算の適用についての請求があった場合に、受発注者間の協議において、作業内容が当該積算基準に該当すると認められる場合に適用する。 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、当該積算は適用しない。</p> <p>2. 適用範囲 1日未満で完了する作業の積算は、表に記載の施工パッケージを使用して積算する工事に限って適用するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>編・章</th> <th>工種</th> <th>施工パッケージ</th> <th>単位</th> <th>作業日当り標準作業量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第II編 共通工 第1章 土工</td> <td rowspan="2">床掘り</td> <td>床掘り</td> <td>m3</td> <td>32</td> <td rowspan="2">・床掘りは、条件区分で、施工方法が「上記以外（小規模）」の場合に限って適用する。</td> </tr> <tr> <td>舗装版破砕積込（小規模土工）</td> <td>m2</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">埋戻し</td> <td>埋戻し</td> <td>m3</td> <td>40</td> <td rowspan="2">・埋戻しは、条件区分で、施工方法が「上記以外（小規模）」の場合に限って適用する。 ・埋戻し、タンバ締固めに係る作業を一連の作業として判定する。</td> </tr> <tr> <td>タンバ締固め</td> <td>m3</td> <td style="text-decoration: underline;">33</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">第2章 共通工</td> <td>法面整形工</td> <td>法面整形</td> <td>m2</td> <td>I-14-①による</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">基礎・裏込 砕石工</td> <td>基礎砕石</td> <td>m2</td> <td>155</td> <td rowspan="2">・基礎砕石、裏込砕石に係る作業を一連の作業として判定する。</td> </tr> <tr> <td>裏込砕石</td> <td>m3</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">排水構造物 工</td> <td>ヒューム管（B形管）</td> <td>m</td> <td>I-14-①による</td> <td rowspan="7">・ヒューム管（B型管）、ボックスカルバート、暗渠排水管、フィルター材、管（函）渠型側溝、プレキャスト集水枡、鉄筋コンクリート台付管、プレキャストL形側溝（製品長 0.6m/個）、プレキャストマンホール、PC管、コルゲートパイプ、コルゲートフリュームに係る作業を一連の作業として判定する。</td> </tr> <tr> <td>ボックスカルバート</td> <td>m</td> <td>I-14-①による</td> </tr> <tr> <td>暗渠排水管</td> <td>m</td> <td>I-14-①による</td> </tr> <tr> <td>フィルター材</td> <td>m3</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>管（函）渠型側溝</td> <td>m</td> <td>I-14-①による</td> </tr> <tr> <td>プレキャスト集水枡</td> <td>基</td> <td>I-14-①による</td> </tr> <tr> <td>プレキャスト集水枡（材料費）</td> <td>基</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート台付管</td> <td>m</td> <td>I-14-①による</td> </tr> </tbody> </table>	編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り標準作業量	摘要	第II編 共通工 第1章 土工	床掘り	床掘り	m3	32	・床掘りは、条件区分で、施工方法が「上記以外（小規模）」の場合に限って適用する。	舗装版破砕積込（小規模土工）	m2	23	埋戻し	埋戻し	m3	40	・埋戻しは、条件区分で、施工方法が「上記以外（小規模）」の場合に限って適用する。 ・埋戻し、タンバ締固めに係る作業を一連の作業として判定する。	タンバ締固め	m3	33	第2章 共通工	法面整形工	法面整形	m2	I-14-①による		基礎・裏込 砕石工	基礎砕石	m2	155	・基礎砕石、裏込砕石に係る作業を一連の作業として判定する。	裏込砕石	m3	38	排水構造物 工	ヒューム管（B形管）	m	I-14-①による	・ヒューム管（B型管）、ボックスカルバート、暗渠排水管、フィルター材、管（函）渠型側溝、プレキャスト集水枡、鉄筋コンクリート台付管、プレキャストL形側溝（製品長 0.6m/個）、プレキャストマンホール、PC管、コルゲートパイプ、コルゲートフリュームに係る作業を一連の作業として判定する。	ボックスカルバート	m	I-14-①による	暗渠排水管	m	I-14-①による	フィルター材	m3	36	管（函）渠型側溝	m	I-14-①による	プレキャスト集水枡	基	I-14-①による	プレキャスト集水枡（材料費）	基	-	鉄筋コンクリート台付管	m	I-14-①による
編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り標準作業量	摘要																																																																																																																												
第II編 共通工 第1章 土工	床掘り	床掘り	m3	32	・床掘りは、条件区分で、施工方法が「上記以外（小規模）」の場合に限って適用する。																																																																																																																												
		舗装版破砕積込（小規模土工）	m2	23																																																																																																																													
	埋戻し	埋戻し	m3	40	・埋戻しは、条件区分で、施工方法が「上記以外（小規模）」の場合に限って適用する。 ・埋戻し、タンバ締固めに係る作業を一連の作業として判定する。																																																																																																																												
		タンバ締固め	m3	36																																																																																																																													
第2章 共通工	法面整形工	法面整形	m2	I-14-①による																																																																																																																													
	基礎・裏込 砕石工	基礎砕石	m2	155	・基礎砕石、裏込砕石に係る作業を一連の作業として判定する。																																																																																																																												
		裏込砕石	m3	38																																																																																																																													
	排水構造物 工	ヒューム管（B形管）	m	I-14-①による	・ヒューム管（B型管）、ボックスカルバート、暗渠排水管、フィルター材、管（函）渠型側溝、プレキャスト集水枡、鉄筋コンクリート台付管、プレキャストL形側溝（製品長 0.6m/個）、プレキャストマンホール、PC管、コルゲートパイプ、コルゲートフリュームに係る作業を一連の作業として判定する。																																																																																																																												
		ボックスカルバート	m	I-14-①による																																																																																																																													
		暗渠排水管	m	I-14-①による																																																																																																																													
		フィルター材	m3	36																																																																																																																													
		管（函）渠型側溝	m	I-14-①による																																																																																																																													
		プレキャスト集水枡	基	I-14-①による																																																																																																																													
		プレキャスト集水枡（材料費）	基	-																																																																																																																													
鉄筋コンクリート台付管	m	I-14-①による																																																																																																																															
編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り標準作業量	摘要																																																																																																																												
第II編 共通工 第1章 土工	床掘り	床掘り	m3	32	・床掘りは、条件区分で、施工方法が「上記以外（小規模）」の場合に限って適用する。																																																																																																																												
		舗装版破砕積込（小規模土工）	m2	23																																																																																																																													
	埋戻し	埋戻し	m3	40	・埋戻しは、条件区分で、施工方法が「上記以外（小規模）」の場合に限って適用する。 ・埋戻し、タンバ締固めに係る作業を一連の作業として判定する。																																																																																																																												
		タンバ締固め	m3	33																																																																																																																													
第2章 共通工	法面整形工	法面整形	m2	I-14-①による																																																																																																																													
	基礎・裏込 砕石工	基礎砕石	m2	155	・基礎砕石、裏込砕石に係る作業を一連の作業として判定する。																																																																																																																												
		裏込砕石	m3	38																																																																																																																													
	排水構造物 工	ヒューム管（B形管）	m	I-14-①による	・ヒューム管（B型管）、ボックスカルバート、暗渠排水管、フィルター材、管（函）渠型側溝、プレキャスト集水枡、鉄筋コンクリート台付管、プレキャストL形側溝（製品長 0.6m/個）、プレキャストマンホール、PC管、コルゲートパイプ、コルゲートフリュームに係る作業を一連の作業として判定する。																																																																																																																												
		ボックスカルバート	m	I-14-①による																																																																																																																													
		暗渠排水管	m	I-14-①による																																																																																																																													
		フィルター材	m3	36																																																																																																																													
		管（函）渠型側溝	m	I-14-①による																																																																																																																													
		プレキャスト集水枡	基	I-14-①による																																																																																																																													
		プレキャスト集水枡（材料費）	基	-																																																																																																																													
鉄筋コンクリート台付管	m	I-14-①による																																																																																																																															

→ 改定

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

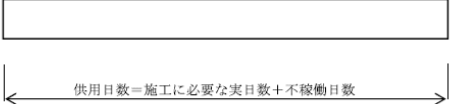
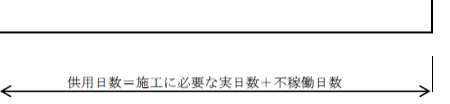
ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）					令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）						
<p style="text-align: center;">I-12-①-2</p> <p>第I編 総則</p> <p>第12章 1 日未満で完了する作業の積算</p> <p>①施工箇所が点在する工事の積算について</p>	編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り標準作業量	摘要	編・章	工種	施工パッケージ	単位	作業日当り標準作業量	摘要
	第2章 河川維持工	伐木除根工	伐木・伐竹（伐木除根）	m2	I-14-④による	・伐木・伐竹（伐木除根）， 除根（伐木除根），整地（伐木除根），集積（人力施工）（伐木除根），積込（人力施工）（伐木除根），運搬（伐木除根），伐木・伐竹（複合）に係る作業を一連の作業として判定する。	第2章 河川維持工	伐木除根工	伐木・伐竹（伐木除根）	m2	I-14-④による	・伐木・伐竹（伐木除根）， 除根（伐木除根），整地（伐木除根），集積（人力施工）（伐木除根），積込（人力施工）（伐木除根），運搬（伐木除根），伐木・伐竹（複合）に係る作業を一連の作業として判定する。
			除根（伐木除根）	m2	1,160				除根（伐木除根）	m2	1,360	
			整地（伐木除根）	m2	880				整地（伐木除根）	m2	880	
			集積積込み（機械施工）（伐木除根）	m2	除根有：720 除根無：940				集積積込み（機械施工）（伐木除根）	m2	除根有：590 除根無：940	
			集積（人力施工）（伐木除根）	m2	1,180				集積（人力施工）（伐木除根）	m2	1,180	
			積込（人力施工）（伐木除根）	m2	21,300				積込（人力施工）（伐木除根）	m2	21,300	
			運搬（伐木除根）	m2	I-14-④による				運搬（伐木除根）	m2	I-14-④による	
			伐木・伐竹（複合）	m2	I-14-④による				伐木・伐竹（複合）	m2	I-14-④による	
	塵芥処理工	散在塵芥収集	散在塵芥収集	m2	I-14-④による	・散在塵芥収集，堆積塵芥収集（機械処理），堆積塵芥収集（人力処理）に係る作業を一連の作業として判定する。		塵芥処理工	散在塵芥収集	m2	I-14-④による	・散在塵芥収集，堆積塵芥収集（機械処理），堆積塵芥収集（人力処理）に係る作業を一連の作業として判定する。
			堆積塵芥収集（機械処理）	m3	I-14-④による				堆積塵芥収集（機械処理）	m3	I-14-④による	
			堆積塵芥収集（人力処理）	m3	I-14-④による				堆積塵芥収集（人力処理）	m3	I-14-④による	
	機械土工（河床等掘削）	河床等掘削	河床等掘削	m3	147			機械土工（河床等掘削）	河床等掘削	m3	147	
			軟弱土等運搬	m3	I-14-④による				軟弱土等運搬	m3	I-14-④による	
	巨石積（張）工	巨石張（練）	巨石張（練）	m2	25	・巨石張（練），巨石張（空），巨石積（練）に係る作業を一連の作業として判定する。		巨石積（張）工	巨石張（練）	m2	25	・巨石張（練），巨石張（空），巨石積（練）に係る作業を一連の作業として判定する。
			巨石張（空）	m2	27				巨石張（空）	m2	27	
			巨石積（練）	m2	30				巨石積（練）	m2	30	
			巨石（材料費）	m2	-				巨石（材料費）	m2	-	
			巨石採取	個	38				巨石採取	個	38	
	木杭打工	木杭打	木杭打	本	58			木杭打工	木杭打	本	58	
	護岸基礎ブロック工	プレキャスト基礎	プレキャスト基礎	m	I-14-④による	・プレキャスト基礎，中詰コンクリート打設に係る作業を一連の作業として判定する。		護岸基礎ブロック工	プレキャスト基礎	m	I-14-④による	・プレキャスト基礎，中詰コンクリート打設に係る作業を一連の作業として判定する。
			プレキャスト基礎（材料費）	m	-				プレキャスト基礎（材料費）	m	-	
			中詰コンクリート（材料費）	m	-				中詰コンクリート（材料費）	m	-	
			中詰コンクリート打設	m3	17				中詰コンクリート打設	m3	17	
	かごマット工（スロープ型）	かごマット設置（スロープ型）	かごマット設置（スロープ型）	m2	I-14-④による			かごマット工（スロープ型）	かごマット設置（スロープ型）	m2	I-14-④による	
	袋詰玉石工	袋詰玉石	袋詰玉石	袋	I-14-④による			袋詰玉石工	袋詰玉石	袋	I-14-④による	
	笠コンクリートブロック据付工	笠コンクリートブロック	笠コンクリートブロック	m	I-14-④による			笠コンクリートブロック据付工	笠コンクリートブロック	m	I-14-④による	
			笠コンクリートブロック（材料費）	m	-				笠コンクリートブロック（材料費）	m	-	
	グラウトホール工	グラウトホール	グラウトホール	組	5			グラウトホール工	沈下版設置・グラウト管設置	組	4.8	
			グラウト管（材料費）	組	-				均しコンクリート箱型枠設置撤去・間詰コンクリート打設	組	9.1	
	光ケーブル配管工	掘削（光ケーブル配管）	掘削（光ケーブル配管）	m3	28	・配管設置（埋設部），ハンドホールに係る作業を一連の作業として判定する。		光ケーブル配管工	掘削（光ケーブル配管）	m3	28	・配管設置（埋設部），ハンドホールに係る作業を一連の作業として判定する。
			埋戻し・締固め	m3	13				埋戻し・締固め	m3	13	
			敷砂，保護砂（材料費）	m3	-				敷砂，保護砂（材料費）	m3	-	
			埋設表示シート（材料費）	m	-				埋設表示シート（材料費）	m	-	
			配管設置（埋設部）	m	89				配管設置（埋設部）	m	89	
			ハンドホール	個	1.1				ハンドホール	個	1.1	

→ 改定

→ 改定

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																												
<p style="text-align: center;">I-14-①-1</p> <p>第I編 総則 第14章 その他 ②特殊ダンプトラック</p>	<p>第14章 その他</p> <p>① 水替日数及び供用日数</p> <p>1-1 水替日数の算定 排水期間中のポンプの運転日数（水替日数）は、工事の規模、現場の状況などから、積み上げて算出するものとする。 ただし、水替日数について、別に定めのある事業については、その定めによるものとする。</p> <p>1-2 供用日数の算定 供用日数で計上する仮設材賃料・器材損料及び建設機械賃料等の積算に当たっては、下記によるものとする。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  <p>供用日数 = 施工に必要な実日数 + 不稼働日数</p> </div> <p>② 特殊ダンプトラック</p> <p>特殊ダンプトラック（伐木・除根材を含む建設発生木材の運搬用）については、以下の取扱いとする。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <caption>特殊ダンプトラック 1時間あたり単価表</caption> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽油</td> <td>バトロール給油</td> <td>ℓ</td> <td>機関出力×燃費消費率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転手</td> <td>一般</td> <td>人</td> <td>1/T</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特殊ダンプトラック損料</td> <td></td> <td>時間</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タイヤ損耗費及び補修費</td> <td>1時間当り</td> <td>時間</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">燃費消費率：0.0430/kWh 運転日あたり運転時間（T）：5.9</p> </div> <p>運転1時間あたり損料は「建設工事積算基準第15編単価」による。 算定に係る各種数値は、令和4年度版建設機械等損料算定表（（一社）日本建設機械施工協会）に記載される「ダンプトラック（オンロード・ディーゼル）」を準用している。</p> <p>ダンプトラックの積算における時速は30 km/hとする。再資源化施設等までの往復距離（km）を30 kmで除して運搬にかかる時間（小数第2位を四捨五入し、小数第1位止め）とする。</p>	名称	規格	単位	数量	適用	軽油	バトロール給油	ℓ	機関出力×燃費消費率		運転手	一般	人	1/T		特殊ダンプトラック損料		時間	1		タイヤ損耗費及び補修費	1時間当り	時間	1		諸雑費		式	1		<p>第14章 その他</p> <p>① 水替日数及び供用日数</p> <p>1-1 水替日数の算定 排水期間中のポンプの運転日数（水替日数）は、工事の規模、現場の状況などから、積み上げて算出するものとする。 ただし、水替日数について、別に定めのある事業については、その定めによるものとする。</p> <p>1-2 供用日数の算定 供用日数で計上する仮設材賃料・器材損料及び建設機械賃料等の積算に当たっては、下記によるものとする。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  <p>供用日数 = 施工に必要な実日数 + 不稼働日数</p> </div> <p>② 特殊ダンプトラック</p> <p>特殊ダンプトラック（伐木・除根材を含む建設発生木材の運搬用）については、以下の取扱いとする。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(1) 運転機械単価表は、建設工事積算基準第1編第6章③機械運転単価表の機-7とする。</p> <p>(2) 運転1時間あたり損料は以下による。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>単価（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">特殊ダンプトラック</td> <td>オンロード・ディーゼル 2t級</td> <td>時間</td> <td>2,140</td> </tr> <tr> <td>オンロード・ディーゼル 4t級</td> <td>時間</td> <td>3,380</td> </tr> <tr> <td>オンロード・ディーゼル 10t級</td> <td>時間</td> <td>7,610</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) その他算定に係る各種数値については、2tならびに4t特殊ダンプトラックについては、令和6年度版建設機械等損料算定表（（一社）日本建設機械施工協会）「ダンプトラック（オンロード・ディーゼル）」を準用する。 10t特殊ダンプトラックについては、建設工事積算基準第1編第15章①1-5建設機械等損料表の「ダンプトラック（深あおり・土砂禁止）〔オンロード・ディーゼル〕10t積級」を使用する。</p> <p>(4) ダンプトラックの積算における時速は30 km/hとする。再資源化施設等までの往復距離（km）を30 kmで除して運搬にかかる時間（小数第2位を四捨五入し、小数第1位止め）とする。</p> </div>	名称	規格	単位	単価（円）	特殊ダンプトラック	オンロード・ディーゼル 2t級	時間	2,140	オンロード・ディーゼル 4t級	時間	3,380	オンロード・ディーゼル 10t級	時間	7,610
名称	規格	単位	数量	適用																																										
軽油	バトロール給油	ℓ	機関出力×燃費消費率																																											
運転手	一般	人	1/T																																											
特殊ダンプトラック損料		時間	1																																											
タイヤ損耗費及び補修費	1時間当り	時間	1																																											
諸雑費		式	1																																											
名称	規格	単位	単価（円）																																											
特殊ダンプトラック	オンロード・ディーゼル 2t級	時間	2,140																																											
	オンロード・ディーゼル 4t級	時間	3,380																																											
	オンロード・ディーゼル 10t級	時間	7,610																																											

改定

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																
<p>I-15-①-2 第I編 総則 第15章 請負工事機械経費積算要領 ①請負工事機械経費積算要領</p>	<p>請負工事機械経費積算要領に示す、交替作業による補正の対象としない機器は次のとおりとする。</p> <p>(1) トンネル工事及びニューマチックケーソン工事等の交替作業が標準の工事に一般的に使用される機器。 (2) 可動部が少なく、通常定置状態で使用される機器、ただし、作業により損耗がはげしい機器は除く。</p> <p style="text-align: center;">交替作業による損料補正対象外機種</p> <table border="1" data-bbox="526 454 1229 906"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機 械 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>04</td> <td>クレーンその他荷役機械 クローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・タワー型〕、タワークレーン〔中間タワー〕、ジブクレーン〔走行装置〕、工事用リフト〔二本溝リフト〔中間ガイドレール〕〕、工事用エレベータ〔中間ポスト、扉〕</td> </tr> <tr> <td>05</td> <td>基礎工事用機器 クローラ式サンドパイル打機〔砂面計、施工管理計〕、ニューマチックケーソン施工機器 地下連続壁施工機〔付属機器〔スラッシュタンク、トレミー管〕〕</td> </tr> <tr> <td>06</td> <td>せん孔機械及びトンネル工事用機械 ドリルジャンボ、クラブホッパ、シールドマシン用機器、レッグハンマ、ドリフタ、NATM用機械、濁水処理装置、ズリ鋼車、油圧転倒装置</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>舗装機械 舗装用スチールフォーム</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>空気圧縮機及び送風機 遠心ファン、軸流ファン</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>電気機器 変圧器、高圧気中開閉器、キュービクル式高圧受変電設備</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>試験測定機器 全機種</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>鋼橋・PC橋架設用仮設備機器 ウインチ、電気溶接機を除く全機種</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>その他の機器 やぐら装置、コンクリートバケット、モンケン、レール設備〔軌条、分岐線〕、ターンテーブル、水槽、工事用信号機、フロート</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>付属作業船 押航士運搬船を除く全機種</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>作業船付属品 全機種</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-3-3 損料補正の対象外 建設工事積算基準において損料数量が指定され、供用1日当り換算値損料「(15)欄」を適用している歩掛については、補正の対象としない。</p> <p>1-3-4 ボンプ式渡漕船による渡漕工の損料補正 排土作業に使用する湿地ブルドーザの供用日当り運転時間(t)の損料補正については、原則として補正しない。</p> <p>1-3-5 貸与機械の取扱いについて 建設工事積算基準等を作業車の貸与で積算する場合の経費計上は当分の間下記のよること。 (1) 機械損料及び燃料消費量は、貸与作業車の値とする。 (2) 貸与作業車と歩掛で採用した標準機種の供用日当り運転時間(t)の違いが±20%以上ある場合は、機械損料の補正を行う。 (3) 標準歩掛のダンプトラックに替えて、作業車を無償貸与する場合、当該機械が付属装置(クレーン、標識等)を備えていても、損料の対象は、付属装置の無い基礎価格を計上する。</p> <p>1-3-6 トンネル工事対応機械(賃料) トンネル工事対応の下記機械を使用する場合は、次表に示す数値を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="562 1270 1184 1377"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>基礎価格に乘ずる率</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>振 動 ロ ー ラ</td> <td>(トンネル対応工事) 搭乗・コンバインド式・ 排出ガス対策型(第2次基準値)・ 低騒音型</td> <td>1.23</td> <td>賃料</td> </tr> </tbody> </table>	分類	機 械 名	04	クレーンその他荷役機械 クローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・タワー型〕、タワークレーン〔中間タワー〕、ジブクレーン〔走行装置〕、工事用リフト〔二本溝リフト〔中間ガイドレール〕〕、工事用エレベータ〔中間ポスト、扉〕	05	基礎工事用機器 クローラ式サンドパイル打機〔砂面計、施工管理計〕、ニューマチックケーソン施工機器 地下連続壁施工機〔付属機器〔スラッシュタンク、トレミー管〕〕	06	せん孔機械及びトンネル工事用機械 ドリルジャンボ、クラブホッパ、シールドマシン用機器、レッグハンマ、ドリフタ、NATM用機械、濁水処理装置、ズリ鋼車、油圧転倒装置	10	舗装機械 舗装用スチールフォーム	12	空気圧縮機及び送風機 遠心ファン、軸流ファン	15	電気機器 変圧器、高圧気中開閉器、キュービクル式高圧受変電設備	17	試験測定機器 全機種	18	鋼橋・PC橋架設用仮設備機器 ウインチ、電気溶接機を除く全機種	20	その他の機器 やぐら装置、コンクリートバケット、モンケン、レール設備〔軌条、分岐線〕、ターンテーブル、水槽、工事用信号機、フロート	31	付属作業船 押航士運搬船を除く全機種	32	作業船付属品 全機種	機 械 名	規 格	基礎価格に乘ずる率	摘 要	振 動 ロ ー ラ	(トンネル対応工事) 搭乗・コンバインド式・ 排出ガス対策型(第2次基準値)・ 低騒音型	1.23	賃料	<p>請負工事機械経費積算要領に示す、交替作業による補正の対象としない機器は次のとおりとする。</p> <p>(1) トンネル工事及びニューマチックケーソン工事等の交替作業が標準の工事に一般的に使用される機器。 (2) 可動部が少なく、通常定置状態で使用される機器、ただし、作業により損耗がはげしい機器は除く。</p> <p style="text-align: center;">交替作業による損料補正対象外機種</p> <table border="1" data-bbox="1288 454 2013 922"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機 械 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>04</td> <td>クレーンその他荷役機械 クローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・タワー型〕、タワークレーン〔中間タワー〕、ジブクレーン〔走行装置〕、工事用リフト〔二本溝リフト〔中間ガイドレール〕〕、工事用エレベータ〔中間ポスト、扉〕</td> </tr> <tr> <td>05</td> <td>基礎工事用機器 クローラ式サンドパイル打機〔砂面計、施工管理計〕、ニューマチックケーソン施工機器 地下連続壁施工機〔付属機器〔スラッシュタンク、トレミー管〕〕</td> </tr> <tr> <td>06</td> <td>せん孔機械及びトンネル工事用機械 ドリルジャンボ、クラブホッパ、シールドマシン用機器、レッグハンマ、ドリフタ、NATM用機械、濁水処理装置、ズリ鋼車、油圧転倒装置</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>舗装機械 舗装用スチールフォーム</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>空気圧縮機及び送風機 遠心ファン、軸流ファン</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>電気機器 変圧器、高圧気中開閉器、キュービクル式高圧受変電設備</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>試験測定機器 全機種</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>鋼橋・PC橋架設用仮設備機器 ウインチ、電気溶接機を除く全機種</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>その他の機器 やぐら装置、コンクリートバケット、モンケン、レール設備〔軌条、分岐線〕、ターンテーブル、水槽、工事用信号機、フロート</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>付属作業船 押航士運搬船を除く全機種</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>作業船付属品 全機種</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-3-3 損料補正の対象外 建設工事積算基準において損料数量が指定され、供用1日当り換算値損料「(15)欄」を適用している歩掛については、補正の対象としない。</p> <p>1-3-4 貸与機械の取扱いについて 建設工事積算基準等を作業車の貸与で積算する場合の経費計上は当分の間下記のよること。 (1) 機械損料及び燃料消費量は、貸与作業車の値とする。 (2) 貸与作業車と歩掛で採用した標準機種の供用日当り運転時間(t)の違いが±20%以上ある場合は、機械損料の補正を行う。 (3) 標準歩掛のダンプトラックに替えて、作業車を無償貸与する場合、当該機械が付属装置(クレーン、標識等)を備えていても、損料の対象は、付属装置の無い基礎価格を計上する。</p> <p>1-3-5 トンネル工事対応機械(賃料) トンネル工事対応の下記機械を使用する場合は、次表に示す数値を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1323 1270 1946 1377"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>基礎価格に乘ずる率</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>振 動 ロ ー ラ</td> <td>(トンネル対応工事) 搭乗・コンバインド式・ 排出ガス対策型(第2次基準値)・ 低騒音型</td> <td>1.29</td> <td>賃料</td> </tr> </tbody> </table>	分類	機 械 名	04	クレーンその他荷役機械 クローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・タワー型〕、タワークレーン〔中間タワー〕、ジブクレーン〔走行装置〕、工事用リフト〔二本溝リフト〔中間ガイドレール〕〕、工事用エレベータ〔中間ポスト、扉〕	05	基礎工事用機器 クローラ式サンドパイル打機〔砂面計、施工管理計〕、ニューマチックケーソン施工機器 地下連続壁施工機〔付属機器〔スラッシュタンク、トレミー管〕〕	06	せん孔機械及びトンネル工事用機械 ドリルジャンボ、クラブホッパ、シールドマシン用機器、レッグハンマ、ドリフタ、NATM用機械、濁水処理装置、ズリ鋼車、油圧転倒装置	10	舗装機械 舗装用スチールフォーム	12	空気圧縮機及び送風機 遠心ファン、軸流ファン	15	電気機器 変圧器、高圧気中開閉器、キュービクル式高圧受変電設備	17	試験測定機器 全機種	18	鋼橋・PC橋架設用仮設備機器 ウインチ、電気溶接機を除く全機種	20	その他の機器 やぐら装置、コンクリートバケット、モンケン、レール設備〔軌条、分岐線〕、ターンテーブル、水槽、工事用信号機、フロート	31	付属作業船 押航士運搬船を除く全機種	32	作業船付属品 全機種	機 械 名	規 格	基礎価格に乘ずる率	摘 要	振 動 ロ ー ラ	(トンネル対応工事) 搭乗・コンバインド式・ 排出ガス対策型(第2次基準値)・ 低騒音型	1.29	賃料
分類	機 械 名																																																																	
04	クレーンその他荷役機械 クローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・タワー型〕、タワークレーン〔中間タワー〕、ジブクレーン〔走行装置〕、工事用リフト〔二本溝リフト〔中間ガイドレール〕〕、工事用エレベータ〔中間ポスト、扉〕																																																																	
05	基礎工事用機器 クローラ式サンドパイル打機〔砂面計、施工管理計〕、ニューマチックケーソン施工機器 地下連続壁施工機〔付属機器〔スラッシュタンク、トレミー管〕〕																																																																	
06	せん孔機械及びトンネル工事用機械 ドリルジャンボ、クラブホッパ、シールドマシン用機器、レッグハンマ、ドリフタ、NATM用機械、濁水処理装置、ズリ鋼車、油圧転倒装置																																																																	
10	舗装機械 舗装用スチールフォーム																																																																	
12	空気圧縮機及び送風機 遠心ファン、軸流ファン																																																																	
15	電気機器 変圧器、高圧気中開閉器、キュービクル式高圧受変電設備																																																																	
17	試験測定機器 全機種																																																																	
18	鋼橋・PC橋架設用仮設備機器 ウインチ、電気溶接機を除く全機種																																																																	
20	その他の機器 やぐら装置、コンクリートバケット、モンケン、レール設備〔軌条、分岐線〕、ターンテーブル、水槽、工事用信号機、フロート																																																																	
31	付属作業船 押航士運搬船を除く全機種																																																																	
32	作業船付属品 全機種																																																																	
機 械 名	規 格	基礎価格に乘ずる率	摘 要																																																															
振 動 ロ ー ラ	(トンネル対応工事) 搭乗・コンバインド式・ 排出ガス対策型(第2次基準値)・ 低騒音型	1.23	賃料																																																															
分類	機 械 名																																																																	
04	クレーンその他荷役機械 クローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・タワー型〕、タワークレーン〔中間タワー〕、ジブクレーン〔走行装置〕、工事用リフト〔二本溝リフト〔中間ガイドレール〕〕、工事用エレベータ〔中間ポスト、扉〕																																																																	
05	基礎工事用機器 クローラ式サンドパイル打機〔砂面計、施工管理計〕、ニューマチックケーソン施工機器 地下連続壁施工機〔付属機器〔スラッシュタンク、トレミー管〕〕																																																																	
06	せん孔機械及びトンネル工事用機械 ドリルジャンボ、クラブホッパ、シールドマシン用機器、レッグハンマ、ドリフタ、NATM用機械、濁水処理装置、ズリ鋼車、油圧転倒装置																																																																	
10	舗装機械 舗装用スチールフォーム																																																																	
12	空気圧縮機及び送風機 遠心ファン、軸流ファン																																																																	
15	電気機器 変圧器、高圧気中開閉器、キュービクル式高圧受変電設備																																																																	
17	試験測定機器 全機種																																																																	
18	鋼橋・PC橋架設用仮設備機器 ウインチ、電気溶接機を除く全機種																																																																	
20	その他の機器 やぐら装置、コンクリートバケット、モンケン、レール設備〔軌条、分岐線〕、ターンテーブル、水槽、工事用信号機、フロート																																																																	
31	付属作業船 押航士運搬船を除く全機種																																																																	
32	作業船付属品 全機種																																																																	
機 械 名	規 格	基礎価格に乘ずる率	摘 要																																																															
振 動 ロ ー ラ	(トンネル対応工事) 搭乗・コンバインド式・ 排出ガス対策型(第2次基準値)・ 低騒音型	1.29	賃料																																																															

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

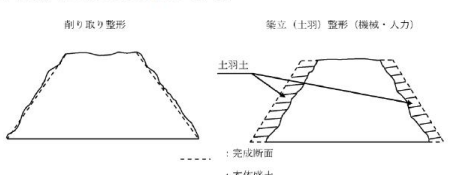
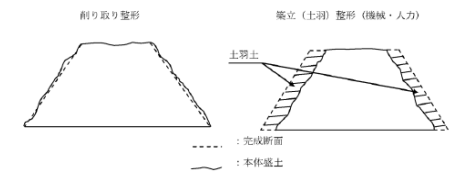
※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																																																																																					
<p>I-15-①-4 第I編 総則 第15章 請負工事機械経費積算要領 ①請負工事機械経費積算要領 1-5 建設機械等損料表</p>	<p>1-5 建設機械等損料表 「令和5年度版建設機械等損料表（（一社）日本建設機械施工協会）」による。</p>	<p>1-5 建設機械等損料表 「令和6年度版建設機械等損料表（（一社）日本建設機械施工協会）」による。</p> <p style="color: red; font-size: small;">なお、上記に記載のない機械の損料については、以下による。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; border: 2px solid red;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機械名</th> <th colspan="3">規 格</th> <th rowspan="2">(1) 基 礎 価 格 (千円)</th> <th rowspan="2">(2) 標 準 使 用 年 数 (年)</th> <th colspan="3">年 間 標 準</th> <th rowspan="2">(6) 維 持 修 理 費 率 (%)</th> <th rowspan="2">(7) 年 間 管 理 費 率 (%)</th> <th rowspan="2">残 存 率 (%)</th> </tr> <tr> <th>諸 元</th> <th>機 関 出 力 (kW)</th> <th>機 械 質 量 (t)</th> <th>(3) 運 転 時 間 (時間)</th> <th>(4) 運 転 日 数 (日)</th> <th>(5) 供 用 日 数 (日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ用 アタッチメント</td> <td>[切断機等付組み装 置]開口幅380～ 1,000mm カット最大 寸法300～400mm</td> <td>-</td> <td>1.2</td> <td>5,220</td> <td>9.0</td> <td>700</td> <td>120</td> <td>180</td> <td>25</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>ダンプトラック (深おろし・土砂 禁止)</td> <td>[オンロード・ディー ゼル]10t積級</td> <td>281</td> <td>11.6</td> <td>25,200</td> <td>10.5</td> <td>830</td> <td>140</td> <td>180</td> <td>40</td> <td>13</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>草刈車</td> <td>ロングリーチモア装 置付 ホイール式</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>集草機</td> <td>[連隔機縦式] 集草幅160cm</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">機械名</th> <th colspan="2">運転1時間当たり</th> <th colspan="2">供用1日当たり</th> <th colspan="4">換 算 値</th> <th rowspan="3">適用</th> <th rowspan="3">燃費 (L/h)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">(8) 損 料 率 (×10⁴)</th> <th rowspan="2">(9) 損 料 率 (円)</th> <th rowspan="2">(10) 損 料 率 (×10⁴)</th> <th rowspan="2">(11) 損 料 率 (円)</th> <th colspan="2">運転1時間当たり</th> <th colspan="2">供用1日当たり</th> </tr> <tr> <th>(12) 損 料 率 (×10⁴)</th> <th>(13) 損 料 率 (円)</th> <th>(14) 損 料 率 (×10⁴)</th> <th>(15) 損 料 率 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ用 アタッチメント</td> <td>107</td> <td>559</td> <td>818</td> <td>4,270</td> <td>317</td> <td>1,650</td> <td>1,235</td> <td>6,450</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ダンプトラック (深おろし・土砂 禁止)</td> <td>96</td> <td>2,420</td> <td>952</td> <td>24,000</td> <td>302</td> <td>7,610</td> <td>1,394</td> <td>35,100</td> <td></td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>草刈車</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>34,400</td> <td></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>集草機</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>10,700</td> <td></td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	機械名	規 格			(1) 基 礎 価 格 (千円)	(2) 標 準 使 用 年 数 (年)	年 間 標 準			(6) 維 持 修 理 費 率 (%)	(7) 年 間 管 理 費 率 (%)	残 存 率 (%)	諸 元	機 関 出 力 (kW)	機 械 質 量 (t)	(3) 運 転 時 間 (時間)	(4) 運 転 日 数 (日)	(5) 供 用 日 数 (日)	バックホウ用 アタッチメント	[切断機等付組み装 置]開口幅380～ 1,000mm カット最大 寸法300～400mm	-	1.2	5,220	9.0	700	120	180	25	10	15	ダンプトラック (深おろし・土砂 禁止)	[オンロード・ディー ゼル]10t積級	281	11.6	25,200	10.5	830	140	180	40	13	13	草刈車	ロングリーチモア装 置付 ホイール式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	集草機	[連隔機縦式] 集草幅160cm	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	機械名	運転1時間当たり		供用1日当たり		換 算 値				適用	燃費 (L/h)	(8) 損 料 率 (×10 ⁴)	(9) 損 料 率 (円)	(10) 損 料 率 (×10 ⁴)	(11) 損 料 率 (円)	運転1時間当たり		供用1日当たり		(12) 損 料 率 (×10 ⁴)	(13) 損 料 率 (円)	(14) 損 料 率 (×10 ⁴)	(15) 損 料 率 (円)	バックホウ用 アタッチメント	107	559	818	4,270	317	1,650	1,235	6,450		-	ダンプトラック (深おろし・土砂 禁止)	96	2,420	952	24,000	302	7,610	1,394	35,100		11	草刈車	-	-	-	-	-	-	-	34,400		-	集草機	-	-	-	-	-	-	-	10,700		-
機械名	規 格			(1) 基 礎 価 格 (千円)	(2) 標 準 使 用 年 数 (年)	年 間 標 準			(6) 維 持 修 理 費 率 (%)	(7) 年 間 管 理 費 率 (%)	残 存 率 (%)																																																																																																																												
	諸 元	機 関 出 力 (kW)	機 械 質 量 (t)			(3) 運 転 時 間 (時間)	(4) 運 転 日 数 (日)	(5) 供 用 日 数 (日)																																																																																																																															
バックホウ用 アタッチメント	[切断機等付組み装 置]開口幅380～ 1,000mm カット最大 寸法300～400mm	-	1.2	5,220	9.0	700	120	180	25	10	15																																																																																																																												
ダンプトラック (深おろし・土砂 禁止)	[オンロード・ディー ゼル]10t積級	281	11.6	25,200	10.5	830	140	180	40	13	13																																																																																																																												
草刈車	ロングリーチモア装 置付 ホイール式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																												
集草機	[連隔機縦式] 集草幅160cm	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																												
機械名	運転1時間当たり		供用1日当たり		換 算 値				適用	燃費 (L/h)																																																																																																																													
	(8) 損 料 率 (×10 ⁴)	(9) 損 料 率 (円)	(10) 損 料 率 (×10 ⁴)	(11) 損 料 率 (円)	運転1時間当たり		供用1日当たり																																																																																																																																
					(12) 損 料 率 (×10 ⁴)	(13) 損 料 率 (円)	(14) 損 料 率 (×10 ⁴)	(15) 損 料 率 (円)																																																																																																																															
バックホウ用 アタッチメント	107	559	818	4,270	317	1,650	1,235	6,450		-																																																																																																																													
ダンプトラック (深おろし・土砂 禁止)	96	2,420	952	24,000	302	7,610	1,394	35,100		11																																																																																																																													
草刈車	-	-	-	-	-	-	-	34,400		-																																																																																																																													
集草機	-	-	-	-	-	-	-	10,700		-																																																																																																																													

追加

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

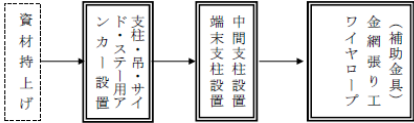
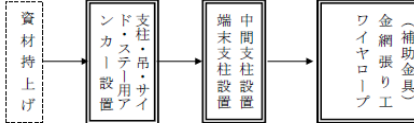
※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>II-3 第II編 共通工 第2章 共通工 [1] 適用基準</p>	<p style="text-align: center;">第2章 共通工</p> <p>[1] 適用基準 土木工事標準積算基準書(共通編) 第II編 共通工 第2章 共通工 / ①法面工～②<u>般運搬</u> による。</p> <p>[2] 独自基準</p> <p>① 法面工</p> <p>①-1 法面整形工 盛土法面整形工(空土羽工) (1) 盛土法面整形工で、削り取り整形を実施する場合は、土工(盛土)で完成断面までの数量を計上する。 また、築立(土羽)整形を実施する場合は、土工(盛土)で完成断面までの数量を総括表に計上するが、土羽土部分は無単価とし、単価表の構成には計上しない。 (2) 築立(土羽)厚さは30cmを標準とする。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>③ コンクリートブロック積(張)工 以下を追記する。 1-2 適用出来ない範囲 1-2-2 大型ブロック積 (2) 市場単価方式による大型ブロック積(島根県独自 幅1250×高800×控350～550、勾配1:0.3以上1:0.5以下、KPブロック350型～550相当品)の場合</p> <p>⑤ 場所打擁壁工 設計本体コンクリート数量に含まれない付属物の積算は下記による。 ・コンクリート 「建設工事積算基準第II編第4章①コンクリート工」による。 ・型枠 「建設工事積算基準第II編第4章②型枠工」による。 ・その他 その他必要に応じ基準書により積上げる。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 共通工</p> <p>[1] 適用基準 土木工事標準積算基準書(共通編) 第II編 共通工 第2章 共通工 / ①法面工～②<u>排水材設置工</u> による。</p> <p>[2] 独自基準</p> <p>① 法面工</p> <p>①-1 法面整形工 盛土法面整形工(空土羽工) (1) 盛土法面整形工で、削り取り整形を実施する場合は、土工(盛土)で完成断面までの数量を計上する。 また、築立(土羽)整形を実施する場合は、土工(盛土)で完成断面までの数量を総括表に計上するが、土羽土部分は無単価とし、単価表の構成には計上しない。 (2) 築立(土羽)厚さは30cmを標準とする。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>③ コンクリートブロック積(張)工 以下を追記する。 1-2 適用出来ない範囲 1-2-2 大型ブロック積 (2) 市場単価方式による大型ブロック積(島根県独自 幅1250×高800×控350～550、勾配1:0.3以上1:0.5以下、KPブロック350型～550相当品)の場合</p> <p>⑤ 場所打擁壁工 設計本体コンクリート数量に含まれない付属物の積算は下記による。 ・コンクリート 「建設工事積算基準第II編第4章①コンクリート工」による。 ・型枠 「建設工事積算基準第II編第4章②型枠工」による。 ・その他 その他必要に応じ基準書により積上げる。</p>

→
改定

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																																																						
<p>II-5 第II編 共通工 第2章 共通工 [2] 独自基準</p>	<p>㉔ 高エネルギー吸収型落石防護柵工(島根県独自)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、高エネルギー吸収型落石防護柵工（アンカー式斜面タイプ 50kJ 柵高 2.5m～3.0m）の施工に適用する。</p> <p>2. 施工概要 施工フローは下記を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">図2-1 施工フロー</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">(注) 本歩掛で対応しているのは、二重実線部分のみである。</p> <p>3. 施工歩掛 3-1 支柱、アンカー、ロープ等の種類 本歩掛で適用される使用材料の種類は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 3.1 支柱、アンカー、ロープ等の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柵高（ロープ本数）</td> <td>2.5m (8本)</td> <td>3.0m (10本)</td> </tr> <tr> <td>支柱間隔</td> <td colspan="2">3.0m～6.0m</td> </tr> <tr> <td>横ロープ</td> <td colspan="2">3×7 G/O φ18</td> </tr> <tr> <td>吊ロープ</td> <td colspan="2">3×7 G/O φ16</td> </tr> <tr> <td>サイドロープ</td> <td colspan="2">3×7 G/O φ16</td> </tr> <tr> <td>ステーロープ</td> <td colspan="2">3×7 G/O φ12</td> </tr> <tr> <td>ひし形金網</td> <td colspan="2">φ3.2×50×50</td> </tr> <tr> <td>中間支柱</td> <td colspan="2">H-100×100×6×8</td> </tr> <tr> <td>端末支柱</td> <td colspan="2">H-100×100×6×8</td> </tr> <tr> <td>間隔保持材</td> <td>4.5t×65×980 2-4.5t×65×680</td> <td>4.5t×65×1530 4.5t×65×1240</td> </tr> <tr> <td>支柱基礎部</td> <td colspan="2">2-D22(M20)×1000</td> </tr> <tr> <td>アンカー</td> <td>岩部用</td> <td>φ114.3×4.5×1500 2PL-6×300×300</td> </tr> <tr> <td>吊、サイド基礎部</td> <td>岩部用</td> <td>φ38×1200</td> </tr> <tr> <td>アンカー</td> <td>土砂部用</td> <td>φ114.3×4.5-2130 2PL-6×300×600</td> </tr> <tr> <td>ステー基礎部</td> <td>岩部用</td> <td>D22(M20)×1000</td> </tr> <tr> <td>アンカー</td> <td>土砂部用</td> <td>φ114.3×4.5×1630 2PL-6×300×600</td> </tr> </tbody> </table>	項目	規格		柵高（ロープ本数）	2.5m (8本)	3.0m (10本)	支柱間隔	3.0m～6.0m		横ロープ	3×7 G/O φ18		吊ロープ	3×7 G/O φ16		サイドロープ	3×7 G/O φ16		ステーロープ	3×7 G/O φ12		ひし形金網	φ3.2×50×50		中間支柱	H-100×100×6×8		端末支柱	H-100×100×6×8		間隔保持材	4.5t×65×980 2-4.5t×65×680	4.5t×65×1530 4.5t×65×1240	支柱基礎部	2-D22(M20)×1000		アンカー	岩部用	φ114.3×4.5×1500 2PL-6×300×300	吊、サイド基礎部	岩部用	φ38×1200	アンカー	土砂部用	φ114.3×4.5-2130 2PL-6×300×600	ステー基礎部	岩部用	D22(M20)×1000	アンカー	土砂部用	φ114.3×4.5×1630 2PL-6×300×600	<p>㉕ 高エネルギー吸収型落石防護柵工(島根県独自)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、高エネルギー吸収型落石防護柵工（アンカー式斜面タイプ 50kJ 柵高 2.5m～3.0m）の施工に適用する。</p> <p>2. 施工概要 施工フローは下記を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">図2-1 施工フロー</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">(注) 本歩掛で対応しているのは、二重実線部分のみである。</p> <p>3. 施工歩掛 3-1 支柱、アンカー、ロープ等の種類 本歩掛で適用される使用材料の種類は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 3.1 支柱、アンカー、ロープ等の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柵高（ロープ本数）</td> <td>2.5m (8本)</td> <td>3.0m (10本)</td> </tr> <tr> <td>支柱間隔</td> <td colspan="2">3.0m～6.0m</td> </tr> <tr> <td>横ロープ</td> <td colspan="2">3×7 G/O φ18</td> </tr> <tr> <td>吊ロープ</td> <td colspan="2">3×7 G/O φ16</td> </tr> <tr> <td>サイドロープ</td> <td colspan="2">3×7 G/O φ16</td> </tr> <tr> <td>ステーロープ</td> <td colspan="2">3×7 G/O φ12</td> </tr> <tr> <td>ひし形金網</td> <td colspan="2">φ3.2×50×50</td> </tr> <tr> <td>中間支柱</td> <td colspan="2">H-100×100×6×8</td> </tr> <tr> <td>端末支柱</td> <td colspan="2">H-100×100×6×8</td> </tr> <tr> <td>間隔保持材</td> <td>4.5t×65×980 2-4.5t×65×680</td> <td>4.5t×65×1530 4.5t×65×1240</td> </tr> <tr> <td>支柱基礎部</td> <td colspan="2">2-D22(M20)×1000</td> </tr> <tr> <td>アンカー</td> <td>岩部用</td> <td>φ114.3×4.5×1500 2PL-6×300×300</td> </tr> <tr> <td>吊、サイド基礎部</td> <td>岩部用</td> <td>φ38×1200</td> </tr> <tr> <td>アンカー</td> <td>土砂部用</td> <td>φ114.3×4.5-2130 2PL-6×300×600</td> </tr> <tr> <td>ステー基礎部</td> <td>岩部用</td> <td>D22(M20)×1000</td> </tr> <tr> <td>アンカー</td> <td>土砂部用</td> <td>φ114.3×4.5×1630 2PL-6×300×600</td> </tr> </tbody> </table>	項目	規格		柵高（ロープ本数）	2.5m (8本)	3.0m (10本)	支柱間隔	3.0m～6.0m		横ロープ	3×7 G/O φ18		吊ロープ	3×7 G/O φ16		サイドロープ	3×7 G/O φ16		ステーロープ	3×7 G/O φ12		ひし形金網	φ3.2×50×50		中間支柱	H-100×100×6×8		端末支柱	H-100×100×6×8		間隔保持材	4.5t×65×980 2-4.5t×65×680	4.5t×65×1530 4.5t×65×1240	支柱基礎部	2-D22(M20)×1000		アンカー	岩部用	φ114.3×4.5×1500 2PL-6×300×300	吊、サイド基礎部	岩部用	φ38×1200	アンカー	土砂部用	φ114.3×4.5-2130 2PL-6×300×600	ステー基礎部	岩部用	D22(M20)×1000	アンカー	土砂部用	φ114.3×4.5×1630 2PL-6×300×600
項目	規格																																																																																																							
柵高（ロープ本数）	2.5m (8本)	3.0m (10本)																																																																																																						
支柱間隔	3.0m～6.0m																																																																																																							
横ロープ	3×7 G/O φ18																																																																																																							
吊ロープ	3×7 G/O φ16																																																																																																							
サイドロープ	3×7 G/O φ16																																																																																																							
ステーロープ	3×7 G/O φ12																																																																																																							
ひし形金網	φ3.2×50×50																																																																																																							
中間支柱	H-100×100×6×8																																																																																																							
端末支柱	H-100×100×6×8																																																																																																							
間隔保持材	4.5t×65×980 2-4.5t×65×680	4.5t×65×1530 4.5t×65×1240																																																																																																						
支柱基礎部	2-D22(M20)×1000																																																																																																							
アンカー	岩部用	φ114.3×4.5×1500 2PL-6×300×300																																																																																																						
吊、サイド基礎部	岩部用	φ38×1200																																																																																																						
アンカー	土砂部用	φ114.3×4.5-2130 2PL-6×300×600																																																																																																						
ステー基礎部	岩部用	D22(M20)×1000																																																																																																						
アンカー	土砂部用	φ114.3×4.5×1630 2PL-6×300×600																																																																																																						
項目	規格																																																																																																							
柵高（ロープ本数）	2.5m (8本)	3.0m (10本)																																																																																																						
支柱間隔	3.0m～6.0m																																																																																																							
横ロープ	3×7 G/O φ18																																																																																																							
吊ロープ	3×7 G/O φ16																																																																																																							
サイドロープ	3×7 G/O φ16																																																																																																							
ステーロープ	3×7 G/O φ12																																																																																																							
ひし形金網	φ3.2×50×50																																																																																																							
中間支柱	H-100×100×6×8																																																																																																							
端末支柱	H-100×100×6×8																																																																																																							
間隔保持材	4.5t×65×980 2-4.5t×65×680	4.5t×65×1530 4.5t×65×1240																																																																																																						
支柱基礎部	2-D22(M20)×1000																																																																																																							
アンカー	岩部用	φ114.3×4.5×1500 2PL-6×300×300																																																																																																						
吊、サイド基礎部	岩部用	φ38×1200																																																																																																						
アンカー	土砂部用	φ114.3×4.5-2130 2PL-6×300×600																																																																																																						
ステー基礎部	岩部用	D22(M20)×1000																																																																																																						
アンカー	土砂部用	φ114.3×4.5×1630 2PL-6×300×600																																																																																																						

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																												
<p>II-9 第II編 共通工 第2章 共通工 [2] 独自基準</p>	<p>27) ロープ伏工</p> <p>「治山林道必携 積算・施工編 上巻 4 森林整備保全事業標準歩掛 第1編 共通工 第5章 共通工②(土留工・擁壁工等) 5-9-4 固定工(ロープ伏工)」による。 また、以下を追記する。</p> <p>(3) 施工歩掛 5) アンカー、ロープ、クリップ等の使用量 ロープの使用量は次式によるものとする。 使用量=設置量×(1+K) K:ロス率 (0.05:斜面起伏による割増及び切断ロス)</p> <p>28) ロープ掛工(島根県独自)</p> <p>1. 適用範囲 本歩掛は、ロープ掛工の施工に適用する。</p> <p>2. 施工概要 2-1 施工フロー 施工フローは下記を標準とする。</p> <div style="text-align: center;"> <p>仮設工 → 材料運搬 → アンカー設置 → ロープ設置</p> </div> <p>(注) 本歩掛で対応しているのは、二重実線部分のみである。</p> <p>3. 施工歩掛 3-1 アンカー、ロープ等の種類 本歩掛で適用される使用材料の種類は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 3.1 アンカー、ロープ等の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">材 料 名</th> <th colspan="2">規 格</th> </tr> <tr> <th>D22 (M20) L=1000mm 程度</th> <th>D25 (M24) L=1000mm 程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩 用 ア ン カ ー</td> <td>φ114.3mm L=1350mm 以上</td> <td>φ114.3mm L=1550mm 以上</td> </tr> <tr> <td>土 砂 用 ア ン カ ー</td> <td>3×7 G/O φ 12mm</td> <td>3×7 G/O φ 12mm</td> </tr> <tr> <td>補 助 ロ ー プ</td> <td colspan="2">3×7 G/O φ12mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 交点部のクリップ等は、ロープの径に応じて確実に固定できるものを選択する。 2. 岩用アンカーは、削岩機で削孔してアンカーをセメントカプセルで固定するものを標準とする。 3. 土砂用アンカーは、アンカー内に打込機を装着して施工するものを標準とする。</p> <p>3-2 アンカー、ロープ、クリップ等の使用量 アンカー、ロープ、クリップ等は、必要数量を計上するものとする。</p>	材 料 名	規 格		D22 (M20) L=1000mm 程度	D25 (M24) L=1000mm 程度	岩 用 ア ン カ ー	φ114.3mm L=1350mm 以上	φ114.3mm L=1550mm 以上	土 砂 用 ア ン カ ー	3×7 G/O φ 12mm	3×7 G/O φ 12mm	補 助 ロ ー プ	3×7 G/O φ12mm		<p>28) ロープ伏工</p> <p>「治山林道必携 積算・施工編 上巻 4 森林整備保全事業標準歩掛 第1編 共通工 第5章 共通工②(土留工・擁壁工等) 5-9-4 固定工(ロープ伏工)」による。 また、以下を追記する。</p> <p>(3) 施工歩掛 5) アンカー、ロープ、クリップ等の使用量 ロープの使用量は次式によるものとする。 使用量=設置量×(1+K) K:ロス率 (0.05:斜面起伏による割増及び切断ロス)</p> <p>29) ロープ掛工(島根県独自)</p> <p>1. 適用範囲 本歩掛は、ロープ掛工の施工に適用する。</p> <p>2. 施工概要 2-1 施工フロー 施工フローは下記を標準とする。</p> <div style="text-align: center;"> <p>仮設工 → 材料運搬 → アンカー設置 → ロープ設置</p> </div> <p>(注) 本歩掛で対応しているのは、二重実線部分のみである。</p> <p>3. 施工歩掛 3-1 アンカー、ロープ等の種類 本歩掛で適用される使用材料の種類は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 3.1 アンカー、ロープ等の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">材 料 名</th> <th colspan="2">規 格</th> </tr> <tr> <th>D22 (M20) L=1000mm 程度</th> <th>D25 (M24) L=1000mm 程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩 用 ア ン カ ー</td> <td>φ114.3mm L=1350mm 以上</td> <td>φ114.3mm L=1550mm 以上</td> </tr> <tr> <td>土 砂 用 ア ン カ ー</td> <td>3×7 G/O φ 12mm</td> <td>3×7 G/O φ 12mm</td> </tr> <tr> <td>補 助 ロ ー プ</td> <td colspan="2">3×7 G/O φ12mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 交点部のクリップ等は、ロープの径に応じて確実に固定できるものを選択する。 2. 岩用アンカーは、削岩機で削孔してアンカーをセメントカプセルで固定するものを標準とする。 3. 土砂用アンカーは、アンカー内に打込機を装着して施工するものを標準とする。</p> <p>3-2 アンカー、ロープ、クリップ等の使用量 アンカー、ロープ、クリップ等は、必要数量を計上するものとする。</p>	材 料 名	規 格		D22 (M20) L=1000mm 程度	D25 (M24) L=1000mm 程度	岩 用 ア ン カ ー	φ114.3mm L=1350mm 以上	φ114.3mm L=1550mm 以上	土 砂 用 ア ン カ ー	3×7 G/O φ 12mm	3×7 G/O φ 12mm	補 助 ロ ー プ	3×7 G/O φ12mm	
材 料 名	規 格																													
	D22 (M20) L=1000mm 程度	D25 (M24) L=1000mm 程度																												
岩 用 ア ン カ ー	φ114.3mm L=1350mm 以上	φ114.3mm L=1550mm 以上																												
土 砂 用 ア ン カ ー	3×7 G/O φ 12mm	3×7 G/O φ 12mm																												
補 助 ロ ー プ	3×7 G/O φ12mm																													
材 料 名	規 格																													
	D22 (M20) L=1000mm 程度	D25 (M24) L=1000mm 程度																												
岩 用 ア ン カ ー	φ114.3mm L=1350mm 以上	φ114.3mm L=1550mm 以上																												
土 砂 用 ア ン カ ー	3×7 G/O φ 12mm	3×7 G/O φ 12mm																												
補 助 ロ ー プ	3×7 G/O φ12mm																													

→
改定

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

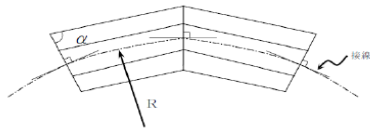
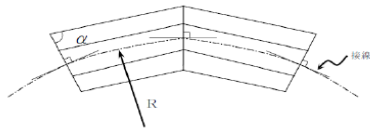
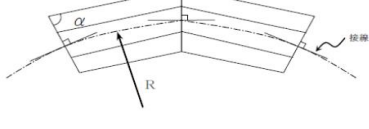
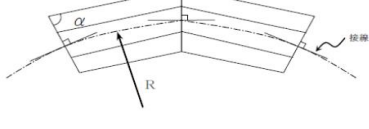
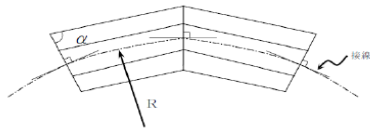
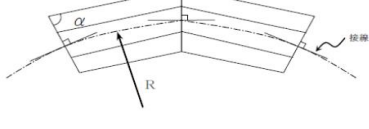
※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																								
<p>IV-14 第IV編 道路 第7章 橋梁 [2] 独自基準</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>節</th> <th>項 目</th> <th>運 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7</td> <td>1</td> <td>H形橋梁の輸送</td> <td>(1) 輸送は架設位置に最も近い工場からの距離で積算する。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">H形鋼橋梁メーカー指定工場一覧表（参考）</th> </tr> <tr> <th>メーカー名</th> <th>指定工場名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">日鉄エンジニアリング(株)</td> <td>(株)藤原鐵工所</td> <td>島根県松江市富士見町5-4</td> </tr> <tr> <td>新光産業(株)</td> <td>山口県宇部市大字藤波1405</td> </tr> <tr> <td>長岡鉄工建設(株)</td> <td>広島県庄原市上原町2612</td> </tr> <tr> <td>(株)大和鐵工所</td> <td>岡山県岡山市東区金岡西町1108-2</td> </tr> <tr> <td>太罕工業(株)</td> <td>兵庫県姫路市大津区勸兵衛町1-193-4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>1</td> <td>鋼 橋 の 輸 送</td> <td> <p>(1) 鋼橋の輸送積算にあたっては、基準書「第7章橋梁工」①鋼橋製作工の5桁輸送費の回帰式によるものとする。なお、回帰式で求めた桁輸送費は、地区、特大、深夜早朝、冬期、悪路等の運賃割増を考慮したものであり、当該単価に加算する必要はない。</p> <p>(2) 運搬距離について、中国管内発注の場合は、(4)の工場一覧を参考とすること。</p> <p>(3) 輸送経路は部材の性質上長尺かつ重量が大きいものであるから最少回転半径、橋梁の耐荷力等を考慮し最短実距離程をきめなければならない。この場合車輛制限令を遵守すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	章	節	項 目	運 用	7	1	H形橋梁の輸送	(1) 輸送は架設位置に最も近い工場からの距離で積算する。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">H形鋼橋梁メーカー指定工場一覧表（参考）</th> </tr> <tr> <th>メーカー名</th> <th>指定工場名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">日鉄エンジニアリング(株)</td> <td>(株)藤原鐵工所</td> <td>島根県松江市富士見町5-4</td> </tr> <tr> <td>新光産業(株)</td> <td>山口県宇部市大字藤波1405</td> </tr> <tr> <td>長岡鉄工建設(株)</td> <td>広島県庄原市上原町2612</td> </tr> <tr> <td>(株)大和鐵工所</td> <td>岡山県岡山市東区金岡西町1108-2</td> </tr> <tr> <td>太罕工業(株)</td> <td>兵庫県姫路市大津区勸兵衛町1-193-4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				H形鋼橋梁メーカー指定工場一覧表（参考）			メーカー名	指定工場名	住所	日鉄エンジニアリング(株)	(株)藤原鐵工所	島根県松江市富士見町5-4	新光産業(株)	山口県宇部市大字藤波1405	長岡鉄工建設(株)	広島県庄原市上原町2612	(株)大和鐵工所	岡山県岡山市東区金岡西町1108-2	太罕工業(株)	兵庫県姫路市大津区勸兵衛町1-193-4				7	1	鋼 橋 の 輸 送	<p>(1) 鋼橋の輸送積算にあたっては、基準書「第7章橋梁工」①鋼橋製作工の5桁輸送費の回帰式によるものとする。なお、回帰式で求めた桁輸送費は、地区、特大、深夜早朝、冬期、悪路等の運賃割増を考慮したものであり、当該単価に加算する必要はない。</p> <p>(2) 運搬距離について、中国管内発注の場合は、(4)の工場一覧を参考とすること。</p> <p>(3) 輸送経路は部材の性質上長尺かつ重量が大きいものであるから最少回転半径、橋梁の耐荷力等を考慮し最短実距離程をきめなければならない。この場合車輛制限令を遵守すること。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>節</th> <th>項 目</th> <th>運 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7</td> <td>1</td> <td>H形橋梁の輸送</td> <td>(1) 輸送は架設位置に最も近い工場からの距離で積算する。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">H形鋼橋梁メーカー指定工場一覧表（参考）</th> </tr> <tr> <th>メーカー名</th> <th>指定工場名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">日鉄エンジニアリング(株)</td> <td>株 藤原鐵工所</td> <td>島根県松江市富士見町5-4</td> </tr> <tr> <td>新光産業(株)</td> <td>山口県宇部市厚南中央2丁目1-14</td> </tr> <tr> <td>長岡鉄工建設(株)</td> <td>広島県庄原市上原町2612</td> </tr> <tr> <td>(株)大和鐵工所</td> <td>岡山県岡山市東区金岡西町1108-2</td> </tr> <tr> <td>日鉄テックスエンジニア(株)</td> <td>兵庫県姫路市大津区勸兵衛町1-193-4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>鋼 橋 の 輸 送</td> <td> <p>(1) 鋼橋の輸送積算にあたっては、基準書「第7章橋梁工」①鋼橋製作工の5桁輸送費の回帰式によるものとする。なお、回帰式で求めた桁輸送費は、地区、特大、深夜早朝、冬期、悪路等の運賃割増を考慮したものであり、当該単価に加算する必要はない。</p> <p>(2) 運搬距離について、中国管内発注の場合は、(4)の工場一覧を参考とすること。</p> <p>(3) 輸送経路は部材の性質上長尺かつ重量が大きいものであるから最少回転半径、橋梁の耐荷力等を考慮し最短実距離程をきめなければならない。この場合車輛制限令を遵守すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	章	節	項 目	運 用	7	1	H形橋梁の輸送	(1) 輸送は架設位置に最も近い工場からの距離で積算する。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">H形鋼橋梁メーカー指定工場一覧表（参考）</th> </tr> <tr> <th>メーカー名</th> <th>指定工場名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">日鉄エンジニアリング(株)</td> <td>株 藤原鐵工所</td> <td>島根県松江市富士見町5-4</td> </tr> <tr> <td>新光産業(株)</td> <td>山口県宇部市厚南中央2丁目1-14</td> </tr> <tr> <td>長岡鉄工建設(株)</td> <td>広島県庄原市上原町2612</td> </tr> <tr> <td>(株)大和鐵工所</td> <td>岡山県岡山市東区金岡西町1108-2</td> </tr> <tr> <td>日鉄テックスエンジニア(株)</td> <td>兵庫県姫路市大津区勸兵衛町1-193-4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				H形鋼橋梁メーカー指定工場一覧表（参考）			メーカー名	指定工場名	住所	日鉄エンジニアリング(株)	株 藤原鐵工所	島根県松江市富士見町5-4	新光産業(株)	山口県宇部市厚南中央2丁目1-14	長岡鉄工建設(株)	広島県庄原市上原町2612	(株)大和鐵工所	岡山県岡山市東区金岡西町1108-2	日鉄テックスエンジニア(株)	兵庫県姫路市大津区勸兵衛町1-193-4						鋼 橋 の 輸 送	<p>(1) 鋼橋の輸送積算にあたっては、基準書「第7章橋梁工」①鋼橋製作工の5桁輸送費の回帰式によるものとする。なお、回帰式で求めた桁輸送費は、地区、特大、深夜早朝、冬期、悪路等の運賃割増を考慮したものであり、当該単価に加算する必要はない。</p> <p>(2) 運搬距離について、中国管内発注の場合は、(4)の工場一覧を参考とすること。</p> <p>(3) 輸送経路は部材の性質上長尺かつ重量が大きいものであるから最少回転半径、橋梁の耐荷力等を考慮し最短実距離程をきめなければならない。この場合車輛制限令を遵守すること。</p>
章	節	項 目	運 用																																																																							
7	1	H形橋梁の輸送	(1) 輸送は架設位置に最も近い工場からの距離で積算する。																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">H形鋼橋梁メーカー指定工場一覧表（参考）</th> </tr> <tr> <th>メーカー名</th> <th>指定工場名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">日鉄エンジニアリング(株)</td> <td>(株)藤原鐵工所</td> <td>島根県松江市富士見町5-4</td> </tr> <tr> <td>新光産業(株)</td> <td>山口県宇部市大字藤波1405</td> </tr> <tr> <td>長岡鉄工建設(株)</td> <td>広島県庄原市上原町2612</td> </tr> <tr> <td>(株)大和鐵工所</td> <td>岡山県岡山市東区金岡西町1108-2</td> </tr> <tr> <td>太罕工業(株)</td> <td>兵庫県姫路市大津区勸兵衛町1-193-4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				H形鋼橋梁メーカー指定工場一覧表（参考）			メーカー名	指定工場名	住所	日鉄エンジニアリング(株)	(株)藤原鐵工所	島根県松江市富士見町5-4	新光産業(株)	山口県宇部市大字藤波1405	長岡鉄工建設(株)	広島県庄原市上原町2612	(株)大和鐵工所	岡山県岡山市東区金岡西町1108-2	太罕工業(株)		兵庫県姫路市大津区勸兵衛町1-193-4																																																					
H形鋼橋梁メーカー指定工場一覧表（参考）																																																																										
メーカー名	指定工場名	住所																																																																								
日鉄エンジニアリング(株)	(株)藤原鐵工所	島根県松江市富士見町5-4																																																																								
	新光産業(株)	山口県宇部市大字藤波1405																																																																								
	長岡鉄工建設(株)	広島県庄原市上原町2612																																																																								
	(株)大和鐵工所	岡山県岡山市東区金岡西町1108-2																																																																								
	太罕工業(株)	兵庫県姫路市大津区勸兵衛町1-193-4																																																																								
7	1	鋼 橋 の 輸 送	<p>(1) 鋼橋の輸送積算にあたっては、基準書「第7章橋梁工」①鋼橋製作工の5桁輸送費の回帰式によるものとする。なお、回帰式で求めた桁輸送費は、地区、特大、深夜早朝、冬期、悪路等の運賃割増を考慮したものであり、当該単価に加算する必要はない。</p> <p>(2) 運搬距離について、中国管内発注の場合は、(4)の工場一覧を参考とすること。</p> <p>(3) 輸送経路は部材の性質上長尺かつ重量が大きいものであるから最少回転半径、橋梁の耐荷力等を考慮し最短実距離程をきめなければならない。この場合車輛制限令を遵守すること。</p>																																																																							
章	節	項 目	運 用																																																																							
7	1	H形橋梁の輸送	(1) 輸送は架設位置に最も近い工場からの距離で積算する。																																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">H形鋼橋梁メーカー指定工場一覧表（参考）</th> </tr> <tr> <th>メーカー名</th> <th>指定工場名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">日鉄エンジニアリング(株)</td> <td>株 藤原鐵工所</td> <td>島根県松江市富士見町5-4</td> </tr> <tr> <td>新光産業(株)</td> <td>山口県宇部市厚南中央2丁目1-14</td> </tr> <tr> <td>長岡鉄工建設(株)</td> <td>広島県庄原市上原町2612</td> </tr> <tr> <td>(株)大和鐵工所</td> <td>岡山県岡山市東区金岡西町1108-2</td> </tr> <tr> <td>日鉄テックスエンジニア(株)</td> <td>兵庫県姫路市大津区勸兵衛町1-193-4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				H形鋼橋梁メーカー指定工場一覧表（参考）			メーカー名	指定工場名	住所	日鉄エンジニアリング(株)	株 藤原鐵工所	島根県松江市富士見町5-4	新光産業(株)	山口県宇部市厚南中央2丁目1-14	長岡鉄工建設(株)	広島県庄原市上原町2612	(株)大和鐵工所	岡山県岡山市東区金岡西町1108-2	日鉄テックスエンジニア(株)	兵庫県姫路市大津区勸兵衛町1-193-4																																																						
H形鋼橋梁メーカー指定工場一覧表（参考）																																																																										
メーカー名	指定工場名	住所																																																																								
日鉄エンジニアリング(株)	株 藤原鐵工所	島根県松江市富士見町5-4																																																																								
	新光産業(株)	山口県宇部市厚南中央2丁目1-14																																																																								
	長岡鉄工建設(株)	広島県庄原市上原町2612																																																																								
	(株)大和鐵工所	岡山県岡山市東区金岡西町1108-2																																																																								
	日鉄テックスエンジニア(株)	兵庫県姫路市大津区勸兵衛町1-193-4																																																																								
		鋼 橋 の 輸 送	<p>(1) 鋼橋の輸送積算にあたっては、基準書「第7章橋梁工」①鋼橋製作工の5桁輸送費の回帰式によるものとする。なお、回帰式で求めた桁輸送費は、地区、特大、深夜早朝、冬期、悪路等の運賃割増を考慮したものであり、当該単価に加算する必要はない。</p> <p>(2) 運搬距離について、中国管内発注の場合は、(4)の工場一覧を参考とすること。</p> <p>(3) 輸送経路は部材の性質上長尺かつ重量が大きいものであるから最少回転半径、橋梁の耐荷力等を考慮し最短実距離程をきめなければならない。この場合車輛制限令を遵守すること。</p>																																																																							

→
改定

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																																																																
<p>IV-15 第IV編 道路 第7章 橋梁 [2] 独自基準</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">章</th> <th style="width: 5%;">節</th> <th style="width: 20%;">項目</th> <th style="width: 70%;">運 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7</td> <td>1</td> <td>鋼橋の輸送</td> <td> <p>(4) 中国地方の鋼橋製作工場から主要地点までの距離は下表を標準とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>工場名</th> <th>所在地</th> <th>主要地点(道路上)</th> <th>工場からの距離(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日立造船(株)</td> <td>向島工場</td> <td>広島県尾道市向島14755番地</td> <td>尾道向島(2号)尾崎交差点</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>日本鉄塔工業(株)</td> <td>若松工場</td> <td>福岡県北九州市若松区北浜1丁目7番1号</td> <td>北九州市若松区白山1丁目(199号)若松交差点</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>日本橋梁(株)</td> <td>尾道工場</td> <td>広島県尾道市向島14755番地</td> <td>尾道市向島(2号)尾道交差点</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>川田工業(株)</td> <td>西国工場</td> <td>香川県仲多度郡多度津町西港町17</td> <td>瀬戸中央自動車道(坂出北インター)</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>宇部鋼産機械(株)</td> <td>宇部本社工場</td> <td>山口県宇部市大字小串字沖ノ山1980番地</td> <td>宇部市大字小串字沖ノ山(190号)西本町交差点</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>山九(株)</td> <td>黒崎工場</td> <td>福岡県北九州市八幡西区築地町10番</td> <td>北九州市八幡西区築地町(2号)築地交差点</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>日本ファブテック(株)</td> <td>防府工場</td> <td>山口県防府市浜方283-1</td> <td>山口県防府市大崎(2号)玉祖神社入口交差点</td> <td>7.0</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>1</td> <td>橋梁上部工(鋼橋製作)</td> <td> <p>1. 製作工数の補正について 曲線区間において橋脚が同心円方向(道路中心線に直角)で主桁は支点を直線とした場合(図8)は、斜橋による工数の補正「$75^\circ \leq \alpha$ (斜角) $< 90^\circ$」を適用する。</p>  </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>床版用吊金具</td> <td> <p>1. 床版用吊金具について 床版用吊金具については小型材片扱いとせずに購入部品として計上する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	章	節	項目	運 用	7	1	鋼橋の輸送	<p>(4) 中国地方の鋼橋製作工場から主要地点までの距離は下表を標準とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>工場名</th> <th>所在地</th> <th>主要地点(道路上)</th> <th>工場からの距離(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日立造船(株)</td> <td>向島工場</td> <td>広島県尾道市向島14755番地</td> <td>尾道向島(2号)尾崎交差点</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>日本鉄塔工業(株)</td> <td>若松工場</td> <td>福岡県北九州市若松区北浜1丁目7番1号</td> <td>北九州市若松区白山1丁目(199号)若松交差点</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>日本橋梁(株)</td> <td>尾道工場</td> <td>広島県尾道市向島14755番地</td> <td>尾道市向島(2号)尾道交差点</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>川田工業(株)</td> <td>西国工場</td> <td>香川県仲多度郡多度津町西港町17</td> <td>瀬戸中央自動車道(坂出北インター)</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>宇部鋼産機械(株)</td> <td>宇部本社工場</td> <td>山口県宇部市大字小串字沖ノ山1980番地</td> <td>宇部市大字小串字沖ノ山(190号)西本町交差点</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>山九(株)</td> <td>黒崎工場</td> <td>福岡県北九州市八幡西区築地町10番</td> <td>北九州市八幡西区築地町(2号)築地交差点</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>日本ファブテック(株)</td> <td>防府工場</td> <td>山口県防府市浜方283-1</td> <td>山口県防府市大崎(2号)玉祖神社入口交差点</td> <td>7.0</td> </tr> </tbody> </table>	会社名	工場名	所在地	主要地点(道路上)	工場からの距離(km)	日立造船(株)	向島工場	広島県尾道市向島14755番地	尾道向島(2号)尾崎交差点	4.0	日本鉄塔工業(株)	若松工場	福岡県北九州市若松区北浜1丁目7番1号	北九州市若松区白山1丁目(199号)若松交差点	1.3	日本橋梁(株)	尾道工場	広島県尾道市向島14755番地	尾道市向島(2号)尾道交差点	4.0	川田工業(株)	西国工場	香川県仲多度郡多度津町西港町17	瀬戸中央自動車道(坂出北インター)	7.0	宇部鋼産機械(株)	宇部本社工場	山口県宇部市大字小串字沖ノ山1980番地	宇部市大字小串字沖ノ山(190号)西本町交差点	2.0	山九(株)	黒崎工場	福岡県北九州市八幡西区築地町10番	北九州市八幡西区築地町(2号)築地交差点	1.0	日本ファブテック(株)	防府工場	山口県防府市浜方283-1	山口県防府市大崎(2号)玉祖神社入口交差点	7.0	7	1	橋梁上部工(鋼橋製作)	<p>1. 製作工数の補正について 曲線区間において橋脚が同心円方向(道路中心線に直角)で主桁は支点を直線とした場合(図8)は、斜橋による工数の補正「$75^\circ \leq \alpha$ (斜角) $< 90^\circ$」を適用する。</p> 			床版用吊金具	<p>1. 床版用吊金具について 床版用吊金具については小型材片扱いとせずに購入部品として計上する。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">章</th> <th style="width: 5%;">節</th> <th style="width: 20%;">項目</th> <th style="width: 70%;">運 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7</td> <td>1</td> <td>鋼橋の輸送</td> <td> <p>(4) 中国地方の鋼橋製作工場から主要地点までの距離は下表を標準とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>工場名</th> <th>所在地</th> <th>主要地点(道路上)</th> <th>工場からの距離(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日立造船(株)</td> <td>向島工場</td> <td>広島県尾道市向島14755番地</td> <td>尾道市尾崎本町(2号)尾道大橋入口交差点</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>日本鉄塔工業(株)</td> <td>若松工場</td> <td>福岡県北九州市若松区北浜1丁目7番1号</td> <td>北九州市若松区白山1丁目(199号)若松駅前交差点</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>日本橋梁(株)</td> <td>尾道工場</td> <td>広島県尾道市向島14755番地</td> <td>尾道市尾崎本町(2号)尾道大橋入口交差点</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>川田工業(株)</td> <td>西国工場</td> <td>香川県仲多度郡多度津町西港町17</td> <td>瀬戸中央自動車道(坂出北インター)</td> <td>12.4</td> </tr> <tr> <td>UBEマシナリー(株)</td> <td>宇部本社工場</td> <td>山口県宇部市大字小串字沖ノ山1980番地</td> <td>宇部市西本町1丁目(190号)鋼産本社前交差点</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>山九(株)</td> <td>黒崎工場</td> <td>福岡県北九州市八幡西区築地町10番</td> <td>北九州市八幡西区築地町(3号)築地3丁目交差点</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>日本ファブテック(株)</td> <td>防府工場</td> <td>山口県防府市浜方283-1</td> <td>山口県防府市大崎(2号)玉祖神社入口交差点</td> <td>7.0</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>1</td> <td>橋梁上部工(鋼橋製作)</td> <td> <p>1. 製作工数の補正について 曲線区間において橋脚が同心円方向(道路中心線に直角)で主桁は支点を直線とした場合(図8)は、斜橋による工数の補正「$75^\circ \leq \alpha$ (斜角) $< 90^\circ$」を適用する。</p>  </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>床版用吊金具</td> <td> <p>1. 床版用吊金具について 床版用吊金具については小型材片扱いとせずに購入部品として計上する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	章	節	項目	運 用	7	1	鋼橋の輸送	<p>(4) 中国地方の鋼橋製作工場から主要地点までの距離は下表を標準とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>工場名</th> <th>所在地</th> <th>主要地点(道路上)</th> <th>工場からの距離(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日立造船(株)</td> <td>向島工場</td> <td>広島県尾道市向島14755番地</td> <td>尾道市尾崎本町(2号)尾道大橋入口交差点</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>日本鉄塔工業(株)</td> <td>若松工場</td> <td>福岡県北九州市若松区北浜1丁目7番1号</td> <td>北九州市若松区白山1丁目(199号)若松駅前交差点</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>日本橋梁(株)</td> <td>尾道工場</td> <td>広島県尾道市向島14755番地</td> <td>尾道市尾崎本町(2号)尾道大橋入口交差点</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>川田工業(株)</td> <td>西国工場</td> <td>香川県仲多度郡多度津町西港町17</td> <td>瀬戸中央自動車道(坂出北インター)</td> <td>12.4</td> </tr> <tr> <td>UBEマシナリー(株)</td> <td>宇部本社工場</td> <td>山口県宇部市大字小串字沖ノ山1980番地</td> <td>宇部市西本町1丁目(190号)鋼産本社前交差点</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>山九(株)</td> <td>黒崎工場</td> <td>福岡県北九州市八幡西区築地町10番</td> <td>北九州市八幡西区築地町(3号)築地3丁目交差点</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>日本ファブテック(株)</td> <td>防府工場</td> <td>山口県防府市浜方283-1</td> <td>山口県防府市大崎(2号)玉祖神社入口交差点</td> <td>7.0</td> </tr> </tbody> </table>	会社名	工場名	所在地	主要地点(道路上)	工場からの距離(km)	日立造船(株)	向島工場	広島県尾道市向島14755番地	尾道市尾崎本町(2号)尾道大橋入口交差点	4.0	日本鉄塔工業(株)	若松工場	福岡県北九州市若松区北浜1丁目7番1号	北九州市若松区白山1丁目(199号)若松駅前交差点	1.3	日本橋梁(株)	尾道工場	広島県尾道市向島14755番地	尾道市尾崎本町(2号)尾道大橋入口交差点	4.0	川田工業(株)	西国工場	香川県仲多度郡多度津町西港町17	瀬戸中央自動車道(坂出北インター)	12.4	UBEマシナリー(株)	宇部本社工場	山口県宇部市大字小串字沖ノ山1980番地	宇部市西本町1丁目(190号)鋼産本社前交差点	2.0	山九(株)	黒崎工場	福岡県北九州市八幡西区築地町10番	北九州市八幡西区築地町(3号)築地3丁目交差点	1.0	日本ファブテック(株)	防府工場	山口県防府市浜方283-1	山口県防府市大崎(2号)玉祖神社入口交差点	7.0	7	1	橋梁上部工(鋼橋製作)	<p>1. 製作工数の補正について 曲線区間において橋脚が同心円方向(道路中心線に直角)で主桁は支点を直線とした場合(図8)は、斜橋による工数の補正「$75^\circ \leq \alpha$ (斜角) $< 90^\circ$」を適用する。</p> 			床版用吊金具	<p>1. 床版用吊金具について 床版用吊金具については小型材片扱いとせずに購入部品として計上する。</p>
章	節	項目	運 用																																																																																																															
7	1	鋼橋の輸送	<p>(4) 中国地方の鋼橋製作工場から主要地点までの距離は下表を標準とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>工場名</th> <th>所在地</th> <th>主要地点(道路上)</th> <th>工場からの距離(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日立造船(株)</td> <td>向島工場</td> <td>広島県尾道市向島14755番地</td> <td>尾道向島(2号)尾崎交差点</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>日本鉄塔工業(株)</td> <td>若松工場</td> <td>福岡県北九州市若松区北浜1丁目7番1号</td> <td>北九州市若松区白山1丁目(199号)若松交差点</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>日本橋梁(株)</td> <td>尾道工場</td> <td>広島県尾道市向島14755番地</td> <td>尾道市向島(2号)尾道交差点</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>川田工業(株)</td> <td>西国工場</td> <td>香川県仲多度郡多度津町西港町17</td> <td>瀬戸中央自動車道(坂出北インター)</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>宇部鋼産機械(株)</td> <td>宇部本社工場</td> <td>山口県宇部市大字小串字沖ノ山1980番地</td> <td>宇部市大字小串字沖ノ山(190号)西本町交差点</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>山九(株)</td> <td>黒崎工場</td> <td>福岡県北九州市八幡西区築地町10番</td> <td>北九州市八幡西区築地町(2号)築地交差点</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>日本ファブテック(株)</td> <td>防府工場</td> <td>山口県防府市浜方283-1</td> <td>山口県防府市大崎(2号)玉祖神社入口交差点</td> <td>7.0</td> </tr> </tbody> </table>	会社名	工場名	所在地	主要地点(道路上)	工場からの距離(km)	日立造船(株)	向島工場	広島県尾道市向島14755番地	尾道向島(2号)尾崎交差点	4.0	日本鉄塔工業(株)	若松工場	福岡県北九州市若松区北浜1丁目7番1号	北九州市若松区白山1丁目(199号)若松交差点	1.3	日本橋梁(株)	尾道工場	広島県尾道市向島14755番地	尾道市向島(2号)尾道交差点	4.0	川田工業(株)	西国工場	香川県仲多度郡多度津町西港町17	瀬戸中央自動車道(坂出北インター)	7.0	宇部鋼産機械(株)	宇部本社工場	山口県宇部市大字小串字沖ノ山1980番地	宇部市大字小串字沖ノ山(190号)西本町交差点	2.0	山九(株)	黒崎工場	福岡県北九州市八幡西区築地町10番	北九州市八幡西区築地町(2号)築地交差点	1.0	日本ファブテック(株)	防府工場	山口県防府市浜方283-1	山口県防府市大崎(2号)玉祖神社入口交差点	7.0																																																																							
会社名	工場名	所在地	主要地点(道路上)	工場からの距離(km)																																																																																																														
日立造船(株)	向島工場	広島県尾道市向島14755番地	尾道向島(2号)尾崎交差点	4.0																																																																																																														
日本鉄塔工業(株)	若松工場	福岡県北九州市若松区北浜1丁目7番1号	北九州市若松区白山1丁目(199号)若松交差点	1.3																																																																																																														
日本橋梁(株)	尾道工場	広島県尾道市向島14755番地	尾道市向島(2号)尾道交差点	4.0																																																																																																														
川田工業(株)	西国工場	香川県仲多度郡多度津町西港町17	瀬戸中央自動車道(坂出北インター)	7.0																																																																																																														
宇部鋼産機械(株)	宇部本社工場	山口県宇部市大字小串字沖ノ山1980番地	宇部市大字小串字沖ノ山(190号)西本町交差点	2.0																																																																																																														
山九(株)	黒崎工場	福岡県北九州市八幡西区築地町10番	北九州市八幡西区築地町(2号)築地交差点	1.0																																																																																																														
日本ファブテック(株)	防府工場	山口県防府市浜方283-1	山口県防府市大崎(2号)玉祖神社入口交差点	7.0																																																																																																														
7	1	橋梁上部工(鋼橋製作)	<p>1. 製作工数の補正について 曲線区間において橋脚が同心円方向(道路中心線に直角)で主桁は支点を直線とした場合(図8)は、斜橋による工数の補正「$75^\circ \leq \alpha$ (斜角) $< 90^\circ$」を適用する。</p> 																																																																																																															
		床版用吊金具	<p>1. 床版用吊金具について 床版用吊金具については小型材片扱いとせずに購入部品として計上する。</p>																																																																																																															
章	節	項目	運 用																																																																																																															
7	1	鋼橋の輸送	<p>(4) 中国地方の鋼橋製作工場から主要地点までの距離は下表を標準とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>工場名</th> <th>所在地</th> <th>主要地点(道路上)</th> <th>工場からの距離(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日立造船(株)</td> <td>向島工場</td> <td>広島県尾道市向島14755番地</td> <td>尾道市尾崎本町(2号)尾道大橋入口交差点</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>日本鉄塔工業(株)</td> <td>若松工場</td> <td>福岡県北九州市若松区北浜1丁目7番1号</td> <td>北九州市若松区白山1丁目(199号)若松駅前交差点</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>日本橋梁(株)</td> <td>尾道工場</td> <td>広島県尾道市向島14755番地</td> <td>尾道市尾崎本町(2号)尾道大橋入口交差点</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>川田工業(株)</td> <td>西国工場</td> <td>香川県仲多度郡多度津町西港町17</td> <td>瀬戸中央自動車道(坂出北インター)</td> <td>12.4</td> </tr> <tr> <td>UBEマシナリー(株)</td> <td>宇部本社工場</td> <td>山口県宇部市大字小串字沖ノ山1980番地</td> <td>宇部市西本町1丁目(190号)鋼産本社前交差点</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>山九(株)</td> <td>黒崎工場</td> <td>福岡県北九州市八幡西区築地町10番</td> <td>北九州市八幡西区築地町(3号)築地3丁目交差点</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>日本ファブテック(株)</td> <td>防府工場</td> <td>山口県防府市浜方283-1</td> <td>山口県防府市大崎(2号)玉祖神社入口交差点</td> <td>7.0</td> </tr> </tbody> </table>	会社名	工場名	所在地	主要地点(道路上)	工場からの距離(km)	日立造船(株)	向島工場	広島県尾道市向島14755番地	尾道市尾崎本町(2号)尾道大橋入口交差点	4.0	日本鉄塔工業(株)	若松工場	福岡県北九州市若松区北浜1丁目7番1号	北九州市若松区白山1丁目(199号)若松駅前交差点	1.3	日本橋梁(株)	尾道工場	広島県尾道市向島14755番地	尾道市尾崎本町(2号)尾道大橋入口交差点	4.0	川田工業(株)	西国工場	香川県仲多度郡多度津町西港町17	瀬戸中央自動車道(坂出北インター)	12.4	UBEマシナリー(株)	宇部本社工場	山口県宇部市大字小串字沖ノ山1980番地	宇部市西本町1丁目(190号)鋼産本社前交差点	2.0	山九(株)	黒崎工場	福岡県北九州市八幡西区築地町10番	北九州市八幡西区築地町(3号)築地3丁目交差点	1.0	日本ファブテック(株)	防府工場	山口県防府市浜方283-1	山口県防府市大崎(2号)玉祖神社入口交差点	7.0																																																																							
会社名	工場名	所在地	主要地点(道路上)	工場からの距離(km)																																																																																																														
日立造船(株)	向島工場	広島県尾道市向島14755番地	尾道市尾崎本町(2号)尾道大橋入口交差点	4.0																																																																																																														
日本鉄塔工業(株)	若松工場	福岡県北九州市若松区北浜1丁目7番1号	北九州市若松区白山1丁目(199号)若松駅前交差点	1.3																																																																																																														
日本橋梁(株)	尾道工場	広島県尾道市向島14755番地	尾道市尾崎本町(2号)尾道大橋入口交差点	4.0																																																																																																														
川田工業(株)	西国工場	香川県仲多度郡多度津町西港町17	瀬戸中央自動車道(坂出北インター)	12.4																																																																																																														
UBEマシナリー(株)	宇部本社工場	山口県宇部市大字小串字沖ノ山1980番地	宇部市西本町1丁目(190号)鋼産本社前交差点	2.0																																																																																																														
山九(株)	黒崎工場	福岡県北九州市八幡西区築地町10番	北九州市八幡西区築地町(3号)築地3丁目交差点	1.0																																																																																																														
日本ファブテック(株)	防府工場	山口県防府市浜方283-1	山口県防府市大崎(2号)玉祖神社入口交差点	7.0																																																																																																														
7	1	橋梁上部工(鋼橋製作)	<p>1. 製作工数の補正について 曲線区間において橋脚が同心円方向(道路中心線に直角)で主桁は支点を直線とした場合(図8)は、斜橋による工数の補正「$75^\circ \leq \alpha$ (斜角) $< 90^\circ$」を適用する。</p> 																																																																																																															
		床版用吊金具	<p>1. 床版用吊金具について 床版用吊金具については小型材片扱いとせずに購入部品として計上する。</p>																																																																																																															

→ 改定

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>VI-5 第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章 市場単価 ③防護柵設置工 ③-4防護柵設置工（落石防護柵）</p>	<p>[2]独自基準 共通事項 設計単価については、県単価（「建設工事積算基準書第15編（単価）」を使用することとし、県単価に定めのない場合は、物価資料（「土木コスト情報」及び「土木施工単価」）に掲載されている価格の平均値とする。 ただし、一方の物価資料のみに掲載されているものは、その物価資料の単価とする。 なお、物価資料は、春号（4～6月に起算する場合）または夏号（7～9月に起算する場合）、秋号（10月～12月に起算する場合）、冬号（1～3月に起算する場合）を適用する。 また、単価の端数処理方法については、「第1編/第2章/①直接工事費/1材料費/（2）価格/2（ロ）①材料単価の端数処理方法について」に準じる。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 「離島及び内山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。」は、「明らかに単価が異なると判断される地域の場合。」に読替える。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 「材」が「×」になっているものであっても積算システムのコード内において、材料単価を考慮しているものがあるので、それらにおいては、別途計上する必要はない。</p> <p>③防護柵設置工 ③-4防護柵設置工（落石防護柵） (令和6年4月1日以降適用) 1. 適用範囲 1-1 市場単価が適用できる範囲 (2) 以下を読み替える。 文中の「平成12年度版」を「平成29年度版」 1-2 市場単価が適用できない範囲 (2) 以下を読み替える。 文中の「平成29年度版」を「平成12年度版」 3. 適用にあたっての留意事項 以下を追記する。 (1 1) 変化点における補強金具が必要になる場合は、別途計上する。</p>	<p>[2]独自基準 共通事項 設計単価については、県単価（「建設工事積算基準書第15編（単価）」を使用することとし、県単価に定めのない場合は、物価資料（「土木コスト情報」及び「土木施工単価」）に掲載されている価格の平均値とする。 ただし、一方の物価資料のみに掲載されているものは、その物価資料の単価とする。 なお、物価資料は、春号（4～6月に起算する場合）または夏号（7～9月に起算する場合）、秋号（10月～12月に起算する場合）、冬号（1～3月に起算する場合）を適用する。 また、単価の端数処理方法については、「第1編/第2章/①直接工事費/1材料費/（2）価格/2（ロ）①材料単価の端数処理方法について」に準じる。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 「離島及び内山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。」は、「明らかに単価が異なると判断される地域の場合。」に読替える。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 「材」が「×」になっているものであっても積算システムのコード内において、材料単価を考慮しているものがあるので、それらにおいては、別途計上する必要はない。</p> <p>③防護柵設置工 ③-4防護柵設置工（落石防護柵） 3. 適用にあたっての留意事項 以下を追記する。 (1 1) 変化点における補強金具が必要になる場合は、別途計上する。</p> <p>④法面工 ④-1法面工 2. 市場単価の設定 2-3 加算率・補正係数 (1) 加算率・補正係数の適用基準 表 2. 7 (注) 以下を追記する。 (注) 2 備考における〔全体数量〕及び〔対象数量〕とは、以下のとおりである。 1) 全体数量：現地条件に関わりなく、1工事における全体数量 2) 対象数量：1工事における対象となる部分の数量</p>

削除

次ページより移動

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>VI-6 第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章 市場単価 ③防護柵設置工 ③-4防護柵設置工（落石防護柵）</p>	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>③-5防護柵設置工（落石防止柵） (令和6年4月1日以降適用) 1. 適用範囲 1-1 市場単価が適用できる範囲 以下を追記する。 (3) 落石対策便覧（平成29年度版）に対応した製品を採用する場合。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (2) 以下を追記する。 (2) 落石対策便覧（平成12年度版）に対応した製品を採用する場合。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>④法面工 ④-1法面工 2. 市場単価の設定 2-3 加算率・補正係数 (1) 加算率・補正係数の適用基準 表2.7(注) 以下を追記する。 (注) 備考における〔全体数量〕及び〔対象数量〕とは、以下のとおりである。 1) 全体数量：現地条件に関わりなく、1工事における全体数量 2) 対象数量：1工事における対象となる部分の数量</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>④-2吹付砕工 2. 市場単価の設定 2-3 加算率・補正係数 (1) 加算率・補正係数の適用基準 表2.2 以下を追記する。 (注) 備考における〔全体数量〕及び〔対象数量〕とは、以下のとおりである。 1) 全体数量：現地条件に関わりなく、1工事における全体数量 2) 対象数量：1工事における対象となる部分の数量</p> <p>(2) 加算率・補正係数の数値 表2.3(注) 以下を追記する。 3. 吹付砕工の施工規模は、1工事における設計上枠長である。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>⑤道路植栽工 3. 適用にあたっての留意事項 (8) 以下を読み替える。 文中の「第II編第1章②土工」を「建設工事積算基準第II編第1章②土工」</p> </div>	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>④-2吹付砕工 2. 市場単価の設定 2-3 加算率・補正係数 (1) 加算率・補正係数の適用基準 表2.2 以下を追記する。 (注) 備考における〔全体数量〕及び〔対象数量〕とは、以下のとおりである。 1) 全体数量：現地条件に関わりなく、1工事における全体数量 2) 対象数量：1工事における対象となる部分の数量</p> <p>(2) 加算率・補正係数の数値 表2.3(注) 以下を追記する。 3. 吹付砕工の施工規模は、1工事における設計上枠長である。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>⑤道路植栽工 3. 適用にあたっての留意事項 (8) 以下を読み替える。 文中の「第II編第1章②土工」を「建設工事積算基準第II編第1章②土工」</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>⑥橋梁付属物工 ⑥-1橋梁用伸縮継手装置設置工 3. 適用にあたっての留意事項 (8) 以下を読み替える。 文中の「第II編第2章⑤給送機」を「建設工事積算基準第II編第2章⑤給送機」</p> <p>⑥-2橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 1. 適用範囲 1-2 市場単価が適用出来ない範囲 以下を追記する。 (2) 既設の伸縮装置及び取替後の伸縮装置の断面寸法が、＜参考資料＞◆市場単価適用可能 橋梁用埋設型伸縮継手装置一覧表（VI-2-⑥-17）にある標準断面寸法を超える場合。</p> </div>

削除

前ページ
へ移動

次ページより移動

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																		
<p>VI-10 第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章 市場単価 ③法面工（島根県独自） ⑩-1 木材チップ植生基材吹付工</p>	<p>(2) 加算率・補正係数の数値</p> <p style="text-align: center;">表 2.4 加算率・補正係数の数値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>記号</th> <th>木材チップ植生基材吹付工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl;">加算率</td> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl;">施工規模</td> <td>S₀</td> <td>(1, 000 m²以上) 0%</td> </tr> <tr> <td>S₁</td> <td>(500 m²以上1, 000 m²未満) 5%</td> </tr> <tr> <td>S₂</td> <td>(250 m²以上500 m²未満) 10%</td> </tr> <tr> <td>S₃</td> <td>(250 m²未満) 20%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl;">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K₁</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>法面の垂直高45mを超80m以下の場合</td> <td>K₃</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>枠内吹付の場合</td> <td>K₄</td> <td>0.80</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 施工規模加算率 (S₁)、(S₂) または (S₃) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。 2. 法面垂直高補正 (K₃) は、標準垂直高を超える面積 (対象数量) についてのみ補正する。 3. 時間的制約補正 (K₁)、法面垂直高補正 (K₃) については、枠内吹付の場合も同じ係数を使用するものとする。 4. 1 工事において、通常の吹付工と枠内吹付工がある場合、同種の吹付けに限り、施工規模は合計施工数量で判定する。</p>	区 分		記号	木材チップ植生基材吹付工	加算率	施工規模	S ₀	(1, 000 m ² 以上) 0%	S ₁	(500 m ² 以上1, 000 m ² 未満) 5%	S ₂	(250 m ² 以上500 m ² 未満) 10%	S ₃	(250 m ² 未満) 20%	補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05	法面の垂直高45mを超80m以下の場合	K ₃	1.10	枠内吹付の場合	K ₄	0.80	<p>(2) 加算率・補正係数の数値</p> <p style="text-align: center;">表 2.4 加算率・補正係数の数値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>記号</th> <th>木材チップ植生基材吹付工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl;">加算率</td> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl;">施工規模</td> <td>S₀</td> <td>(1, 000 m²以上) 0%</td> </tr> <tr> <td>S₁</td> <td>(500 m²以上1, 000 m²未満) <u>10%</u></td> </tr> <tr> <td>S₂</td> <td>(250 m²以上500 m²未満) <u>15%</u></td> </tr> <tr> <td>S₃</td> <td>(100m²以上250 m²未満) <u>25%</u></td> </tr> <tr> <td>S₄</td> <td>(100m²未満) <u>50%</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl;">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K₁</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>法面の垂直高45mを超80m以下の場合</td> <td>K₃</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>枠内吹付の場合</td> <td>K₄</td> <td>0.80</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; color: red;">→ 改定</p> <p>(注) 1. 施工規模加算率 (S₁)、(S₂) (S₃) <u>または (S₄)</u> と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。 2. 法面垂直高補正 (K₃) は、標準垂直高を超える面積 (対象数量) についてのみ補正する。 3. 時間的制約補正 (K₁)、法面垂直高補正 (K₃) については、枠内吹付の場合も同じ係数を使用するものとする。 4. 1 工事において、通常の吹付工と枠内吹付工がある場合、同種の吹付けに限り、施工規模は合計施工数量で判定する。</p>	区 分		記号	木材チップ植生基材吹付工	加算率	施工規模	S ₀	(1, 000 m ² 以上) 0%	S ₁	(500 m ² 以上1, 000 m ² 未満) <u>10%</u>	S ₂	(250 m ² 以上500 m ² 未満) <u>15%</u>	S ₃	(100m ² 以上250 m ² 未満) <u>25%</u>	S ₄	(100m ² 未満) <u>50%</u>	補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05	法面の垂直高45mを超80m以下の場合	K ₃	1.10	枠内吹付の場合	K ₄	0.80
区 分		記号	木材チップ植生基材吹付工																																																	
加算率	施工規模	S ₀	(1, 000 m ² 以上) 0%																																																	
		S ₁	(500 m ² 以上1, 000 m ² 未満) 5%																																																	
		S ₂	(250 m ² 以上500 m ² 未満) 10%																																																	
		S ₃	(250 m ² 未満) 20%																																																	
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05																																																	
	法面の垂直高45mを超80m以下の場合	K ₃	1.10																																																	
	枠内吹付の場合	K ₄	0.80																																																	
区 分		記号	木材チップ植生基材吹付工																																																	
加算率	施工規模	S ₀	(1, 000 m ² 以上) 0%																																																	
		S ₁	(500 m ² 以上1, 000 m ² 未満) <u>10%</u>																																																	
		S ₂	(250 m ² 以上500 m ² 未満) <u>15%</u>																																																	
		S ₃	(100m ² 以上250 m ² 未満) <u>25%</u>																																																	
		S ₄	(100m ² 未満) <u>50%</u>																																																	
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05																																																	
	法面の垂直高45mを超80m以下の場合	K ₃	1.10																																																	
	枠内吹付の場合	K ₄	0.80																																																	

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>VI-11 第VI編 土木工事標準単価及び市場単価 第2章 市場単価 ③法面工（島根県独自） ⑩-1 木材チップ植生基材吹付工</p>	<p>2-5 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価（注1）×設計数量 （注1）設計単価=木材チップ植生基材吹付工単価×（1+S₀ or S₁ or S₂ or S₃/100）×（K₁×K₂×K₃） 〔-吹付枠工「ラス張工」単価×（1+S₀ or S₁ or S₂ or S₃/100）×（K₁×K₂）〕（注2, 3） （注2）ラス張工控除額算定式の記号は④-2吹付枠工2. の2-3加算率・補正係数の表2.2及び表2.3による （注3）枠内吹付補正（K₃）をする場合は、ラス張工控除は行わない。</p>	<p>2-5 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価（注1）×設計数量 （注1）設計単価=木材チップ植生基材吹付工単価×（1+S₀ or S₁ or S₂ or S₃ or <u>S₄</u>/100）×（K₁×K₂×K₃） 〔-吹付枠工「ラス張工」単価×（1+S₀ or S₁ or S₂ or S₃ or <u>S₄</u>/100）×（K₁×K₂）〕（注2, 3） （注2）ラス張工控除額算定式の記号は④-2吹付枠工2. の2-3加算率・補正係数の表2.2及び表2.3による （注3）枠内吹付補正（K₃）をする場合は、ラス張工控除は行わない。</p>

→
改定

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>VII-1 第Ⅶ編 電気通信（積算） 第4章 その他 ②工事の一時中止等に伴う増加費用の積算上の取扱い</p>	<p>第1章 総則 ～ 第4章 その他</p> <p>[1] 適用基準 土木工事標準積算基準書(電気通信編) 第Ⅶ編 積算 第1章 総則 ～ 第4章 その他 による。</p> <p>[2] 独自基準 第2章 工事費の積算</p> <p>②機器単体費 機器単体費の価格については「建設工事積算基準 第Ⅰ編第2章 工事の積算」における「①直接工事費 1 材料費 (2) 価格」によるものとする。 ただし、見積により単価決定する場合は、異常値(徴収した見積り全ての平均値の±30%を超えるもの)を除いた平均値とする。 なお、物価資料に掲載されている価格で、荷渡し場所が「都市内現場持ち込み」となっているもの、特別資材調査あるいは見積により設定した価格で「現場渡し価格」となっているものについては、輸送費を計上しない。</p> <p>④直接工事費 2 材料費 (2) 価格 を次のとおり読み替える。 材料費の価格については、「建設工事積算基準 第Ⅰ編第2章 工事の積算」における「①直接工事費 1 材料費 (2) 価格」によるものとする。</p> <p>第4章 その他</p> <p>②工事の一時中止等に伴う増加費用の積算上の取扱い 「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算上の取扱い」は、「工事の一時中止等に伴う増加費用の積算上の取扱い」に読み替える。取扱いについては「建設工事積算基準 第Ⅰ編第10章 工事の一時中止等に伴う増加費用の積算」によるものとする。</p>	<p>第1章 総則 ～ 第4章 その他</p> <p>[1] 適用基準 土木工事標準積算基準書(電気通信編) 第Ⅶ編 積算 第1章 総則 ～ 第4章 その他 による。</p> <p>[2] 独自基準 第2章 工事費の積算</p> <p>②機器単体費 機器単体費の価格については「建設工事積算基準 第Ⅰ編第2章 工事の積算」における「①直接工事費 1 材料費 (2) 価格」によるものとする。 ただし、見積により単価決定する場合は、異常値(徴収した見積り全ての平均値の±30%を超えるもの)を除いた平均値とする。 なお、物価資料に掲載されている価格で、荷渡し場所が「都市内現場持ち込み」となっているもの、特別資材調査あるいは見積により設定した価格で「現場渡し価格」となっているものについては、輸送費を計上しない。</p> <p>④直接工事費 2 材料費 (2) 価格 を次のとおり読み替える。 材料費の価格については、「建設工事積算基準 第Ⅰ編第2章 工事の積算」における「①直接工事費 1 材料費 (2) 価格」によるものとする。</p> <p>第4章 その他</p> <p>②工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算上の取扱い 「建設工事積算基準 第Ⅰ編第10章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算」によるものとする。</p>

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																													
<p>11-2 第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-1編 港湾 第1部 港湾土木請負工事積算基準 第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 2. 共通仮設費</p>	<p>2-11 現場環境改善費 （令和6年4月30日まで適用） ・港湾土木請負工事積算基準／第1部／第1章／2節／2. 共通仮設費／2-11 現場環境改善費／表-② （令和6年5月1日以降適用）</p> <p style="text-align: center;">表-② 現場環境改善費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th rowspan="2">600万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工種区分 港湾 浚渫工事</td> <td>2.58 %</td> <td>11,342.3</td> <td>-0.5375</td> <td>0.11 %</td> </tr> <tr> <td>工事 構造物工事</td> <td>2.02 %</td> <td>1192.6</td> <td>-0.4089</td> <td>0.19 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等</th> <th rowspan="2">600万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th rowspan="2">10億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工種区分 海岸工事</td> <td>4.02 %</td> <td>17,100.2</td> <td>-0.5353</td> <td>0.26 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場環境改善費率の算定式</p> $I = a \cdot P^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 I：現場環境改善費率（%） P：現場環境改善費率の算出対象額（円） a、b：定数値</p>	対象額 適用区分等	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする	a	b	工種区分 港湾 浚渫工事	2.58 %	11,342.3	-0.5375	0.11 %	工事 構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %	対象額 適用区分等	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		10億円を超えるもの 下記の率とする	a	b	工種区分 海岸工事	4.02 %	17,100.2	-0.5353	0.26 %	<div style="border: 2px dashed red; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">全削除</p> </div>
対象額 適用区分等	600万円以下 下記の率とする			600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による			20億円を超えるもの 下記の率とする																								
		a	b																												
工種区分 港湾 浚渫工事	2.58 %	11,342.3	-0.5375	0.11 %																											
工事 構造物工事	2.02 %	1192.6	-0.4089	0.19 %																											
対象額 適用区分等	600万円以下 下記の率とする	600万円を超え10億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		10億円を超えるもの 下記の率とする																											
		a	b																												
工種区分 海岸工事	4.02 %	17,100.2	-0.5353	0.26 %																											

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																											
<p>11-3 第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-1編 港湾 第1部 港湾土木請負工事積算基準 第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 3. 現場管理費 3-1 積算方法等</p>	<p>3-1-1 積算方法 (令和6年4月30日まで適用) ・港湾土木請負工事積算基準/第1部/第1章/2節/3. 現場管理費/3-1 積算方法等/3-1-1 積算方法/表-③</p> <p>(令和6年5月1日以降適用)</p> <p style="text-align: center;">表-③ 現場管理費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾 工事</td> <td>24.08 %</td> <td>82.2</td> <td>-0.0779</td> <td>15.50 %</td> </tr> <tr> <td>浚渫工事 構造物工事</td> <td>24.65 %</td> <td>40.5</td> <td>-0.0315</td> <td>20.63 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額 適用区分等 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>a</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸工事</td> <td>28.11 %</td> <td>100.3</td> <td>-0.0807</td> <td>18.84 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場管理費率の算定式</p> $J_p = a \cdot N_p^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 J_p : 現場管理費率 (%) N_p : 純工事費 (円) a, b : 定数値</p>	対象額 適用区分等 工種区分	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		港湾 工事	24.08 %	82.2	-0.0779	15.50 %	浚渫工事 構造物工事	24.65 %	40.5	-0.0315	20.63 %	対象額 適用区分等 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする			a	b		海岸工事	28.11 %	100.3	-0.0807	18.84 %	<div style="border: 2px dashed red; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; color: red;">全削除</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>2. 一般管理費等率の補正 2-3 契約の保証に必要な費用の取扱い 表-⑥ 契約保証に係る一般管理費等率の補正 (注) 1. ケース3の具体例は以下のとおり県積算基準を参照する。 ・建設工事積算基準/第1編/第3章 一般管理費等及び消費税相当額/4 一般管理費等率の補正/別表第3 契約保証に係る一般管理費等率の補正 ※注記を参照</p> </div>
対象額 適用区分等 工種区分	700万円以下		700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																								
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																									
		a	b																																										
港湾 工事	24.08 %	82.2	-0.0779	15.50 %																																									
浚渫工事 構造物工事	24.65 %	40.5	-0.0315	20.63 %																																									
対象額 適用区分等 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																									
	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																									
		a	b																																										
海岸工事	28.11 %	100.3	-0.0807	18.84 %																																									
<p>11-2 第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-1編 港湾 第1部 港湾土木請負工事積算基準 第2章 工事費の積算 3節 一般管理費等</p>	<p>(追記)</p>																																												

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																											
<p>11-3 第11編 港湾・漁港漁場整備 第11-1編 港湾 第1部 港湾土木請負工事積算基準 第5章 間接工事費の施工歩掛 2節 運搬費</p> <p>11-6 第11-2編 漁港漁場整備 第1部 漁港漁場関係事業請負工事積算基準 第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 2. 共通仮設費</p>	<p>運搬費については、以下による。 ・建設工事積算基準／第1編／第2章／②間接工事費／2共通仮設費／2-2運搬費 (追記)</p> <p>2-11 現場環境改善費 (令和6年4月30日まで適用) ・漁港漁場関係工事積算基準／第1部／第2章／2. 共通仮設費／2-11 現場環境改善費／表-② (令和6年5月1日以降適用)</p> <p style="text-align: center;">表-② 現場環境改善費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th colspan="2">600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え20億円以下</th> <th colspan="2">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分等</th> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th colspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">漁港漁場関係工事</td> <td>浚渫工事</td> <td>2.58%</td> <td>11,342.3</td> <td>-0.5375</td> <td colspan="2">0.11%</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td>2.02%</td> <td>1192.6</td> <td>-0.4089</td> <td colspan="2">0.19%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th colspan="2">600万円以下</th> <th colspan="2">600万円を超え10億円以下</th> <th colspan="2">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分等</th> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th colspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸工事</td> <td>4.02%</td> <td>17,100.2</td> <td>-0.5353</td> <td colspan="2">0.26%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">現場環境改善費率の算定式</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">I_c = a・P^b (小数3位四捨五入) ただし、 I_c : 現場環境改善費率 (%) P : 現場環境改善費率の算出対象額 (円) a、b : 定数値</p>	対象額	600万円以下		600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの		適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする		工種区分		a	b				漁港漁場関係工事	浚渫工事	2.58%	11,342.3	-0.5375	0.11%		構造物工事	2.02%	1192.6	-0.4089	0.19%		対象額	600万円以下		600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの		適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする		工種区分		a	b				海岸工事	4.02%	17,100.2	-0.5353	0.26%		<p>運搬費については、以下による。 ・建設工事積算基準／第1編／第2章／②間接工事費／2共通仮設費／2-2運搬費</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 20px;"> <p>重建設機械の分解・組立において、短期間のみ用いるラフテレーンクレーンの単価は、建設工事積算基準／第1編／第15章／④建設機械等賃料積算基準／4-3建設機械賃料について、4. 単価の適用より通常価格により積算する。</p> </div> <div style="border: 2px dashed red; padding: 20px; min-height: 200px;"> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">全削除</p> </div>
対象額	600万円以下		600万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																								
	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																								
工種区分		a	b																																																										
漁港漁場関係工事	浚渫工事	2.58%	11,342.3	-0.5375	0.11%																																																								
	構造物工事	2.02%	1192.6	-0.4089	0.19%																																																								
対象額	600万円以下		600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																								
	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																								
工種区分		a	b																																																										
海岸工事	4.02%	17,100.2	-0.5353	0.26%																																																									

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																			
<p>11-7</p> <p>第11編 港湾・漁港漁場整備</p> <p>第11-2編 漁港漁場整備</p> <p>第1部 漁港漁場関係事業請負工事費積算基準</p> <p>第2章 工事費の積算</p> <p>2節 間接工事費</p> <p>3. 現場管理費</p> <p>3-1 積算方法等</p>	<p>3-1-1 積算方法 (令和6年4月30日まで適用)</p> <p>・漁港漁場関係工事積算基準/第1部/第2章/2節/3. 現場管理費/3-1 積算方法等/3-1-1 積算方法/表-③</p> <p>(令和6年5月1日以降適用)</p> <p style="text-align: center;">表-③ 現場管理費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象額</th> <th colspan="2">700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th colspan="2">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用区分等 下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th colspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th colspan="2"></th> <th>a</th> <th>b</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">漁港漁場関係工事</td> <td>浚渫工事</td> <td>24.08 %</td> <td></td> <td>82.2</td> <td>-0.0779</td> <td colspan="2">15.50 %</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td>24.65 %</td> <td></td> <td>40.5</td> <td>-0.0315</td> <td colspan="2">20.63 %</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象額</th> <th colspan="2">700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th colspan="2">10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">適用区分等 下記の率とする</th> <th colspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による</th> <th colspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th colspan="2">工種区分</th> <th colspan="2"></th> <th>a</th> <th>b</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">海岸工事</td> <td>28.11 %</td> <td></td> <td>100.3</td> <td>-0.0807</td> <td colspan="2">18.84 %</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現場管理費率の算定式</p> $J_s = a \cdot N_s^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$ <p>ただし、 J_s : 現場管理費率 (%) N_s : 純工事費 (円) a, b : 定数値</p>	対象額		700万円以下		700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの		適用区分等 下記の率とする		算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする		工種区分				a	b			漁港漁場関係工事	浚渫工事	24.08 %		82.2	-0.0779	15.50 %		構造物工事	24.65 %		40.5	-0.0315	20.63 %		対象額		700万円以下		700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの		適用区分等 下記の率とする		算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする		工種区分				a	b			海岸工事		28.11 %		100.3	-0.0807	18.84 %		<div style="border: 2px dashed red; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="color: red; font-weight: bold;">全削除</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 20px; width: fit-content;"> <p>2. 一般管理費等率の補正 2-3 契約の保証に必要な費用の取扱 表-⑥ 契約保証に係る一般管理費等率の補正 (注) 1. ケース3の具体例は以下のとおり県積算基準を参照する。 ・建設工事積算基準/第1編/第3章 一般管理費等及び消費税相当額/4 一般管理費等率の補正/別表第3 契約保証に係る一般管理費等率の補正 ※注記を参照</p> </div>
対象額				700万円以下		700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																													
		適用区分等 下記の率とする		算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																															
工種区分				a	b																																																																
漁港漁場関係工事	浚渫工事	24.08 %		82.2	-0.0779	15.50 %																																																															
	構造物工事	24.65 %		40.5	-0.0315	20.63 %																																																															
対象額		700万円以下		700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																															
		適用区分等 下記の率とする		算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする																																																															
工種区分				a	b																																																																
海岸工事		28.11 %		100.3	-0.0807	18.84 %																																																															
<p>11-5</p> <p>第11編 港湾・漁港漁場整備</p> <p>第11-2編 漁港漁場整備</p> <p>第1部 漁港漁場関係事業請負工事費積算基準</p> <p>第2章 工事費の積算</p> <p>3節 一般管理費等</p>	<p>(追記)</p>																																																																				

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																																												
<p>11-6</p> <p>第11編 港湾・漁港漁場整備</p> <p>第11-2編 漁港漁場整備</p> <p>第1部 漁港漁場関係事業請負工事費積算基準</p> <p>第5章 間接工事費の施工歩掛</p> <p>2節 運搬費</p> <p>11-8</p> <p>第11-3編 港湾・漁港漁場整備共通</p> <p>第1章 港湾・漁港漁場関係請負工事積算基準を準拠するうえでの留意事項</p> <p>5. ブロック運搬据付・撤去工に伴う主作業船舶の回航・えい航費算定について</p>	<p>運搬費については、以下による。</p> <p>・建設工事積算基準／第1編／第2章／②間接工事費／2共通仮設費／2-2運搬費</p> <p>(追記)</p> <p>下表に記載されている工種については、ブロック質量に対する標準的な海上クレーンによらず、積込、据付（撤去）時に必要な吊能力を勘案し適切な主作業船舶の規格を選定すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">工 種</th> <th style="width: 70%;">第1部 港湾土木請負工事積算基準 漁港漁場関係工事積算基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4節本体工(ブロック式)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ブロック転置</td> <td>P 3-4. 2-16</td> </tr> <tr> <td> ブロック据付</td> <td>P 3-4. 2-18</td> </tr> <tr> <td> ブロック運搬据付(海上一連方式)</td> <td>P 3-4. 2-22</td> </tr> <tr> <td> ブロック運搬据付(陸海一貫方式)</td> <td>P 3-4. 2-24</td> </tr> <tr> <td>5節被覆・根固工</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 異形ブロック据付(1スイング)</td> <td>P 3-5-15</td> </tr> <tr> <td> 異形ブロック運搬据付(海上一連方式)</td> <td>P 3-5-17</td> </tr> <tr> <td> 異形ブロック運搬据付(陸海一貫方式)</td> <td>P 3-5-18</td> </tr> <tr> <td> ブロック転置</td> <td>P 3-5-31</td> </tr> <tr> <td> ブロック据付(1スイング)</td> <td>P 3-5-32</td> </tr> <tr> <td> ブロック据付(海上一連方式)</td> <td>P 3-5-35</td> </tr> <tr> <td> ブロック据付(陸海一貫方式)</td> <td>P 3-5-36</td> </tr> <tr> <td>8節消波工</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 異形ブロック転置</td> <td>P 3-8-11</td> </tr> <tr> <td> 異形ブロック据付(1スイング)</td> <td>P 3-8-12</td> </tr> <tr> <td> 異形ブロック運搬据付(海上一連方式)</td> <td>P 3-8-16</td> </tr> <tr> <td> 異形ブロック運搬据付(陸海一貫方式)</td> <td>P 3-8-18</td> </tr> <tr> <td>15節構造物撤去工(港湾)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17節構造物撤去工(漁港)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ブロック撤去</td> <td>P 3-15-10 (港湾) P 3-17-10 (漁港)</td> </tr> <tr> <td> ブロック撤去運搬(海上一連方式)</td> <td>P 3-15-12 (港湾) P 3-17-12 (漁港)</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	第1部 港湾土木請負工事積算基準 漁港漁場関係工事積算基準	4節本体工(ブロック式)		ブロック転置	P 3-4. 2-16	ブロック据付	P 3-4. 2-18	ブロック運搬据付(海上一連方式)	P 3-4. 2-22	ブロック運搬据付(陸海一貫方式)	P 3-4. 2-24	5節被覆・根固工		異形ブロック据付(1スイング)	P 3-5-15	異形ブロック運搬据付(海上一連方式)	P 3-5-17	異形ブロック運搬据付(陸海一貫方式)	P 3-5-18	ブロック転置	P 3-5-31	ブロック据付(1スイング)	P 3-5-32	ブロック据付(海上一連方式)	P 3-5-35	ブロック据付(陸海一貫方式)	P 3-5-36	8節消波工		異形ブロック転置	P 3-8-11	異形ブロック据付(1スイング)	P 3-8-12	異形ブロック運搬据付(海上一連方式)	P 3-8-16	異形ブロック運搬据付(陸海一貫方式)	P 3-8-18	15節構造物撤去工(港湾)		17節構造物撤去工(漁港)		ブロック撤去	P 3-15-10 (港湾) P 3-17-10 (漁港)	ブロック撤去運搬(海上一連方式)	P 3-15-12 (港湾) P 3-17-12 (漁港)	<p>運搬費については、以下による。</p> <p>・建設工事積算基準／第1編／第2章／②間接工事費／2共通仮設費／2-2運搬費</p> <p>重建設機械の分解・組立において、短期間のみ用いるラフテレーンクレーンの単価は、建設工事積算基準／第1編／第15章／④建設機械等賃料積算基準／4-3建設機械賃料について／4. 単価の適用より通常価格により積算する。</p> <p>下表に記載されている工種については、ブロック質量に対する標準的な海上クレーンによらず、積込、据付（撤去）時に必要な吊能力を勘案し適切な主作業船舶の規格を選定すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">工 種</th> <th style="width: 70%;">第1部 港湾土木請負工事積算基準 漁港漁場関係工事積算基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4節本体工(ブロック式)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ブロック転置</td> <td>P 3-4. 2-16</td> </tr> <tr> <td> ブロック据付</td> <td>P 3-4. 2-18</td> </tr> <tr> <td> ブロック運搬据付(海上一連方式)</td> <td>P 3-4. 2-23</td> </tr> <tr> <td> ブロック運搬据付(陸海一貫方式)</td> <td>P 3-4. 2-26</td> </tr> <tr> <td>5節被覆・根固工</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 異形ブロック据付(1スイング)</td> <td>P 3-5-15</td> </tr> <tr> <td> 異形ブロック運搬据付(海上一連方式)</td> <td>P 3-5-17</td> </tr> <tr> <td> 異形ブロック運搬据付(陸海一貫方式)</td> <td>P 3-5-18</td> </tr> <tr> <td> ブロック転置</td> <td>P 3-5-31</td> </tr> <tr> <td> ブロック据付(1スイング)</td> <td>P 3-5-32</td> </tr> <tr> <td> ブロック据付(海上一連方式)</td> <td>P 3-5-35</td> </tr> <tr> <td> ブロック据付(陸海一貫方式)</td> <td>P 3-5-36</td> </tr> <tr> <td>8節消波工</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 異形ブロック転置</td> <td>P 3-8-11</td> </tr> <tr> <td> 異形ブロック据付(1スイング)</td> <td>P 3-8-12</td> </tr> <tr> <td> 異形ブロック運搬据付(海上一連方式)</td> <td>P 3-8-17</td> </tr> <tr> <td> 異形ブロック運搬据付(陸海一貫方式)</td> <td>P 3-8-19</td> </tr> <tr> <td>15節構造物撤去工(港湾)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>17節構造物撤去工(漁港)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ブロック撤去</td> <td>P 3-15-10 (港湾) P 3-17-10 (漁港)</td> </tr> <tr> <td> ブロック撤去運搬(海上一連方式)</td> <td>P 3-15-12 (港湾) P 3-17-12 (漁港)</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	第1部 港湾土木請負工事積算基準 漁港漁場関係工事積算基準	4節本体工(ブロック式)		ブロック転置	P 3-4. 2-16	ブロック据付	P 3-4. 2-18	ブロック運搬据付(海上一連方式)	P 3-4. 2-23	ブロック運搬据付(陸海一貫方式)	P 3-4. 2-26	5節被覆・根固工		異形ブロック据付(1スイング)	P 3-5-15	異形ブロック運搬据付(海上一連方式)	P 3-5-17	異形ブロック運搬据付(陸海一貫方式)	P 3-5-18	ブロック転置	P 3-5-31	ブロック据付(1スイング)	P 3-5-32	ブロック据付(海上一連方式)	P 3-5-35	ブロック据付(陸海一貫方式)	P 3-5-36	8節消波工		異形ブロック転置	P 3-8-11	異形ブロック据付(1スイング)	P 3-8-12	異形ブロック運搬据付(海上一連方式)	P 3-8-17	異形ブロック運搬据付(陸海一貫方式)	P 3-8-19	15節構造物撤去工(港湾)		17節構造物撤去工(漁港)		ブロック撤去	P 3-15-10 (港湾) P 3-17-10 (漁港)	ブロック撤去運搬(海上一連方式)	P 3-15-12 (港湾) P 3-17-12 (漁港)
工 種	第1部 港湾土木請負工事積算基準 漁港漁場関係工事積算基準																																																																																													
4節本体工(ブロック式)																																																																																														
ブロック転置	P 3-4. 2-16																																																																																													
ブロック据付	P 3-4. 2-18																																																																																													
ブロック運搬据付(海上一連方式)	P 3-4. 2-22																																																																																													
ブロック運搬据付(陸海一貫方式)	P 3-4. 2-24																																																																																													
5節被覆・根固工																																																																																														
異形ブロック据付(1スイング)	P 3-5-15																																																																																													
異形ブロック運搬据付(海上一連方式)	P 3-5-17																																																																																													
異形ブロック運搬据付(陸海一貫方式)	P 3-5-18																																																																																													
ブロック転置	P 3-5-31																																																																																													
ブロック据付(1スイング)	P 3-5-32																																																																																													
ブロック据付(海上一連方式)	P 3-5-35																																																																																													
ブロック据付(陸海一貫方式)	P 3-5-36																																																																																													
8節消波工																																																																																														
異形ブロック転置	P 3-8-11																																																																																													
異形ブロック据付(1スイング)	P 3-8-12																																																																																													
異形ブロック運搬据付(海上一連方式)	P 3-8-16																																																																																													
異形ブロック運搬据付(陸海一貫方式)	P 3-8-18																																																																																													
15節構造物撤去工(港湾)																																																																																														
17節構造物撤去工(漁港)																																																																																														
ブロック撤去	P 3-15-10 (港湾) P 3-17-10 (漁港)																																																																																													
ブロック撤去運搬(海上一連方式)	P 3-15-12 (港湾) P 3-17-12 (漁港)																																																																																													
工 種	第1部 港湾土木請負工事積算基準 漁港漁場関係工事積算基準																																																																																													
4節本体工(ブロック式)																																																																																														
ブロック転置	P 3-4. 2-16																																																																																													
ブロック据付	P 3-4. 2-18																																																																																													
ブロック運搬据付(海上一連方式)	P 3-4. 2-23																																																																																													
ブロック運搬据付(陸海一貫方式)	P 3-4. 2-26																																																																																													
5節被覆・根固工																																																																																														
異形ブロック据付(1スイング)	P 3-5-15																																																																																													
異形ブロック運搬据付(海上一連方式)	P 3-5-17																																																																																													
異形ブロック運搬据付(陸海一貫方式)	P 3-5-18																																																																																													
ブロック転置	P 3-5-31																																																																																													
ブロック据付(1スイング)	P 3-5-32																																																																																													
ブロック据付(海上一連方式)	P 3-5-35																																																																																													
ブロック据付(陸海一貫方式)	P 3-5-36																																																																																													
8節消波工																																																																																														
異形ブロック転置	P 3-8-11																																																																																													
異形ブロック据付(1スイング)	P 3-8-12																																																																																													
異形ブロック運搬据付(海上一連方式)	P 3-8-17																																																																																													
異形ブロック運搬据付(陸海一貫方式)	P 3-8-19																																																																																													
15節構造物撤去工(港湾)																																																																																														
17節構造物撤去工(漁港)																																																																																														
ブロック撤去	P 3-15-10 (港湾) P 3-17-10 (漁港)																																																																																													
ブロック撤去運搬(海上一連方式)	P 3-15-12 (港湾) P 3-17-12 (漁港)																																																																																													

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<p>11-8 第11-3編 港湾・漁港漁場整備共通</p> <p>第1章 港湾・漁港漁場関係請負工事積算基準を準拠するうえでの留意事項</p> <p>7. 県内各港湾・漁港の供用係数</p>	<p style="text-align: right; color: red;">改定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>7. 県内各港湾・漁港の供用係数</caption> <thead> <tr> <th>係数ランク</th> <th>船舶供用係数 (α)</th> <th>適用する港湾・漁港</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1.65</td> <td>下記以外の各港湾・漁港 および、県内全港湾・漁港の港内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">2.25</td> <td>(本土) 山口県境～松江市美保関町地蔵崎までの日本海側の各港湾・漁港 (隠岐) (旧) 西郷町((旧) 五箇村境～(旧) 布施村境)、(旧) 都万村、(旧) 五箇村の各港湾・漁港および西ノ島町の国賀港、三度漁港</td> </tr> </tbody> </table>	係数ランク	船舶供用係数 (α)	適用する港湾・漁港	1	1.65	下記以外の各港湾・漁港 および、県内全港湾・漁港の港内	4	2.25	(本土) 山口県境～松江市美保関町地蔵崎までの日本海側の各港湾・漁港 (隠岐) (旧) 西郷町((旧) 五箇村境～(旧) 布施村境)、(旧) 都万村、(旧) 五箇村の各港湾・漁港および西ノ島町の国賀港、三度漁港	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>7. 県内各港湾・漁港の供用係数</caption> <thead> <tr> <th>係数ランク</th> <th>船舶供用係数 (α)</th> <th>適用する港湾・漁港</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1.65</td> <td>下記以外の各港湾・漁港 および、県内全港湾・漁港の港内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center; color: red;">2.55</td> <td>(本土) 山口県境～松江市美保関町地蔵崎までの日本海側の各港湾・漁港 (隠岐) (旧) 西郷町((旧) 五箇村境～(旧) 布施村境)、(旧) 都万村、(旧) 五箇村の各港湾・漁港および西ノ島町の国賀港、三度漁港</td> </tr> </tbody> </table>	係数ランク	船舶供用係数 (α)	適用する港湾・漁港	1	1.65	下記以外の各港湾・漁港 および、県内全港湾・漁港の港内	4	2.55	(本土) 山口県境～松江市美保関町地蔵崎までの日本海側の各港湾・漁港 (隠岐) (旧) 西郷町((旧) 五箇村境～(旧) 布施村境)、(旧) 都万村、(旧) 五箇村の各港湾・漁港および西ノ島町の国賀港、三度漁港																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
係数ランク	船舶供用係数 (α)	適用する港湾・漁港																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1	1.65	下記以外の各港湾・漁港 および、県内全港湾・漁港の港内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
4	2.25	(本土) 山口県境～松江市美保関町地蔵崎までの日本海側の各港湾・漁港 (隠岐) (旧) 西郷町((旧) 五箇村境～(旧) 布施村境)、(旧) 都万村、(旧) 五箇村の各港湾・漁港および西ノ島町の国賀港、三度漁港																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
係数ランク	船舶供用係数 (α)	適用する港湾・漁港																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1	1.65	下記以外の各港湾・漁港 および、県内全港湾・漁港の港内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
4	2.55	(本土) 山口県境～松江市美保関町地蔵崎までの日本海側の各港湾・漁港 (隠岐) (旧) 西郷町((旧) 五箇村境～(旧) 布施村境)、(旧) 都万村、(旧) 五箇村の各港湾・漁港および西ノ島町の国賀港、三度漁港																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<p>11-16 第11編 港湾・漁港漁場整備</p> <p>第11-3編 港湾・漁港漁場整備共通</p> <p>第3章 基地港別最大作業船</p>	<p style="text-align: right; color: red;">改定</p> <p style="text-align: center;">表-1 基地港別最大作業船一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>作業船 基地港</th> <th>普通地上用クレーン 深 深</th> <th>引揚 深 深</th> <th>船 付台</th> <th>クレーン 台</th> <th>旋回式 起重機</th> <th>土運 船台</th> <th>船製 作業船</th> <th>ケーソン 用</th> <th>コンクリート ミキサー</th> <th>ハックネ クレーン</th> <th>潜水士 船</th> </tr> <tr> <th></th> <th>m²</th> <th>PS型</th> <th>t</th> <th>t</th> <th>t</th> <th>m³</th> <th>t</th> <th>m³</th> <th>m³</th> <th>m³</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>境港</td> <td>5.5</td> <td>1,600</td> <td>88</td> <td>120</td> <td>-</td> <td>900</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>[在港]</td> </tr> <tr> <td>安来</td> <td>5.0</td> <td>1,100</td> <td>50</td> <td>81</td> <td>[140]×2 [200] [500]</td> <td>900</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2.0</td> <td>-</td> <td>[在港]</td> </tr> <tr> <td>加賀</td> <td>(5.0)</td> <td>720</td> <td>18</td> <td>120</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>[在港]</td> </tr> <tr> <td>恵曇</td> <td>3.0</td> <td>280</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>河下</td> <td>(5.0)</td> <td>550</td> <td>-</td> <td>132</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>大社</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>[在港]</td> </tr> <tr> <td>田儀</td> <td>(2.5)</td> <td>1,000</td> <td>-</td> <td>70</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>[在港]</td> </tr> <tr> <td>浜田</td> <td>1.5</td> <td>1,210</td> <td>55</td> <td>[350]</td> <td>-</td> <td>200</td> <td>[DD3500] [DD2500]</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>益田</td> <td>-</td> <td>450</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>500</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2.0</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>西郷</td> <td>(5.0)</td> <td>1,000</td> <td>-</td> <td>120</td> <td>-</td> <td>1,200</td> <td>[FD3200]</td> <td>[1.0]</td> <td>1.2</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>諏訪</td> <td>-</td> <td>1,000</td> <td>-</td> <td>103</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>美田</td> <td>2.5¹⁾</td> <td>900¹⁾</td> <td>-</td> <td>155¹⁾</td> <td>-</td> <td>200¹⁾</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>別府</td> <td>1.5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>宍道湖内</td> <td>[1.2]</td> <td>[350]</td> <td>[35]</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	作業船 基地港	普通地上用クレーン 深 深	引揚 深 深	船 付台	クレーン 台	旋回式 起重機	土運 船台	船製 作業船	ケーソン 用	コンクリート ミキサー	ハックネ クレーン	潜水士 船		m ²	PS型	t	t	t	m ³	t	m ³	m ³	m ³		境港	5.5	1,600	88	120	-	900	-	-	-	-	[在港]	安来	5.0	1,100	50	81	[140]×2 [200] [500]	900	-	-	2.0	-	[在港]	加賀	(5.0)	720	18	120	-	-	-	-	-	-	[在港]	恵曇	3.0	280	-	-	-	-	-	-	-	-	-	河下	(5.0)	550	-	132	-	-	-	-	-	-	-	大社	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	[在港]	田儀	(2.5)	1,000	-	70	-	-	-	-	-	-	[在港]	浜田	1.5	1,210	55	[350]	-	200	[DD3500] [DD2500]	-	-	-	-	益田	-	450	-	-	-	500	-	-	2.0	-	-	西郷	(5.0)	1,000	-	120	-	1,200	[FD3200]	[1.0]	1.2	-	-	諏訪	-	1,000	-	103	-	-	-	-	-	-	-	美田	2.5 ¹⁾	900 ¹⁾	-	155 ¹⁾	-	200 ¹⁾	-	-	-	-	-	別府	1.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	宍道湖内	[1.2]	[350]	[35]	-	-	-	-	-	-	-	-	<p style="text-align: center;">表-1 基地港別最大作業船一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>作業船 基地港</th> <th>普通地上用クレーン 深 深</th> <th>引揚 深 深</th> <th>船 付台</th> <th>クレーン 台</th> <th>旋回式 起重機</th> <th>土運 船台</th> <th>船製 作業船</th> <th>ケーソン 用</th> <th>コンクリート ミキサー</th> <th>ハックネ クレーン</th> <th>潜水士 船</th> </tr> <tr> <th></th> <th>m²</th> <th>PS型</th> <th>t</th> <th>t</th> <th>t</th> <th>m³</th> <th>t</th> <th>m³</th> <th>m³</th> <th>m³</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>境港</td> <td style="color: red;">5.0</td> <td>1,600</td> <td>88</td> <td>125</td> <td>-</td> <td>900</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>[在港]</td> </tr> <tr> <td>安来</td> <td>5.0</td> <td>1,100</td> <td>50</td> <td>81</td> <td>[140]×2 [200] [500]</td> <td>900</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2.0</td> <td>-</td> <td>[在港]</td> </tr> <tr> <td>加賀</td> <td>(5.0)</td> <td>720</td> <td>18</td> <td>120</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>[在港]</td> </tr> <tr> <td>恵曇</td> <td>3.0</td> <td>280</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>河下</td> <td>(5.0)</td> <td>550</td> <td>-</td> <td>132</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>大社</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>[在港]</td> </tr> <tr> <td>田儀</td> <td>(2.5)</td> <td>1,000</td> <td>-</td> <td>70</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>[在港]</td> </tr> <tr> <td>浜田</td> <td>1.5</td> <td>1,210</td> <td>55</td> <td>[350]</td> <td>-</td> <td>200</td> <td>[DD3500] [DD2500]</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>益田</td> <td>-</td> <td>450</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>500</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2.0</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>西郷</td> <td>(5.0)</td> <td>1,000</td> <td>-</td> <td>120</td> <td>-</td> <td>1,200</td> <td>[FD3200]</td> <td>[1.0]</td> <td>1.2</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>諏訪</td> <td>-</td> <td>1,000</td> <td>-</td> <td>103</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>美田</td> <td>2.5¹⁾</td> <td>900¹⁾</td> <td>-</td> <td>155¹⁾</td> <td>-</td> <td>200¹⁾</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>別府</td> <td>1.5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>宍道湖内</td> <td>[1.2]</td> <td>[350]</td> <td>[35]</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	作業船 基地港	普通地上用クレーン 深 深	引揚 深 深	船 付台	クレーン 台	旋回式 起重機	土運 船台	船製 作業船	ケーソン 用	コンクリート ミキサー	ハックネ クレーン	潜水士 船		m ²	PS型	t	t	t	m ³	t	m ³	m ³	m ³		境港	5.0	1,600	88	125	-	900	-	-	-	-	[在港]	安来	5.0	1,100	50	81	[140]×2 [200] [500]	900	-	-	2.0	-	[在港]	加賀	(5.0)	720	18	120	-	-	-	-	-	-	[在港]	恵曇	3.0	280	-	-	-	-	-	-	-	-	-	河下	(5.0)	550	-	132	-	-	-	-	-	-	-	大社	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	[在港]	田儀	(2.5)	1,000	-	70	-	-	-	-	-	-	[在港]	浜田	1.5	1,210	55	[350]	-	200	[DD3500] [DD2500]	-	-	-	-	益田	-	450	-	-	-	500	-	-	2.0	-	-	西郷	(5.0)	1,000	-	120	-	1,200	[FD3200]	[1.0]	1.2	-	-	諏訪	-	1,000	-	103	-	-	-	-	-	-	-	美田	2.5 ¹⁾	900 ¹⁾	-	155 ¹⁾	-	200 ¹⁾	-	-	-	-	-	別府	1.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	宍道湖内	[1.2]	[350]	[35]	-	-	-	-	-	-	-	-
作業船 基地港	普通地上用クレーン 深 深	引揚 深 深	船 付台	クレーン 台	旋回式 起重機	土運 船台	船製 作業船	ケーソン 用	コンクリート ミキサー	ハックネ クレーン	潜水士 船																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	m ²	PS型	t	t	t	m ³	t	m ³	m ³	m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
境港	5.5	1,600	88	120	-	900	-	-	-	-	[在港]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
安来	5.0	1,100	50	81	[140]×2 [200] [500]	900	-	-	2.0	-	[在港]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
加賀	(5.0)	720	18	120	-	-	-	-	-	-	[在港]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
恵曇	3.0	280	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
河下	(5.0)	550	-	132	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
大社	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	[在港]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
田儀	(2.5)	1,000	-	70	-	-	-	-	-	-	[在港]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
浜田	1.5	1,210	55	[350]	-	200	[DD3500] [DD2500]	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
益田	-	450	-	-	-	500	-	-	2.0	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
西郷	(5.0)	1,000	-	120	-	1,200	[FD3200]	[1.0]	1.2	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
諏訪	-	1,000	-	103	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
美田	2.5 ¹⁾	900 ¹⁾	-	155 ¹⁾	-	200 ¹⁾	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
別府	1.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
宍道湖内	[1.2]	[350]	[35]	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
作業船 基地港	普通地上用クレーン 深 深	引揚 深 深	船 付台	クレーン 台	旋回式 起重機	土運 船台	船製 作業船	ケーソン 用	コンクリート ミキサー	ハックネ クレーン	潜水士 船																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	m ²	PS型	t	t	t	m ³	t	m ³	m ³	m ³																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
境港	5.0	1,600	88	125	-	900	-	-	-	-	[在港]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
安来	5.0	1,100	50	81	[140]×2 [200] [500]	900	-	-	2.0	-	[在港]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
加賀	(5.0)	720	18	120	-	-	-	-	-	-	[在港]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
恵曇	3.0	280	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
河下	(5.0)	550	-	132	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
大社	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	[在港]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
田儀	(2.5)	1,000	-	70	-	-	-	-	-	-	[在港]																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
浜田	1.5	1,210	55	[350]	-	200	[DD3500] [DD2500]	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
益田	-	450	-	-	-	500	-	-	2.0	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
西郷	(5.0)	1,000	-	120	-	1,200	[FD3200]	[1.0]	1.2	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
諏訪	-	1,000	-	103	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
美田	2.5 ¹⁾	900 ¹⁾	-	155 ¹⁾	-	200 ¹⁾	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
別府	1.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
宍道湖内	[1.2]	[350]	[35]	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																																																																												
<p>11-19</p> <p>第11編 港湾・漁港漁場整備</p> <p>第11-3編 港湾・漁港漁場整備共通</p> <p>第4章 就業時間別の船員共用係数</p>	<p>(令和6年2月29日まで適用)</p> <p style="text-align: center;">港湾請負工事積算基準／単価表／2． 供用日数／2－1 作業船および付属品等 漁港漁場関係工事積算基準／単価表／2． 供用日数／2－1 作業船および付属品等</p> <p>(令和6年3月1日以降適用)</p> <p style="text-align: center;">別表－4 就業時間別の船員共用係数</p> <div style="text-align: center;"> <p>船舶供用係数(α)と就業時間別船員共用係数(β) (1ワッチ制)</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="4">係数 ランク</th> <th rowspan="4">船舶供用係数 (α)</th> <th colspan="8">就業時間別の船員共用係数(β)</th> <th rowspan="4">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業時間 08</th> <th colspan="2">就業時間 09</th> <th colspan="2">就業時間 10</th> <th colspan="2">就業時間 11</th> </tr> <tr> <th>[船酔時間 0h]</th> <th>[船酔時間 1h]</th> <th>[船酔時間 2h]</th> <th>[船酔時間 3h]</th> <th>[深夜時間 0h]</th> <th>[深夜時間 0h]</th> <th>[深夜時間 0h]</th> <th>[深夜時間 0h]</th> </tr> <tr> <th>船長・副船長 普通船員</th> <th>船長・副船長 普通船員</th> <th>船長・副船長 普通船員</th> <th>船長・副船長 普通船員</th> <th>船長・副船長 普通船員</th> <th>船長・副船長 普通船員</th> <th>船長・副船長 普通船員</th> <th>普通船員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1.65</td><td>1.20</td><td>1.20</td><td>1.51</td><td>1.51</td><td>1.42</td><td>1.42</td><td>1.83</td><td>1.84</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>1.80</td><td>1.30</td><td>1.30</td><td>1.41</td><td>1.41</td><td>1.62</td><td>1.62</td><td>1.63</td><td>1.64</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>2.05</td><td>1.45</td><td>1.45</td><td>1.66</td><td>1.66</td><td>1.67</td><td>1.67</td><td>1.78</td><td>1.70</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>2.25</td><td>1.60</td><td>1.60</td><td>1.71</td><td>1.71</td><td>1.82</td><td>1.82</td><td>1.93</td><td>1.94</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>2.45</td><td>1.70</td><td>1.70</td><td>1.81</td><td>1.81</td><td>1.92</td><td>1.92</td><td>2.03</td><td>2.04</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>2.65</td><td>1.80</td><td>1.80</td><td>1.91</td><td>1.91</td><td>2.02</td><td>2.02</td><td>2.13</td><td>2.14</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>2.90</td><td>1.95</td><td>1.95</td><td>2.06</td><td>2.06</td><td>2.17</td><td>2.17</td><td>2.28</td><td>2.29</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>3.20</td><td>2.15</td><td>2.15</td><td>2.26</td><td>2.26</td><td>2.37</td><td>2.37</td><td>2.48</td><td>2.49</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>3.70</td><td>2.40</td><td>2.40</td><td>2.61</td><td>2.61</td><td>2.62</td><td>2.62</td><td>2.73</td><td>2.74</td><td></td></tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center;"> <p>船舶供用係数(α)と就業時間別船員共用係数(β) (2ワッチ制)</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="4">係数 ランク</th> <th rowspan="4">船舶供用係数 (α)</th> <th colspan="8">就業時間別の船員共用係数(β)</th> <th rowspan="4">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">就業時間 16h</th> <th colspan="2">就業時間 18h</th> <th colspan="2">就業時間 20h</th> <th colspan="2">就業時間 22h</th> </tr> <tr> <th>[船酔時間 0h]</th> <th>[船酔時間 2h]</th> <th>[船酔時間 4h]</th> <th>[船酔時間 6h]</th> <th>[深夜時間 1h]</th> <th>[深夜時間 3h]</th> <th>[深夜時間 4h]</th> <th>[深夜時間 6h]</th> </tr> <tr> <th>船長・副船長 普通船員</th> <th>船長・副船長 普通船員</th> <th>船長・副船長 普通船員</th> <th>船長・副船長 普通船員</th> <th>船長・副船長 普通船員</th> <th>船長・副船長 普通船員</th> <th>船長・副船長 普通船員</th> <th>普通船員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>1.65</td><td>1.21</td><td>1.21</td><td>1.34</td><td>1.35</td><td>1.47</td><td>1.47</td><td>1.60</td><td>1.60</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>1.80</td><td>1.31</td><td>1.31</td><td>1.44</td><td>1.45</td><td>1.67</td><td>1.67</td><td>1.70</td><td>1.70</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>2.05</td><td>1.46</td><td>1.46</td><td>1.69</td><td>1.69</td><td>1.72</td><td>1.72</td><td>1.85</td><td>1.85</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>2.25</td><td>1.61</td><td>1.61</td><td>1.74</td><td>1.75</td><td>1.87</td><td>1.87</td><td>2.00</td><td>2.00</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>2.45</td><td>1.71</td><td>1.71</td><td>1.84</td><td>1.85</td><td>1.97</td><td>1.97</td><td>2.10</td><td>2.10</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>2.65</td><td>1.81</td><td>1.81</td><td>1.94</td><td>1.95</td><td>2.07</td><td>2.07</td><td>2.20</td><td>2.20</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>2.90</td><td>1.96</td><td>1.96</td><td>2.09</td><td>2.10</td><td>2.22</td><td>2.22</td><td>2.35</td><td>2.35</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>3.20</td><td>2.16</td><td>2.16</td><td>2.29</td><td>2.30</td><td>2.42</td><td>2.42</td><td>2.65</td><td>2.65</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>3.70</td><td>2.41</td><td>2.41</td><td>2.64</td><td>2.65</td><td>2.67</td><td>2.67</td><td>2.80</td><td>2.80</td><td></td></tr> </tbody> </table> </div> <p>注) 1. 別表－4における就業時間別船員共用係数(β)は、就業時間08[船酔時間0h]深夜時間0hの場合を除き、令和5年度3月から適用の算定対象費金比をもとに算出された就業時間別船員共用係数(β)である。したがって、算定対象費金比に変更があった場合は、下記「就業時間別船員共用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。</p> <p>2. 就業時間と船酔時間および深夜時間の関係が別表－4によらない場合についても、同様に、下記「就業時間別船員共用係数(β)の算出式」をもとに別途算出するものとする。</p> <p>3. 上記船員以外にも潜水士等も対象とする。</p> <p style="text-align: center;">就業時間別船員共用係数(β)の算出式</p> $\beta = \beta_a + \frac{1}{8} \times \text{割増対象費金比} \times (1.25 \times \text{船酔時間数} + 0.25 \times \text{深夜時間数}) + \text{ワッチ数}$ <p style="text-align: right;">(小数3位四捨五入)</p> <p>β : 時間外手当および深夜手当を考慮した船員共用係数</p> <p>β_a : 就業8時間の場合の船員共用係数</p> <p>割増対象費金比: 労務単価に占める割増費金の対象となる費金の比率をいう。 ただし、2ワッチにおける船酔時間数および深夜時間数は、2ワッチの合計の時間数とする。</p> </div>	係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員共用係数(β)								備考	就業時間 08		就業時間 09		就業時間 10		就業時間 11		[船酔時間 0h]	[船酔時間 1h]	[船酔時間 2h]	[船酔時間 3h]	[深夜時間 0h]	[深夜時間 0h]	[深夜時間 0h]	[深夜時間 0h]	船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	普通船員	1	1.65	1.20	1.20	1.51	1.51	1.42	1.42	1.83	1.84		2	1.80	1.30	1.30	1.41	1.41	1.62	1.62	1.63	1.64		3	2.05	1.45	1.45	1.66	1.66	1.67	1.67	1.78	1.70		4	2.25	1.60	1.60	1.71	1.71	1.82	1.82	1.93	1.94		5	2.45	1.70	1.70	1.81	1.81	1.92	1.92	2.03	2.04		6	2.65	1.80	1.80	1.91	1.91	2.02	2.02	2.13	2.14		7	2.90	1.95	1.95	2.06	2.06	2.17	2.17	2.28	2.29		8	3.20	2.15	2.15	2.26	2.26	2.37	2.37	2.48	2.49		9	3.70	2.40	2.40	2.61	2.61	2.62	2.62	2.73	2.74		係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員共用係数(β)								備考	就業時間 16h		就業時間 18h		就業時間 20h		就業時間 22h		[船酔時間 0h]	[船酔時間 2h]	[船酔時間 4h]	[船酔時間 6h]	[深夜時間 1h]	[深夜時間 3h]	[深夜時間 4h]	[深夜時間 6h]	船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	普通船員	1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	1.47	1.47	1.60	1.60		2	1.80	1.31	1.31	1.44	1.45	1.67	1.67	1.70	1.70		3	2.05	1.46	1.46	1.69	1.69	1.72	1.72	1.85	1.85		4	2.25	1.61	1.61	1.74	1.75	1.87	1.87	2.00	2.00		5	2.45	1.71	1.71	1.84	1.85	1.97	1.97	2.10	2.10		6	2.65	1.81	1.81	1.94	1.95	2.07	2.07	2.20	2.20		7	2.90	1.96	1.96	2.09	2.10	2.22	2.22	2.35	2.35		8	3.20	2.16	2.16	2.29	2.30	2.42	2.42	2.65	2.65		9	3.70	2.41	2.41	2.64	2.65	2.67	2.67	2.80	2.80		<div style="border: 2px dashed red; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="color: red; font-weight: bold;">全削除</p> </div>
係数 ランク	船舶供用係数 (α)			就業時間別の船員共用係数(β)									備考																																																																																																																																																																																																																																																																	
				就業時間 08		就業時間 09		就業時間 10		就業時間 11																																																																																																																																																																																																																																																																				
				[船酔時間 0h]	[船酔時間 1h]	[船酔時間 2h]	[船酔時間 3h]	[深夜時間 0h]	[深夜時間 0h]	[深夜時間 0h]	[深夜時間 0h]																																																																																																																																																																																																																																																																			
		船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	普通船員																																																																																																																																																																																																																																																																					
1	1.65	1.20	1.20	1.51	1.51	1.42	1.42	1.83	1.84																																																																																																																																																																																																																																																																					
2	1.80	1.30	1.30	1.41	1.41	1.62	1.62	1.63	1.64																																																																																																																																																																																																																																																																					
3	2.05	1.45	1.45	1.66	1.66	1.67	1.67	1.78	1.70																																																																																																																																																																																																																																																																					
4	2.25	1.60	1.60	1.71	1.71	1.82	1.82	1.93	1.94																																																																																																																																																																																																																																																																					
5	2.45	1.70	1.70	1.81	1.81	1.92	1.92	2.03	2.04																																																																																																																																																																																																																																																																					
6	2.65	1.80	1.80	1.91	1.91	2.02	2.02	2.13	2.14																																																																																																																																																																																																																																																																					
7	2.90	1.95	1.95	2.06	2.06	2.17	2.17	2.28	2.29																																																																																																																																																																																																																																																																					
8	3.20	2.15	2.15	2.26	2.26	2.37	2.37	2.48	2.49																																																																																																																																																																																																																																																																					
9	3.70	2.40	2.40	2.61	2.61	2.62	2.62	2.73	2.74																																																																																																																																																																																																																																																																					
係数 ランク	船舶供用係数 (α)	就業時間別の船員共用係数(β)								備考																																																																																																																																																																																																																																																																				
		就業時間 16h		就業時間 18h		就業時間 20h		就業時間 22h																																																																																																																																																																																																																																																																						
		[船酔時間 0h]	[船酔時間 2h]	[船酔時間 4h]	[船酔時間 6h]	[深夜時間 1h]	[深夜時間 3h]	[深夜時間 4h]	[深夜時間 6h]																																																																																																																																																																																																																																																																					
		船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	船長・副船長 普通船員	普通船員																																																																																																																																																																																																																																																																					
1	1.65	1.21	1.21	1.34	1.35	1.47	1.47	1.60	1.60																																																																																																																																																																																																																																																																					
2	1.80	1.31	1.31	1.44	1.45	1.67	1.67	1.70	1.70																																																																																																																																																																																																																																																																					
3	2.05	1.46	1.46	1.69	1.69	1.72	1.72	1.85	1.85																																																																																																																																																																																																																																																																					
4	2.25	1.61	1.61	1.74	1.75	1.87	1.87	2.00	2.00																																																																																																																																																																																																																																																																					
5	2.45	1.71	1.71	1.84	1.85	1.97	1.97	2.10	2.10																																																																																																																																																																																																																																																																					
6	2.65	1.81	1.81	1.94	1.95	2.07	2.07	2.20	2.20																																																																																																																																																																																																																																																																					
7	2.90	1.96	1.96	2.09	2.10	2.22	2.22	2.35	2.35																																																																																																																																																																																																																																																																					
8	3.20	2.16	2.16	2.29	2.30	2.42	2.42	2.65	2.65																																																																																																																																																																																																																																																																					
9	3.70	2.41	2.41	2.64	2.65	2.67	2.67	2.80	2.80																																																																																																																																																																																																																																																																					

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																									
第12-1編 空港土木 [2] 独自基準 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 2. 現場管理費	<p>②間接工事費 2. 現場管理費 2-5 現場管理費の計算 (令和6年4月30日まで適用) ・空港土木請負工事積算基準/第1部/第1編/第2章/2節/②間接工事費/2. 現場管理費/2-5 現場管理費の計算/別表第2</p> <p>(令和6年5月1日以降適用)</p> <p>別表第2 現場管理費率 第1表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え50億円以下</th> <th>50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th colspan="3">(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>下記の率とする</th> <th>A</th> <th>b</th> <th>下記の率とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港用地造成工事</td> <td>35.09</td> <td>119.6</td> <td>-0.0795</td> <td>20.26</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th colspan="3">(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>下記の率とする</th> <th>A</th> <th>b</th> <th>下記の率とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港舗装工事</td> <td>29.68</td> <td>169.6</td> <td>-0.1130</td> <td>15.08</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額</th> <th>500万円以下</th> <th colspan="2">500万円を超え2億円以下</th> <th>2億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分</th> <th colspan="3">(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。</th> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <th>下記の率とする</th> <th>A</th> <th>b</th> <th>下記の率とする</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空港維持工事</td> <td>60.92</td> <td>500.2</td> <td>-0.1365</td> <td>36.82</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 算定式 $J_e = A \cdot N_p^b$ ただし J_e : 現場管理費率 (%) N_p : 純工事費 (円) $A \cdot b$: 変数値</p> <p>(注) J_e の値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。</p>	対象額	500万円以下	500万円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	適用区分	(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。			工種区分	下記の率とする	A	b	下記の率とする	空港用地造成工事	35.09	119.6	-0.0795	20.26	対象額	500万円以下	500万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	適用区分	(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。			工種区分	下記の率とする	A	b	下記の率とする	空港舗装工事	29.68	169.6	-0.1130	15.08	対象額	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの	適用区分	(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。			工種区分	下記の率とする	A	b	下記の率とする	空港維持工事	60.92	500.2	-0.1365	36.82	<div style="text-align: right; margin-right: 20px;">→</div> <p>(削除)</p>
対象額	500万円以下		500万円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																						
	適用区分	(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。																																																									
工種区分	下記の率とする	A	b	下記の率とする																																																							
空港用地造成工事	35.09	119.6	-0.0795	20.26																																																							
対象額	500万円以下	500万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																							
	適用区分	(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。																																																									
工種区分	下記の率とする	A	b	下記の率とする																																																							
空港舗装工事	29.68	169.6	-0.1130	15.08																																																							
対象額	500万円以下	500万円を超え2億円以下		2億円を超えるもの																																																							
	適用区分	(2)の算定式により算出される率とする。ただし、変数値は、下記による。																																																									
工種区分	下記の率とする	A	b	下記の率とする																																																							
空港維持工事	60.92	500.2	-0.1365	36.82																																																							

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
第12-1編 空港土木 [2] 独自基準 第7章 空港請負工事における現場環境改善費の積算	<p style="text-align: center;">第7章 空港請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>① 空港請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>1. 現場環境改善費</p> <p>1-3 積算方法</p> <p>（令和6年4月30日まで適用）</p> <p>・空港土木請負工事積算基準／第1部／第1編／第7章／① 空港請負工事における現場環境改善費の積算 ／1. 現場環境改善費／1-3 積算方法／（1）／1）</p> <p>（令和6年5月1日以降適用）</p> <p>1) 積算方法は以下のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">$K = i \cdot P + \alpha$</p> <p style="margin-left: 20px;">K: 現場環境改善費</p> <p style="margin-left: 20px;">i: 現場環境改善費率(単位: % 小数第3位四捨五入し、第2位とする)</p> <p style="margin-left: 20px;">$i = 46687.43 \cdot P^{-0.5911}$</p> <p style="margin-left: 20px;">P: 対象額(直接工事費(処分費等を除く共通仮設費対象分) + 支給品 (共通仮設費対象分) + 事業損失防止施設費)</p> <p style="margin-left: 20px;">α: 積上げ計上分</p>	<p style="color: red; font-size: 1.2em;">(削除)</p>

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																				
<p>13-10 第13編 農業農村整備編 第1章 総則 ②工事費の積算 1) 共通仮設費</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>別表4 共通仮設費率の補正（令和6年5月31日まで適用）</caption> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (1)-1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="8">1.4</td> <td rowspan="8">1</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (2)-1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街地 (DID補正) (1)-1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (1)-2</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (1)-2</td> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2)-2</td> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)</td> <td>一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td>1.2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (1)-3</td> <td>鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種（※1）</td> <td>施工箇所が島根県人事委員会規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。</td> <td>1.3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)（注）</td> <td>農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合</td> <td>1.1</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り (1)-1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	1	橋梁保全工事	一般交通影響有り (2)-1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	橋梁保全工事	市街地 (DID補正) (1)-1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	橋梁保全工事	市街地 (DID補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	2	一般交通影響有り (1)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	3	一般交通影響有り (2)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	4	市街地 (DID補正) (1)-3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5	山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。	1.3	6	中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)（注）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.1	7	<p style="color: red; font-size: 24px; font-weight: bold;">削除</p>
適用条件			補正係数	適用優先																																																		
施工地域区分	工種区分	対象																																																				
一般交通影響有り (1)-1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.4	1																																																		
	橋梁保全工事																																																					
一般交通影響有り (2)-1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）																																																				
	橋梁保全工事																																																					
市街地 (DID補正) (1)-1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。																																																				
	橋梁保全工事																																																					
市街地 (DID補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。			1.3	2																																																
一般交通影響有り (1)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上 of 車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。			1.3	3																																																
一般交通影響有り (2)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.2	4																																																		
市街地 (DID補正) (1)-3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	5																																																		
山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。	1.3	6																																																		
中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)（注）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.1	7																																																		

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）	
13-10 第13編 農業農村整備編 第1章 総則 ②工事費の積算 1) 共通仮設費	別表4 共通仮設費率の補正（令和6年6月1日以降適用）	別表4 共通仮設費率の補正	
	適用条件	適用条件	
	施工地域区分	工種区分	対象
	一般交通影響有り (1)-1	舗装工事 橋梁保全工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。
	一般交通影響有り (2)-1	舗装工事 橋梁保全工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）
	市街地 (DID補正) (1)-1	舗装工事 橋梁保全工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。
	市街地 (DID補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。
	一般交通影響有り (1)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。
	一般交通影響有り (2)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）
	市街地 (DID補正) (1)-3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。
山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。	
中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)（注）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	
	補正係数	適用優先	
	1.4	1	
	1.3	2	
	1.3	3	
	1.2	4	
	1.2	5	
	1.3	6	
	1.2	7	
	1.4	1	
	1.3	2	
	1.3	3	
	1.2	4	
	1.2	5	
	1.3	6	
	1.2	7	

削除

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																																																																																										
<p>13-14 第13編 農業農村整備編 第1章 総則 ②工事費の積算 2) 現場管理費</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>別表5 現場管理費率（令和6年5月31日まで適用）</p> <p>(1) -a</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th>300万円以下</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほ場整備工事</td><td>42.87%</td><td>244.0</td><td>-0.1166</td><td>21.78%</td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td>31.97%</td><td>56.6</td><td>-0.0383</td><td>25.59%</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td>34.24%</td><td>78.7</td><td>-0.0558</td><td>24.76%</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td>45.31%</td><td>582.2</td><td>-0.1712</td><td>16.76%</td></tr> <tr><td>排水路工事</td><td>32.28%</td><td>112.8</td><td>-0.0839</td><td>19.82%</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td>29.07%</td><td>84.7</td><td>-0.0717</td><td>19.17%</td></tr> <tr><td>知かん施設工事</td><td>34.22%</td><td>169.3</td><td>-0.1072</td><td>18.36%</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td>37.15%</td><td>192.2</td><td>-0.1102</td><td>19.59%</td></tr> <tr><td>ため池工事</td><td>42.57%</td><td>181.7</td><td>-0.0973</td><td>24.19%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(1)</td><td>39.81%</td><td>217.0</td><td>-0.1137</td><td>20.57%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td>36.51%</td><td>107.0</td><td>-0.0721</td><td>24.02%</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) -b</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>43.43%</td><td>1276.7</td><td>-0.2145</td><td>14.98%</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>27.79%</td><td>113.9</td><td>-0.0895</td><td>17.82%</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>33.69%</td><td>87.0</td><td>-0.0602</td><td>24.99%</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.38%</td><td>668.7</td><td>-0.1781</td><td>16.69%</td></tr> <tr><td>管更正工事</td><td>35.05%</td><td>204.8</td><td>-0.1120</td><td>20.11%</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>42.54%</td><td>458.2</td><td>-0.1508</td><td>20.13%</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.24%</td><td>303.1</td><td>-0.1166</td><td>27.05%</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>30.78%</td><td>120.9</td><td>-0.0868</td><td>20.01%</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>42.63%</td><td>387.3</td><td>-0.1400</td><td>21.28%</td></tr> </tbody> </table> <p>(1) -c</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>干拓工事</td><td>24.97%</td><td>141.8</td><td>-0.1102</td><td>13.39%</td></tr> </tbody> </table> </div>	対象金額 適用区分 工種区分	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	ほ場整備工事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%	農用地造成工事	31.97%	56.6	-0.0383	25.59%	水路トンネル工事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%	水路工事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%	排水路工事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%	管水路工事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%	知かん施設工事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%	コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%	ため池工事	42.57%	181.7	-0.0973	24.19%	その他土木工事(1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%	その他土木工事(2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%	対象金額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	河川工事	43.43%	1276.7	-0.2145	14.98%	海岸工事	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%	道路改良工事	33.69%	87.0	-0.0602	24.99%	舗装工事	40.38%	668.7	-0.1781	16.69%	管更正工事	35.05%	204.8	-0.1120	20.11%	河川・道路構造物工事	42.54%	458.2	-0.1508	20.13%	鋼橋架設工事	48.24%	303.1	-0.1166	27.05%	P C 橋工事	30.78%	120.9	-0.0868	20.01%	公園工事	42.63%	387.3	-0.1400	21.28%	対象金額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	干拓工事	24.97%	141.8	-0.1102	13.39%	<p style="text-align: center;">削除</p>
対象金額 適用区分 工種区分	300万円以下		300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																							
	下記の率とする。		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																							
		a	b																																																																																																																																									
ほ場整備工事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%																																																																																																																																								
農用地造成工事	31.97%	56.6	-0.0383	25.59%																																																																																																																																								
水路トンネル工事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%																																																																																																																																								
水路工事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%																																																																																																																																								
排水路工事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%																																																																																																																																								
管水路工事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%																																																																																																																																								
知かん施設工事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%																																																																																																																																								
コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%																																																																																																																																								
ため池工事	42.57%	181.7	-0.0973	24.19%																																																																																																																																								
その他土木工事(1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%																																																																																																																																								
その他土木工事(2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%																																																																																																																																								
対象金額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																																																								
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																								
		a	b																																																																																																																																									
河川工事	43.43%	1276.7	-0.2145	14.98%																																																																																																																																								
海岸工事	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%																																																																																																																																								
道路改良工事	33.69%	87.0	-0.0602	24.99%																																																																																																																																								
舗装工事	40.38%	668.7	-0.1781	16.69%																																																																																																																																								
管更正工事	35.05%	204.8	-0.1120	20.11%																																																																																																																																								
河川・道路構造物工事	42.54%	458.2	-0.1508	20.13%																																																																																																																																								
鋼橋架設工事	48.24%	303.1	-0.1166	27.05%																																																																																																																																								
P C 橋工事	30.78%	120.9	-0.0868	20.01%																																																																																																																																								
公園工事	42.63%	387.3	-0.1400	21.28%																																																																																																																																								
対象金額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																																																																																																								
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																																																																																																								
		a	b																																																																																																																																									
干拓工事	24.97%	141.8	-0.1102	13.39%																																																																																																																																								

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																								
<p>13-14 第13編 農業農村整備編 第1章 総則 ②工事費の積算 2) 現場管理費</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>(1) -d</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象金額 適用区分</th> <th style="width: 15%;">1,000万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">1,000万円を超え20億円以下</th> <th style="width: 30%;">20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">工種区分</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">a</th> <th style="width: 15%;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>44.97%</td> <td>220.0</td> <td>-0.0985</td> <td>26.69%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) -e</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象金額 適用区分</th> <th style="width: 15%;">3億円以下</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">3億円を超え50億円以下</th> <th style="width: 30%;">50億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">工種区分</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">a</th> <th style="width: 15%;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>33.56%</td> <td>184.8</td> <td>-0.0874</td> <td>26.24%</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>30.41%</td> <td>41.0</td> <td>-0.0153</td> <td>29.13%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) -f</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象金額 適用区分</th> <th style="width: 15%;">700万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">700万円を超え3億円以下</th> <th style="width: 30%;">3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">工種区分</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> <td colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする。</td> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">a</th> <th style="width: 15%;">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td>64.97%</td> <td>1623.7</td> <td>-0.2042</td> <td>30.16%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>→ 削除</p> </div>	対象金額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	工種区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	トンネル工事	44.97%	220.0	-0.0985	26.69%	対象金額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	工種区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	フィルダム工事	33.56%	184.8	-0.0874	26.24%	コンクリートダム工事	30.41%	41.0	-0.0153	29.13%	対象金額 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	工種区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	a	b	橋梁保全工事	64.97%	1623.7	-0.2042	30.16%	
対象金額 適用区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																						
工種区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																						
		a	b																																																							
トンネル工事	44.97%	220.0	-0.0985	26.69%																																																						
対象金額 適用区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの																																																						
工種区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																						
		a	b																																																							
フィルダム工事	33.56%	184.8	-0.0874	26.24%																																																						
コンクリートダム工事	30.41%	41.0	-0.0153	29.13%																																																						
対象金額 適用区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																						
工種区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																																																						
		a	b																																																							
橋梁保全工事	64.97%	1623.7	-0.2042	30.16%																																																						

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																																																																																
13-14 第13編 農業農村整備編 第1章 総則 ②工事費の積算 2) 現場管理費	別表5 現場管理費率（令和6年6月1日以降適用） (1) -a <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほ場整備工事</td><td>43.14%</td><td>227.2</td><td>-0.1114</td><td>22.58%</td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td>32.15%</td><td>53.3</td><td>-0.0339</td><td>26.40%</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td>34.52%</td><td>72.0</td><td>-0.0493</td><td>25.92%</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td>45.55%</td><td>545.7</td><td>-0.1665</td><td>17.32%</td></tr> <tr><td>排水路工事</td><td>32.47%</td><td>106.1</td><td>-0.0794</td><td>20.47%</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td>29.27%</td><td>79.5</td><td>-0.0670</td><td>19.83%</td></tr> <tr><td>畑かん施設工事</td><td>34.53%</td><td>154.8</td><td>-0.1006</td><td>19.25%</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td>37.49%</td><td>173.7</td><td>-0.1028</td><td>20.63%</td></tr> <tr><td>ため池工事</td><td>42.81%</td><td>171.1</td><td>-0.0929</td><td>24.95%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(1)</td><td>40.09%</td><td>201.9</td><td>-0.1084</td><td>21.36%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td>36.71%</td><td>99.7</td><td>-0.0670</td><td>24.87%</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	ほ場整備工事	43.14%	227.2	-0.1114	22.58%	農用地造成工事	32.15%	53.3	-0.0339	26.40%	水路トンネル工事	34.52%	72.0	-0.0493	25.92%	水路工事	45.55%	545.7	-0.1665	17.32%	排水路工事	32.47%	106.1	-0.0794	20.47%	管水路工事	29.27%	79.5	-0.0670	19.83%	畑かん施設工事	34.53%	154.8	-0.1006	19.25%	コンクリート補修工事	37.49%	173.7	-0.1028	20.63%	ため池工事	42.81%	171.1	-0.0929	24.95%	その他土木工事(1)	40.09%	201.9	-0.1084	21.36%	その他土木工事(2)	36.71%	99.7	-0.0670	24.87%	別表5 現場管理費率 (1) -a <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">300万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ほ場整備工事</td><td>43.14%</td><td>227.2</td><td>-0.1114</td><td>22.58%</td></tr> <tr><td>農用地造成工事</td><td>32.15%</td><td>53.3</td><td>-0.0339</td><td>26.40%</td></tr> <tr><td>水路トンネル工事</td><td>34.52%</td><td>72.0</td><td>-0.0493</td><td>25.92%</td></tr> <tr><td>水路工事</td><td>45.55%</td><td>545.7</td><td>-0.1665</td><td>17.32%</td></tr> <tr><td>排水路工事</td><td>32.47%</td><td>106.1</td><td>-0.0794</td><td>20.47%</td></tr> <tr><td>管水路工事</td><td>29.27%</td><td>79.5</td><td>-0.0670</td><td>19.83%</td></tr> <tr><td>畑かん施設工事</td><td>34.53%</td><td>154.8</td><td>-0.1006</td><td>19.25%</td></tr> <tr><td>コンクリート補修工事</td><td>37.49%</td><td>173.7</td><td>-0.1028</td><td>20.63%</td></tr> <tr><td>ため池工事</td><td>42.81%</td><td>171.1</td><td>-0.0929</td><td>24.95%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(1)</td><td>40.09%</td><td>201.9</td><td>-0.1084</td><td>21.36%</td></tr> <tr><td>その他土木工事(2)</td><td>36.71%</td><td>99.7</td><td>-0.0670</td><td>24.87%</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	ほ場整備工事	43.14%	227.2	-0.1114	22.58%	農用地造成工事	32.15%	53.3	-0.0339	26.40%	水路トンネル工事	34.52%	72.0	-0.0493	25.92%	水路工事	45.55%	545.7	-0.1665	17.32%	排水路工事	32.47%	106.1	-0.0794	20.47%	管水路工事	29.27%	79.5	-0.0670	19.83%	畑かん施設工事	34.53%	154.8	-0.1006	19.25%	コンクリート補修工事	37.49%	173.7	-0.1028	20.63%	ため池工事	42.81%	171.1	-0.0929	24.95%	その他土木工事(1)	40.09%	201.9	-0.1084	21.36%	その他土木工事(2)	36.71%	99.7	-0.0670	24.87%
	工種区分			対象金額 適用区分 下記の率とする。	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																											
					(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																													
		a	b																																																																																																																															
ほ場整備工事	43.14%	227.2	-0.1114	22.58%																																																																																																																														
農用地造成工事	32.15%	53.3	-0.0339	26.40%																																																																																																																														
水路トンネル工事	34.52%	72.0	-0.0493	25.92%																																																																																																																														
水路工事	45.55%	545.7	-0.1665	17.32%																																																																																																																														
排水路工事	32.47%	106.1	-0.0794	20.47%																																																																																																																														
管水路工事	29.27%	79.5	-0.0670	19.83%																																																																																																																														
畑かん施設工事	34.53%	154.8	-0.1006	19.25%																																																																																																																														
コンクリート補修工事	37.49%	173.7	-0.1028	20.63%																																																																																																																														
ため池工事	42.81%	171.1	-0.0929	24.95%																																																																																																																														
その他土木工事(1)	40.09%	201.9	-0.1084	21.36%																																																																																																																														
その他土木工事(2)	36.71%	99.7	-0.0670	24.87%																																																																																																																														
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																														
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																
		a	b																																																																																																																															
ほ場整備工事	43.14%	227.2	-0.1114	22.58%																																																																																																																														
農用地造成工事	32.15%	53.3	-0.0339	26.40%																																																																																																																														
水路トンネル工事	34.52%	72.0	-0.0493	25.92%																																																																																																																														
水路工事	45.55%	545.7	-0.1665	17.32%																																																																																																																														
排水路工事	32.47%	106.1	-0.0794	20.47%																																																																																																																														
管水路工事	29.27%	79.5	-0.0670	19.83%																																																																																																																														
畑かん施設工事	34.53%	154.8	-0.1006	19.25%																																																																																																																														
コンクリート補修工事	37.49%	173.7	-0.1028	20.63%																																																																																																																														
ため池工事	42.81%	171.1	-0.0929	24.95%																																																																																																																														
その他土木工事(1)	40.09%	201.9	-0.1084	21.36%																																																																																																																														
その他土木工事(2)	36.71%	99.7	-0.0670	24.87%																																																																																																																														
(1) -b <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>44.05%</td><td>1118.2</td><td>-0.2052</td><td>15.91%</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>28.11%</td><td>100.3</td><td>-0.0807</td><td>18.84%</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>34.09%</td><td>76.4</td><td>-0.0512</td><td>26.44%</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.83%</td><td>598.0</td><td>-0.1703</td><td>17.54%</td></tr> <tr><td>管更正工事</td><td>35.56%</td><td>178.6</td><td>-0.1024</td><td>21.39%</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>43.11%</td><td>402.3</td><td>-0.1417</td><td>21.34%</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.86%</td><td>265.1</td><td>-0.1073</td><td>28.69%</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>31.06%</td><td>111.0</td><td>-0.0808</td><td>20.80%</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>43.09%</td><td>347.3</td><td>-0.1324</td><td>22.34%</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	河川工事	44.05%	1118.2	-0.2052	15.91%	海岸工事	28.11%	100.3	-0.0807	18.84%	道路改良工事	34.09%	76.4	-0.0512	26.44%	舗装工事	40.83%	598.0	-0.1703	17.54%	管更正工事	35.56%	178.6	-0.1024	21.39%	河川・道路構造物工事	43.11%	402.3	-0.1417	21.34%	鋼橋架設工事	48.86%	265.1	-0.1073	28.69%	P C 橋工事	31.06%	111.0	-0.0808	20.80%	公園工事	43.09%	347.3	-0.1324	22.34%	(1) -b <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th rowspan="3">10億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>44.05%</td><td>1118.2</td><td>-0.2052</td><td>15.91%</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>28.11%</td><td>100.3</td><td>-0.0807</td><td>18.84%</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>34.09%</td><td>76.4</td><td>-0.0512</td><td>26.44%</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>40.83%</td><td>598.0</td><td>-0.1703</td><td>17.54%</td></tr> <tr><td>管更正工事</td><td>35.56%</td><td>178.6</td><td>-0.1024</td><td>21.39%</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>43.11%</td><td>402.3</td><td>-0.1417</td><td>21.34%</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>48.86%</td><td>265.1</td><td>-0.1073</td><td>28.69%</td></tr> <tr><td>P C 橋工事</td><td>31.06%</td><td>111.0</td><td>-0.0808</td><td>20.80%</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>43.09%</td><td>347.3</td><td>-0.1324</td><td>22.34%</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	河川工事	44.05%	1118.2	-0.2052	15.91%	海岸工事	28.11%	100.3	-0.0807	18.84%	道路改良工事	34.09%	76.4	-0.0512	26.44%	舗装工事	40.83%	598.0	-0.1703	17.54%	管更正工事	35.56%	178.6	-0.1024	21.39%	河川・道路構造物工事	43.11%	402.3	-0.1417	21.34%	鋼橋架設工事	48.86%	265.1	-0.1073	28.69%	P C 橋工事	31.06%	111.0	-0.0808	20.80%	公園工事	43.09%	347.3	-0.1324	22.34%																					
工種区分			対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																												
				(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																														
	a	b																																																																																																																																
河川工事	44.05%	1118.2	-0.2052	15.91%																																																																																																																														
海岸工事	28.11%	100.3	-0.0807	18.84%																																																																																																																														
道路改良工事	34.09%	76.4	-0.0512	26.44%																																																																																																																														
舗装工事	40.83%	598.0	-0.1703	17.54%																																																																																																																														
管更正工事	35.56%	178.6	-0.1024	21.39%																																																																																																																														
河川・道路構造物工事	43.11%	402.3	-0.1417	21.34%																																																																																																																														
鋼橋架設工事	48.86%	265.1	-0.1073	28.69%																																																																																																																														
P C 橋工事	31.06%	111.0	-0.0808	20.80%																																																																																																																														
公園工事	43.09%	347.3	-0.1324	22.34%																																																																																																																														
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																														
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																
		a	b																																																																																																																															
河川工事	44.05%	1118.2	-0.2052	15.91%																																																																																																																														
海岸工事	28.11%	100.3	-0.0807	18.84%																																																																																																																														
道路改良工事	34.09%	76.4	-0.0512	26.44%																																																																																																																														
舗装工事	40.83%	598.0	-0.1703	17.54%																																																																																																																														
管更正工事	35.56%	178.6	-0.1024	21.39%																																																																																																																														
河川・道路構造物工事	43.11%	402.3	-0.1417	21.34%																																																																																																																														
鋼橋架設工事	48.86%	265.1	-0.1073	28.69%																																																																																																																														
P C 橋工事	31.06%	111.0	-0.0808	20.80%																																																																																																																														
公園工事	43.09%	347.3	-0.1324	22.34%																																																																																																																														
(1) -c <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="3">20億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>干拓工事</td><td>25.14%</td><td>129.7</td><td>-0.1041</td><td>13.95%</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	干拓工事	25.14%	129.7	-0.1041	13.95%	(1) -c <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">工種区分</th> <th rowspan="3">対象金額 適用区分 下記の率とする。</th> <th colspan="2">700万円を超え20億円以下</th> <th rowspan="3">20億円を超えるもの 下記の率とする。</th> </tr> <tr> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>干拓工事</td><td>25.14%</td><td>129.7</td><td>-0.1041</td><td>13.95%</td></tr> </tbody> </table>	工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		a	b	干拓工事	25.14%	129.7	-0.1041	13.95%																																																																																																					
工種区分			対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																												
				(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																														
	a	b																																																																																																																																
干拓工事	25.14%	129.7	-0.1041	13.95%																																																																																																																														
工種区分	対象金額 適用区分 下記の率とする。	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの 下記の率とする。																																																																																																																														
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																																																																																
		a	b																																																																																																																															
干拓工事	25.14%	129.7	-0.1041	13.95%																																																																																																																														

削除

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																				
<p>13-16 第13編 農業農村整備編 第1章 総則 ②工事費の積算 2) 現場管理費</p>	<p style="text-align: center; font-size: small;">別表6 現場管理費率の補正（令和6年5月31日まで適用）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">適用条件</th> <th rowspan="2">補正 係数</th> <th rowspan="2">適用 優先</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">施工地域区分</th> <th style="text-align: center;">工種区分</th> <th style="text-align: center;">対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">一般交通影響有り (1)-1</td> <td style="text-align: center;">舗装工事</td> <td rowspan="2">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="9" style="text-align: center;">1.2</td> <td rowspan="9" style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">一般交通影響有り (2)-1</td> <td style="text-align: center;">舗装工事</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">市街地 (DID 補正) (1)-1</td> <td style="text-align: center;">舗装工事</td> <td rowspan="2">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市街地 (DID 補正) (1)-2</td> <td style="text-align: center;">鋼橋架設工事</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td style="text-align: center;">1.1</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般交通影響有り (1)-2</td> <td style="text-align: center;">舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td style="text-align: center;">1.1</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一般交通影響有り (2)-2</td> <td style="text-align: center;">舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)</td> <td>一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td style="text-align: center;">1.1</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">市街地 (DID 補正) (1)-3</td> <td style="text-align: center;">鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td style="text-align: center;">1.1</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">山間僻地及び離島</td> <td style="text-align: center;">全ての工種（※1）</td> <td>施工箇所が島根県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中山間地域</td> <td style="text-align: center;">河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)（注）</td> <td>農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> </tbody> </table>	適用条件			補正 係数	適用 優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り (1)-1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1	橋梁保全工事	一般交通影響有り (2)-1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	橋梁保全工事	市街地 (DID 補正) (1)-1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	橋梁保全工事	市街地 (DID 補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2	一般交通影響有り (1)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3	一般交通影響有り (2)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	4	市街地 (DID 補正) (1)-3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5	山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。	1.0	6	中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)（注）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.0	7	<p style="font-size: 2em; color: red;">➔ 削除</p>
適用条件			補正 係数	適用 優先																																																		
施工地域区分	工種区分	対象																																																				
一般交通影響有り (1)-1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1																																																		
	橋梁保全工事																																																					
一般交通影響有り (2)-1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）																																																				
	橋梁保全工事																																																					
市街地 (DID 補正) (1)-1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。																																																				
	橋梁保全工事																																																					
市街地 (DID 補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。			1.1	2																																																
一般交通影響有り (1)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。			1.1	3																																																
一般交通影響有り (2)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）			1.1	4																																																
市街地 (DID 補正) (1)-3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5																																																		
山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。	1.0	6																																																		
中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種 (※1)（注）	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.0	7																																																		

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																																																												
<p>13-16 第13編 農業農村整備編 第1章 総則 ②工事費の積算 2) 現場管理費</p>	<p style="text-align: center;">別表6 現場管理費率の補正（令和6年6月1日以降適用）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (1)-1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="8">1.2</td> <td rowspan="8">1</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (2)-1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街地 (DID補正) (1)-1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (1)-2</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (1)-2</td> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）</td> <td rowspan="2">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">3</td> </tr> <tr> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (2)-2</td> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">4</td> </tr> <tr> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街地 (DID補正) (1)-3</td> <td>鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）</td> <td rowspan="2">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">5</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種（※1）</td> <td>施工箇所が島根県人事委員会規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。</td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中山間地域</td> <td rowspan="2">河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）（注）</td> <td rowspan="2">農林統計上利用される地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">7</td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）（注）</td> </tr> </tbody> </table>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り (1)-1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1	橋梁保全工事	一般交通影響有り (2)-1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	橋梁保全工事	市街地 (DID補正) (1)-1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	橋梁保全工事	市街地 (DID補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	一般交通影響有り (1)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	一般交通影響有り (2)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	4	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	市街地 (DID補正) (1)-3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。	1.0	6	中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）（注）	農林統計上利用される地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.1	7	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）（注）	<p style="text-align: center;">別表6 現場管理費率の補正</p> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">削除</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (1)-1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="8">1.2</td> <td rowspan="8">1</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (2)-1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街地 (DID補正) (1)-1</td> <td>舗装工事</td> <td rowspan="2">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (1)-2</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (1)-2</td> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）</td> <td rowspan="2">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">3</td> </tr> <tr> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般交通影響有り (2)-2</td> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）</td> <td rowspan="2">一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">4</td> </tr> <tr> <td>舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市街地 (DID補正) (1)-3</td> <td>鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）</td> <td rowspan="2">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">5</td> </tr> <tr> <td>鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種（※1）</td> <td>施工箇所が島根県人事委員会規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。</td> <td>1.0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中山間地域</td> <td rowspan="2">河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）（注）</td> <td rowspan="2">農林統計上利用される地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合</td> <td rowspan="2">1.1</td> <td rowspan="2">7</td> </tr> <tr> <td>河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）（注）</td> </tr> </tbody> </table>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り (1)-1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1	橋梁保全工事	一般交通影響有り (2)-1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	橋梁保全工事	市街地 (DID補正) (1)-1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	橋梁保全工事	市街地 (DID補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	一般交通影響有り (1)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	一般交通影響有り (2)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	4	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	市街地 (DID補正) (1)-3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。	1.0	6	中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）（注）	農林統計上利用される地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.1	7	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）（注）
適用条件			補正係数	適用優先																																																																																																										
施工地域区分	工種区分	対象																																																																																																												
一般交通影響有り (1)-1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1																																																																																																										
	橋梁保全工事																																																																																																													
一般交通影響有り (2)-1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）																																																																																																												
	橋梁保全工事																																																																																																													
市街地 (DID補正) (1)-1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。																																																																																																												
	橋梁保全工事																																																																																																													
市街地 (DID補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。																																																																																																												
一般交通影響有り (1)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。			1.1	3																																																																																																								
	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）																																																																																																													
一般交通影響有り (2)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	4																																																																																																										
	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）																																																																																																													
市街地 (DID補正) (1)-3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5																																																																																																										
	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）																																																																																																													
山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。	1.0	6																																																																																																										
中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）（注）	農林統計上利用される地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.1	7																																																																																																										
					河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）（注）																																																																																																									
適用条件			補正係数	適用優先																																																																																																										
施工地域区分	工種区分	対象																																																																																																												
一般交通影響有り (1)-1	舗装工事	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	1																																																																																																										
	橋梁保全工事																																																																																																													
一般交通影響有り (2)-1	舗装工事	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）																																																																																																												
	橋梁保全工事																																																																																																													
市街地 (DID補正) (1)-1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。																																																																																																												
	橋梁保全工事																																																																																																													
市街地 (DID補正) (1)-2	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。																																																																																																												
一般交通影響有り (1)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。			1.1	3																																																																																																								
	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）																																																																																																													
一般交通影響有り (2)-2	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	4																																																																																																										
	舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）																																																																																																													
市街地 (DID補正) (1)-3	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5																																																																																																										
	鋼橋架設工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）																																																																																																													
山間僻地及び離島	全ての工種（※1）	施工箇所が島根県人事委員会規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合（※2）。	1.0	6																																																																																																										
中山間地域	河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）（注）	農林統計上利用される地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.1	7																																																																																																										
					河川・道路構造物工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、公園工事、トンネル工事、橋梁保全工事以外の工種（※1）（注）																																																																																																									

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																				
<p>13-21 第13編 農業農村整備編 第1章 総則 ◎土木請負工事における現場環境改善費の積算</p>	<p>⑨ 土木請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>1 対象となる内容は次のとおりとする。 工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。</p> <p>2 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、現場環境改善等が必要と認められる場合に適用する。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とする。</p> <p>3 積算方法 (1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を行う場合は積上計上とする。 ア 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。 $K = i \cdot Pi + \alpha$ ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め） Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額） α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">(令和6年5月31日まで適用)</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">対象額：Pi</th> <th colspan="2" style="width: 70%;">現場環境改善費率：i（％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額</td> <td style="text-align: center;">5億円以下の場合</td> <td style="text-align: center;">$i = 261.7 \cdot Pi^{0.3279}$</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5億円を超える場合</td> <td style="text-align: center;">0.37</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(令和6年6月1日以降適用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">(令和6年6月1日以降適用)</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">対象額：Pi</th> <th colspan="2" style="width: 70%;">現場環境改善費率：i（％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額</td> <td style="text-align: center;">5億円以下の場合</td> <td style="text-align: center;">$i = 203.6 \cdot Pi^{0.3077}$</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5億円を超える場合</td> <td style="text-align: center;">0.43</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。 実施内容が、標準的な現場環境改善で5項目未満となる場合、その費用は「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に計上すること。 また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。</p> <p>ウ 積上げ計上分（α）に計上されるものは、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用である。</p> <p>エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。</p> <p>オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。</p>	(令和6年5月31日まで適用)			対象額：Pi	現場環境改善費率：i（％）		直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i = 261.7 \cdot Pi^{0.3279}$		5億円を超える場合	0.37	(令和6年6月1日以降適用)			対象額：Pi	現場環境改善費率：i（％）		直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i = 203.6 \cdot Pi^{0.3077}$		5億円を超える場合	0.43	<p>⑨ 土木請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>1 対象となる内容は次のとおりとする。 工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。</p> <p>2 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、現場環境改善等が必要と認められる場合に適用する。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とする。</p> <p>3 積算方法 (1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を行う場合は積上計上とする。 ア 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。 $K = i \cdot Pi + \alpha$ ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め） Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額） α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">(令和6年6月1日以降適用)</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">対象額：Pi</th> <th colspan="2" style="width: 70%;">現場環境改善費率：i（％）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額</td> <td style="text-align: center;">5億円以下の場合</td> <td style="text-align: center;">$i = 203.6 \cdot Pi^{0.3077}$</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5億円を超える場合</td> <td style="text-align: center;">0.43</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 率の計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。 実施内容が、標準的な現場環境改善で5項目未満となる場合、その費用は「物価資料」または「見積もり」等を参考に適切に計上すること。 また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。</p> <p>ウ 積上げ計上分（α）に計上されるものは、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用である。</p> <p>エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。</p> <p>オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。</p> <p>(2) 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（Pi）の変動に伴う現場環境改善費率<i>i</i>は変更される。また、積上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p> <p>(3) その他 現場環境改善費の算定に際し、必要な事項については「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領（農業農村整備事業版）（案）」による。</p>	(令和6年6月1日以降適用)			対象額：Pi	現場環境改善費率：i（％）		直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i = 203.6 \cdot Pi^{0.3077}$		5億円を超える場合	0.43
(令和6年5月31日まで適用)																																						
対象額：Pi	現場環境改善費率：i（％）																																					
直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i = 261.7 \cdot Pi^{0.3279}$																																				
	5億円を超える場合	0.37																																				
(令和6年6月1日以降適用)																																						
対象額：Pi	現場環境改善費率：i（％）																																					
直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i = 203.6 \cdot Pi^{0.3077}$																																				
	5億円を超える場合	0.43																																				
(令和6年6月1日以降適用)																																						
対象額：Pi	現場環境改善費率：i（％）																																					
直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i = 203.6 \cdot Pi^{0.3077}$																																				
	5億円を超える場合	0.43																																				

削除

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>13-24 第13編 農業農村整備編 第1章 総則</p> <p>⑩土木請負工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</p>	<p>8 増加費用の考え方</p> <p>(1) 本工事施工中に<u>中止等</u>をした場合の費用 増加費用の適用は、<u>中止等</u>に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用及び<u>中止等</u>により工期延期となる場合の費用及び工期短縮を行った場合の費用とする。</p> <p>ア 工事現場の維持に要する費用 工事現場の維持に要する費用とは、<u>中止等</u>に伴う工事現場の維持又は工事の再開に備えた機械器具、労務者及び現場常駐の従業員（専門職を含む。以下同じ。）の保持に必要となる費用等とする。</p> <p>イ 工事現場の体制の縮小に要する費用 工事現場の体制の縮小に要する費用とは、中止指示時点における工事現場の体制から中止期間中における工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者及び現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。</p> <p>ウ 工事の再開準備に要する費用 工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者及び現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。</p> <p>エ <u>中止等</u>となる場合の費用 <u>中止等</u>となる場合の費用とは、<u>中止等</u>となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用及び仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。</p> <p>オ 工期短縮を行った場合の費用 工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は、増加費用を見込まないものとする。</p> <p>(2) 契約後準備工着手前に<u>中止等</u>をした場合 ア 契約後準備工着手前とは、契約締結後で現場事務所及び工事看板が未設置であり、材料等が未手配の状態、測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。 イ 発注者は、契約後準備工着手前に準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の<u>中止等</u>を受注者に通知する。 ウ <u>中止等</u>に伴う増加費用は計上しない。</p> <p>(3) 準備工期間に<u>中止等</u>をした場合の費用 ア 準備工期間とは、契約締結後で現場事務所及び工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。 イ 発注者は、準備工期間中に本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の<u>中止等</u>を受注者に通知する。 ウ 増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定されるので、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量などを受発注者が協議して決定する。</p> <p>9 増加費用の設計書における取扱い 増加費用は、工事の設計書の中に「<u>中止等</u>に伴う現場維持等の費用」として、原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。ただし、設計書の上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなすものとする。</p> <p>10 増加費用の事務処理上の取扱い (1) 増加費用は、原契約と同一の予算科目をもって、設計変更の例にならない、変更契約するものとする。 (2) 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担するものとする。 (3) 増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行うものとする。</p> <p>11 増加費用の構成 <u>中止等</u>に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。</p>	<p>8 増加費用の考え方</p> <p>(1) 本工事施工中に<u>工期延長等</u>をした場合の費用 増加費用の適用は、<u>工期延長等</u>に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用及び<u>工期延長等</u>となる場合の費用及び工期短縮を行った場合の費用とする。</p> <p>ア 工事現場の維持に要する費用 工事現場の維持に要する費用とは、<u>工期延長等</u>に伴う工事現場の維持又は工事の再開に備えた機械器具、労務者及び現場常駐の従業員（専門職を含む。以下同じ。）の保持に必要となる費用等とする。</p> <p>イ 工事現場の体制の縮小に要する費用 工事現場の体制の縮小に要する費用とは、中止指示時点における工事現場の体制から中止期間中における工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者及び現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。</p> <p>ウ 工事の再開準備に要する費用 工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者及び現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。</p> <p>エ <u>工期延長等</u>となる場合の費用 <u>工期延長等</u>となる場合の費用とは、<u>工期延長等</u>となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用及び仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。</p> <p>オ 工期短縮を行った場合の費用 工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は、増加費用を見込まないものとする。</p> <p>(2) 契約後準備工着手前に<u>工期延長等</u>をした場合 ア 契約後準備工着手前とは、契約締結後で現場事務所及び工事看板が未設置であり、材料等が未手配の状態、測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。 イ 発注者は、契約後準備工着手前に準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の<u>工期延長等</u>を受注者に通知する。 ウ <u>工期延長等</u>に伴う増加費用は計上しない。</p> <p>(3) 準備工期間に<u>工期延長等</u>をした場合の費用 ア 準備工期間とは、契約締結後で現場事務所及び工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。 イ 発注者は、準備工期間中に本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の<u>工期延長等</u>を受注者に通知する。 ウ 増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定されるので、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量などを受発注者が協議して決定する。</p> <p>9 増加費用の設計書における取扱い 増加費用は、工事の設計書の中に「<u>工期延長等</u>に伴う現場維持等の費用」として、原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。ただし、設計書の上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなすものとする。</p> <p>10 増加費用の事務処理上の取扱い (1) 増加費用は、原契約と同一の予算科目をもって、設計変更の例にならない、変更契約するものとする。 (2) 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担するものとする。 (3) 増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行うものとする。</p> <p>11 増加費用の構成 <u>工期延長等</u>に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。</p>

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>13-25 第13編 農業農村整備編 第1章 総則</p> <p>⑩土木請負工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</p>	<div style="text-align: center;"> </div> <p>増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着後を対象に算定することとし、算定方法は、工事の中止等の期間が3か月以内は標準積算により算定し、工事の中止等の期間が3か月を超える場合など、標準積算により難しい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議して増加費用を算定する。</p> <p>12 中止等に伴う現場維持等に要する費用 (1) 中止等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とし、増加費用の構成費目は、次のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>※積上げ項目 運搬費及び営繕費については、別表の率に別途加算できる項目を対象に積上げとする。</p>	<div style="text-align: center;"> </div> <p>増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着後を対象に算定することとし、算定方法は、工事の工期延長等の期間が3か月以内は標準積算により算定し、工事の工期延長等の期間が3か月を超える場合など、標準積算により難しい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議して増加費用を算定する。</p> <p>12 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用 (1) 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とし、増加費用の構成費目は、次のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>※積上げ項目 運搬費及び営繕費については、別表の率に別途加算できる項目を対象に積上げとする。</p>

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>13-26 第13編 農業農村整備編 第1章 総則</p> <p>⑩土床請負工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</p>	<p>(2) 増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。</p> <p>ア 現場における増加費用</p> <p>(ア) 材料費</p> <p>a 材料の保管等の費用 工事を中止等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の材料の保管料及び出入庫手数料とする。 なお、保管した材料の数量、期間、単価等の確認に基づき必要額を算定する。</p> <p>b 他の工事現場へ転用した材料の運搬費 工事を中止等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の材料の運搬費用とする。 なお、当該工事現場から他の工事現場まで運搬した費用を算定する。</p> <p>c 直接工事費に計上された材料の損料等 元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止等に伴う損料額及び補修費用とする。 なお、費用に当たっては次式により算定する。 材料損料＝中止期間×供用1日（又は1月）当り損料</p> <p>(イ) 労務費</p> <p>a 工事現場の維持に必要な労務費 作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しないものとする。 ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別な事情（トンネル、潜函等の特殊な工事）があり受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合はその費用とする。 なお、現場に労務者を常駐させた場合の労務費は、次式により算定する。 労務費＝延人員×職種別労務単価</p> <p>b 他職種に転用した場合の労務費差額 工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労働者が、職種外の普通作業等に従事した場合の本来の職種と従事した職種の発注者の設計上の単価差額の労務費用とする。 なお、本来の職種外の作業に従事した場合の単価差額は、次式により算定する。 単価差額＝延人員×（本来職種労務単価－従事した職種労務単価）</p> <p>(ウ) 水道光熱電力料 工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により中止等の要因発生後、再開までの間に稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用とする。</p> <p>(エ) 機械経費</p> <p>a 工事現場に存置する機械の費用 現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用とする。 (a) 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立、解体費を含む。）が工事現場に存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立、解体費、賃料・損料、管理費を含む）とする。 なお、工事現場に存置する機械の費用は、次式により算定する。 機械存置費＝中止等期間×供用1日当り損料 (b) 発注者が工事現場の維持のため必要があると認めて指示した機械の運転に要する費用とする。</p> <p>(オ) 仮設費</p> <p>a 仮設諸機材の損料 現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮しているものと同等と認められる仮設諸機材の中止等に係る損料及び維持補修の増加費用とする。 なお、損料算定に当たっては、次式により算定するとともに、仮設諸機材の維持補修費は、必要に応じて計上する。</p>	<p>(2) 増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。</p> <p>ア 現場における増加費用</p> <p>(ア) 材料費</p> <p>(ア) 材料費</p> <p>a 材料の保管等の費用 工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の材料の保管料及び出入庫手数料とする。 なお、保管した材料の数量、期間、単価等の確認に基づき必要額を算定する。</p> <p>b 他の工事現場へ転用した材料の運搬費 工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の材料の運搬費用とする。 なお、当該工事現場から他の工事現場まで運搬した費用を算定する。</p> <p>c 直接工事費に計上された材料の損料等 元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用とする。 なお、費用に当たっては次式により算定する。 材料損料＝工期延長等期間×供用1日（又は1月）当り損料</p> <p>(イ) 労務費</p> <p>a 工事現場の維持に必要な労務費 作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しないものとする。 ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別な事情（トンネル、潜函等の特殊な工事）があり受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合はその費用とする。 なお、現場に労務者を常駐させた場合の労務費は、次式により算定する。 労務費＝延人員×職種別労務単価</p> <p>b 他職種に転用した場合の労務費差額 工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労働者が、職種外の普通作業等に従事した場合の本来の職種と従事した職種の発注者の設計上の単価差額の労務費用とする。 なお、本来の職種外の作業に従事した場合の単価差額は、次式により算定する。 単価差額＝延人員×（本来職種労務単価－従事した職種労務単価）</p> <p>(ウ) 水道光熱電力料 工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用とする。</p> <p>(エ) 機械経費</p> <p>a 工事現場に存置する機械の費用 現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用とする。 (a) 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立、解体費を含む。）が工事現場に存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立、解体費、賃料・損料、管理費を含む）とする。 なお、工事現場に存置する機械の費用は、次式により算定する。 機械存置費＝工期延長等期間×供用1日当り損料 (b) 発注者が工事現場の維持のため必要があると認めて指示した機械の運転に要する費用とする。</p> <p>(オ) 仮設費</p> <p>a 仮設諸機材の損料 現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮しているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用とする。 なお、損料算定に当たっては、次式により算定するとともに、仮設諸機材の維持補修費は、必要に応じて計上する。</p>

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>13-27 第13編 農業農村整備編 第1章 総則</p> <p>⑩土木請負工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</p>	<p style="text-align: center;">仮設諸機材の損料 = 中止等期間 × 供用1日（又は1月）当り損料</p> <p>b 仮設材料の損料 現場搬入済の仮設材料のうち、搬出費及び再搬入費が、工事現場に存置する費用を上回ることに より工事現場に存置することとした仮設材料の中止等に係る損料とする。 なお、損料算定に当たっては、上記aに準じて行うこととする。</p> <p>c 新たに必要になった工事現場の維持等に要する費用 元設計には計上されていないが、中止等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示 し、あるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労務を含む。） とする。 なお、費用に当たっては、積算基準により算定するものとする。</p> <p>d 中止等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用とする。</p> <p>(カ) 事業損失防止施設費 仮設費に準じて積算した費用とする。</p> <p>(キ) 運搬費 a 工事現場外へ搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 中止等の要因発生時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材のうち発注者が元設計に計上された ものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入 する費用とする。</p> <p>b 大型機械類等の現場内運搬 元設計に計上した機械類、資材等のうち、中止等されたために、新たに工事現場内を移動させるこ とを発注者が指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設 物等の運搬費用とする。</p> <p>(ク) 準備費 現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡片付け及び工 事の再開のための諸準備・測量等で、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要 と認めたものに係る費用とする。</p> <p>(ケ) 安全費 a 既存の安全施設等に係る費用 中止等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全施設等のうち、原則として元設計において期間 要素を考慮して計上されているものと同等と認められる安全設備等の中止等に伴う損料及び維持補 修の費用とする。</p> <p>b 新たに必要になった安全施設等に要する費用 元設計には計上されていないが、中止等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに 指示し、あるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費 を含む。）とする。</p> <p>(コ) 役務費 a 材料置場等の敷地の借上げ料 元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる材料置場等の敷地の中 止期間に係る借上げ、解約等に要した追加費用とする。 なお、元設計において積上げ計上されている材料置場等の敷地の借上げ料は、次式により算定す る。</p> $\text{借上げ料} = \frac{\text{元設計における借上げ料}}{\text{元設計における借地期間}} \times \text{必要期間}$ <p>b 用水・電力等の基本料金 元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる電力・用水設備等に係 る中止等期間の基本料金とする。</p>	<p style="text-align: center;">仮設諸機材の損料 = 工期延長等期間 × 供用1日（又は1月）当り損料</p> <p>b 仮設材料の損料 現場搬入済の仮設材料のうち、搬出費及び再搬入費が、工事現場に存置する費用を上回ることに より工事現場に存置することとした仮設材料の工期延長等に係る損料とする。 なお、損料算定に当たっては、上記aに準じて行うこととする。</p> <p>c 新たに必要になった工事現場の維持等に要する費用 元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに 指示し、あるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労務を含 む。）とする。 なお、費用に当たっては、積算基準により算定するものとする。</p> <p>d 工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用とする。</p> <p>(カ) 事業損失防止施設費 仮設費に準じて積算した費用とする。</p> <p>(キ) 運搬費 a 工事現場外へ搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 工期延長等の要因発生時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材のうち発注者が元設計に計上さ れたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再 搬入する費用とする。</p> <p>b 大型機械類等の現場内運搬 元設計に計上した機械類、資材等のうち、工期延長等されたために、新たに工事現場内を移動させ ることを発注者が指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、 仮設物等の運搬費用とする。</p> <p>(ク) 準備費 現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡片付け及び工 事の再開のための諸準備・測量等で、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要 と認めたものに係る費用とする。</p> <p>(ケ) 安全費 a 既存の安全施設等に係る費用 工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全施設等のうち、原則として元設計において 期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる安全設備等の工期延長等に伴う損料及 び維持補修の費用とする。</p> <p>b 新たに必要になった安全施設等に要する費用 元設計には計上されていないが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新 たに指示し、あるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要 員費を含む。）とする。</p> <p>(コ) 役務費 a 材料置場等の敷地の借上げ料 元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる材料置場等の敷地の工 期延長期間に係る借上げ、解約等に要した追加費用とする。 なお、元設計において積上げ計上されている材料置場等の敷地の借上げ料は、次式により算定す る。</p> $\text{借上げ料} = \frac{\text{元設計における借上げ料}}{\text{元設計における借地期間}} \times \text{必要期間}$ <p>b 用水・電力等の基本料金 元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる電力・用水設備等に係 る工期延長等期間の基本料金とする。</p>

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>13-28 第13編 農業農村整備編 第1章 総則</p> <p>⑩土木請負工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</p>	<p>(サ) 技術管理費 原則として計上しないものとする。 ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器等のうち、元設計において期間的要素を考慮して計上しているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用とする。 なお、元設計において積上げ計上されている機器等の租料については、(カ)に準じて算定する。</p> <p>(シ) 営繕費 中止等の要因発生以前に工事現場に設置済の営繕施設のうち、元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる営繕施設又は共通仮設費率の対象となる営繕施設の中止等に係る維持費、補修費、損料額、営繕費及び労働者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止等期間中の維持費、補修費、損料額及び労働者輸送に要する費用とする。 なお、元設計において積上げ計上されている施設の営繕損料は、次式により算定する。 営繕損料＝中止等期間×供用1日（又は1月）当り損料及び維持補修費</p> <p>(ス) 労働者輸送費 元設計が営繕費、労働者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐することとした労働者及び近傍の工事現場に転用することとした労働者を一括通勤させる場合の通勤費用とする。</p> <p>(セ) 労務管理費 a 他の工事現場へ転出入する労働者の転出入に要する費用 中止等によって遊休となった労働者のうち、専従的に雇用されていた労働者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社又は下請会社が直接賃金を支給し、かつ当該工事現場に相当期間の契約で常駐的に雇用されていたことが賃金台帳等で確認できる者（通勤者も含む。以下「専従的労働者」という。）とする。 b 解雇又は休業手当に要する費用 受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労働者を解雇・休業するために必要な費用とする。</p> <p>(ソ) 従業員給料手当 中止等期間中の工事現場の維持等のために受発注者協議により定めた次の費用とする。 a 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用とする。 b 中止の要因発生時点において現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用とする。 c 工事現場の維持体制から工事を再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用とする。 d 中止等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用とする。</p> <p>(タ) 福利厚生費等 現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止等期間中の費用とする。</p> <p>(チ) 地代 現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止等期間中の費用とする。</p> <p>イ 本支店における増加費用 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用とする。 なお、費用に当たっては、元設計の費用に中止等に伴う増加費用を加えた工事原価に対する一般管理費等率により算定することとする。</p> <p>ウ 消費税相当額 現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用とする。</p>	<p>(サ) 技術管理費 原則として計上しないものとする。 ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器等のうち、元設計において期間的要素を考慮して計上しているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用とする。 なお、元設計において積上げ計上されている機器等の租料については、(カ)に準じて算定する。</p> <p>(シ) 営繕費 工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の営繕施設のうち、元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる営繕施設又は共通仮設費率の対象となる営繕施設の工期延長等に係る維持費、補修費、損料額、営繕費及び労働者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における工期延長等期間中の維持費、補修費、損料額及び労働者輸送に要する費用とする。 なお、元設計において積上げ計上されている施設の営繕損料は、次式により算定する。 営繕損料＝工期延長等期間×供用1日（又は1月）当り損料及び維持補修費</p> <p>(ス) 労働者輸送費 元設計が営繕費、労働者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐することとした労働者及び近傍の工事現場に転用することとした労働者を一括通勤させる場合の通勤費用とする。</p> <p>(セ) 労務管理費 a 他の工事現場へ転出入する労働者の転出入に要する費用 工期延長等によって遊休となった労働者のうち、専従的に雇用されていた労働者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社又は下請会社が直接賃金を支給し、かつ当該工事現場に相当期間の契約で常駐的に雇用されていたことが賃金台帳等で確認できる者（通勤者も含む。以下「専従的労働者」という。）とする。 b 解雇又は休業手当に要する費用 受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労働者を解雇・休業するために必要な費用とする。</p> <p>(ソ) 従業員給料手当 工期延長等期間中の工事現場の維持等のために受発注者協議により定めた次の費用とする。 a 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用とする。 b 工期延長の要因発生時点において現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用とする。 c 工事現場の維持体制から工事を再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用とする。 d 工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用とする。</p> <p>(タ) 福利厚生費等 現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用とする。</p> <p>(チ) 地代 現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間中の費用とする。</p> <p>イ 本支店における増加費用 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用とする。 なお、費用に当たっては、元設計の費用に工期延長等に伴う増加費用を加えた工事原価に対する一般管理費等率により算定することとする。</p> <p>ウ 消費税相当額 現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用とする。</p>

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>13-29 第13編 農業農村整備編 第1章 総則</p> <p>⑩土木請負工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算</p>	<p>(3) 中止等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、以下の式により算出する。</p> $G = d g \times J + \alpha$ <p>ただし、</p> <p>G：中止等に伴う現場維持等の費用（単位：円 1,000 円未満切り捨て） d g：中止等に係る現場経費率（% 小数点第3位四捨五入2位止め） J：対象額（中止等時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000 円未満切り捨て） α：積上げ費用（単位：円 1,000 円未満切り捨て）</p> <p>ここで、中止等に伴い増加する現場経費率 d g は次式によるものとする。</p> $d g = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$ <p>ただし、</p> <p>d g：中止等に伴い増加する現場経費率（% 小数点第3位四捨五入2位止め） J：対象額（中止等時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000 円未満切り捨て） N：中止等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（単位：日） ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う中止等日数 R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役） A：工種ごとに決まる係数（別表） B：" a：" b："</p>	<p>(3) 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、以下の式により算出する。</p> $G = d g \times J + \alpha$ <p>ただし、</p> <p>G：工期延長等に伴う現場維持等の費用（単位：円 1,000 円未満切り捨て） d g：工期延長等に係る現場経費率（% 小数点第3位四捨五入2位止め） J：対象額（工期延長等時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000 円未満切り捨て） α：積上げ費用（単位：円 1,000 円未満切り捨て）</p> <p>ここで、工期延長等に伴い増加する現場経費率 d g は次式によるものとする。</p> $d g = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$ <p>ただし、</p> <p>d g：工期延長等に伴い増加する現場経費率（% 小数点第3位四捨五入2位止め） J：対象額（工期延長等時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000 円未満切り捨て） N：工期延期等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（単位：日） ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数 R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役） A：工種ごとに決まる係数（別表） B：" a：" b："</p>

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																										
<p>13-33 第13編 農業農村整備編 第1章 総則 ⑬請負工事機械経費積算要領</p>	<p>⑮ 請負工事機械経費積算要領</p> <p>「建設工事積算基準第1編第15章請負工事機械経費積算要領」による。</p> <p>①請負工事機械経費積算要領について 1-5 建設機械等損料表に記載のない機械経費については(表-1)による。</p> <p>②建設用仮設材損料算定基準について 2-3「仮設材（仮排水路）損料率の取扱いについて」は以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <caption>仮設材の損料率</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">仮設名</th> <th rowspan="2">仮設材名</th> <th colspan="6">設置期間別1現場当たり損料率(%)</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>1ヶ月未満</th> <th>3ヶ月未満</th> <th>6ヶ月未満</th> <th>1年未満</th> <th>2年未満</th> <th>3年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土仮足防護柵等</td> <td>木材</td> <td>15</td> <td>25</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>75</td> <td>100</td> <td>A条件</td> </tr> <tr> <td>#</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>70</td> <td>90</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>B条件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">給排水仮廻し水路等</td> <td>鋼材</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合成樹脂管・ホース</td> <td>30</td> <td>45</td> <td>55</td> <td>65</td> <td>75</td> <td>85</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼管・ガス管</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保安施設等</td> <td>鋼製コルゲートパイプ</td> <td>30</td> <td>45</td> <td>55</td> <td>65</td> <td>75</td> <td>85</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート管</td> <td colspan="6">50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シート</td> <td colspan="6">30</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロープ</td> <td colspan="6">20</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 摘要欄のA条件、B条件の判定は次による。 A条件：足場、支保、防護柵(岩砕の飛散を受けない)等、通常の条件で使用する場合。 B条件：土留、仮締切、仮橋、防護柵(岩砕の飛散を受ける)等、過酷な条件で使用する場合。 2. 木材で再使用不可能な場合、又は長さ2m未満の木材を使用する場合は、全損扱いでよい。 3. 土留等の仮設におけるボルト、カスガイ、釘、鉄線等は全損扱いでよい。 4. タイロッドは1工事全損としスクラップ控除とする。 5. 合成樹脂管・ホースは、硬質ポリ塩化ビニル管・塩化ビニルホース・高密度ポリエチレン管を対象とする。 6. 上表は「土地改良工事積算基準（機械経費）」土地改良事業等請負工事仮設材経費算定基準に示す資材以外に適用する。</p> <p>⑤建設用仮設材積算基準について たて込み簡易土留機材を下記のとおり追加する。 ○使用回数・・・たて込みから引抜きまでを1回として算定する。 ○賃料の積算方法 たて込み簡易土留機材の賃料=(市場価格×共用日数+1現場当たり修理費及び損料率)×使用数量 ○修理費及び損料率</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <caption>たて込み簡易土留機材修理費及び損料率表</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">1現場当たり修理費及び損料率</th> </tr> <tr> <th>掘削幅3m未満</th> <th>掘削幅3m以上4.7m未満</th> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">(円/㎡)</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>たて込み簡易土留機材 (1セット30m)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>深さ1.5m以上3.5m以下</td> <td>330</td> <td>440</td> </tr> <tr> <td>深さ3.5mを超え6.0m以下 (1セット15m)</td> <td>410</td> <td>540</td> </tr> <tr> <td>深さ1.5m以上3.5m以下</td> <td>430</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	仮設名	仮設材名	設置期間別1現場当たり損料率(%)						摘要	1ヶ月未満	3ヶ月未満	6ヶ月未満	1年未満	2年未満	3年未満	土仮足防護柵等	木材	15	25	40	50	75	100	A条件	#	60	60	70	90	100	100	B条件	給排水仮廻し水路等	鋼材	10	10	20	30	50	70		合成樹脂管・ホース	30	45	55	65	75	85		鋼管・ガス管	10	10	20	30	—	—		保安施設等	鋼製コルゲートパイプ	30	45	55	65	75	85		コンクリート管	50							シート	30								ロープ	20							区 分	1現場当たり修理費及び損料率		掘削幅3m未満	掘削幅3m以上4.7m未満		(円/㎡)		たて込み簡易土留機材 (1セット30m)			深さ1.5m以上3.5m以下	330	440	深さ3.5mを超え6.0m以下 (1セット15m)	410	540	深さ1.5m以上3.5m以下	430	—	<p>⑮ 請負工事機械経費積算要領</p> <p>「建設工事積算基準第1編第15章請負工事機械経費積算要領」による。</p> <p>①請負工事機械経費積算要領について 1-5 建設機械等損料表に記載のない機械経費については(表-1)による。</p> <p>②建設用仮設材損料算定基準について 2-3「仮設材（仮排水路）損料率の取扱いについて」は以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <caption>仮設材の損料率</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">仮設名</th> <th rowspan="2">仮設材名</th> <th colspan="6">設置期間別1現場当たり損料率(%)</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>1ヶ月未満</th> <th>3ヶ月未満</th> <th>6ヶ月未満</th> <th>1年未満</th> <th>2年未満</th> <th>3年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土仮足防護柵等</td> <td>木材</td> <td>15</td> <td>25</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>75</td> <td>100</td> <td>A条件</td> </tr> <tr> <td>#</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>70</td> <td>90</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>B条件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">給排水仮廻し水路等</td> <td>鋼材</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合成樹脂管・ホース</td> <td>30</td> <td>45</td> <td>55</td> <td>65</td> <td>75</td> <td>85</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼管・ガス管</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保安施設等</td> <td>鋼製コルゲートパイプ</td> <td>30</td> <td>45</td> <td>55</td> <td>65</td> <td>75</td> <td>85</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート管</td> <td colspan="6">50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シート</td> <td colspan="6">30</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロープ</td> <td colspan="6">20</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 摘要欄のA条件、B条件の判定は次による。 A条件：足場、支保、防護柵(岩砕の飛散を受けない)等、通常の条件で使用する場合。 B条件：土留、仮締切、仮橋、防護柵(岩砕の飛散を受ける)等、過酷な条件で使用する場合。 2. 木材で再使用不可能な場合、又は長さ2m未満の木材を使用する場合は、全損扱いでよい。 3. 土留等の仮設におけるボルト、カスガイ、釘、鉄線等は全損扱いでよい。 4. タイロッドは1工事全損としスクラップ控除とする。 5. 合成樹脂管・ホースは、硬質ポリ塩化ビニル管・塩化ビニルホース・高密度ポリエチレン管を対象とする。 6. 上表は「土地改良工事積算基準（機械経費）」土地改良事業等請負工事仮設材経費算定基準に示す資材以外に適用する。</p> <p>⑤建設用仮設材積算基準について たて込み簡易土留機材を下記のとおり追加する。 ○使用回数・・・たて込みから引抜きまでを1回として算定する。 ○賃料の積算方法 たて込み簡易土留機材の賃料=(市場価格×共用日数+1現場当たり修理費及び損料率)×使用数量 ○修理費及び損料率 <u>賃貸取引市場における整備及び修理に必要な経費とし、市場価格による。</u></p>	仮設名	仮設材名	設置期間別1現場当たり損料率(%)						摘要	1ヶ月未満	3ヶ月未満	6ヶ月未満	1年未満	2年未満	3年未満	土仮足防護柵等	木材	15	25	40	50	75	100	A条件	#	60	60	70	90	100	100	B条件	給排水仮廻し水路等	鋼材	10	10	20	30	50	70		合成樹脂管・ホース	30	45	55	65	75	85		鋼管・ガス管	10	10	20	30	—	—		保安施設等	鋼製コルゲートパイプ	30	45	55	65	75	85		コンクリート管	50							シート	30								ロープ	20						
仮設名	仮設材名			設置期間別1現場当たり損料率(%)							摘要																																																																																																																																																																																																	
		1ヶ月未満	3ヶ月未満	6ヶ月未満	1年未満	2年未満	3年未満																																																																																																																																																																																																					
土仮足防護柵等	木材	15	25	40	50	75	100	A条件																																																																																																																																																																																																				
	#	60	60	70	90	100	100	B条件																																																																																																																																																																																																				
給排水仮廻し水路等	鋼材	10	10	20	30	50	70																																																																																																																																																																																																					
	合成樹脂管・ホース	30	45	55	65	75	85																																																																																																																																																																																																					
	鋼管・ガス管	10	10	20	30	—	—																																																																																																																																																																																																					
保安施設等	鋼製コルゲートパイプ	30	45	55	65	75	85																																																																																																																																																																																																					
	コンクリート管	50																																																																																																																																																																																																										
	シート	30																																																																																																																																																																																																										
	ロープ	20																																																																																																																																																																																																										
区 分	1現場当たり修理費及び損料率																																																																																																																																																																																																											
	掘削幅3m未満	掘削幅3m以上4.7m未満																																																																																																																																																																																																										
	(円/㎡)																																																																																																																																																																																																											
たて込み簡易土留機材 (1セット30m)																																																																																																																																																																																																												
深さ1.5m以上3.5m以下	330	440																																																																																																																																																																																																										
深さ3.5mを超え6.0m以下 (1セット15m)	410	540																																																																																																																																																																																																										
深さ1.5m以上3.5m以下	430	—																																																																																																																																																																																																										
仮設名	仮設材名	設置期間別1現場当たり損料率(%)						摘要																																																																																																																																																																																																				
		1ヶ月未満	3ヶ月未満	6ヶ月未満	1年未満	2年未満	3年未満																																																																																																																																																																																																					
土仮足防護柵等	木材	15	25	40	50	75	100	A条件																																																																																																																																																																																																				
	#	60	60	70	90	100	100	B条件																																																																																																																																																																																																				
給排水仮廻し水路等	鋼材	10	10	20	30	50	70																																																																																																																																																																																																					
	合成樹脂管・ホース	30	45	55	65	75	85																																																																																																																																																																																																					
	鋼管・ガス管	10	10	20	30	—	—																																																																																																																																																																																																					
保安施設等	鋼製コルゲートパイプ	30	45	55	65	75	85																																																																																																																																																																																																					
	コンクリート管	50																																																																																																																																																																																																										
	シート	30																																																																																																																																																																																																										
	ロープ	20																																																																																																																																																																																																										

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>13-33 第13編 農業農村整備編 第1章 総則 ⑩請負工事機械経費積算要領</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 修理費及び損耗費は、整備費、ケレン・穴埋め・曲がり直し等の修理費、切梁破損、たて込み等による損耗費を含む。 2. 機材1組の長さは2～3mを標準とする。 3. 深さの規格は、最大掘削を適用する。 4. 本表にないものは別途考慮する。 </div>	<p style="color: red; font-size: 1.2em;">削除</p>

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																																												
<p>13-34 第13編 農業農村整備編 第1章 総則 ⑩請負工事機械経費積算要領</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種 別</th> <th rowspan="3">名 称</th> <th colspan="10">年 間 単 位</th> <th rowspan="3">注</th> </tr> <tr> <th colspan="2">10</th> <th colspan="2">11</th> <th colspan="2">12</th> <th colspan="2">1</th> <th colspan="2">2</th> </tr> <tr> <th>積算</th> <th>標準</th> <th>積算</th> <th>標準</th> <th>積算</th> <th>標準</th> <th>積算</th> <th>標準</th> <th>積算</th> <th>標準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13-34-1</td> <td>請負工事機械経費積算要領</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	名 称	年 間 単 位										注	10		11		12		1		2		積算	標準	積算	標準	積算	標準	積算	標準	積算	標準	13-34-1	請負工事機械経費積算要領	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種 別</th> <th rowspan="3">名 称</th> <th colspan="10">年 間 単 位</th> <th rowspan="3">注</th> </tr> <tr> <th colspan="2">10</th> <th colspan="2">11</th> <th colspan="2">12</th> <th colspan="2">1</th> <th colspan="2">2</th> </tr> <tr> <th>積算</th> <th>標準</th> <th>積算</th> <th>標準</th> <th>積算</th> <th>標準</th> <th>積算</th> <th>標準</th> <th>積算</th> <th>標準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13-34-1</td> <td>請負工事機械経費積算要領</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	名 称	年 間 単 位										注	10		11		12		1		2		積算	標準	積算	標準	積算	標準	積算	標準	積算	標準	13-34-1	請負工事機械経費積算要領	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
種 別	名 称			年 間 単 位											注																																																																															
				10		11		12		1		2																																																																																		
		積算	標準	積算	標準	積算	標準	積算	標準	積算	標準																																																																																			
13-34-1	請負工事機械経費積算要領	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0																																																																																			
種 別	名 称	年 間 単 位										注																																																																																		
		10		11		12		1		2																																																																																				
		積算	標準	積算	標準	積算	標準	積算	標準	積算	標準																																																																																			
13-34-1	請負工事機械経費積算要領	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0																																																																																			

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>13-45 第13編 農業農村整備編 第1章 共通工 〔2〕 独自基準 ⑦ ネットフェンス撤去工</p>	<div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> <p>3. ⑤ ガス切断・開先加工 2. 施工歩掛 ～ 3. 単価表 「雑品費」 以下のとおり読み替える。 「諸雑費」</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>4. ⑦ ネットフェンス撤去工 4. 参考図 以下のとおり読み替える。 本歩掛の参考図は、「第3章共通工① ネットフェンス工4. 参考図」を参照とする。</p> </div>	<div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> <p>3. ⑤ ガス切断・開先加工 2. 施工歩掛 ～ 3. 単価表 「雑品費」 以下のとおり読み替える。 「諸雑費」</p>

削除

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
13-60 第13編 農業農村整備編 第8章 管水路工 [1] 適用基準	第8章 管水路工 [1] 適用基準 ① パイプライン基礎 [SV255] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 7. 管水路工 / ①管水路基礎 による。 ② 硬質ポリ塩化ビニル管人力布設(令和6年5月31日まで適用) [SV260] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 7. 管水路工 / ②硬質ポリ塩化ビニル管人力布設 による。 ③ 硬質ポリ塩化ビニル管機械布設(令和6年5月31日まで適用) [SV265] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 7. 管水路工 / ③硬質ポリ塩化ビニル管機械布設 による。 ④ 強化プラスチック複合管機械布設 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 7. 管水路工 / ④強化プラスチック複合管機械布設 による。 ⑤ ダクタイル鑄鉄管機械布設 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 7. 管水路工 / ⑤ダクタイル鑄鉄管機械布設 による。 ⑥ 鋼管機械布設 土地改良工事積算基準(土木工事)	第8章 管水路工 [1] 適用基準 ① パイプライン基礎 [SV255] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 7. 管水路工 / ①管水路基礎 による。 ② 硬質ポリ塩化ビニル管人力布設 [SV260] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 7. 管水路工 / ②硬質ポリ塩化ビニル管人力布設 による。 ③ 硬質ポリ塩化ビニル管機械布設 [SV265] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 7. 管水路工 / ③硬質ポリ塩化ビニル管機械布設 による。 ④ 強化プラスチック複合管機械布設 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 7. 管水路工 / ④強化プラスチック複合管機械布設 による。 ⑤ ダクタイル鑄鉄管機械布設 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 7. 管水路工 / ⑤ダクタイル鑄鉄管機械布設 による。 ⑥ 鋼管機械布設 土地改良工事積算基準(土木工事)

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>13-63 第13編 農業農村整備編 第8章 管水路工 [2] 独自基準 ①パイプライン基礎</p>	<p>⑱ 高密度ポリエチレン管機械布設 [SV290]</p> <p style="text-align: center;">土地改良工事積算基準(土木工事)</p> <p style="text-align: center;">土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛</p> <p style="text-align: center;">第2 6. 管水路工 / ⑥高密度ポリエチレン管機械布設 による。</p> <p>⑲ 管水路浅埋設工(ジオグリッド)</p> <p style="text-align: center;">土地改良工事積算基準(土木工事)</p> <p style="text-align: center;">土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛</p> <p style="text-align: center;">第2 6. 管水路工 / ⑦管水路浅埋設工(ジオグリッド) による。</p> <p>[2] 独自基準 <u>(令和5年11月1日以降適用)</u></p> <p>1. ① パイプライン基礎</p> <p>4. 基礎材投入歩掛</p> <p>表 4.1 投入歩掛における規格区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低騒音型、排出ガス対策型（2014年規制） クローラ型山積 0.28m³（平積 0.20m³） ・超低騒音型、排出ガス対策型（2014年規制） クローラ型山積 0.45m³（平積 0.35m³） <p>以下のとおり読み替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低騒音型、排出ガス対策型（第1,2,3次基準値） クローラ型山積 0.28m³（平積 0.20m³） ・超低騒音型、排出ガス対策型（第1,2,3次基準値） クローラ型山積 0.45m³（平積 0.35m³） <p>7. 単価表</p> <p>(1) 管水路基礎 10m³ 当り単価表における規格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低騒音型、排出ガス対策型（2014年規制） クローラ型山積〇〇m³（平積〇〇m³） <p>以下のとおり読み替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低騒音型、排出ガス対策型（2014年規制又は、第1,2,3次基準値） クローラ型山積〇〇m³（平積〇〇m³） <p>(2) 機械運転単価表における規格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低騒音型、排出ガス対策型（2014年規制） クローラ型山積 0.28m³（平積 0.20m³） ・超低騒音型、排出ガス対策型（2014年規制） クローラ型山積 0.45m³（平積 0.35m³） <p>以下のとおり読み替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低騒音型、排出ガス対策型（第1,2,3次基準値） クローラ型山積 0.28m³（平積 0.20m³） 	<p>⑱ 高密度ポリエチレン管機械布設 [SV290]</p> <p style="text-align: center;">土地改良工事積算基準(土木工事)</p> <p style="text-align: center;">土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛</p> <p style="text-align: center;">第2 6. 管水路工 / ⑥高密度ポリエチレン管機械布設 による。</p> <p>⑲ 管水路浅埋設工(ジオグリッド)</p> <p style="text-align: center;">土地改良工事積算基準(土木工事)</p> <p style="text-align: center;">土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛</p> <p style="text-align: center;">第2 6. 管水路工 / ⑦管水路浅埋設工(ジオグリッド) による。</p> <p>[2] 独自基準</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">削除</p> <p>1. ① パイプライン基礎</p> <p>4. 基礎材投入歩掛</p> <p>表 4.1 投入歩掛における規格区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低騒音型、排出ガス対策型（2014年規制） クローラ型山積 0.28m³（平積 0.20m³） ・超低騒音型、排出ガス対策型（2014年規制） クローラ型山積 0.45m³（平積 0.35m³） <p>以下のとおり読み替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低騒音型、排出ガス対策型（第1,2,3次基準値） クローラ型山積 0.28m³（平積 0.20m³） ・超低騒音型、排出ガス対策型（第1,2,3次基準値） クローラ型山積 0.45m³（平積 0.35m³） <p>7. 単価表</p> <p>(1) 管水路基礎 10m³ 当り単価表における規格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低騒音型、排出ガス対策型（2014年規制） クローラ型山積〇〇m³（平積〇〇m³） <p>以下のとおり読み替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低騒音型、排出ガス対策型（2014年規制又は、第1,2,3次基準値） クローラ型山積〇〇m³（平積〇〇m³） <p>(2) 機械運転単価表における規格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低騒音型、排出ガス対策型（2014年規制） クローラ型山積 0.28m³（平積 0.20m³） ・超低騒音型、排出ガス対策型（2014年規制） クローラ型山積 0.45m³（平積 0.35m³） <p>以下のとおり読み替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超低騒音型、排出ガス対策型（第1,2,3次基準値） クローラ型山積 0.28m³（平積 0.20m³）

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																						
<p>13-63 第13編 農業農村整備編 第8章 管水路工 〔2〕 独自基準 ②硬質ポリ塩化ビニル管人力布設</p>	<p style="text-align: center;">・超低騒音型、排出ガス対策型（第1, 2, 3次基準値） クローラ型山積 0.45㎡（平積 0.35㎡）</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>2. ②硬質ポリ塩化ビニル管人力布設（令和6年6月1日以降適用）</p> <p>1. 適用</p> <p>1-1 準用基準 本基準は「令和6年度土地改良工事積算基準（土木工事）」を準用し独自基準を制定しているものである。</p> <p>1-2 適用 本歩掛は、硬質ポリ塩化ビニル管の人力布設に適用する。</p> <p>2. 施工概要 施工フローは、次図を標準とする。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[床掘] --> B[基礎等] B --> C[布設] C --> D[基礎等] D --> E[埋戻し] </pre> </div> <p>（注）本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。</p> <p>3. 施工歩掛</p> <p>3-1 布設歩掛 布設歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 3-1 硬質ポリ塩化ビニル管人力布設歩掛</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>呼び径 (mm)</th> <th>世話役 (人)</th> <th>特殊作業員</th> <th>普通作業員</th> <th>(10m当り) 雑材料費 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50以下</td> <td>0.07</td> <td>0.11</td> <td>0.15</td> <td rowspan="4">2</td> </tr> <tr> <td>65～100</td> <td>0.08</td> <td>0.12</td> <td>0.17</td> </tr> <tr> <td>125～150</td> <td>0.09</td> <td>0.13</td> <td>0.19</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>0.10</td> <td>0.16</td> <td>0.22</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1. 本表の値は、「管1本当り長さ」が「4m」及び「5m」の場合のものである。 2. ソケット、エルボ、チーズ等の継手接合（材質は問わない）に要する手間及び布設に伴う材料の移動手間を含む。ただし、継手の材料費は別途計上する。 3. 接合箇所が3箇所を超える場合は、呼び径別にその超えた部分の接合に係る接合歩掛を、下記3-2の定めにより本表の歩掛を加算する。 4. 雑材料費として、管材料費に上表の率を乗じた金額を計上するものとする。 なお、雑材料費とは、管の切断ロス及び接着剤並びに滑材の費用をいう。</p> </div>	呼び径 (mm)	世話役 (人)	特殊作業員	普通作業員	(10m当り) 雑材料費 (%)	50以下	0.07	0.11	0.15	2	65～100	0.08	0.12	0.17	125～150	0.09	0.13	0.19	200	0.10	0.16	0.22	<p>削除</p>
呼び径 (mm)	世話役 (人)	特殊作業員	普通作業員	(10m当り) 雑材料費 (%)																				
50以下	0.07	0.11	0.15	2																				
65～100	0.08	0.12	0.17																					
125～150	0.09	0.13	0.19																					
200	0.10	0.16	0.22																					

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																													
<p>13-63 第13編 農業農村整備編 第8章 管水路工 [2] 独自基準 ②硬質ポリ塩化ビニル管人力布設</p>	<p>3-2 接合歩掛 10m当りの接合箇所が3箇所を超える場合における、その超えた部分の接合に係る接合歩掛は、次式及び次表を標準とする。 接合箇所＝接合箇所数×(10m/施工延長)・3(箇所)・・・(式3.1)(小数点以下第1位繰上げ) 接合歩掛＝接合箇所×表3.2の各歩掛・・・(式3.2) (注)接合箇所数及び施工延長は呼び径別に計上する。</p> <p style="text-align: center;">表 3.2 硬質ポリ塩化ビニル管人力布設接合歩掛</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径 (mm)</th> <th colspan="4">(1箇所/10m当り)</th> </tr> <tr> <th>世話役 (人)</th> <th>特殊作業員 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> <th>雑材料費 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50以下</td> <td>0.01</td> <td>0.01</td> <td>0.01</td> <td rowspan="4">0.1</td> </tr> <tr> <td>65～100</td> <td>0.01</td> <td>0.01</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>125～150</td> <td>0.01</td> <td>0.01</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>0.01</td> <td>0.01</td> <td>0.02</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 雑材料費として、管材料費に上表の率を乗じた金額を計上するものとする。 なお、雑材料費とは、管の切断ロス及び接着剤並びに滑材の費用をいう。</p> <p>3-3 管本数 10m当りの管本数(N)は次式を標準とする。 $N = (10.0 \cdot \text{接手材延長} (0.25)) / \text{管1本当り長さ} \dots (式3.3)$ (小数点以下第3位四捨五入第2位止まり)</p> <p>4. 単価表 (1) 硬質ポリ塩化ビニル管人力布設 10m当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬質ポリ塩化ビニル管</td> <td>〇〇管〇〇mm</td> <td>本</td> <td>N</td> <td>式3.3</td> </tr> <tr> <td>雑材料費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表3.1(注)4、表3.2(注)1</td> </tr> <tr> <td>世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表3.1、表3.2</td> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	呼び径 (mm)	(1箇所/10m当り)				世話役 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	雑材料費 (%)	50以下	0.01	0.01	0.01	0.1	65～100	0.01	0.01	0.02	125～150	0.01	0.01	0.02	200	0.01	0.01	0.02	名称	規格	単位	数量	摘要	硬質ポリ塩化ビニル管	〇〇管〇〇mm	本	N	式3.3	雑材料費		式	1	表3.1(注)4、表3.2(注)1	世話役		人		表3.1、表3.2	特殊作業員		〃		〃	普通作業員		〃		〃	計					<p style="color: red; font-size: 1.2em;">→ 削除</p>
呼び径 (mm)	(1箇所/10m当り)																																																														
	世話役 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	雑材料費 (%)																																																											
50以下	0.01	0.01	0.01	0.1																																																											
65～100	0.01	0.01	0.02																																																												
125～150	0.01	0.01	0.02																																																												
200	0.01	0.01	0.02																																																												
名称	規格	単位	数量	摘要																																																											
硬質ポリ塩化ビニル管	〇〇管〇〇mm	本	N	式3.3																																																											
雑材料費		式	1	表3.1(注)4、表3.2(注)1																																																											
世話役		人		表3.1、表3.2																																																											
特殊作業員		〃		〃																																																											
普通作業員		〃		〃																																																											
計																																																															

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																				
<p>13-63 第13編 農業農村整備編 第8章 管水路工 〔2〕独自基準 ③硬質ポリ塩化ビニル管機械布設</p>	<p>3. ③硬質ポリ塩化ビニル管機械布設（令和6年6月1日以降適用）</p> <p>1. 適用 1-1 準用基準 本基準は「令和6年度土地改良工事積算基準（土木工事）」を準用し独自基準を制定しているものである。 1-2 適用 本歩掛は、硬質ポリ塩化ビニル管の機械布設に適用する。</p> <p>2. 施工概要 施工フローは、次図を標準とする。</p> <div style="text-align: center;"> <p>(注) 本歩掛で対応しているのは、実働部分のみである。</p> </div> <p>3. 施工歩掛 3-1 布設歩掛 布設歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 3.1 硬質ポリ塩化ビニル管機械布設歩掛 (10m当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径 (mm)</th> <th rowspan="2">世証役 (人)</th> <th rowspan="2">特殊作業員 (人)</th> <th rowspan="2">普通作業員 (人)</th> <th colspan="2">使用機械</th> <th rowspan="2">雑材料費 (%)</th> </tr> <tr> <th>バックホウ (クレーン機能付) 運転時間 (日)</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250~300</td> <td>0.08</td> <td>0.16</td> <td>0.23</td> <td>0.08</td> <td rowspan="5">排気ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.45m3 (平積0.35m3) 2.9t吊</td> <td rowspan="5">2</td> </tr> <tr> <td>350~400</td> <td>0.11</td> <td>0.21</td> <td>0.28</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>450</td> <td>0.13</td> <td>0.24</td> <td>0.35</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>0.15</td> <td>0.28</td> <td>0.39</td> <td>0.11</td> </tr> <tr> <td>600</td> <td>0.19</td> <td>0.36</td> <td>0.50</td> <td>0.13</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 本表の値は、「管1本当り長さ」が「4m」及び「5m」の場合のものである。 2. ソケット、エルゴ、チーズ等の継手接合（材質は問わない）に要する手間及び布設に伴う材料の移動手間を含む。ただし、接手の材料費は別途計上する。 3. 接合箇所が3箇所を超える場合は、呼び径別にその超えた部分の接合に係る接合歩掛を、下記3-2の定めにより本表の歩掛に加算する。 4. 諸雑費として、管材料費に上表の率を乗じた金額を計上するものとする。 なお、諸雑費とは、管の切断ロス、接着剤並びに滑材の費用及びレバーブロックの経費をいう。 5. バックホウ（クレーン機能付）は、クレーン等安全規則、移動式クレーン構造規格に準拠した機械である。 6. バックホウ（クレーン機能付）は賃料とする。</p>	呼び径 (mm)	世証役 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	使用機械		雑材料費 (%)	バックホウ (クレーン機能付) 運転時間 (日)	規格	250~300	0.08	0.16	0.23	0.08	排気ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.45m3 (平積0.35m3) 2.9t吊	2	350~400	0.11	0.21	0.28	0.09	450	0.13	0.24	0.35	0.10	500	0.15	0.28	0.39	0.11	600	0.19	0.36	0.50	0.13	<p style="color: red; font-size: 2em;">→ 削除</p>
呼び径 (mm)	世証役 (人)					特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)		使用機械		雑材料費 (%)																											
		バックホウ (クレーン機能付) 運転時間 (日)	規格																																			
250~300	0.08	0.16	0.23	0.08	排気ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.45m3 (平積0.35m3) 2.9t吊	2																																
350~400	0.11	0.21	0.28	0.09																																		
450	0.13	0.24	0.35	0.10																																		
500	0.15	0.28	0.39	0.11																																		
600	0.19	0.36	0.50	0.13																																		

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																												
<p>13-63 第13編 農業農村整備編 第8章 管水路工 [2] 独自基準 ③硬質ポリ塩化ビニル管機械布設</p>	<p>3-2 接合歩掛 10m当りの接合箇所が3箇所を超える場合における、その超えた部分の接合に係る接合歩掛は、次式及び次表を標準とする。 接合箇所＝接合箇所数×(10m/施工延長)・3(式3.1)(小数点以下第1位繰上げ) 接合歩掛＝接合箇所×表3.2の各歩掛・・・(式3.2) (注) 接合箇所数及び施工延長は呼び径別に計上する。</p> <p style="text-align: center;">表 3.2 硬質ポリ塩化ビニル管機械接合歩掛 (1箇所/10m当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">呼び径 (mm)</th> <th rowspan="2">世話役 (人)</th> <th rowspan="2">特殊作業員 (人)</th> <th rowspan="2">普通作業員 (人)</th> <th colspan="2">使用機械</th> <th rowspan="2">雑材料費 (%)</th> </tr> <tr> <th>バックホウ (クレーン機能付) 運転時間 (日)</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250～300</td> <td>0.01</td> <td>0.01</td> <td>0.02</td> <td>0.01</td> <td rowspan="5">排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.45m3 (平積0.35m3) 2.9t吊</td> <td rowspan="5">0.1</td> </tr> <tr> <td>350～400</td> <td>0.01</td> <td>0.02</td> <td>0.03</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>450</td> <td>0.01</td> <td>0.02</td> <td>0.03</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>500</td> <td>0.01</td> <td>0.03</td> <td>0.04</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>600</td> <td>0.02</td> <td>0.03</td> <td>0.05</td> <td>0.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1, 雑材料費として、管材料費に上表の率を乗じた金額を計上するものとする。 なお、雑材料費とは、管の切断ロス及び接着剤並びに滑材の費用をいう。</p> <p>3-3 管本数 10m当りの管本数(N)は、次式を標準とする。 N = (10.0・接手材延長 (0.25)) / 管1本当り長さ・・・(式3.3) (小数点以下第3位四捨五入第2位止まり)</p> <p>4. 単価表 (1) 硬質ポリ塩化ビニル管機械布設 10m当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬質ポリ塩化ビニル管</td> <td>○○管○mm</td> <td>本</td> <td>N</td> <td>式3.3</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表3.1(注)4、表3.2(注)1</td> </tr> <tr> <td>世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表3.1、表3.2</td> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>バックホウ (クレーン機能付) 運転</td> <td>排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.45m3 (平積0.35m3) 2.9吊</td> <td>日</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	呼び径 (mm)	世話役 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	使用機械		雑材料費 (%)	バックホウ (クレーン機能付) 運転時間 (日)	規格	250～300	0.01	0.01	0.02	0.01	排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.45m3 (平積0.35m3) 2.9t吊	0.1	350～400	0.01	0.02	0.03	0.01	450	0.01	0.02	0.03	0.01	500	0.01	0.03	0.04	0.01	600	0.02	0.03	0.05	0.01	名称	規格	単位	数量	摘要	硬質ポリ塩化ビニル管	○○管○mm	本	N	式3.3	諸雑費		式	1	表3.1(注)4、表3.2(注)1	世話役		人		表3.1、表3.2	特殊作業員		〃		〃	普通作業員		〃		〃	バックホウ (クレーン機能付) 運転	排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.45m3 (平積0.35m3) 2.9吊	日		〃	計					<p>削除 →</p>
呼び径 (mm)	世話役 (人)					特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)		使用機械		雑材料費 (%)																																																																			
		バックホウ (クレーン機能付) 運転時間 (日)	規格																																																																											
250～300	0.01	0.01	0.02	0.01	排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.45m3 (平積0.35m3) 2.9t吊	0.1																																																																								
350～400	0.01	0.02	0.03	0.01																																																																										
450	0.01	0.02	0.03	0.01																																																																										
500	0.01	0.03	0.04	0.01																																																																										
600	0.02	0.03	0.05	0.01																																																																										
名称	規格	単位	数量	摘要																																																																										
硬質ポリ塩化ビニル管	○○管○mm	本	N	式3.3																																																																										
諸雑費		式	1	表3.1(注)4、表3.2(注)1																																																																										
世話役		人		表3.1、表3.2																																																																										
特殊作業員		〃		〃																																																																										
普通作業員		〃		〃																																																																										
バックホウ (クレーン機能付) 運転	排出ガス対策型 (第3次基準値) クローラ型 山積0.45m3 (平積0.35m3) 2.9吊	日		〃																																																																										
計																																																																														

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）								
<p>13-63 第13編 農業農村整備編 第8章 管水路工 [2] 独自基準 ③硬質ポリ塩化ビニル管機械布設</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>(2) 機械運転単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">機械名</th> <th style="width: 35%;">規格</th> <th style="width: 15%;">適用単価表</th> <th style="width: 25%;">指定事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ (クレーン機能付き)</td> <td>排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型 山積0.45m³ (平積0.35m³) 2.9t吊</td> <td>機-28</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量→47 機械賃料数量→1.45</td> </tr> </tbody> </table> </div>	機械名	規格	適用単価表	指定事項	バックホウ (クレーン機能付き)	排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型 山積0.45m ³ (平積0.35m ³) 2.9t吊	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→47 機械賃料数量→1.45	<p style="color: red; font-size: 2em;">→ 削除</p>
機械名	規格	適用単価表	指定事項							
バックホウ (クレーン機能付き)	排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型 山積0.45m ³ (平積0.35m ³) 2.9t吊	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→47 機械賃料数量→1.45							

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>13-66 第13編 農業農村整備編 第10章 ほ場整備工 [1] 適用基準</p>	<p>第10章 ほ場整備工</p> <p>[1] 適用基準</p> <p>① ほ場整備工(標準区画0.3ha以上)(表土扱い)、(基盤造成・畦畔築立)[SV355][SV360] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 9. ほ場整備工 / ①ほ場整備整地工(標準区画0.3ha以上) による。</p> <p>② ほ場整備工(標準区画0.3ha未満)(表土扱い)、(基盤造成・畦畔築立)[SV362][SV363] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 9. ほ場整備工 / ②ほ場整備整地工(標準区画0.3ha未満) による。</p> <p>③ 水田整地工(ブルドーザ) [SV365] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 9. ほ場整備工 / ③基盤整地及び簡易整備 による。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>④ 暗渠排水工(令和6年5月31日まで適用) (掘削工:トレンチャ・バックホウ)、(排水管・被覆材)、(埋戻工:バックホウ)、 (小運搬:人力・機械) [SV375][SV380][SV385][SV386][SV387] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 9. ほ場整備工 / ④暗渠排水工 による。</p> </div> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>⑤ 畦畔整形工 [SV390] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 9. ほ場整備工 / ⑤畦畔整形工 による。</p> </div>	<p>第10章 ほ場整備工</p> <p>[1] 適用基準</p> <p>① ほ場整備工(標準区画0.3ha以上)(表土扱い)、(基盤造成・畦畔築立)[SV355][SV360] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 9. ほ場整備工 / ①ほ場整備整地工(標準区画0.3ha以上) による。</p> <p>② ほ場整備工(標準区画0.3ha未満)(表土扱い)、(基盤造成・畦畔築立)[SV362][SV363] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 9. ほ場整備工 / ②ほ場整備整地工(標準区画0.3ha未満) による。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>③ ほ場整備工(標準区画0.3ha未満バックホウ施工)(表土扱い)、(基盤造成・畦畔築立) [SV366][SV367] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 9. ほ場整備工 / ③ほ場整備整地工 (標準区画0.3ha未満バックホウによる施工)による。</p> </div> <p>④ 水田整地工(ブルドーザ) [SV365] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3 9. ほ場整備工 / ④基盤整地及び簡易整備 による。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>⑤ 暗渠排水工 (掘削工:トレンチャ・バックホウ)、(小運搬:人力・機械) [SV376][SV381][SV387] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛</p> </div>

→ 追加

→ 13-67へ移

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

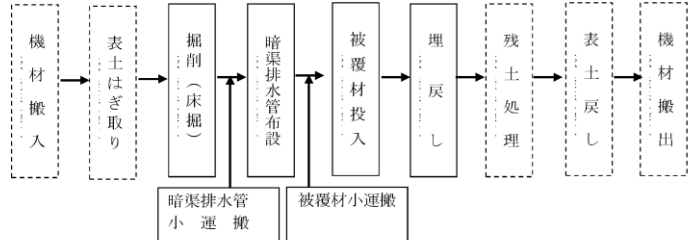
ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>13-67 第13編 農業農村整備編 第10章 ほ場整備工 [1] 適用基準</p>	<p>⑥ 雑物除去(水田ほ場整備工) [SV370] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2.8.ほ場整備工 / ①雑物除去(水田ほ場整備工) による。</p> <p>⑦ 畦畔ブロック(人力) 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2.8.ほ場整備工 / ②畦畔ブロック(人力) による。</p> <p>⑧ 弾丸暗渠工 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2.8.ほ場整備工 / ③弾丸暗渠工 による。</p> <p>⑨ ほ場整備整地工(表土扱い)、(基盤造成・畦畔築立)ICT 施工 [SV700][SV705][SV901][SV905] 情報化施工技術の活用ガイドライン 別紙-9 ①ほ場整備整地工【情報化施工】[参考歩掛] による。</p> <p>⑩ 水田整地工(ブルドーザ)ICT 施工 [SV710][SV903][SV907] 情報化施工技術の活用ガイドライン 別紙-9 ②基盤整地及び簡易整備【情報化施工】[参考歩掛] による。</p>	<p>第3.9.ほ場整備工 / ⑤暗渠排水工 による。</p> <p>⑥ 畦畔整形工 [SV390] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事標準歩掛 第3.9.ほ場整備工 / ⑥畦畔整形工 による。</p> <p>⑦ 雑物除去(水田ほ場整備工) [SV370] 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2.8.ほ場整備工 / ①雑物除去(水田ほ場整備工) による。</p> <p>⑧ 畦畔ブロック(人力) 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2.8.ほ場整備工 / ②畦畔ブロック(人力) による。</p> <p>⑨ 弾丸暗渠工 土地改良工事積算基準(土木工事) 土地改良事業等請負工事の積算参考歩掛 第2.8.ほ場整備工 / ③弾丸暗渠工 による。</p> <p>⑩ ほ場整備整地工(表土扱い)、(基盤造成・畦畔築立)ICT 施工 [SV901][SV905] 情報化施工技術の活用ガイドライン 積算編 第2章ほ場整備工 による。</p> <p>⑪ 水田整地工(ブルドーザ)ICT 施工 [SV903][SV907] 情報化施工技術の活用ガイドライン 積算編 第2章ほ場整備工 による。</p>

→ 13-66から移動

→

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>13-68 第13編 農業農村整備編 第10章 ほ場整備工 [2] 独自基準 ⑤暗渠排水工</p>	<p>[2] 独自基準</p> <p>1. ③ 水田整地工(ブルドーザ)</p> <p>1. 適用範囲 以下のとおり読み替える。 本歩掛は、ほ場整備工事のうち、「第10章ほ場整備工①ほ場整備工（標準区画0.3ha以上）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）、②ほ場整備工（標準区画0.3ha未満）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）」を適用しない、現況地形の平均勾配が1/10を超える急傾斜地及び極端に扱い土量の少ない平坦地の場合に適用する。</p> <p>1-1 基盤造成 急傾斜地における基盤造成は、「建設工事積算基準第II編第1章土工②土工」を別途計上する。</p> <p>2. ④ 暗渠排水工</p> <p>1. 適用 1-1 準用基準 本基準は「令和6年度建設工事積算基準（土木工事）」を準用し独自基準を制定しているものである。 1-2 適用範囲 本歩掛は、ほ場整備工事における、水田及び畑地の暗渠排水工（掘削から埋戻しまで）の一連の作業を、日単位で施工する場合に適用する</p> <p>2. 施工概要 施工フローは、次表を標準とする。</p>  <p>(注) 1. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。 2. 暗渠排水管小運搬及び被覆材小運搬には積込み、荷卸しを含む 3. 暗渠排水管及び被覆材の材料費は、別途計上する。 4. 被覆材はもみ殻、粗朶類、砕石とする。 5. 管材のロス率は暗渠排水管（定尺管・ロール管）については1%、土管・陶管は計上しない。</p>	<p>[2] 独自基準</p> <p>1. ④ 水田整地工(ブルドーザ)</p> <p>1. 適用範囲 以下のとおり読み替える。 本歩掛は、ほ場整備工事のうち、「第10章ほ場整備工①ほ場整備工（標準区画0.3ha以上）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）、②ほ場整備工（標準区画0.3ha未満）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）」③ほ場整備整地工（標準区画0.3ha未満バックホウ施工）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）を適用しない、現況地形の平均勾配が1/10を超える急傾斜地及び極端に扱い土量の少ない平坦地の場合に適用する。</p> <p>1-1 基盤造成 急傾斜地における基盤造成は、「建設工事積算基準第II編第1章土工②土工」を別途計上する。</p> <p>2. ⑤ 暗渠排水工</p> <p>以下のとおり追記する。 2. 施工概要 (注) 5. 管材のロス率は暗渠排水管（定尺管・ロール管）については1%、土管・陶管は計上しない。</p> <p>3. ⑦ 雑物除去(水田ほ場整備工)</p> <p>2. 施工歩掛 表2.1 雑物除去（水田ほ場整備工） (注) 以下のとおり読み替える。 (注) 雑物量の判定において、「第10章ほ場整備工①ほ場整備工（標準区画0.3ha以上）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）、②ほ場整備工（標準区画0.3ha未満）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）、③ほ場整備整地工（標準区画0.3ha未満バックホウ施工）（表土扱い）、（基盤造成・畦畔築立）④水田整地工（ブルドーザ）」と合わせて、本歩掛を使用した時は、次ぎより求めた雑物量を対象とする。 対象雑物量（m³/ha）＝全雑物量（m³/ha）－5（m³/ha）</p> <p>4. ⑩ 水田整地工(ブルドーザ)ICT 施工</p> <p>以下のとおり追記する。 3. 機種を選定 なお、超湿地ブルドーザ13t級については、表②.3.1 機種を選定及び表②.3.3 機種選定表より削除する。 4. 施工歩掛 なお、超湿地ブルドーザ13t級については、表②.4.1 運転1時間当り標準作業量より削除する。 5. 単価表 なお、超湿地ブルドーザ13t級については、(2) 機械標準単価表より削除する。</p>

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																							
<p>13-68 第13編 農業農村整備編 第10章 ほ場整備工 〔2〕 独自基準 ⑤暗渠排水工</p>	<p>3. 機種の選定</p> <p>3-1 掘削機械 掘削（床掘）に使用する機種・規格は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 3.1 機種の選定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機種名</th> <th style="width: 80%;">規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トレンチャ</td> <td>自走式・普通型クローラ 35kw、最大掘削深1.3m級</td> </tr> <tr> <td>バックホウ</td> <td>排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型山積0.28m³（平積0.20m³）〔狭幅バケット装備〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 機種は、地盤特性、作業効率、入手容易性等を総合的に評価して選定する。</p> <p>3-2 被覆材投入機械 被覆材投入に使用する機種・規格は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 3.2 機種の選定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機種名</th> <th style="width: 80%;">規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型山積0.28m³（平積0.20m³）</td> </tr> </tbody> </table> <p>3-3 埋戻し機械 埋戻しに使用する機種・規格は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 3.3 機種の選定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機種名</th> <th style="width: 80%;">規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型山積0.28m³（平積0.20m³）</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.4 小運搬機械 小運搬に使用する機種・規格は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 3.4 機種の選定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">資材名</th> <th style="width: 20%;">機種名</th> <th style="width: 60%;">規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暗渠排水管（定尺管） 土管・陶管 もみ殻、粗雑類</td> <td>不整地運搬車</td> <td>排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式積載質量2.0 t</td> </tr> <tr> <td>暗渠排水管（ロール管） 砕石</td> <td>不整地運搬車</td> <td>クローラ型油圧ダンプ式積載質量3.0 t</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 暗渠排水管（定尺管）は、硬質ポリ塩化ビニル管及び硬質ポリエチレン製管 合成樹脂網管のL=4.00～5.00m/本の場合である。 2. 暗渠排水管（ロール管）は、硬質ポリエチレン製管、合成樹脂網管のロール管の 場合である。</p>	機種名	規格	トレンチャ	自走式・普通型クローラ 35kw、最大掘削深1.3m級	バックホウ	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型山積0.28m ³ （平積0.20m ³ ）〔狭幅バケット装備〕	機種名	規格	バックホウ	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型山積0.28m ³ （平積0.20m ³ ）	機種名	規格	バックホウ	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型山積0.28m ³ （平積0.20m ³ ）	資材名	機種名	規格	暗渠排水管（定尺管） 土管・陶管 もみ殻、粗雑類	不整地運搬車	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式積載質量2.0 t	暗渠排水管（ロール管） 砕石	不整地運搬車	クローラ型油圧ダンプ式積載質量3.0 t	<p style="color: red; font-size: 2em;">➔ 削除</p>
機種名	規格																								
トレンチャ	自走式・普通型クローラ 35kw、最大掘削深1.3m級																								
バックホウ	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型山積0.28m ³ （平積0.20m ³ ）〔狭幅バケット装備〕																								
機種名	規格																								
バックホウ	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型山積0.28m ³ （平積0.20m ³ ）																								
機種名	規格																								
バックホウ	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型山積0.28m ³ （平積0.20m ³ ）																								
資材名	機種名	規格																							
暗渠排水管（定尺管） 土管・陶管 もみ殻、粗雑類	不整地運搬車	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式積載質量2.0 t																							
暗渠排水管（ロール管） 砕石	不整地運搬車	クローラ型油圧ダンプ式積載質量3.0 t																							

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																																									
<p>13-68 第13編 農業農村整備編 第10章 ほ場整備工 〔2〕 独自基準 ⑤暗渠排水工</p>	<p>4. 施工歩掛 4-1 暗渠排水工 4-1-1 日当り施工量 暗渠排水工の日当り施工量は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 4-1 日当り施工量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">機械名</th> <th rowspan="3">規格</th> <th rowspan="3">資材名</th> <th rowspan="3">呼び径 (mm)</th> <th colspan="2">(1日当り)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">数量 (m)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">掘削深</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0.5 ≤ h ≤ 0.7m</td> <td>0.7 < h ≤ 1.0m</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">トレンチャ</td> <td rowspan="5">自走式・普通型クローラ 35kw 最大掘削深1.3m級</td> <td>暗渠排水管 (定尺管)</td> <td>φ50~75</td> <td colspan="2">206</td> </tr> <tr> <td></td> <td>φ100</td> <td colspan="2">146</td> </tr> <tr> <td>暗渠排水管 (ロール管)</td> <td>φ50~75</td> <td>278</td> <td colspan="2">241</td> </tr> <tr> <td></td> <td>φ60</td> <td colspan="2">149</td> </tr> <tr> <td></td> <td>φ75</td> <td colspan="2">111</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">バックホウ</td> <td rowspan="5">排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型 山積0.28m3 (平積0.2m3)</td> <td>暗渠排水管 (定尺管)</td> <td>φ50~75</td> <td>159</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td></td> <td>φ100</td> <td>146</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td>暗渠排水管 (ロール管)</td> <td>φ50~75</td> <td>160</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td></td> <td>φ60</td> <td>149</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td></td> <td>φ75</td> <td colspan="2">111</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>φ90</td> <td colspan="2">92</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) バックホウの掘削時には狭幅バケットを装備する。</p> <p>4-1-2 施工歩掛 暗渠排水工の施工歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 4.2 施工歩掛</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">(1日当り)</th> </tr> <tr> <th>暗渠排水管 (定尺管)</th> <th>暗渠排水管 (ロール管)</th> <th>土管・陶管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世話役</td> <td>人</td> <td>0.3</td> <td>0.2</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td>〃</td> <td>0.5</td> <td>0.3</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>〃</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table>	機械名	規格	資材名	呼び径 (mm)	(1日当り)		数量 (m)		掘削深						0.5 ≤ h ≤ 0.7m	0.7 < h ≤ 1.0m	トレンチャ	自走式・普通型クローラ 35kw 最大掘削深1.3m級	暗渠排水管 (定尺管)	φ50~75	206			φ100	146		暗渠排水管 (ロール管)	φ50~75	278	241			φ60	149			φ75	111		バックホウ	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型 山積0.28m3 (平積0.2m3)	暗渠排水管 (定尺管)	φ50~75	159	119		φ100	146	118	暗渠排水管 (ロール管)	φ50~75	160	118		φ60	149	120		φ75	111				φ90	92		名称	単位	(1日当り)			暗渠排水管 (定尺管)	暗渠排水管 (ロール管)	土管・陶管	世話役	人	0.3	0.2	0.4	特殊作業員	〃	0.5	0.3	0.4	普通作業員	〃	1.0	1.0	1.0	<p style="color: red; font-size: 24px;">削除</p>
機械名	規格					資材名	呼び径 (mm)	(1日当り)																																																																																			
								数量 (m)																																																																																			
		掘削深																																																																																									
				0.5 ≤ h ≤ 0.7m	0.7 < h ≤ 1.0m																																																																																						
トレンチャ	自走式・普通型クローラ 35kw 最大掘削深1.3m級	暗渠排水管 (定尺管)	φ50~75	206																																																																																							
			φ100	146																																																																																							
		暗渠排水管 (ロール管)	φ50~75	278	241																																																																																						
			φ60	149																																																																																							
			φ75	111																																																																																							
バックホウ	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型 山積0.28m3 (平積0.2m3)	暗渠排水管 (定尺管)	φ50~75	159	119																																																																																						
			φ100	146	118																																																																																						
		暗渠排水管 (ロール管)	φ50~75	160	118																																																																																						
			φ60	149	120																																																																																						
			φ75	111																																																																																							
		φ90	92																																																																																								
名称	単位	(1日当り)																																																																																									
		暗渠排水管 (定尺管)	暗渠排水管 (ロール管)	土管・陶管																																																																																							
世話役	人	0.3	0.2	0.4																																																																																							
特殊作業員	〃	0.5	0.3	0.4																																																																																							
普通作業員	〃	1.0	1.0	1.0																																																																																							

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																				
<p>13-68 第13編 農業農村整備編 第10章 ほ場整備工 〔2〕独自基準 ⑤暗渠排水工</p>	<p>4-1-3 施工機械（トレンチャ掘削） トレンチャ掘削による暗渠排水工の機械運転数量は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 4.3 施工機械（トレンチャ掘削時）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">規格</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="1">1日当り</th> </tr> <tr> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トレンチャ運転</td> <td>自走式・普通型 クローラ35kw 最大掘削深1.3m級</td> <td>日</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>バックホウ運転</td> <td>排出ガス対策型 （第2次基準値） クローラ型 山積0.28m³ （平積0.20m³）</td> <td>〃</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>4-1-4 補助労務 被覆材投入の補助労務（普通作業員）は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 4.4 補助労務歩掛</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">機種</th> <th rowspan="3">管種</th> <th rowspan="3">呼び径 (mm)</th> <th colspan="2">補助労務（人）</th> </tr> <tr> <th colspan="2">掘削深（h）</th> </tr> <tr> <th>0.5≦h≦0.7m</th> <th>0.7<h≦1.0m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">トレンチャ</td> <td rowspan="2">暗渠排水管 （定尺管）</td> <td>φ50～75</td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>φ100</td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">暗渠排水管 （ロール管）</td> <td rowspan="2">φ50～75</td> <td>φ60</td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>φ75</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土管・陶管</td> <td>φ75</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>φ90</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">バックホウ</td> <td rowspan="2">暗渠排水管 （定尺管）</td> <td>φ50～75</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>φ100</td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">暗渠排水管 （ロール管）</td> <td rowspan="2">φ50～75</td> <td>φ60</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>φ75</td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土管・陶管</td> <td>φ75</td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>φ90</td> <td>1.0</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table>	名称	規格	単位	1日当り	数量	トレンチャ運転	自走式・普通型 クローラ35kw 最大掘削深1.3m級	日	0.4	バックホウ運転	排出ガス対策型 （第2次基準値） クローラ型 山積0.28m ³ （平積0.20m ³ ）	〃	0.6	機種	管種	呼び径 (mm)	補助労務（人）		掘削深（h）		0.5≦h≦0.7m	0.7<h≦1.0m	トレンチャ	暗渠排水管 （定尺管）	φ50～75	1.0	2.0	φ100	1.0	2.0	暗渠排水管 （ロール管）	φ50～75	φ60	1.0	2.0	φ75	1.0	1.0	土管・陶管	φ75	1.0	1.0	φ90	1.0	1.0	バックホウ	暗渠排水管 （定尺管）	φ50～75	2.0	2.0	φ100	1.0	2.0	暗渠排水管 （ロール管）	φ50～75	φ60	2.0	2.0	φ75	1.0	2.0	土管・陶管	φ75	1.0	2.0	φ90	1.0	2.0	<p style="font-size: 2em; color: red;">➔</p> <p style="color: red; font-weight: bold;">削除</p>
名称	規格				単位	1日当り																																																																
		数量																																																																				
トレンチャ運転	自走式・普通型 クローラ35kw 最大掘削深1.3m級	日	0.4																																																																			
バックホウ運転	排出ガス対策型 （第2次基準値） クローラ型 山積0.28m ³ （平積0.20m ³ ）	〃	0.6																																																																			
機種	管種	呼び径 (mm)	補助労務（人）																																																																			
			掘削深（h）																																																																			
			0.5≦h≦0.7m	0.7<h≦1.0m																																																																		
トレンチャ	暗渠排水管 （定尺管）	φ50～75	1.0	2.0																																																																		
		φ100	1.0	2.0																																																																		
	暗渠排水管 （ロール管）	φ50～75	φ60	1.0	2.0																																																																	
			φ75	1.0	1.0																																																																	
		土管・陶管	φ75	1.0	1.0																																																																	
			φ90	1.0	1.0																																																																	
バックホウ	暗渠排水管 （定尺管）	φ50～75	2.0	2.0																																																																		
		φ100	1.0	2.0																																																																		
	暗渠排水管 （ロール管）	φ50～75	φ60	2.0	2.0																																																																	
			φ75	1.0	2.0																																																																	
		土管・陶管	φ75	1.0	2.0																																																																	
			φ90	1.0	2.0																																																																	

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																															
<p>13-68 第13編 農業農村整備編 第10章 ほ場整備工 〔2〕独自基準 ⑤暗渠排水工</p>	<p>4-2 小運搬 4-2-1 人力小運搬 暗渠排水管（定尺管）の人力小運搬の施工歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 4.5 施工歩掛</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th style="text-align: right;">（1日当たり）</th> </tr> <tr> <th>資材名</th> <th>運搬距離</th> <th>日当り施工量（m）</th> <th>普通作業員（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暗渠排水管（定尺管）</td> <td>50m以下</td> <td>5,660</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1. 本歩掛には積込み、荷卸しを含む 2. 本表は、ほ場の一边に仮置されている資材を人肩又は手車により、ほ場内へ小運搬する作業に適用する。</p> <p>4-2-2 機械小運搬（不整地運搬車） （1）日当り施工量 機械小運搬（不整地運搬車）の日当り施工量は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 4.6 日当り施工量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th colspan="3" style="text-align: right;">（1日当たり）</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">資材名</th> <th rowspan="2">規格</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">運搬距離</th> </tr> <tr> <th>50m以下</th> <th>50mを超え 100m以下</th> <th>100mを超え 150m以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暗渠排水管（定尺管）</td> <td>排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式 積載質量2.0 t</td> <td>m</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>3,310</td> <td>3,160</td> </tr> <tr> <td>暗渠排水管（ロール管）</td> <td>クローラ型油圧ダンプ式 積載質量3.0 t</td> <td>〃</td> <td>2,580</td> <td>2,240</td> <td>1,890</td> </tr> <tr> <td>土管・陶管</td> <td>排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式 積載質量2.0 t</td> <td>ton</td> <td>7.2</td> <td>6.6</td> <td>6.0</td> </tr> <tr> <td>もみ殻</td> <td>排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式 積載質量2.0 t</td> <td>m3</td> <td>110</td> <td>94.4</td> <td>78.8</td> </tr> <tr> <td>碎石</td> <td>クローラ型油圧ダンプ式 積載質量3.0 t</td> <td>〃</td> <td>38.5</td> <td>32.9</td> <td>27.2</td> </tr> <tr> <td>粗雑類</td> <td>排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式 積載質量2.0 t</td> <td>〃</td> <td>155</td> <td>137</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）本表は、ほ場の一边に仮置されている資材を不整地運搬車により、ほ場内へ小運搬する作業に適用する。</p>				（1日当たり）	資材名	運搬距離	日当り施工量（m）	普通作業員（人）	暗渠排水管（定尺管）	50m以下	5,660	1.1				（1日当たり）			資材名	規格	単位	運搬距離			50m以下	50mを超え 100m以下	100mを超え 150m以下	暗渠排水管（定尺管）	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式 積載質量2.0 t	m	—	3,310	3,160	暗渠排水管（ロール管）	クローラ型油圧ダンプ式 積載質量3.0 t	〃	2,580	2,240	1,890	土管・陶管	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式 積載質量2.0 t	ton	7.2	6.6	6.0	もみ殻	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式 積載質量2.0 t	m3	110	94.4	78.8	碎石	クローラ型油圧ダンプ式 積載質量3.0 t	〃	38.5	32.9	27.2	粗雑類	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式 積載質量2.0 t	〃	155	137	120	<p style="color: red; font-size: 24px;">削除</p>
			（1日当たり）																																																														
資材名	運搬距離	日当り施工量（m）	普通作業員（人）																																																														
暗渠排水管（定尺管）	50m以下	5,660	1.1																																																														
			（1日当たり）																																																														
資材名	規格	単位	運搬距離																																																														
			50m以下	50mを超え 100m以下	100mを超え 150m以下																																																												
暗渠排水管（定尺管）	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式 積載質量2.0 t	m	—	3,310	3,160																																																												
暗渠排水管（ロール管）	クローラ型油圧ダンプ式 積載質量3.0 t	〃	2,580	2,240	1,890																																																												
土管・陶管	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式 積載質量2.0 t	ton	7.2	6.6	6.0																																																												
もみ殻	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式 積載質量2.0 t	m3	110	94.4	78.8																																																												
碎石	クローラ型油圧ダンプ式 積載質量3.0 t	〃	38.5	32.9	27.2																																																												
粗雑類	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式 積載質量2.0 t	〃	155	137	120																																																												

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																				
<p>13-68 第13編 農業農村整備編 第10章 ほ場整備工 〔2〕独自基準 ⑤暗渠排水工</p>	<p style="text-align: center;">（2）積卸し歩掛 積卸しの施工歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 4.7 施工歩掛</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">資材名</th> <th style="width: 60%;">普通作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暗渠排水管（定尺管）</td> <td>0.04人/100m</td> </tr> <tr> <td>暗渠排水管（ロール管）</td> <td>0.03人/100m</td> </tr> <tr> <td>土管・陶管</td> <td>0.54人/10ton</td> </tr> <tr> <td>もみ殻</td> <td>0.14人/10m³</td> </tr> <tr> <td>粗砕類</td> <td>0.09人/10m³</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">（注）砕石の積込みは別途計上とする。なお、荷卸しはダンプアップによる。</p> <p style="text-align: center;">5. 単価表 （1）トレンチャ掘削による暗渠排水工1日当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 25%;">規格</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 40%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表4.2</td> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>トレンチャ運転</td> <td>自走式・普通型 クローラ 35kw 最大掘削深1.3m級 排出ガス対策型 （第2次基準値）</td> <td>日</td> <td></td> <td>表4.3</td> </tr> <tr> <td>バックホウ運転</td> <td>クローラ型 山積0.28m³ （平積0.20m³）</td> <td>日</td> <td></td> <td>表4.3</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表4.4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資材名	普通作業員	暗渠排水管（定尺管）	0.04人/100m	暗渠排水管（ロール管）	0.03人/100m	土管・陶管	0.54人/10ton	もみ殻	0.14人/10m ³	粗砕類	0.09人/10m ³	名称	規格	単位	数量	摘要	世話役		人		表4.2	特殊作業員		〃		〃	普通作業員		〃		〃	トレンチャ運転	自走式・普通型 クローラ 35kw 最大掘削深1.3m級 排出ガス対策型 （第2次基準値）	日		表4.3	バックホウ運転	クローラ型 山積0.28m ³ （平積0.20m ³ ）	日		表4.3	普通作業員		人		表4.4	計					<p style="color: red; font-size: 24px;">➔ 削除</p>
資材名	普通作業員																																																					
暗渠排水管（定尺管）	0.04人/100m																																																					
暗渠排水管（ロール管）	0.03人/100m																																																					
土管・陶管	0.54人/10ton																																																					
もみ殻	0.14人/10m ³																																																					
粗砕類	0.09人/10m ³																																																					
名称	規格	単位	数量	摘要																																																		
世話役		人		表4.2																																																		
特殊作業員		〃		〃																																																		
普通作業員		〃		〃																																																		
トレンチャ運転	自走式・普通型 クローラ 35kw 最大掘削深1.3m級 排出ガス対策型 （第2次基準値）	日		表4.3																																																		
バックホウ運転	クローラ型 山積0.28m ³ （平積0.20m ³ ）	日		表4.3																																																		
普通作業員		人		表4.4																																																		
計																																																						

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																																
<p>13-68 第13編 農業農村整備編 第10章 ほ場整備工 〔2〕 独自基準 ⑤暗渠排水工</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(2) バックホウ掘削による暗渠排水工1日当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表4.2</td> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>バックホウ運転</td> <td>排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型 山積0.28m³ (平積0.20m³) 〔狭幅バケット装備〕</td> <td>日</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表4.4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 暗渠排水管（定尺管）人力小運搬 100m当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>施工単価コード</th> <th colspan="2">SV387</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.1×100/D</td> <td>表4.5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) D：日当り施工量</p> <p>(4) 機械小運搬（不整地運搬車）1日当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>施工単価コード</th> <th colspan="2">SV387</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不整地運搬車運転</td> <td>排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式積載質量2.0t 又はクローラ型油圧ダンプ式積載質量3.0t</td> <td>日</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td>表4.6</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>労務数× D/10 又は100</td> <td>表4.7</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) D：日当り施工量</p> </div>	名称	規格	単位	数量	摘要	世話役		人		表4.2	特殊作業員		〃		〃	普通作業員		〃		〃	バックホウ運転	排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型 山積0.28m ³ (平積0.20m ³) 〔狭幅バケット装備〕	日	1		普通作業員		人		表4.4	計							施工単価コード	SV387		名称	規格	単位	数量	摘要	普通作業員		人	1.1×100/D	表4.5	計							施工単価コード	SV387		名称	規格	単位	数量	摘要	不整地運搬車運転	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式積載質量2.0t 又はクローラ型油圧ダンプ式積載質量3.0t	日	1.0	表4.6	普通作業員		人	労務数× D/10 又は100	表4.7	計					<p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">削除</p>
名称	規格	単位	数量	摘要																																																																														
世話役		人		表4.2																																																																														
特殊作業員		〃		〃																																																																														
普通作業員		〃		〃																																																																														
バックホウ運転	排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型 山積0.28m ³ (平積0.20m ³) 〔狭幅バケット装備〕	日	1																																																																															
普通作業員		人		表4.4																																																																														
計																																																																																		
		施工単価コード	SV387																																																																															
名称	規格	単位	数量	摘要																																																																														
普通作業員		人	1.1×100/D	表4.5																																																																														
計																																																																																		
		施工単価コード	SV387																																																																															
名称	規格	単位	数量	摘要																																																																														
不整地運搬車運転	排出ガス対策型（第2次基準値） クローラ型油圧ダンプ式積載質量2.0t 又はクローラ型油圧ダンプ式積載質量3.0t	日	1.0	表4.6																																																																														
普通作業員		人	労務数× D/10 又は100	表4.7																																																																														
計																																																																																		

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																				
<p>13-68 第13編 農業農村整備編 第10章 ほ場整備工 〔2〕独自基準 ◎暗渠排水工</p>	<p style="text-align: center;">(5) 機械運転単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 20%;">規格</th> <th style="width: 15%;">適用単価表</th> <th style="width: 50%;">指定事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">トレンチャ</td> <td>自走式・普通型 クローラ型35kw</td> <td style="text-align: center;">機-18</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 機械損料数量→1.52</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">バックホウ</td> <td>排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型 山積0.28m3 (山積0.20m3)</td> <td style="text-align: center;">//</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量→34 機械損料数量→1.66</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">不整地運搬車</td> <td>排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型 油圧ダンプ式 積載質量2.0 t</td> <td style="text-align: center;">機-28</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量→14 機械賃料数量→1.55</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">不整地運搬車</td> <td>クローラ型 油圧ダンプ式 積載質量3.0 t</td> <td style="text-align: center;">機-18</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量→20 機械損料数量→1.57</td> </tr> </tbody> </table>	名称	規格	適用単価表	指定事項	トレンチャ	自走式・普通型 クローラ型35kw	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 機械損料数量→1.52	バックホウ	排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型 山積0.28m3 (山積0.20m3)	//	運転労務数量→1.00 燃料消費量→34 機械損料数量→1.66	不整地運搬車	排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型 油圧ダンプ式 積載質量2.0 t	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→14 機械賃料数量→1.55	不整地運搬車	クローラ型 油圧ダンプ式 積載質量3.0 t	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→20 機械損料数量→1.57	<p style="font-size: 2em; color: red;">➔ 削除</p>
名称	規格	適用単価表	指定事項																			
トレンチャ	自走式・普通型 クローラ型35kw	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 機械損料数量→1.52																			
バックホウ	排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型 山積0.28m3 (山積0.20m3)	//	運転労務数量→1.00 燃料消費量→34 機械損料数量→1.66																			
不整地運搬車	排出ガス対策型 (第2次基準値) クローラ型 油圧ダンプ式 積載質量2.0 t	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→14 機械賃料数量→1.55																			
不整地運搬車	クローラ型 油圧ダンプ式 積載質量3.0 t	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→20 機械損料数量→1.57																			

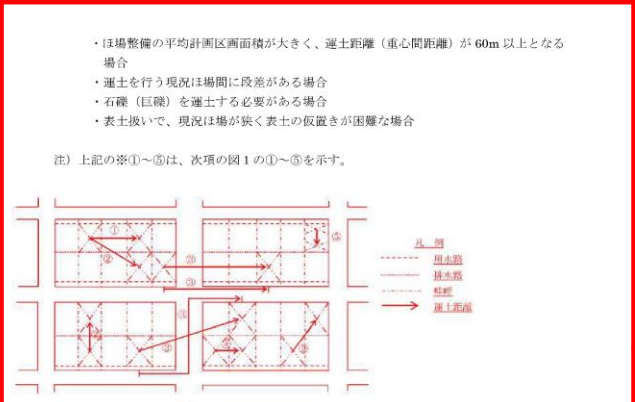
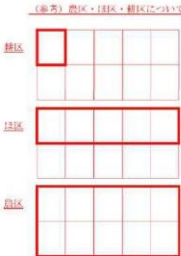
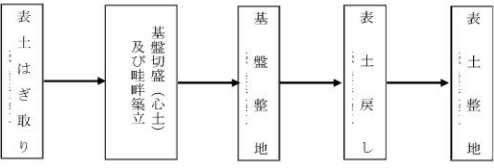
令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>13-68 第13編 農業農村整備編 第10章 ほ場整備工 [2] 独自基準 ⑭ほ場整備整地工 (標準区画0.3ha未満 バックホウによる施工)</p>	<p>8. ⑭ほ場整備整地工（標準区画0.3ha未満バックホウによる施工）</p> <p>1. 適用</p> <p>1-1-1 準用基準 本基準は「令和6年度建設工事積算基準（土木工事）」を準用し独自基準を制定しているものである。</p> <p>1-1-2 適用範囲 本歩掛は、計画平均区画面積が0.3ha未満の水田のほ場整備工事の表土整地、基盤整地等の作業で、区画面積や進入路が狭小でアトラクタでの施工が困難な場合におけるバックホウでの作業に要する運転時間の算定に適用する。ただし、現況地形の平均勾配が1/10を超える急傾斜地及び極端に扱い土量の少ない平坦地の場合（現況水田の高低差が±10cm程度以下）には、「令和5年度建設工事積算基準 第10章 水田整地工」を適用する。 また、工事の内容及び条件等が本歩掛に示されている適用条件により難い場合は適正と認められる実績又は資料によるものとする。</p> <p>1-1-3 本歩掛におけるほ場整備面積とは、出来上りの作付面積（水張り面積）に畦畔面積を加えたものをいい、道路敷地、水路敷地は含まない。なお、本歩掛における均平工法は、乾土均平又は湛水均平とし均平度は±5cmを標準とする。</p> <p>1-2 本歩掛で算定する運転時間は、次のとおりである。</p> <p>1-2-1 表土はき取り及び表土戻しに要する時間</p> <p>1-2-2 基盤切盛に要する時間</p> <p>1-2-3 整地工に要する時間（表土整地、基盤整地）</p> <p>1-2-4 畦畔築立に要する時間（畦畔用土の盛土及び転圧）</p> <p>1-2-5 道路用土の集積、旧排水路の埋戻し、用排水路掘削の残土整地に要する時間</p> <p>1-3 本歩掛には、次の作業は含まれていないため、必要な場合は別途計上する。</p> <p>1-3-1 用排水路掘削に使用するバックホウ等の運転時間</p> <p>1-3-2 客土及び道路用土等の地区外からの搬入、地区内からの搬出</p> <p>1-3-3 畑地の移設、クレーク等の埋立て等、大規模な扱い土量のある場合</p> <p>1-3-4 道路用土のまき出し転圧</p> <p>1-3-5 湧水及び溜地帯等の仮排水路の掘削作業</p> <p>1-3-6 畦畔築立の法面仕上げ</p> <p>1-3-7 面的な抜排根（樹園地等）</p> <p>1-3-8 積込みから運搬（不整地運搬車、ダンプトラック等）までの作業を別に行う必要がある 次のような場合には、その積込み運搬作業に係る費用</p> <p>(1) 筆外運土</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一耕区内で切盛等の調整がつかない以下のような現場条件の場合 1. ほ区内筆外運土（バックホウ+不整地運搬車）※① <ul style="list-style-type: none"> ・ 耕区をまたいで運土する場合 2. 農区内筆外運土（バックホウ+不整地運搬車）※② <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路を横断する場合 3. 農区外筆外運土（バックホウ+不整地運搬車、バックホウ+ダンプトラック）※③ <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路を横断する場合 4. ほ区内筆外運土（バックホウ+不整地運搬車）※④ <ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場整備の平均計画区画面積が大きく、運土距離（重心間距離）が60m以上となる場合 ・ 運土を行う現況ほ場間に段差がある場合 ・ 石礫（巨礫）を運搬する必要がある場合 <p>(2) 筆内運土</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 筆内で、以下のような現場条件の場合 1. 耕区内筆内運土（バックホウ+不整地運搬）※⑤ 	<p style="color: red; font-size: 2em;">➔ 削除</p>


令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>13-68 第13編 農業農村整備編 第10章 ほ場整備工 [2] 独自基準 ⑭ほ場整備整地工 （標準区画0.3ha未満 バックホリによる施工）</p>	<div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場整備の平均計画区画面積が大きく、運土距離（重心間距離）が60m以上となる場合 ・運土を行う現況ほ場間に段差がある場合 ・石礫（巨礫）を運土する必要がある場合 ・表土扱いで、現況ほ場が狭く表土の仮置きが困難な場合 <p>注）上記の※①～⑤は、次項の図1の①～⑤を示す。</p>  <p style="text-align: center;">図1</p> <p>（備考）農区・ほ区・畦区について</p>  <p>2. 施工概要 施工フローは、次図を標準とする。</p>  </div>	<p style="font-size: 2em; color: red;">➔ 削除</p>

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																											
<p>13-68 第13編 農業農村整備編 第10章 ほ場整備工 [2] 独自基準 ⑭ほ場整備整地工 (標準区画0.3ha未満 バックホウによる施工)</p>	<p>3. 機種の選定 施工機械は作業内容ごとに以下の表に示す機械を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 3-1 標準機種</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">作業内容</th> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 60%;">規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">表土はぎ</td> <td rowspan="2">バックホウ</td> <td>排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型</td> </tr> <tr> <td>山積0.80m³（平積0.60m³）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">基盤切盛</td> <td rowspan="2">バックホウ</td> <td>排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型</td> </tr> <tr> <td>山積0.80m³（平積0.60m³）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">畦畔築立</td> <td rowspan="2">バックホウ</td> <td>排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型</td> </tr> <tr> <td>山積0.45m³（平積0.35m³）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">基盤整地</td> <td rowspan="2">バックホウ</td> <td>排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型</td> </tr> <tr> <td>山積0.45m³（平積0.35m³）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表土戻し</td> <td rowspan="2">バックホウ</td> <td>排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型</td> </tr> <tr> <td>山積0.45m³（平積0.35m³）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表土整地</td> <td rowspan="2">バックホウ</td> <td>排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型</td> </tr> <tr> <td>山積0.45m³（平積0.35m³）</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 施工歩掛</p> <p>4-1 運転時間等算定基準（標準機種による1ha当り運転時間） バックホウの運転時間は、次により算出する。（時間は小数第2位を四捨五入して第1位まで算出する。）</p> <p>4-1-1 バックホウの運転時間（TB） バックホウの運転時間は、次の算定式によって求める。</p> <p>(1) 表土扱いを行わない場合の運転時間（TBa） TBa = t4 + t5 + t6 (hr/ha)</p> <p>(2) 表土扱いをほぎ取り戻し工法で行う場合の運転時間（TBc） TBc = t1 + t2 + t3 + t4 + t5 + t6 (hr/ha)</p> <p>t1: ほぎ取り戻し工法で表土をほぎ取る時間 (hr/ha) t1 = 191.4A + 151.9B - 0.2</p> <p>t2: ほぎ取り戻し工法で表土戻しを行う時間 (hr/ha) t2 = 669.0A + 14.5F - 44.3</p> <p>t3: ほぎ取り戻し工法で表土整地を行う時間 (hr/ha) t3 = 578.8A - 17.9</p> <p>t4: 基盤切盛を行う時間 (hr/ha) t4 = 14273.8A × B + 268.5</p> <p>t5: 畦畔築立を行う時間 (hr/ha) t5 = 188.3A + 97.0</p> <p>t6: 基盤整地を行う時間 (hr/ha) t6 = 635.5A + 245.4</p>	作業内容	名称	規格	表土はぎ	バックホウ	排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型	山積0.80m ³ （平積0.60m ³ ）	基盤切盛	バックホウ	排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型	山積0.80m ³ （平積0.60m ³ ）	畦畔築立	バックホウ	排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型	山積0.45m ³ （平積0.35m ³ ）	基盤整地	バックホウ	排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型	山積0.45m ³ （平積0.35m ³ ）	表土戻し	バックホウ	排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型	山積0.45m ³ （平積0.35m ³ ）	表土整地	バックホウ	排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型	山積0.45m ³ （平積0.35m ³ ）	<p>削除</p> 
作業内容	名称	規格																											
表土はぎ	バックホウ	排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型																											
		山積0.80m ³ （平積0.60m ³ ）																											
基盤切盛	バックホウ	排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型																											
		山積0.80m ³ （平積0.60m ³ ）																											
畦畔築立	バックホウ	排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型																											
		山積0.45m ³ （平積0.35m ³ ）																											
基盤整地	バックホウ	排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型																											
		山積0.45m ³ （平積0.35m ³ ）																											
表土戻し	バックホウ	排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型																											
		山積0.45m ³ （平積0.35m ³ ）																											
表土整地	バックホウ	排出ガス対策型（第3次基準値） クローラ型																											
		山積0.45m ³ （平積0.35m ³ ）																											

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																					
<p>13-68 第13編 農業農村整備編 第10章 ほ場整備工 〔2〕 独自基準 ⑭ ほ場整備整地工 （標準区画0.3ha未満 バックホウによる施工）</p>	<p>A：計画平均区画面積（ha） A＝対象地区の区画面積計/区画（筆）数 B：計画区画短辺方向の現況平均勾配 B＝勾配（例 1/200→0.005） F：整備前のほ場からほぎ取る表土の厚さ（cm） ただし、算定式で求めたt1からt6の各々の値が、3（hr/ha）以下の場合に3（hr/ha）とする。</p> <p>4-1-2 バックホウの日当り運転時間（TBD） バックホウの日当り運転時間（TBD）は次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 4.1 日当り運転時間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">作業内容</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 30%;">数量 (1日当り)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表土はぎ</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">h</td> <td style="text-align: center;">6.0</td> </tr> <tr> <td>表土戻し</td> <td style="text-align: center;">6.9</td> </tr> <tr> <td>表土整地</td> <td style="text-align: center;">7.0</td> </tr> <tr> <td>基盤切盛</td> <td style="text-align: center;">6.6</td> </tr> <tr> <td>基盤整地</td> <td style="text-align: center;">7.3</td> </tr> <tr> <td>畦畔築立</td> <td style="text-align: center;">6.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>4-2 労務歩掛 表土整地及び基盤整地の労務歩掛は、次表を標準とする。 なお、普通作業員は、隔部の整地等の機械作業の補助、雑物除去及び軽微な仮排水（水切り）の作業に係る労務である。</p> <p style="text-align: center;">表 4.2 労務歩掛</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">作業内容</th> <th style="width: 35%;">世話役（TR1）</th> <th style="width: 35%;">普通作業員（TR2） (人/ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表土はぎとり集積</td> <td style="text-align: center;">0.8</td> <td style="text-align: center;">1.4</td> </tr> <tr> <td>表土戻し</td> <td style="text-align: center;">1.7</td> <td style="text-align: center;">2.7</td> </tr> <tr> <td>表土整地</td> <td style="text-align: center;">2.6</td> <td style="text-align: center;">4.8</td> </tr> <tr> <td>基盤切盛</td> <td style="text-align: center;">2.8</td> <td style="text-align: center;">4.3</td> </tr> <tr> <td>基盤整地</td> <td style="text-align: center;">8.0</td> <td style="text-align: center;">14.2</td> </tr> <tr> <td>畦畔築立</td> <td style="text-align: center;">0.8</td> <td style="text-align: center;">2.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 土層改良を目的とする徐礫は含まない。</p> <p>4-3 運転労務 4-3-1 バックホウの運転労務は、別途計上する。</p>	作業内容	単位	数量 (1日当り)	表土はぎ	h	6.0	表土戻し	6.9	表土整地	7.0	基盤切盛	6.6	基盤整地	7.3	畦畔築立	6.9	作業内容	世話役（TR1）	普通作業員（TR2） (人/ha)	表土はぎとり集積	0.8	1.4	表土戻し	1.7	2.7	表土整地	2.6	4.8	基盤切盛	2.8	4.3	基盤整地	8.0	14.2	畦畔築立	0.8	2.0	<p style="color: red; font-size: 2em;">→ 削除</p>
作業内容	単位	数量 (1日当り)																																					
表土はぎ	h	6.0																																					
表土戻し		6.9																																					
表土整地		7.0																																					
基盤切盛		6.6																																					
基盤整地		7.3																																					
畦畔築立		6.9																																					
作業内容	世話役（TR1）	普通作業員（TR2） (人/ha)																																					
表土はぎとり集積	0.8	1.4																																					
表土戻し	1.7	2.7																																					
表土整地	2.6	4.8																																					
基盤切盛	2.8	4.3																																					
基盤整地	8.0	14.2																																					
畦畔築立	0.8	2.0																																					

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																																																														
<p>13-68 第13編 農業農村整備編 第10章 ほ場整備工 〔2〕 独自基準 ⑭ ほ場整備整地工 (標準区画0.3ha未満 バックホウによる施工)</p>	<p>4-4 諸経費 諸経費はレーザーマシンの発光器及び受光器の費用であり、労務費、機械賃料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を計上する。対象工種は、表土整地、基盤整地である。</p> <p style="text-align: center;">表 4.3 諸雑費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: right;">(%)</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">作業内容</th> <th style="width: 30%;">諸雑費率</th> <th style="width: 20%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表土整地</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基盤整地</td> <td style="text-align: center;">1.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 単価表 (1) ほ場整備整地工1ha当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ運転</td> <td>表3.1</td> <td>日</td> <td>TB/TBD</td> <td></td> </tr> <tr> <td>世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td>TR1</td> <td>表4.2</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td>TR2</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表4.3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 単価表を用いる数量について バックホウの運転時間、補助労務の算出に当たっては、「4. 施工歩掛」より必要な作業を各項目毎に算定し、次表を参考に組合せて算出する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5"></th> <th style="text-align: right;">(1ha当り)</th> </tr> <tr> <th>工法</th> <th>作業</th> <th>バックホウ 運転 TB</th> <th>世話役 TR1</th> <th>普通 作業員 TR2</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">はぎ取り戻し工法</td> <td>表土はぎ</td> <td>t 1</td> <td>0.8</td> <td>1.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表土戻し</td> <td>t 2</td> <td>1.7</td> <td>2.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表土整地</td> <td>t 3</td> <td>2.6</td> <td>4.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表土戻し+表土整地</td> <td>t 2+ t 3</td> <td>4.3</td> <td>7.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表土はぎ+表土戻し +表土整地</td> <td>t 1+ t 2+ t 3</td> <td>5.1</td> <td>8.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">基盤切盛+畦畔築立</td> <td>t 4+ t 5</td> <td>3.6</td> <td>6.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">基盤整地</td> <td>t 6</td> <td>8.0</td> <td>14.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">基盤切盛+畦畔築立+基盤整地</td> <td>t 4+ t 5+ t 6</td> <td>11.6</td> <td>20.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">〔表土扱いを行わない場合〕</td> <td>(TBa)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">はぎ取り戻し工法 (表土はぎ+表土戻し+表土整地) +基盤切盛+畦畔築立+基盤整地 〔表土扱いをはぎ取り戻し工法で行う場合〕</td> <td>t 1+ t 2+ t 3+ TBa (T Bc)</td> <td>16.7</td> <td>29.4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			(%)	作業内容	諸雑費率		表土整地	1.0		基盤整地	1.0		名称	規格	単位	数量	摘要	バックホウ運転	表3.1	日	TB/TBD		世話役		人	TR1	表4.2	普通作業員		〃	TR2	〃	諸雑費		式	1	表4.3	計										(1ha当り)	工法	作業	バックホウ 運転 TB	世話役 TR1	普通 作業員 TR2		はぎ取り戻し工法	表土はぎ	t 1	0.8	1.4		表土戻し	t 2	1.7	2.7		表土整地	t 3	2.6	4.8		表土戻し+表土整地	t 2+ t 3	4.3	7.5		表土はぎ+表土戻し +表土整地	t 1+ t 2+ t 3	5.1	8.9		基盤切盛+畦畔築立		t 4+ t 5	3.6	6.3		基盤整地		t 6	8.0	14.2		基盤切盛+畦畔築立+基盤整地		t 4+ t 5+ t 6	11.6	20.5		〔表土扱いを行わない場合〕		(TBa)				はぎ取り戻し工法 (表土はぎ+表土戻し+表土整地) +基盤切盛+畦畔築立+基盤整地 〔表土扱いをはぎ取り戻し工法で行う場合〕		t 1+ t 2+ t 3+ TBa (T Bc)	16.7	29.4		<p>→ 削除</p>
		(%)																																																																																																														
作業内容	諸雑費率																																																																																																															
表土整地	1.0																																																																																																															
基盤整地	1.0																																																																																																															
名称	規格	単位	数量	摘要																																																																																																												
バックホウ運転	表3.1	日	TB/TBD																																																																																																													
世話役		人	TR1	表4.2																																																																																																												
普通作業員		〃	TR2	〃																																																																																																												
諸雑費		式	1	表4.3																																																																																																												
計																																																																																																																
					(1ha当り)																																																																																																											
工法	作業	バックホウ 運転 TB	世話役 TR1	普通 作業員 TR2																																																																																																												
はぎ取り戻し工法	表土はぎ	t 1	0.8	1.4																																																																																																												
	表土戻し	t 2	1.7	2.7																																																																																																												
	表土整地	t 3	2.6	4.8																																																																																																												
	表土戻し+表土整地	t 2+ t 3	4.3	7.5																																																																																																												
	表土はぎ+表土戻し +表土整地	t 1+ t 2+ t 3	5.1	8.9																																																																																																												
基盤切盛+畦畔築立		t 4+ t 5	3.6	6.3																																																																																																												
基盤整地		t 6	8.0	14.2																																																																																																												
基盤切盛+畦畔築立+基盤整地		t 4+ t 5+ t 6	11.6	20.5																																																																																																												
〔表土扱いを行わない場合〕		(TBa)																																																																																																														
はぎ取り戻し工法 (表土はぎ+表土戻し+表土整地) +基盤切盛+畦畔築立+基盤整地 〔表土扱いをはぎ取り戻し工法で行う場合〕		t 1+ t 2+ t 3+ TBa (T Bc)	16.7	29.4																																																																																																												

令和6年度 建設工事積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																			
<p>13-68 第13編 農業農村整備編 第10章 ほ場整備工 〔2〕 独自基準 ⑭ ほ場整備整地工 （標準区画0.3ha未満 バックホウによる施工）</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">（2）機械運転単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業内容</th> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>適用単価表</th> <th>指定事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表土はぎ</td> <td>バックホウ</td> <td>排出ガス対策型 （第3次基準値） クローラ型 山積0.80m3級 （平積0.6m3）</td> <td>機-28</td> <td>機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→90 機械賃料数量→1.91</td> </tr> <tr> <td>基盤切盛</td> <td>バックホウ</td> <td>排出ガス対策型 （第3次基準値） クローラ型 山積0.80m3級 （平積0.6m3）</td> <td>機-28</td> <td>機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→99 機械賃料数量→1.89</td> </tr> <tr> <td>畦畔築立</td> <td>バックホウ</td> <td>排出ガス対策型 （第3次基準値） クローラ型 山積0.45m3級 （平積0.35m3）</td> <td>機-28</td> <td>機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→59 機械賃料数量→2.04</td> </tr> <tr> <td>基盤整地</td> <td>バックホウ</td> <td>排出ガス対策型 （第3次基準値） クローラ型 山積0.45m3級 （平積0.35m3）</td> <td>機-28</td> <td>機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→63 機械賃料数量→1.82</td> </tr> <tr> <td>表土戻し</td> <td>バックホウ</td> <td>排出ガス対策型 （第3次基準値） クローラ型 山積0.45m3級 （平積0.35m3）</td> <td>機-28</td> <td>機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→59 機械賃料数量→2.14</td> </tr> <tr> <td>表土整地</td> <td>バックホウ</td> <td>排出ガス対策型 （第3次基準値） クローラ型 山積0.45m3級 （平積0.35m3）</td> <td>機-28</td> <td>機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→60 機械賃料数量→1.77</td> </tr> </tbody> </table> </div>	作業内容	名称	規格	適用単価表	指定事項	表土はぎ	バックホウ	排出ガス対策型 （第3次基準値） クローラ型 山積0.80m3級 （平積0.6m3）	機-28	機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→90 機械賃料数量→1.91	基盤切盛	バックホウ	排出ガス対策型 （第3次基準値） クローラ型 山積0.80m3級 （平積0.6m3）	機-28	機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→99 機械賃料数量→1.89	畦畔築立	バックホウ	排出ガス対策型 （第3次基準値） クローラ型 山積0.45m3級 （平積0.35m3）	機-28	機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→59 機械賃料数量→2.04	基盤整地	バックホウ	排出ガス対策型 （第3次基準値） クローラ型 山積0.45m3級 （平積0.35m3）	機-28	機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→63 機械賃料数量→1.82	表土戻し	バックホウ	排出ガス対策型 （第3次基準値） クローラ型 山積0.45m3級 （平積0.35m3）	機-28	機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→59 機械賃料数量→2.14	表土整地	バックホウ	排出ガス対策型 （第3次基準値） クローラ型 山積0.45m3級 （平積0.35m3）	機-28	機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→60 機械賃料数量→1.77	<p style="color: red; font-size: 1.2em;">➔ 削除</p>
作業内容	名称	規格	適用単価表	指定事項																																	
表土はぎ	バックホウ	排出ガス対策型 （第3次基準値） クローラ型 山積0.80m3級 （平積0.6m3）	機-28	機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→90 機械賃料数量→1.91																																	
基盤切盛	バックホウ	排出ガス対策型 （第3次基準値） クローラ型 山積0.80m3級 （平積0.6m3）	機-28	機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→99 機械賃料数量→1.89																																	
畦畔築立	バックホウ	排出ガス対策型 （第3次基準値） クローラ型 山積0.45m3級 （平積0.35m3）	機-28	機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→59 機械賃料数量→2.04																																	
基盤整地	バックホウ	排出ガス対策型 （第3次基準値） クローラ型 山積0.45m3級 （平積0.35m3）	機-28	機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→63 機械賃料数量→1.82																																	
表土戻し	バックホウ	排出ガス対策型 （第3次基準値） クローラ型 山積0.45m3級 （平積0.35m3）	機-28	機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→59 機械賃料数量→2.14																																	
表土整地	バックホウ	排出ガス対策型 （第3次基準値） クローラ型 山積0.45m3級 （平積0.35m3）	機-28	機械運転労務数量→1.00 燃料消費量→60 機械賃料数量→1.77																																	